

兵庫教育大学連合学校教育学研究科共同研究プロジェクト

プロジェクトC

青少年の危険行動と学校教育  
- 総合的発達支援及び養護性の育成 -

平成15年～17年度

## プロジェクトC研究班

(チームリーダー) 勝野 眞吾	兵庫教育大学・教授・生活・健康系 教育連合講座／副学長
松村 京子	兵庫教育大学・教授・生活・健康系 教育連合講座
渡邊 満	兵庫教育大学・教授・生活・健康系 教育連合講座
西岡 伸紀	兵庫教育大学・教授・生活・健康系 教育連合講座
今塩屋隼男	兵庫教育大学・教授・学校教育臨 床連合講座
高橋 香代	岡山大学・教授・生活・健康系教育 連合講座
吉本佐雅子	鳴門教育大学・教授・生活・健康系 教育連合講座
藤生英行	上越教育大学・助教授・学校教育 臨床連合講座
永井純子	生活・健康系教育連合講座修了生
(大学院生)	
森脇裕美子	兵庫教育大学・生活健康系教育連 合講座
多田由紀子	兵庫教育大学・学校教育臨床連合 講座

## 研究経費

平成15年度	6,000,000 円
平成16年度	4,000,000 円
平成17年度	2,670,000 円
合計	12,670,000 円

## 研究成果

### < 著書 >

- 1) Katsuno Shingo et al. CURRENT STATUS OF DRUG ABUSE AMONG JAPANESE YOUTH. WHO, in press
- 2) 松村京子編（勝野眞吾，西岡伸紀共著），情動知能を育む教育。ナカニシヤ出版（京都），総ページ数 150，2006
- 3) 勝野眞吾編著（吉本佐雅子，西岡伸紀共著），世界の薬物乱用防止教育，薬事日報社（東京），総ページ数 195，2004

### < 学会誌等（下線は全国レベル雑誌） >

- 1) 勝野眞吾，喫煙、飲酒、薬物乱用防止，学校保健の動向，87-93，2005
- 2) 西岡伸紀，青少年の喫煙行動および喫煙防止教育，学校保健研究，47，382-388，2005
- 3) 西岡伸紀，未成年者への喫煙防止教育プログラム-教育内容と学習方法および評価-保健医療科学，54，319-325，2005
- 4) 勝野眞吾 他，学校における包括的喫煙防止教育-米国における評価研究-，学校教育学研究，16，159-166，2005
- 5) 渡邊満 他，学び合う共同体の構築をめざす道德教育の研究-総合的な学習の時間における法教育と道德の時間における道德教育の相互連携の可能性-，兵庫教育大学研究紀要，27，15-28，2005
- 6) 渡邊満，「心を育てるとは」とはどういうことか，教育のあゆみ，10-15，2005
- 7) 渡邊満，ルールとモラルを考える道德教育，兵庫教育14-19，2005
- 8) 高崎浩史・藤生英行 2005 中学生の抑うつとの関係する要因の検討-学校における抑うつ一次予防プログラム作成のための予備研究 日本カウンセリング学会第38回大会発表論文集 Pp.159-160.
- 9) 高橋香代 他，テレビ・ビデオの長時間視聴が幼児の言語発達に及ぼす影響，日本小児科学会雑誌，108，1391-1397，2004
- 10) 勝野眞吾，現代の健康課題と学校健康教育-期待と可能性-，学校保健研究，45，479-484，2004
- 11) Kelli Komro，西岡伸紀，プロジェクト・ノースランド-青少年の飲酒予防のための学校・家庭・地域社会連携プログラム-，学校保健研究，45，490-494，2004
- 12) 西岡伸紀 他，たばこのない学校，学校保健研究，45，502-504，2004
- 13) 渡邊満 他，教育的行為としてのコミュニケーション的行為の実践化に向けて，兵庫教育大学研究紀要，25，11-20，2004

### < 学会発表 >

- 1) 西岡伸紀他，保健学習における喫煙，飲酒，薬物乱用防止教育の短期的効果-小学校6年生に対する前後比較調査の結果-，第52回日本学校保健学会（仙台）2005

- 2) 西岡伸紀他、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育実施のための公的既製資源の活用, 第51回日本学校保健学会(新潟)2004
- 3) 勝野真吾他、薬物乱用防止教育に関する国際比較研究—米国 Project Northland の学校教育カリキュラム構成について, 第51回日本学校保健学会(新潟)2004
- 4) 勝野真吾他、薬物乱用防止システムの国際比較研究第22報 オーストラリアの喫煙・飲酒の実態, 第51回日本学校保健学会(新潟)2004
- 5) 勝野真吾他、薬物乱用防止システムの国際比較研究第23報 —オーストラリアの喫煙・飲酒の実態—, 第51回日本学校保健学会(新潟)2004

#### <研究班会議>

##### 第1回(平成15年度)研究班会議

平成16年2月17日(火) 午前10時~午後4時

大阪ガーデンパレス3F

##### 第2回(平成16年度)研究班会議

平成17年2月15日(火) 午前11時~午後4時

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科大阪サテライト4F

多目的スペース

#### <外部資金獲得>

1. 「2005年度 未成年者飲酒予防基金(アサヒビール株式会社)」による研究助成  
助成額 1,000,000 円

はじめに

急激な少子・高齢化や国際化、情報化などわが国の社会は大きく変化している。それに伴い、青少年には、いじめ、喫煙・飲酒・薬物乱用、性の逸脱行動、過食・拒食、自殺、暴力等の少年犯罪などの深刻な問題が多発している。これらのいわゆる「危険行動」は、行為の結果が重大であり、対処療法が困難であるため、一次予防が極めて重要である。また近年、LD、ADHD と反社会的及び非社会的非行との関連性が指摘されており、危険行動防止にはその背景要因を踏まえる必要がある。

一方、家庭・地域では、子どもに対する暴力や性犯罪、親による虐待など、子どもが危険行動の犠牲者となる凄惨な事件が後を絶たない。これらの危険行動や事件の発生には現在社会の在り方そのものが深く関係しているため、対策は、教育と環境の整備・改善を多面的に実施する総合的なものでなければならない。すなわち、青少年の問題対処能力の形成、物理的・社会的環境の整備・改善、学校・家庭・地域の連携による推進などを併せ持つ必要がある。総合的な対策の中で、多数の子どもたちに働きかけることができ柔軟性に富む学校教育は、非常に重要な役割を果たすことができる。学校教育は、その直接的機能である問題対処能力の形成や家庭・地域等との連携に加えて、一見無関係である環境整備についても、その重要性の認識や改善のための諸能力を子どもたちに形成することができる。このように学校教育の可能性は極めて高く、その機能は、危険行動防止のための総合的な発達支援を行うものと言えよう。さらには、子どもたちが、将来、暴力や虐待の当事者になることを防ぎ、住民として地域の子どもたちを育成することからすれば、身近な人々や家族に対する養護性の育成を目指すものとも言える。兵庫教育大学附属小学校で文部科学省開発研究として特設教科「人間発達科」を立ち上げ、学校教育のなかで社会性・養護性を育もうとする取り組みを実施している。その取り組みを学校から家庭、地域へと展開させることが期待されている。

本研究は、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科を構成する兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、岡山大学に在籍する研究者の学際的共同研究により、青少年の危険行動防止を目指と共に、子どもたちの総合的発達を支援し養護性を育てるプログラムを開発することをめざしたものである。

## I. 青少年の危険行動と学校教育

### 現代の健康課題：青少年の危険行動

米国の疾病管理・予防センター（CDC; Centers for Disease Control and Prevention）は1990年代の始めに、「危険行動（Risk Behavior：個人の健康や社会に対して危険度の高い行動）」という新しい概念で現代の健康・社会問題を総合的にとらえる試みを始めた<sup>1)</sup>。この概念は現代の多様な健康課題を分析することから生まれた。CDCは「危険行動」を6つに整理、これらの危険行動の抑制または低減が現代社会の健康問題の解決のための具体的戦略となると提言した。この6つの危険行動には2つの特徴がある。第1は相互に関連性が強いことである。6つの危険行動はそれぞれが単独に起こるのではなく、ほとんどのケースで重複して起こる。このため、その予防やすでに始まってしまった危険行動への対応には総合的な視点が不可欠になる。第2は6つの危険行動はいずれも小児期から青少年期にかけてそのきっかけが起って始まり、成長するにつれて固定化し、質的にも量的にも進行することである。この事実からCDCは、特に「青少年の危険行動（Youth Risk Behavior）」という用語を用いている（表1）。

このような分析をもとに、CDCは、現代の健康課題には青少年期が極めて重要な意味を持つことを指摘し、その解決のためには、小児期から青少年期に系統的な働きかけをすることが必要であることを示した。

表1. 青少年の6つの危険行動

- 
1. 故意または不慮の事故に関係する行動
  2. 喫煙
  3. 飲酒および薬物乱用
  4. 望まない妊娠、HIV/AIDSを含む性感染症に関係する性行動
  5. 不健康な食生活・食行動
  6. 運動不足（低い身体活動）
- 

- 6つの危険行動は相互に関連性が強い
- 6つの危険行動は青少年期に確立され、大人になるにつれて固定化し、進行する

図1及び図2は、CDCのこの考え方を支持する米国の最新のデータである<sup>2), 3)</sup>。2つの図に明らかなように、喫煙を経験した高校生は喫煙をしない高校生に比べて、すべての危険行動の頻度が高い。また、喫煙開始年齢のピークは14-15歳にあり、この時期を過ぎてから喫煙を始める者は著しく少ない。同様の結果は、欧州<sup>4)</sup>や我が国<sup>5)</sup>における調査でも得られており、CDCの提唱した「青少年の危険行動（Youth Risk Behavior）」という概念は普遍性を持つと考えられる。

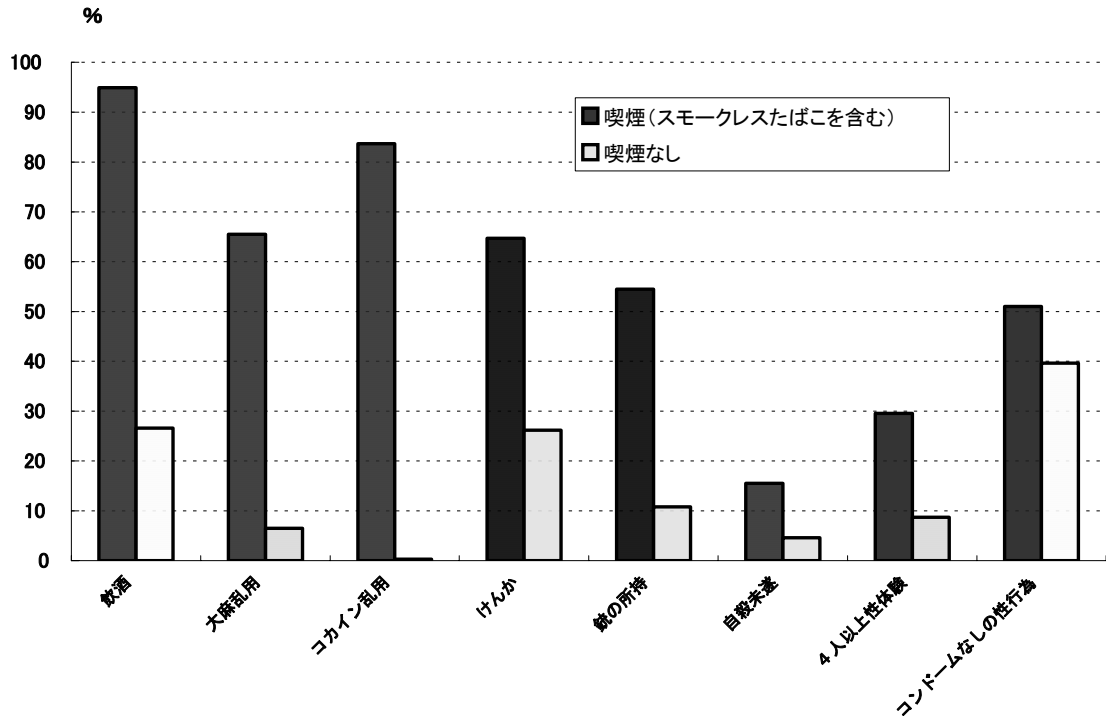


図1. 米国の高校生喫煙とその他の危険行動との関連 <sup>2)</sup>

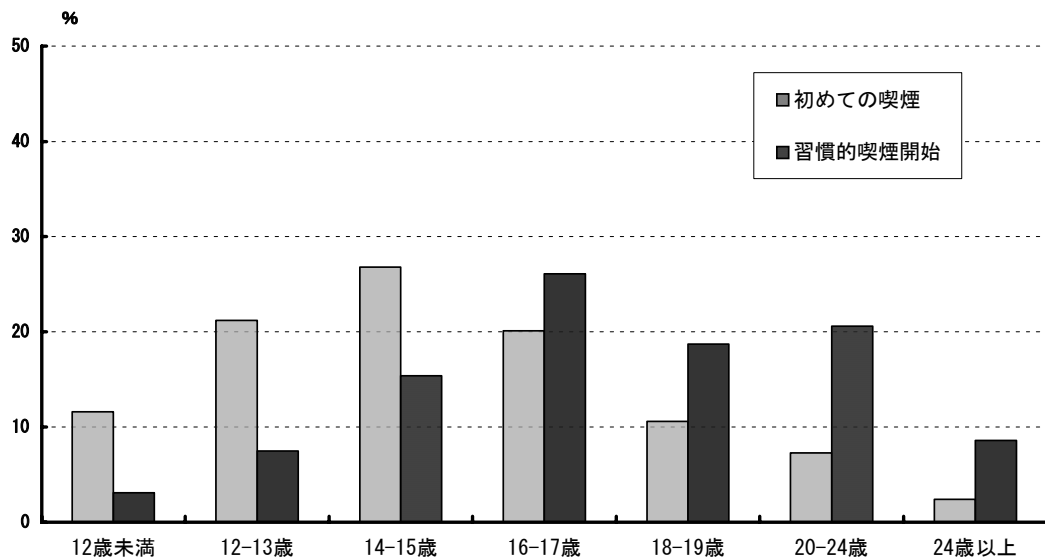
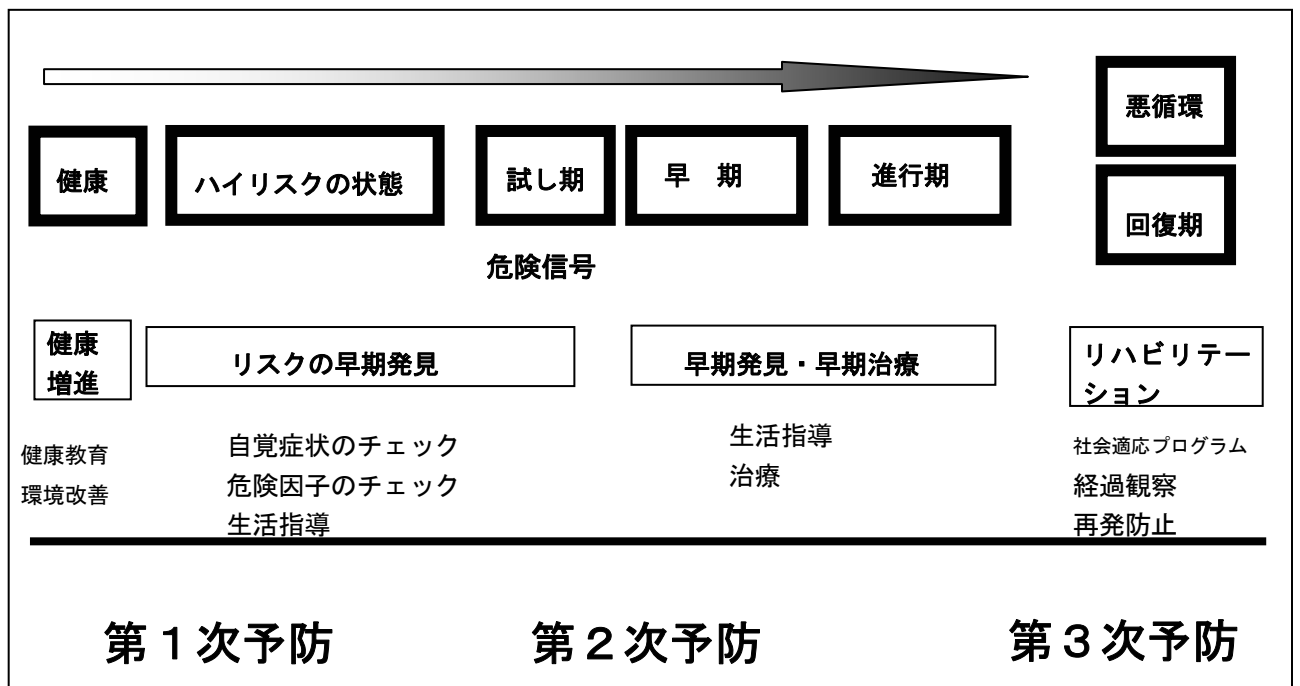


図2. 喫煙開始年齢および習慣的に喫煙を始めた年齢 <sup>3)</sup>

### 学校健康教育への期待

現代の健康課題は、いずれもいったん発生したり、発症するとその後の対応が難しいという共通の特性を持っている。このため一次予防が重視されるが、一次予防の対象は異常を示さない健常者であり、多くの場合、青少年である。そして、一次予防の具体的働きかけの方法は健康教育と環境改善である（図3）。



## 図3 危険行動の自然史と予防対策

危険行動の起こりやすい青少年期は学齢期とほぼ重なる。学校はこの年齢層全体にそれぞれの発育・発達段階を踏まえて、系統的な働きかけができる。また、学校は教師という教育の専門家集団がおり、教育のための施設、教材などを備えた場である。さらに学校は家庭や地域社会に対しても影響力を持っている。新しい健康課題が問題にされるたびに、学校教育の充実が叫ばれるが、これは、一次予防が重視される現代の健康課題解決にあたって、学校が極めて重要な位置にあるからであり、学校にはその役割を積極的に果たすことが期待されているからである。マスメディアなどには、起こってしまった危険行動に対する対処療法的視点（二次予防、三次予防）から学校教育の反省を促す論調もみられるが、学校教育の果たすべき役割の本質は一次予防にある。



学校健康教育に求められるもの

学校における健康教育に求められているのは個々の健康課題に対する狭い視野からの対処療法的な対策ではなく、一次予防の視点に立つ包括的な健康教育である。表2は学校健康教育に求められるものをまとめたものである。

表2. 学校健康教育に求められるもの

---

・ 第1次予防の視点

Primary Prevention

・ 科学的根拠に基づく 健康教育

Evidence-based/Science-based Health Education

・ 新しい手法：ライフスキル教育

Life skills-based Health Education

・ 評価とフィードバック

Evaluation and Feedback

・ 連携と共同作業

Linkage and Collaboration

---

科学的根拠に基づく学校健康教育

健康教育はマイルドではあっても、対象である児童・生徒に「働きかけ (Intervention: 介入)」を行うことである。従って、科学的根拠に基づくことが必須の条件である。図4は、血液中のコレステロールなどの生活習慣病の危険因子にはTracking現象があることを示したものである。Tracking現象とは正常範囲内であっても小児期にその年齢層のなかで高値域にあるものは成長後も高値域にとどまる確率が高いという現象であり、生活習慣病予防には小児期からの働きかけが必要であることを科学的に示したものである。この知見は、綿密に計画され、数10年にわたって実施された疫学調査から得られたものである<sup>6), 7), 8)</sup>。一次予防を目的とした介入の科学的根拠を得るためには、このような注意深い努力が必要である。

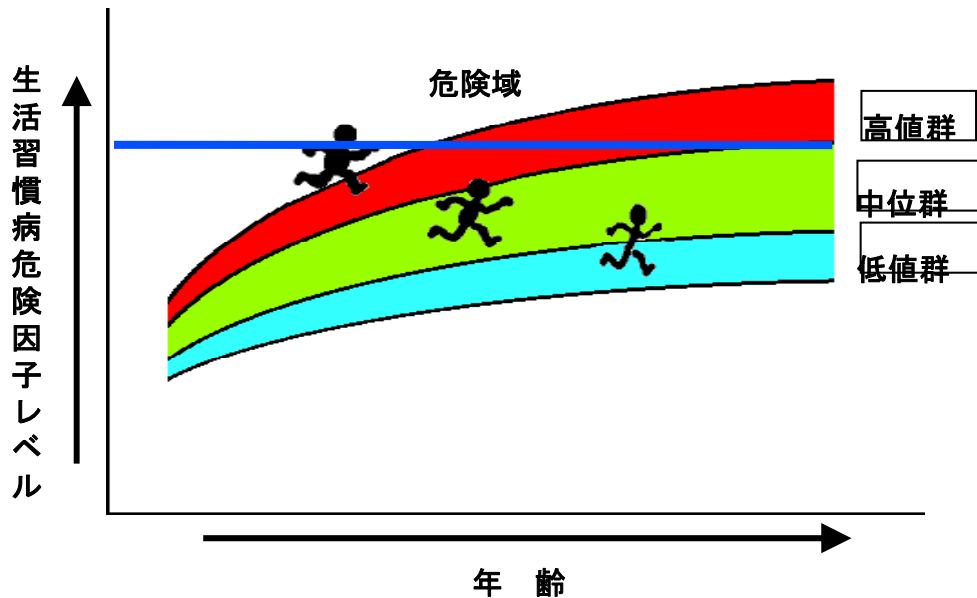


図 4 生活習慣病の危険因子のTracking

#### 健康教育の新しい手法：ライフスキル教育

旧来の、知識のみを重視した健康教育や危険を強調するいわゆる脅しの教育が、危険行動を回避する具体的な行動変容に結びつかないばかりか、場合によっては危険行動を助長することさえあることが明らかにされた。そして、青少年の危険行動に関わる要因について様々な研究が行われた結果、青少年の危険行動に共通する要因として Self-esteem やコミュニケーションなどのライフスキルの欠如があることが示された。それらの研究結果をもとに、ライフスキルの形成・強化により青少年の危険行動を予防しようとするライフスキル教育プログラムが開発された<sup>9)</sup>。ライフスキル教育プログラムは現在、危険行動予防のためのより包括的な教育プログラムへと発展し、多くの国で、学校教育への導入が試みられている<sup>10)</sup>。

#### 評価とフィードバック

健康教育プログラムは、それが有効であったか、そしてその効果はどの程度であったか、を客観的に把握する科学的評価システムと評価結果をプログラム改善に結びつ

けるフィードバックシステムを備えている必要がある。特に、一次予防の視点から行われる学校健康教育は、その働きかけ（介入）も、またその効果もマイルドであることが多いので、評価は様々な項目について綿密に行う必要がある。従来の健康教育プログラムには、これらのシステムを欠くため、熱心に健康教育が行われたにも関わらず、その熱意が空回りしているものが多い。我が国の健康課題をテーマにした地域における指定研究にもこのようなものがみられるが、これは我が国に限ったことではなく、欧米の状況も同様である。しかし、欧米ではその反省にもとづいた科学的評価・フィードバックシステムの構築が進められている。図5は米国の代表的な評価システムである The Monitoring the Future Study (MFS)<sup>11)</sup>の結果の一部である。MFSは青少年の薬物乱用の実態把握と薬物乱用防止対策の評価を目的に、1975年から28年間にわたって毎年実施されてきた。図5に明らかなように、総合的な薬物乱用防止対策によって薬物乱用の危険の認識が高まると、薬物乱用という危険行動は明らかに減少する。しかし、その対策が緩むと青少年の危険に関する意識は低下し、薬物乱用の蔓延が始まる。MFSは、欧米における薬物乱用を含む青少年の危険行動に対する健康教育の代表的な評価・フィードバックシステムである。

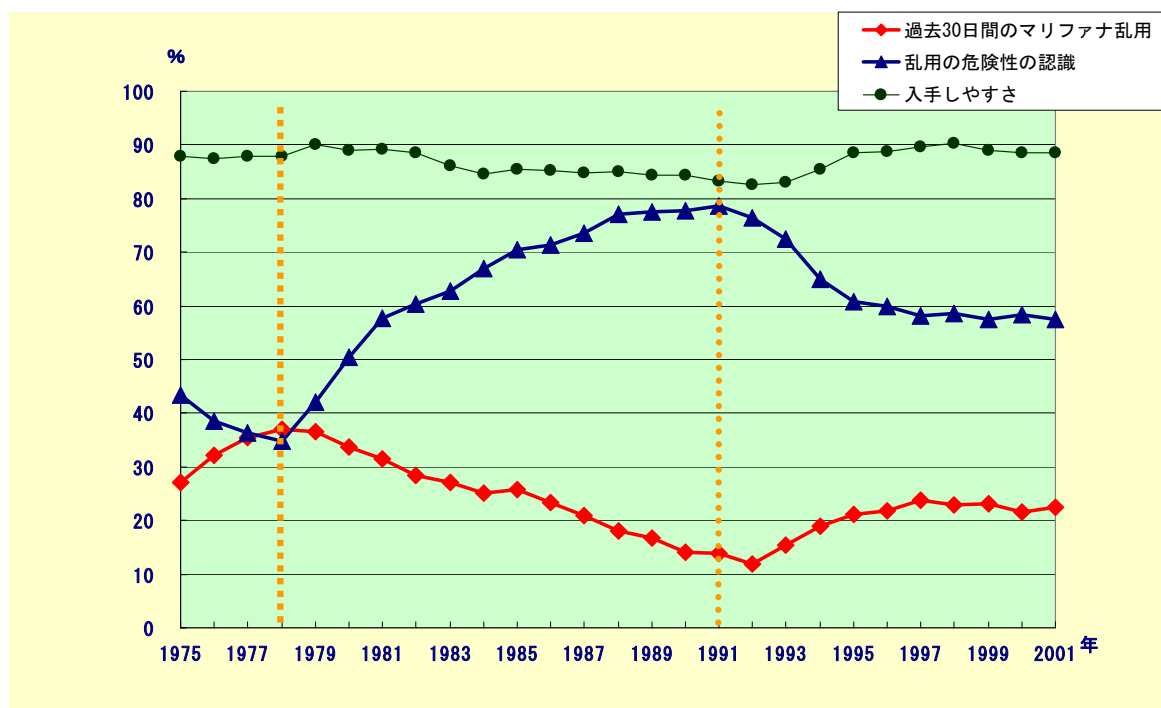


図5 米国高校生のマリファナ乱用と関連要因

### 連携と共同作業

現代の健康課題解決に向けて、学校健康教育の果たすべき役割は大きい。しかし、それが学校内のみの作業に留まるものであれば、その効果は著しく低いことは言うまでもない。学校健康教育は、家庭や地域との有機的な連携の仕組みのなかでこそ、最も大きな貢献が可能である。WHOは、Health Promoting School というプロジェクトを推進している。Health Promoting School はWHOの掲げるHealthPromotionを具現化するプロジェクトであり、ダイナミックな健康教育を目指している。Health Promoting School では図6のように、学校と家庭を含めた地域全体との連携を重視している。そして、この連携では児童・生徒自身もその重要な一員である。

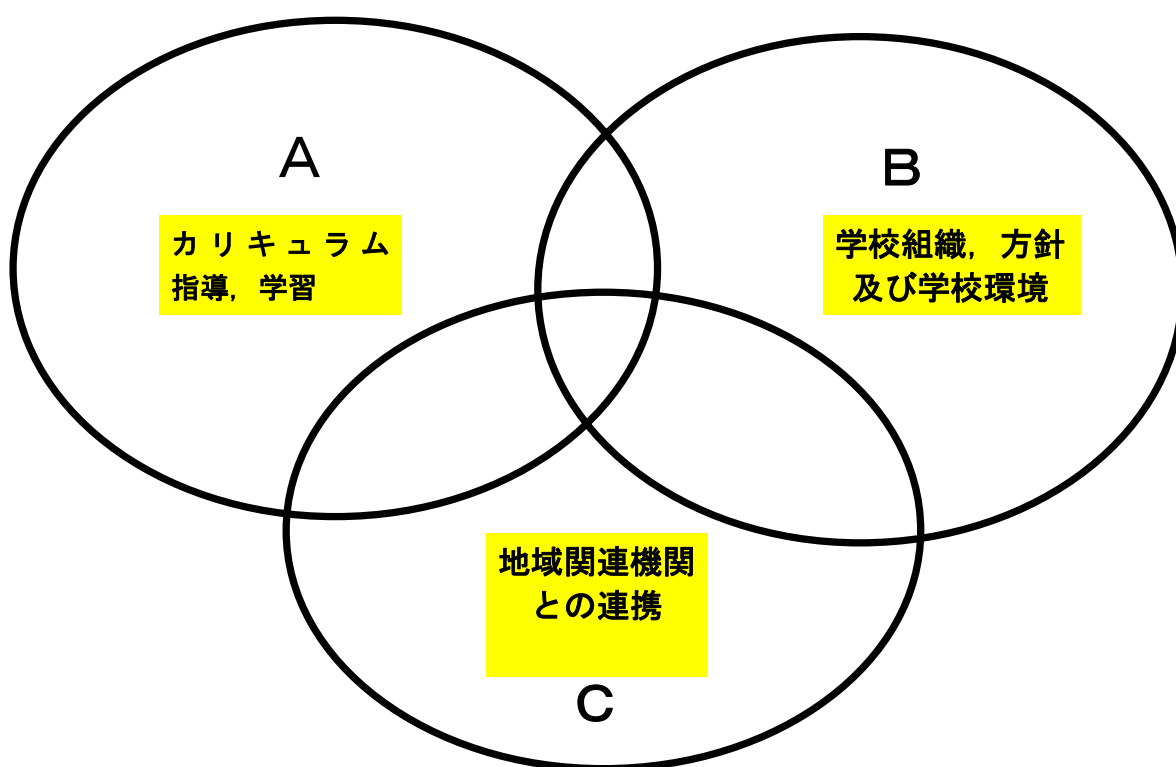


図6 Health-Promoting Schools Model

### 学校健康教育の可能性

WHOは、「The Alliance of Education and Health: 教育と保健の連帯」という標語を掲げている。このような健康教育は子ども達の健康的なライフスタイル確立を支援するだけでなく、学校教育そして社会そのものを活性化することを志向するものであり、学校健康教育の豊かな可能性を拓くものであると思われる。

## 文献

1. Kann, L., Kolbe L.J., Collins J.L., eds. Measuring the health behavior of adolescents: The Youth Risk Behavior Surveillance System. Public Health Rep. 1993;108 (Suppl. 1)
2. Sherry A. Everett et al. Relationship between cigarette, Smokeless tobacco, and cigar use, and other health risk behaviors among U.S. high school students. Journal of School Health Vol.70(6) 234-240, 2000
3. National Household Survey on Drug Abuse in U.S.A., 1998
4. Health and Health Behaviour among Young People. WHO Policy Series: Health Policy for Children and Adolescents Issue 1, International Report. 2000
5. 庄司正美他：平成12年度厚生科学研究「薬物乱用・依存等の疫学的研究及び中毒性精神病患者等に対する適切な医療のあり方についての研究」(主任研究者 和田清)2002
6. Berenson, G.S. et al., Cardiovascular Risk in Early Life: The Bogalusa Heart Study, Upjohn, 1991
7. 勝野真吾 農村地域の学齢期小児の健康実態-成人病の危険因子: Goshki Health Study-Jp. J. Parental and Enternal Nutrition Vol.16, 323-330, 1994
8. 赤星隆弘, 吉本佐雅子, 西岡伸紀他. 学齢期における血清尿酸と循環器疾患のリスクに関する疫学的研究: Goshki Health Study. 学校保健研究 Vol.45, 印刷中, 2004
9. Botvin, G.J. Life skills training: Teacher' s manual, Smithfield Press (USA), 1990
10. 川畑徹朗, 西岡伸紀, 高石昌弘, 石川哲也監訳, WHO ライフスキル教育プログラム, 大修館書店(東京), 1997
11. National Survey Results on Drug Use from The MONITORING THE FUTURE STUDY, 1975-2001 Vol.1: Secondary School Students 2001

## 現代の健康課題

### 青少年の危険行動

#### Youth Risk Behavior

### 米国における健康・社会問題

・5-24歳の青少年の死亡の72%はわずか4つの原因による。

自動車事故	29%
その他の不慮の事故	10%
他殺	21%
自殺	12%

・青少年におけるその他の重要な健康・社会問題

若年者の妊娠	100万件/年
性感染症(AIDSを含む)	300万件/年
薬物乱用(マリファナ)	26.2%

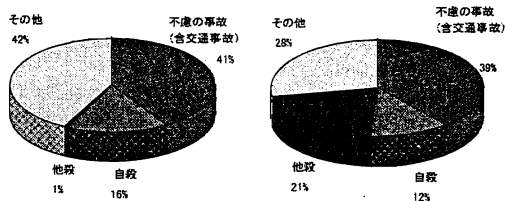
・25歳以上の成人の死亡の65%はわずか3つの原因による。

心臓病	34%
癌	24%
脳卒中	7%

(5 ~24歳)

日本

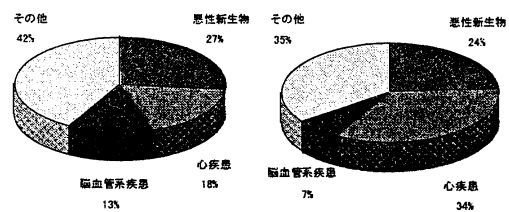
米国



(25歳以上)

日本

米国

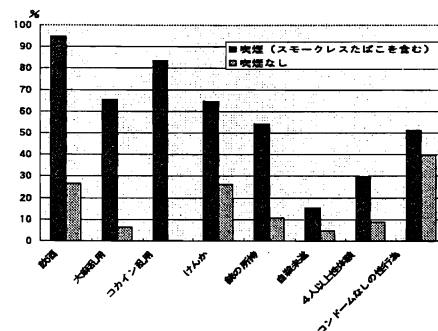


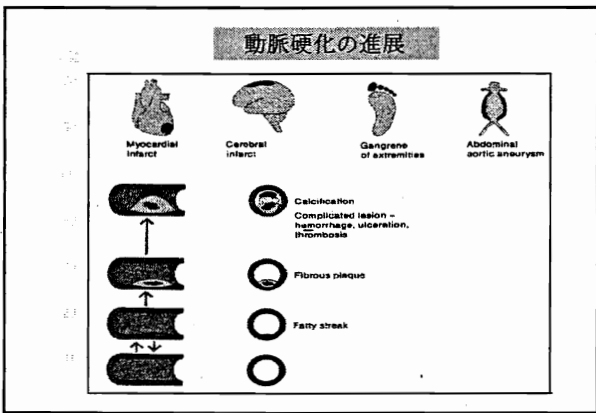
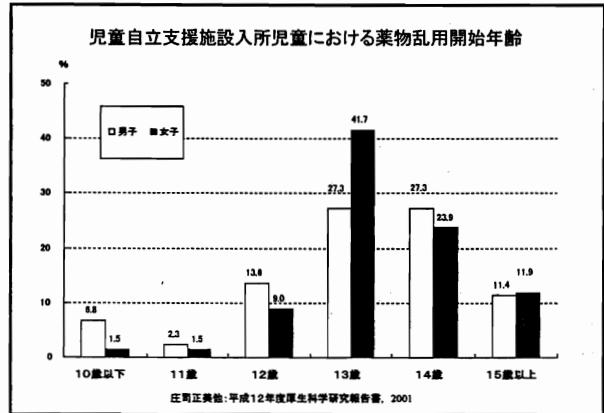
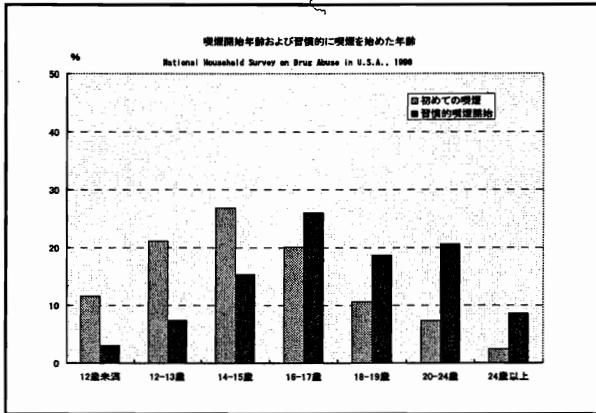
### 青少年の6つの危険行動

1. 故意または不慮の事故に関する行動
2. 喫煙
3. 飲酒および薬物乱用
4. 望まない妊娠, HIVを含む性感染症に関する性行動
5. 不健康な食生活
6. 運動不足

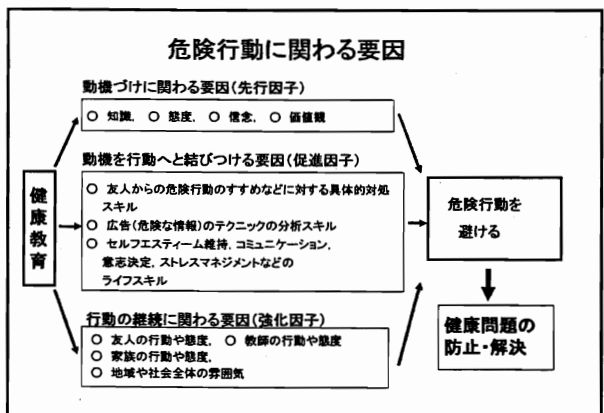
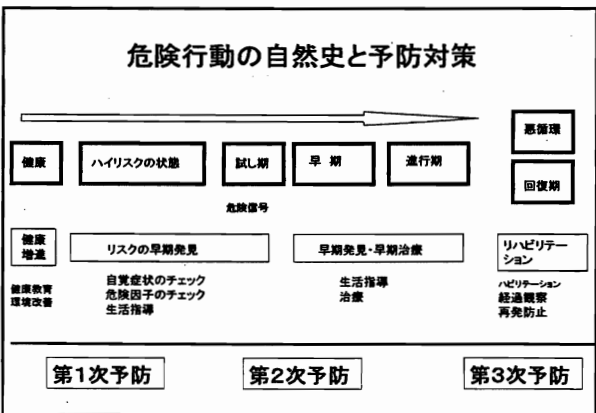
- ・6つの危険行動は相互に関連性が強い
- ・6つの危険行動は青少年期に確立され, 大人になるにつれて固定化し, 進行する。

米国の高校生喫煙とその他の危険行動との関連





学校保健・学校健康教育への期待



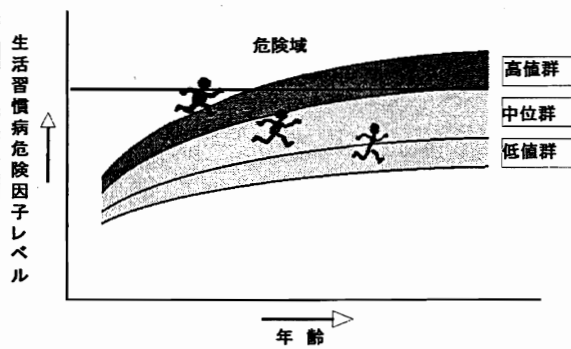
**学校保健・学校健康教育に求められるもの**

- ・第1次予防の視点  
Primary Prevention
- ・科学的根拠に基づく健康教育  
Evidence-based/Science-based Health Education
- ・新しい手法: ライフスキル教育  
Life skills-based Health Education
- ・評価とフィードバック  
Evaluation and Feedback
- ・連携と共同作業  
Linkage and Collaboration

科学的根拠に基づく  
学校保健・学校健康教育

Evidence-based/Science-based  
School Health Education

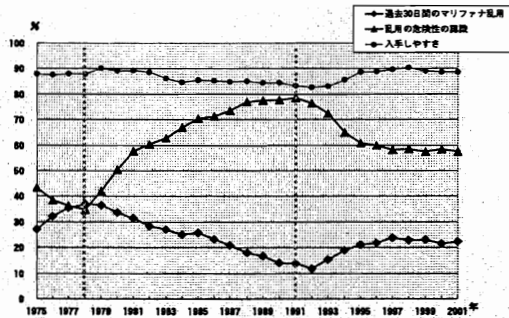
**生活習慣病の危険因子のTracking**



評価とフィードバック

Evaluation and Feedback

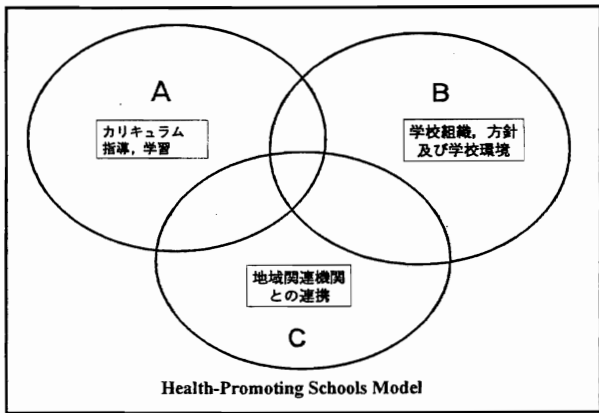
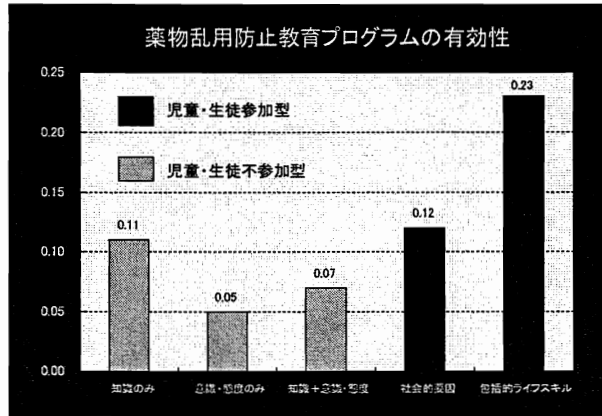
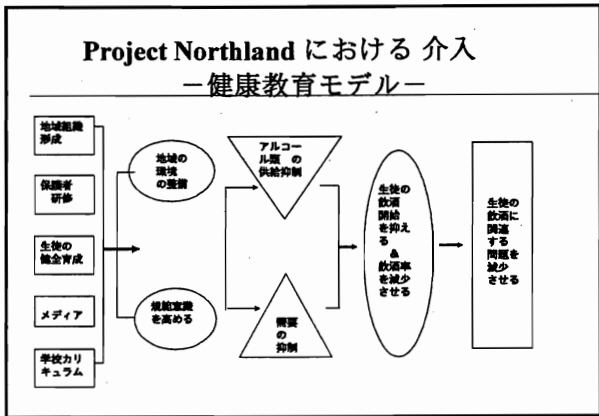
**米国高校生のマリファナ乱用と関連要因**



連携と共同作業

Linkage and Collaboration





### Health Promoting School

The Alliance of Education and Health

教育と保健の連帯

## Ⅱ. 危険行動・問題行動の実態

### 1. 幼児

#### (1) テレビ・ビデオ視聴が幼児の発達に及ぼす影響

はじめに

近年、幼児期のテレビ・ビデオ視聴が長時間化するとともに、長時間視聴が乳幼児期の発育発達に悪影響を与えるのではないかと危惧されている。1999年、アメリカ小児科学会<sup>1)</sup>は、低年齢の子どもにとって健全な脳の発育や社会的、情緒的発達を促すには、養育者と直接触れ合うことが不可欠であり、「2歳未満の幼児にはテレビを見せないように親に求めるべき」と提言した。しかしその根拠が明らかではないとの批判もある。我が国においては、1970年代半ばに岩佐<sup>2)</sup>が、3歳児健康診査で、言葉の発達の遅い子どもや自閉的で対人関係がうまくいかない子どもが長時間テレビ視聴をしていると報告し、1982年には小嶋<sup>4)</sup>が、「新しいタイプの言葉遅れ」という一種のコミュニケーション障害の子どもを紹介した。この「新しいタイプの言葉遅れ」の子どもの特徴は、運動機能の発達は年齢相応にありながら、言語や社会性の発達が遅れ、母親へのアタッチメントの形成に失敗し、人見知りの行動もないというものである。小嶋<sup>4)</sup>自身は、テレビ視聴との関連については言及していないが、最近、片岡<sup>5)</sup>は、一方通行のメディアが関与した「新しいタイプの言葉遅れ」が増えていると指摘し、テレビの視聴をやめて、養育者との直接的なふれあいを増やすことで症状の改善をみた<sup>6)</sup>と報告している。これらの報告はいずれも症例報告であり、テレビ視聴が言語や社会性の発達を阻害する可能性を示すものの、発達状況とテレビ視聴実態の両者を同時に調査して、その関連について明らかにした調査ではない。

そこで本研究では、1歳6ヵ月児健康診査(以後、1.6健診)において幼児期のテレビ・ビデオ視聴や発達の実態、養育環境や養育態度についてアンケート調査を実施し、幼児におけるテレビ・ビデオ視聴時間と言語発達との関連を明らかにした。

### 対象と方法

#### 1) 対象:

岡山県岡山市及び倉敷市内において、2001年8月から9月に誕生した1.6健診対象児の全養育者を対象とした。440名のうち回収できた1,057名(回収率73.4%)を分析対象とした。対象児は、男児49%、女児50%で、月齢は $18.45 \pm 0.02$ ヵ月(mean $\pm$ SEM)であり、父母の年齢は、母親 $30.4 \pm 4.2$ 歳(mean $\pm$ SD, 以後同じ)、父親 $32.4 \pm 5.2$ 歳であった。

#### 2) 調査方法:

質問紙郵送法による無記名式で、主に選択式とした。調査票は、1.6健診前に保健所より養育者に郵送し、健診時に回収した。調査時期は、2003年3月から4月である。

#### 3) 調査内容:

対象児の属性については、性別、月齢、出生体重を、養育環境については、きょうだいの

人数、昼間の主な保育者を調査した。養育態度については、話しかけ開始時期、お話の頻度、外遊びの頻度、ベビーサークル利用時間の4項目について調査した。対象児の発達状況については、運動機能2項目、社会性3項目、言語5項目について、その通過の有無を調査した。同時に、対象児、母親、父親のテレビ・ビデオ視聴時間について調査した。表1、表2、表3に各調査項目の選択肢と詳細を記載している。

#### 4) 検討方法並びに統計処理

##### (1) テレビ・ビデオ視聴時間と発達状況の関連

発達状況とテレビ・ビデオ視聴時間との関連を見るため、発達状況別に視聴時間を比較した。それぞれの発達項目で「はい」と回答したものを通過群、「いいえ」と回答したものを未通過群として、児、母親、父親の視聴時間3項目全てに答えているものについて検討した。歩行状況については、「だいぶ速くちょこちょこ歩く」以上を、人見知りについては「する或いは以前していた」を通過群とした。視聴時間別発達通過率については、児の視聴時間を2時間未満、2~4時間、4時間以上の3カテゴリーに分類し、「わからない」や無回答を除いて、通過率を算出した。

##### (2) 発語群と発語遅れ群の比較

発語との関連を見るために、発語の通過の有無により、発語群(n=991)、発語遅れ群(n=45)に分類し、属性、養育環境、養育態度、テレビ・ビデオ視聴時間について比較した。なお、表2、3には「わからない」や無回答を除いた回答の分布を記載している。

##### (3) 症例対照試験

症例対照試験は、発語に影響を及ぼす児の属性、養育環境、養育態度の因子を一定にして行った。発語遅れ群(n=45)の性別、月齢、養育環境2項目、養育態度4項目について、発語群(n=991)の中から上記項目が適合する対照群を選択した。複数の対照例がある場合には、出生体重がより近いものを選択した。発語遅れ群を症例群、発語群を対照群とした。対照可能であったのは、男児19名、女児7名であった。マッチングさせたペアについて、児の視聴時間を2時間未満と2時間以上に分類し、視聴時間の独立性の検定を行った。

##### (4) 統計処理

視聴時間の平均値の差の検定には、t検定、分散分析を用いた。視聴時間別発達通過率における独立性の検定には、Z検定を用いた。症例対照試験におけるマッチングさせたペアの視聴時間の独立性の検定は、 $\chi^2$ 検定マクニマー法を用いて行った。症例対照試験は危険率5%未満を有意とし、その他は危険率1%未満とした。

## 結果

### 1) テレビ・ビデオ視聴時間と発達状況の関連

対象全体のメディア接触について、1日のテレビ・ビデオ視聴時間は、児 $2.1 \pm 1.5$ 時間

(n:991), 母親 $3.3 \pm 2.3$ 時間 (n=1,008), 父親 $2.3 \pm 1.3$ 時間 (n=927)であった。3者の視聴時間間には, 母児間 ( $r=0.49$ ), 父母間 ( $r=0.43$ ), 父児間 ( $r=0.28$ )に有意の正の相関を認め, 養育者の視聴時間が児の視聴時間に影響を与えていた。児の視聴時間の分布は図1に示した。発達状況別視聴時間の比較(表1)を行うと, 児では, 言語の指さしと発語で未通過群が有意に長かった。その他の言語や社会性の項目においても, 未通過群ほど視聴時間が長い傾向を示した。しかし, 運動機能の項目では, 視聴時間に差はなかった。

視聴時間別発達通過率について, 運動機能では, 視聴時間によって通過率に差はなかったが, 社会性の人見知り (n=962)では, 2時間未満78.5% (329/419例), 2~4時間68.7% (294/428例), 4時間以上70.4% (81/115例)と視聴時間が2時間を越えると通過率は有意に低下した。言語発達通過率(図2)においては, 発語 (n=1,036)で, 2時間未満97.9% (418/427例), 2~4時間95.4% (416/436例), 4時間以上90.4% (103/114例)と, 視聴時間が長くなるとともに通過率は有意に低下し, 指さしや言いつけ理解などその他の言語の項目でも, 視聴時間が長くなるとともに通過率は低下する傾向であった。

発語遅れの発生頻度は全体では4.3% (45/1,036例)であるが, 視聴時間別(図3)にみると, 2時間未満2.1% (9/427例), 2~4時間4.6% (20/436例), 4時間以上9.6% (11/114例)で, 視聴2時間ごとに頻度が倍増していることが認められた。

以上から, 発語とテレビ・ビデオ視聴時間との間に負の関連が認められた。

## 2) 発語群と発語遅れ群の比較

属性(表2)について, 発語遅れ群の性比は男:女=3:1で, 発語遅れは男児に有意に多い。両群の月齢及び出生体重には差はなかった。

養育環境(表2)について, 両群とも約40%以上が一人っ子であり, きょうだいの人数には差がなかった。昼間の主な保育者については, 発語遅れ群で母親のみである率が約80%と高い傾向を示したが, 有意の差ではなかった。

養育態度(表3)のうち, 発語遅れ群は有意に話しかけ開始時期が遅く, お話の頻度が少ない結果であった。外遊びについても, 発語遅れ群は外での活動が少ない傾向があり, さらにベビーサークルの利用時間が長い傾向があった。以上から, 発語遅れ群では養育態度が消極的であることが示された。

発語群と発語遅れ群の児の視聴時間の母平均の推定を行った。95%の信頼区間で, 発語群は上限2.1時間, 下限2.0時間, 発語遅れ群は上限3.4時間, 下限2.2時間であった。発語群は上限2.1時間, 発語遅れ群は下限2.2時間と, 両群の視聴時間は約2時間を境界として差があることを認めた。

## 3) 症例対照試験

症例群と対照群の児の性別, 月齢や養育環境, 養育態度は, 表4に示すように一致している。

児のテレビ・ビデオ視聴時間は, 症例群で $2.8 \pm 1.4$ 時間, 対照群 $1.8 \pm 1.3$ 時間と, 症例群で有意に視聴時間が長い結果であった。

マッチングさせたペアの視聴時間の独立性の検定の結果(表5), 2時間以上のテレビ・ビデオ視聴時間が, 発語遅れの頻度を有意 ( $p < 0.01$ ) に増していた.

## 考察

### 1) 言語発達について

言語の発達は, 子ども個人の知能, 情緒, 社会性, 感覚運動機能の発達とともに, 養育者と子どもとの基本的信頼関係の下, 適切な語りかけや対話の環境の中で, 言語の意味理解から発語へという過程<sup>6)</sup> を辿る. 前語期の行動特徴として, 指さし, 言いつけ理解が挙げられるが, これらは1歳から1歳6ヵ月までの発達課題とされており, 前言語期の発達を評価する重要な指標<sup>7)</sup> であると考えられている. 指さし行動<sup>7)</sup> は, 1歳6ヵ月児の知的, 情緒的, 社会的発達を総合的に判断しうる重要な総合的サインとして, 1歳6ヵ月までに健常児は100%通過するとされている. 言いつけ理解<sup>7)</sup> は, 対象児が相手の言語指示を理解して行動達成できているかを知るためのサインとして, 1歳4~5ヵ月までに約9割程度が通過するとされている. 今回の調査結果では, 1歳6ヵ月の時点で, 指さしでは97.5%, 言いつけ理解では95.7%が通過しており, 標準的な対象であるといえる.

我が国の乳幼児を対象とした言語発達について, 同一基準での大規模調査の報告は少なく, 言語発達の推移を比較することは難しい. 厚生労働省の乳幼児身体発育調査<sup>8)</sup> では, 「意味のある単語を1つ以上話せる」ことを指標として, 1990年と2000年に乳幼児の言語機能通過率を調査している. 1990年の調査では, 1歳2~3ヵ月89.0%, 1歳3~4ヵ月92.5%, 1歳4~5ヵ月96.4%という通過率であったが, 2000年の調査では, 1歳2~3ヵ月83.6%, 1歳3~4ヵ月89.9%, 1歳4~5ヵ月92.7%という通過率であると報告されている. 一方で, 運動機能通過率については, 「ひとり歩き」を例にとると, 1歳4~5ヵ月で, 1980年は97.0%, 1990年は98.2%, 2000年は99.6%という通過率であり, むしろ向上している傾向であった. 以上の結果から, 1990年から2000年までの10年間で, 運動機能には変わりがないが, 言語機能の通過が遅延している可能性も考えられる.

また, 小泉<sup>9)</sup> は, 1987年に今回と同じ1.6健診において, 言語遅滞の早期発見を目的に面接法を用い, 約2,300余人を対象に大規模調査を行っている. この調査では, 「意味のある片言を2語以上言う」という本研究と同一基準で発語の通過を調査しているが, この基準を満たさなかった児は4.5%と報告されており, 我々とほぼ同程度であった. しかし, 我々の調査はアンケートによるもので, 1.9%が無回答を含め「わからない」と回答しており, 我々のアンケート法と小泉の面接法の頻度を年度比較することは, 調査法の違いがあり困難といえる.

言語は, 適切な語りかけや対話の環境の中で発達することから, きょうだいの人数, 屋間の主な保育者などの養育環境や養育態度が影響すると考えられる. 養育環境については, 本研究では発語遅れの頻度に差はなかった. 特にきょうだいの人数で差がなかったことは, 少子化によって一人っ子の頻度が高いことが影響している可能性が高い.

養育態度が発達に大きな影響を与えることは広く認められており、大阪レポートでは、母親が積極的に子どもや周囲の人、社会と関わっている場合には、子どもの精神発達が有意に良いと報告している。本研究においても、発語遅れ群で、有意に話しかけ開始時期が遅く、お話の頻度が少なかったことは、養育態度の関与を示唆していると考えられる。

発語遅れにおける性差は、これまでの言語発達遅滞に関する調査<sup>1)1)</sup>と同様であり、岩佐<sup>3)</sup>や片岡<sup>5)</sup>の症例報告でも、男児が70~80%を占めていることから支持される。

## 2) 幼児のテレビ・ビデオ視聴時間の推移について

最近我が国の幼児期のテレビ・ビデオの視聴時間が増加していると指摘がある。白石<sup>1)</sup>の2~6歳までの幼児を対象とした幼児視聴率調査(1990~96年は4~6歳対象)において、テレビの平均視聴時間は1990年には2時間9分であったものが、2002年には2時間34分へと増加し、ビデオの視聴時間も1991年には平均19分であったものが、2002年には40分へと増加していた。また、大熊ら<sup>1)2)</sup>の調査では、視聴時間の平均値には変化がないが、長時間見ている者と見ていない者との2極化を指摘している。今回の我々の調査でも、全体で4時間以上の長時間視聴児が12%存在していた。

以上の報告から、テレビ・ビデオ視聴時間が増加するとともに長時間視聴児の割合が増加していることが示された。また、対象児の養育者世代である25~39歳のテレビ・ラジオ・新聞・雑誌平均接触時間の推移<sup>13)</sup>を見ると、1981年の男性2.22時間、女性2.15時間から、2001年には男性2.47時間、女性2.32時間と、長時間化している。もちろんラジオや新聞・雑誌も含んでの結果ではあるが、幼児だけでなく児を養育する養育者においてもテレビ視聴時間が増加していることが推察される。今回の我々の結果と同様、白石<sup>1)</sup>、母親の視聴時間が長いと、幼児の視聴時間も長いことを報告しており、養育者の視聴時間が長時間化するとともに、子どものテレビ視聴の影響が大きくなることが予想される。テレビ視聴時間について言えば、1995年にアメリカ小児科学会<sup>1)4)</sup>は、子どものテレビ視聴を1日2時間以内に制限するように養育者に提言しているが、その根拠は示されていなかった。しかし今回、児のテレビ・ビデオ視聴時間の母平均の推定により、発語群と発語遅れ群には約2時間を境界として差があるという結果や、属性や養育環境、養育態度をマッチさせた症例対照試験において、2時間以上のテレビ・ビデオ視聴が発語遅れの頻度を有意に増していたという結果は、養育環境や養育態度に関わらず、2時間以上のテレビ・ビデオの長時間視聴そのものが1歳6ヵ月児の発語に影響を及ぼすことを明らかにしたものであり、アメリカ小児科学会の提言を支持するものである。

## 3) 今後の対応

子どもは、子ども自身の体験や他者との双方向的な関わりの中で成長発達していくといえる。今回、子どものテレビ・ビデオ視聴の長時間化、特に1日2時間以上のテレビ・ビデオ視聴が発語に影響を与えていることが明らかになったが、2時間未満なら視聴しても良いというものではない。光と音の刺激が一方向的に流入するテレビ・ビデオ視聴は

引き込まれやすく、長時間に及ぶと子ども自身の成長発達に必要な双方向の関わりや直接的な体験を阻害すると考えられる。テレビ視聴をするにしても、幼児だけの単独視聴をさせるのではなく、話し合ったり一緒に歌ったりするような、養育者が直接関わりながらの短時間視聴が望ましい。発語の遅れ自体は、一時的なものでキャッチアップしていく可能性はある。しかし、その後も長時間視聴を続けることで、母子関係の形成が不十分になることに留まらず、社会性やコミュニケーション能力の発達に影響を与えていく可能性は高いと思われる。今後は、テレビ・ビデオ視聴が発達に及ぼす影響について養育環境や養育態度といった他の要因とあわせて因果関係を構造化し明らかにしていきたい。最後に、子どものテレビ・ビデオ長時間視聴への対応として、母親の養育態度に全ての責任を負わすことがないように注意したい。核家族化や一人っ子の増加の中で、育児経験の乏しい母親一人の責任にするのではなく、親子が地域との関わりの中で育児ができる環境作りや啓発活動が大切と考える。

## 文献

- 1) 白石信子. 低年齢で多いビデオ利用～平成14年6月「幼児視聴率調査」から～. 放送研究と調査2002;52:78-85.
- 2) American Academy of Pediatrics. Media Education. Pediatrics1999;104:341-343.
- 3) 岩佐京子. 新版テレビに子守りをさせないで. 初版. 東京:水曜社, 1978.
- 4) 小嶋謙四郎. 新しいタイプの言葉遅れの子どもたち—保健所の三歳児健診から—. 総合研究開発機構. 子供と都市. 初版. 東京:学陽書房, 1982:74-80.
- 5) 片岡直樹. 新しいタイプの言葉遅れの子どもたち—長時間のテレビ・ビデオ視聴の影響—. 日児誌2002;106:1535-1539.
- 6) 加我牧子, 稲垣真澄, 宇野彰. —小児のメディカルケアシリーズ—<新版>小児のことばの障害. 初版. 東京:医歯薬出版, 2000.
- 7) 小泉毅, 薄田祥子, 今成京子, 他. 言語遅滞児の1歳6ヵ月児健康診査における早期発見=早期ケアの試み [1コー乳幼児期の行動特徴に関する精神遅滞, 発達性言語障害, および自閉症の比較研究—. 小児の精神と神経1985;25:145-155.
- 8) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課. 乳幼児身体発育値—平成12年乳幼児身体発育調査報告書—. 東京:母子保健事業団, 2001.
- 9) 小泉毅, 薄田祥子, 田先由紀子, 他. 言語遅滞児の1歳6ヵ月児健康診査における早期発見=早期ケアの試み—1歳半健診から3歳健診までの3年間の疫学的追跡研究—. 小児の精神と神経1987;27:103-118.
- 10) 服部祥子, 原田正文. 乳幼児の心身発達と環境—大阪レポートと精神医学的視点r初版. 愛知:名古屋大学出版社, 1991.
- 11) 田先由紀子, 小泉毅, 薄田祥子, 他. 言語遅滞児の1歳6ヵ月児健康診査における早期

発見=早期ケアの試み—5年間の1歳6ヵ月健診における言語遅滞児の生物学的要因と環境的要因について—. 小児の精神と神経1987;27:119—123.

12) 大熊加奈子, 谷村雅子, 松井一郎. 1歳半児のテレビ・ビデオ視聴と発達—15年前との比較—. 第50回日本小児保健学会講演集2003:236—237,

13) 総務省統計局. 社会生活基本調査. ホームページ

<http://www.stat.go.jp/data/shakai/index.htm>

14) American Academy of Pediatrics. Children, Adolescents, and Television. Pediatrics 1995;96:786—787.

(高橋香代)



表 1 発達状況別視聴時間

発達分類		発達状況	視聴時間	児	母親	父親	
運動機能の発達	粗大運動	歩行状況					
		靴をはいてどンドン歩く (n = 781)	2.1 ± 1.4	3.4 ± 2.3	2.3 ± 1.3		
		だいぶ速くちょこちょこ歩く (n = 93) 2, 3歩まで (n = 16)	2.0 ± 1.4 1.9 ± 1.2	3.1 ± 2.2 3.7 ± 2.7	2.2 ± 1.3 2.8 ± 1.5		
運動機能の発達	微細運動	積み木やブロックを重ねる					
		はい (n = 805)	2.0 ± 1.4	3.2 ± 2.2	2.3 ± 1.3		
		いいえ (n = 40)	2.2 ± 1.3	3.7 ± 2.3	2.5 ± 1.4		
		わからない (n = 43)	2.8 ± 2.1	5.0 ± 3.1	2.9 ± 1.6		
社会性の発達	基本的生活習慣	スプーンをもって自分で食べようとする					
		はい (n = 860)	2.1 ± 1.4	3.3 ± 2.3	2.3 ± 1.3		
		いいえ (n = 26)	2.2 ± 1.4	3.5 ± 1.3	2.1 ± 1.0		
			わからない (n = 5)	2.6 ± 2.2	3.2 ± 1.6	2.0 ± 0.0	
	対人関係	大人のしぐさのまねをする					
		はい (n = 990)	2.1 ± 1.5	3.3 ± 2.3	2.3 ± 1.3		
いいえ (n = 1)		5.0	3.5 ± 0.7	2.0			
		人見知りをする		*			
		する, 或いは以前していた (n = 636)	2.0 ± 1.4	3.2 ± 2.2	2.3 ± 1.3		
		しない (n = 232)	2.3 ± 1.6	3.7 ± 2.2	2.5 ± 1.3		
		わからない (n = 15)	1.9 ± 1.2	5.3 ± 3.7	2.5 ± 1.5		
言語発達	聴性行動	名前を呼ぶと振り向く					
		はい (n = 886)	2.1 ± 1.4	3.3 ± 2.3	2.3 ± 1.3		
		いいえ (n = 2)	3.0 ± 1.4	4.5 ± 0.7	2.5 ± 0.7		
			わからない (n = 2)	3.5 ± 2.1	5.0 ± 4.2	2.0 ± 1.4	
	言語理解	意志を伝えるため指さしをする		*			
		はい (n = 877)	2.0 ± 1.4	3.3 ± 2.3	2.3 ± 1.3		
		いいえ (n = 10)	3.9 ± 2.7	4.1 ± 2.4	2.4 ± 1.1		
				わからない (n = 4)	2.3 ± 1.9	2.5 ± 0.6	2.3 ± 0.5
		ちょうだいと言うと相手にわたす					
		はい (n = 872)	2.1 ± 1.4	3.4 ± 2.3	2.3 ± 1.3		
		いいえ (n = 8)	2.8 ± 1.1	3.5 ± 2.9	2.5 ± 0.9		
			わからない (n = 8)	2.6 ± 1.8	3.3 ± 3.2	1.5 ± 0.9	
発語	簡単な言いつけを理解して行動する						
	はい (n = 861)	2.0 ± 1.4	3.3 ± 2.3	2.3 ± 1.3			
	いいえ (n = 22)	2.5 ± 1.7	3.7 ± 1.8	2.1 ± 1.0			
			わからない (n = 8)	2.6 ± 1.6	4.9 ± 2.9	2.3 ± 1.0	
	意味のある片言を2語以上言う		*				
		はい (n = 842)	2.0 ± 1.4	3.3 ± 2.3	2.3 ± 1.3		
		いいえ (n = 36)	2.9 ± 1.8	3.9 ± 2.4	2.3 ± 1.0		
		わからない (n = 10)	2.5 ± 1.9	4.1 ± 2.5	2.7 ± 1.6		

通過群「はい」vs未通過群「いいえ」 p < 0.01 \* (mean ± SD)

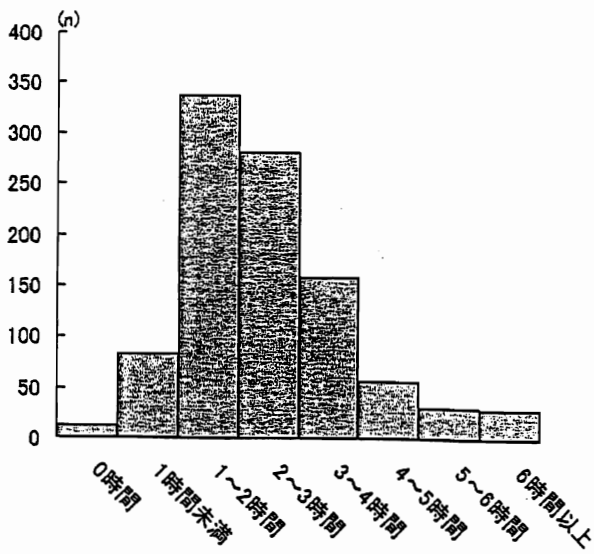


図1 児の視聴時間の分布

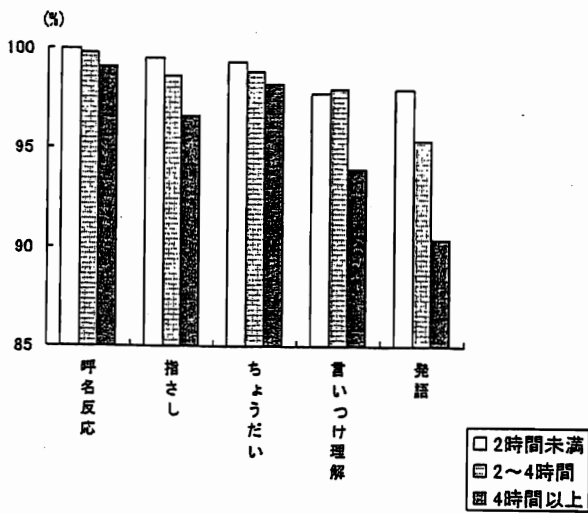


図2 視聴時間別言語発達通過率の変化

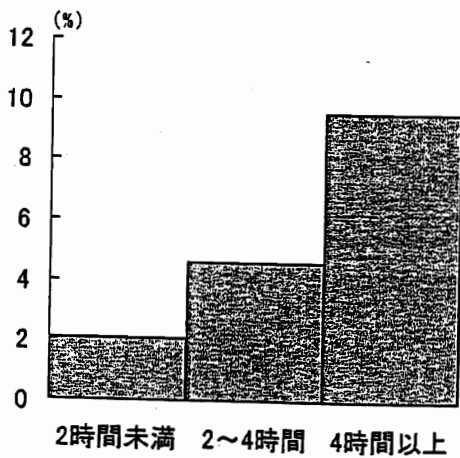


図3 視聴時間別発語遅れの発生頻度

表4 症例対照試験

	症例群 (n = 26)	対照群 (n = 26)
平均月齢 (カ月)	18.6 ± 0.5	18.5 ± 0.5
平均出生体重 (g)	3,001 ± 446	3,047 ± 301
きょうだいの人数		
0人	11	11
1人	11	11
2人以上	3	3
昼間の主な保育者		
母親のみ	23	23
祖父母など家族を含む	1	1
保育士を含む	2	2
話しかけ開始時期		
0~3カ月	25	25
3~9カ月	1	1
お話の頻度		
ほとんど毎日する	6	6
時々する	15	15
ほとんどしない	5	5
外遊びの頻度		
ほとんど毎日外に出る	21	21
時々外に出る	5	5
ベビーサークル利用時間		
1時間以内	18	18
1時間より多い	8	8
テレビ・ビデオ視聴時間		
対象児	2.8 ± 1.4	1.8 ± 1.3
母親	3.4 ± 1.7	2.7 ± 1.5
父親	2.3 ± 1.0	2.2 ± 1.3
	(n = 24)	(n = 24)

症例群 vs 対象群 p < 0.05 \* (mean ± SD)

表5 マッチングさせたペアのクロス集計

		対象群		計
		2時間以上	2時間未満	
症例群	2時間以上	10	11	21
	2時間未満	1	4	5
計		11	15	26

p < 0.01

## テレビ・ビデオ視聴が 幼児の発達に及ぼす影響



加納亜紀<sup>1)</sup> 高橋香代<sup>2)</sup>  
 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科<sup>1)</sup>  
 岡山大学教育学部養護教育講座<sup>2)</sup>

## テレビと幼児に関する提言

	アメリカ小児科学会 <sup>®</sup> (1999)	日本小児科医学会 <sup>®</sup> (2004)	日本小児科学会 <sup>®</sup> (2004)
視聴	○ メディアと過二十時間の制限	○ 2歳までのテレビ・ビデオ視聴は控える	○ 2歳以下の子どもには長時間見せない
養育態度	○ 2歳未満の幼児には、テレビを見せない	○ メディア接触時間の制限 1日2時間まで	○ 乳幼児期にはひとりで見せない。誰と一緒に観たり、子どもの問いかけに答える
養育態度	○ ベビーシッター代わりにメディアを利用しない		
見せない工夫	○ 適切な年齢に合わせたメディアを見せない	○ 子ども部屋にテレビ、ビデオ、パソコンを置かない	○ つけっぱなしにせず、見たら消す
見せない工夫	○ 代わりの活動の強調	○ 子ども部屋にテレビ、ビデオ、パソコンを置かない	○ 食事中はつけない
見せない工夫	○ 子ども部屋に電子メディアを置かない	○ 食事中のテレビ視聴を控える	○ 子ども部屋にはテレビを置かない
メディア・アプリ・チャンネル	○ 視聴番組を注意深く選択させる	○ 保護者とメディアの利用法に関するルール作りを	○ 乳幼児にもテレビの使い方を身につけさせる
その他	○ 内容について、一緒に視聴し話し合う		
その他	○ 批判的視聴スキルを教える		
その他	○ よいメディア利用のモデルを親自身がなす		
その他	○ 健康リスクへの知識理解		
その他	○ メディアの監視		
その他	○ 調査研究		

根拠が明らかでない  
との批判!

## 我が国のテレビと 幼児の発達に関する動向

- ⊕ 長時間視聴児における  
言葉遅れ
- ⊖ テレビ視聴時間の  
長時間化・2極化
- ⊕ 言語発達の遅れ

## 症例報告

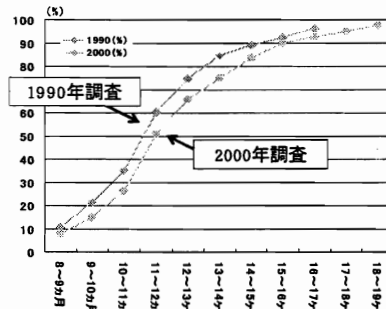
- ① 岩佐京子(1970年代半ば)  
3歳児健診時に、ことばの発達の遅い子どもや自閉的対人関係がうまくいかない子どもが長時間視聴をしていると報告。
- ② 小嶋謙四郎(1982) 新しいタイプの言葉遅れ  
→ テレビとの関連について言及なし
- ③ 片岡直樹(1999後半)  
石崎朝世(2003) →  
小西育郎(2003)

テレビ・ビデオ視聴をやめる  
親子の直接的な関わりを増やす  
↓  
言葉遅れの改善

## 幼児期の テレビ・ビデオ視聴時間の推移

- ① 白石信子(NHK放送文化研究所)  
幼児視聴率調査  
2.15時間(1990) → 2.57時間(2002)  
→ テレビ視聴時間の増加
- ② 大阪レポート  
1980年生まれの1歳6か月児の  
44%が一人で テレビを見ていない。
- ③ 大熊らの1歳6か月児対象の調査  
2.1±1.4時間(1987) → 2.3±1.6時間(2003)  
長時間見ている者とそうでない者の  
2極化を指摘  
→ 長時間視聴児の割合の増加
- ④ 我々の調査  
4時間以上の長時間視聴児12%存在

## 乳幼児の言語発達通過率



厚生労働省「乳幼児身体発育調査報告書」より作成

## 調査対象

調査実施地域

岡山県岡山市及び倉敷市内

調査対象

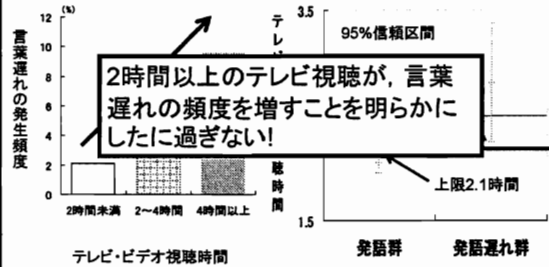
2001年8月から9月に出生した1歳

6か月児健診対象児の全養育者

1057/1440名(73.4%)

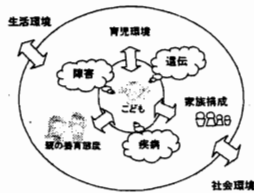
## これまでの分析結果

—ことばの発達に注目して—



テレビ・ビデオの長時間視聴が幼児の言語発達に及ぼす影響：日児誌 2004;108巻11号:1391-1397.

## 子どもの発達に影響を及ぼす因子



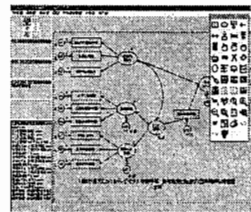
他の因子とあわせて因果関係の

構造を明らかにする必要性

→ 共分散構造分析

## 共分散構造分析とは (Structural Equation Modeling)

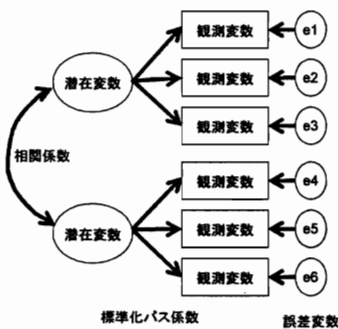
観測変数と潜在変数の両方を扱って、因果関係を検証的に明らかにできる統計的手法。



長所

- ・検証的分析法
- ・構成概念(潜在変数)間の因果関係を分析できる
- ・自由にモデルを構成できる
- ・すでに得られている知見をモデルに反映できる

## パス図の表示



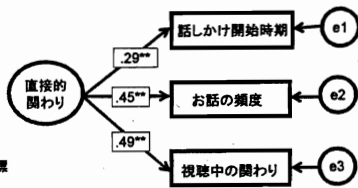
## 適合度

- ・モデルとデータとのあてはまりを評価する。
- ・使用した指標  
TLI  
CFI  
1に近づく程良い適合  
RMSEA  
0.05以下で良い適合

## 調査内容

- 1) 属性 ⇒ 性別 月齢 出生体重
- 2) 発達レベル ⇒ 運動機能2項目  
社会性3項目  
言語5項目
- 3) 児のメディア接触 ⇒ 児のテレビ・ビデオ視聴時間
- 4) 直接的関わり ⇒ 話しかけ開始時期  
お話の頻度  
視聴中の関わり
- 5) テレビ環境 ⇒ 視聴リテラシー  
視聴のきまり  
食事中、食事以外の視聴態度  
視聴状況  
父母のテレビ・ビデオ視聴時間  
テレビ・ビデオがっている時間

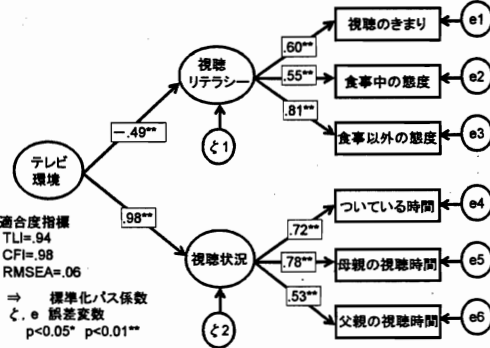
### 直接的関わりに関する構成概念モデル



適合度指標  
CFI=1.00  
(飽和モデル)

⇒ 標準化パス係数  
e 誤差変数  
p<0.05\* p<0.01\*\*

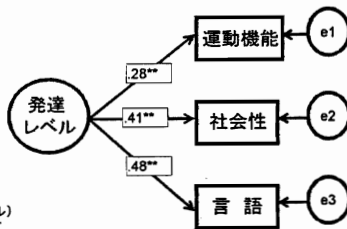
### テレビ環境に関する構成概念モデル



適合度指標  
TLI=.94  
CFI=.98  
RMSEA=.06

⇒ 標準化パス係数  
zeta, e 誤差変数  
p<0.05\* p<0.01\*\*

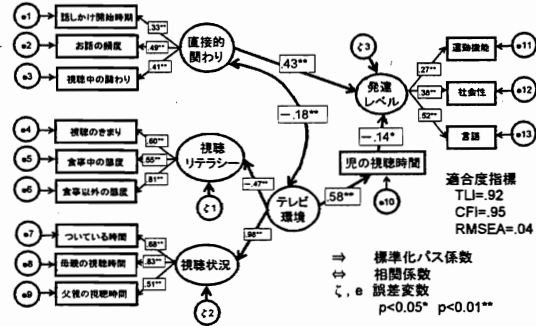
### 発達レベルに関する構成概念モデル



適合度指標  
CFI=1.00  
(飽和モデル)

⇒ 標準化パス係数  
e 誤差変数  
p<0.05\* p<0.01\*\*

### 直接的関わり, テレビ環境, 児のテレビ・ビデオ視聴時間と発達レベルとの因果関係の構造モデル



適合度指標  
TLI=.92  
CFI=.95  
RMSEA=.04

⇒ 標準化パス係数  
相関係数  
zeta, e 誤差変数  
p<0.05\* p<0.01\*\*

## 研究結果と提言

	アメリカ小児科学会(1999)	日本小児科医学会(2004)	日本小児科学会(2004)
視聴	● メディアと過ごす時間の制限 ○ 2歳未満の幼児には、テレビを見せない	○ 2歳までのテレビ・ビデオ視聴は控える ● メディア接触時間の制限 1日2時間まで	○ 2歳以下の子どもには長時間見せない
養育態度	○ ベビーシッター代わりにメディアを利用しない ● 直接的なふれあいが不可欠		● 乳幼児期にはひとりで見せない。親も一緒に歌ったり、子どもの問いかけに答える
見せない工夫	○ 代わりになる活動の強調 ○ 子ども部屋に電子メディアを置かない	○ 子ども部屋にテレビ、ビデオ、パソコンを置かない ● 食事中のテレビ視聴を控える	● つけっぱなしにせず、見たら消す ● 食事中はつけない ○ 子ども部屋にはテレビを置かない



## まとめ

直接的関わりと、児のテレビ・ビデオ視聴時間が発達全体に影響を及ぼしているという因果関係の構造を明らかにした

#### ◎構造方程式

$$\text{発達レベル} = 0.43 \times \text{直接的関わり} - 0.14 \times \text{児のテレビ・ビデオ視聴時間} + \zeta$$

◎運動機能, 社会性, 言語の発達の中でも言語発達への影響が大きい

## (1) 児童生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用の実態

### 1) 我が国高校生の喫煙・飲酒・薬物乱用の実態

#### <対象の抽出および回収率>

対象は全国の全日制高等学校である。調査対象校の抽出は、層別1段集落抽出法によって行った。すなわち、全国を北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、中国・四国及び九州・沖縄の6ブロックに分け、全国学校総覧をもとに各ブロックの調査校数をブロックの生徒数に比例させて決定し、その数の高等学校をブロックごとに無作為に抽出した。抽出高校数は103校（総生徒数92,546名）、そのうち74校（71.8%）から調査協力が得られた。調査は、各学校の全学年・全クラスの生徒を対象とし、対象とした生徒数60,399名のうち44,722名から回答が得られた（回収率74.0%）。そのうち、性、学年などの基本項目が未記入であったり、アンケート項目の半数以上が未記入であったりしたものを除いた有効回答は44,629（総回収数に対する有効回答率99.8%）であった。

#### <調査方法>

調査は無記名のアンケート調査によって行った。調査では、秘密保持が保たれるよう配慮した。すなわち、記載の終わった生徒は、同時に配布された個人用封筒に調査用紙を入れ、自分で封をし、クラス毎の回収用封筒に投函する方法をとった。調査項目は、飲酒、喫煙、薬物乱用（シンナー、大麻、覚せい剤、エクスタシー）の経験の有無、それに対する意識・態度、入手のしやすさに関する項目、背景要因として生活習慣、家族・友人関係などに関する項目、計103項目とした。なお、調査実施に先立ち、文部科学省担当課、及び各都道府県教育委員会等関連機関に別途、協力依頼を行なった。

#### <集計、分析>

回収された調査用紙の確認後、データクリーニング及びデータ入力を行なった。分析は、項目ごとに性、学年別の頻度を求めるとともに、クロス集計により項目間の関連性を検討した。

### 飲酒・喫煙・薬物乱用についての意識・実態調査結果

#### <結果>

##### 1. 生活習慣、学校生活

###### a) 起床・就寝状況

起床時間が「ほぼ一定している」と回答したのは、男子83%、女子86%とかなり高かったが、就寝時間が「ほぼ一定している」と回答したのは男子48%、女子47%と男女とも50%に満たなかった。学年別にみると男子では学年が上がるにつれて起床時間、就寝時間が乱れる傾向がみられた。

###### b) 食習慣

男子の 80%、女子の 83%は「毎朝、朝食を食べている」と回答したが、男子では学年が上がるにつれて毎朝、朝食を食べる者の割合が減少する傾向がみられた。

「夕食を誰と食べているか」については、男子の 21.9%、女子の 25.1%の者が「毎日家族全員で食べている」と回答した。毎日一緒に食べている相手は母親が最も多く、男子の 42.3%、女子の 53.1%であった。一方、父親とは男子の 17.1%、女子 15.8%の者が「ほとんど食べない」と回答し、男子の 11.7%、女子の 8.9%は母親とも「ほとんど食べない」と回答した。

#### c) 家族との会話

最近一ヶ月間の家族の会話についてみると、父親・母親と話をしたのはどちらも一日平均 10~29 分が最も多かった。男子の 25%、女子の 48%の者が「母親と一日平均 1 時間以上話をした」と答えたが、父親とは男女とも 18%の者が「ほとんど話さなかった」と答えた。なお、男子の 2.8%、女子の 2.3%は「母親がいない」と回答し、男子の 11%、女子の 13%は「父親がいない」と回答した。

#### d) 学校が楽しいか

学校生活については、男子の 25%、女子の 35%は「とても楽しい」と回答し、女子は男子より楽しいと答えた者の割合が多かった。一方、男子の 6.3%、女子の 3.3%の者は「まったく楽しくない」と回答した。

#### e) クラブ活動への参加

「クラブ活動へ積極的に参加している」と回答した者は、男子 52%、女子 49%と男子の参加率は女子より高かった。学年別にみると、男子では 1 年 62%、2 年 53%、3 年 37%、女子では 1 年 56%、2 年 52%、3 年 35%と学年が上がるにつれて減少する傾向がみられ、積極的に参加している者の割合が中学 3 年生で急減した。実際に学校の運動部に入っている者は男子 54%、女子 32%、学校外のスポーツクラブに入っている者は男子 36%、女子 57%で、週に 3 日以上運動・スポーツをしている者は男子 53%、女子 30%であった。一方、男子の 21%、女子の 47%の者は「運動・スポーツをしない」と回答した。

#### f) 毎日の生活

最近の毎日の生活については、男子の 43%、女子の 52%が「楽しい」と回答した。男子の 93%、女子の 96%は「親しく遊べる友人がいる」と回答し、男子の 21%、女子の 17%は「大人が不在の状態毎日平均 3 時間以上過ごす」と回答した。アルバイトをしていない者は男子 81%、女子 75%であった一方、男子の 5%、女子の 6%は週に 20 時間以上のアルバイトをしていた。

#### g) 相談相手

男子の 84%、女子の 93%は「相談事のできる友人がいる」と回答した。男子の 9%、女子の 17%は「親に悩みをよく相談する」と回答し、女子は男子に比べて多い傾向がみられた。一方、男子の 42%、女子の 30%は「親にほとんど相談しない方である」と回答した。

### 2. 喫煙行動

#### a) 喫煙経験

1年生男子の喫煙経験率（これまでに一回でもタバコを吸ったことがある者の割合）は 27%、女子は 17%で、年齢とともに上昇し、3年生になると男子 39%、女子 22%と高くなった。平均喫煙経験率は男子 33%、女子 19%で、男子は女子に比べて高い傾向がみられ、初めての喫煙経験は男女とも 15歳、14歳、10歳以下の順に多かった。月喫煙率（この 30日に一回でも喫煙した者の割合）についてみると、1年生男子は 15%であったのが3年生では 23%、1年生女子では 9%であったのが3年生では 12%と高くなった。毎日喫煙者率でも男子は女子より喫煙率が高く、学年が進むにつれて高くなるという傾向がみられ、3年生では男子が 11%、女子が 3%と最も高くなった。

#### b) 周囲の喫煙

「父親がタバコを吸っている」と回答した者は男女とも 46%、「母親がタバコを吸っている」と回答した者は男子 14%、女子 16%で、全体の半数近くの者の父親がタバコを吸っていた。「タバコを吸う友達がいる」と回答したのは男子 62%、女子 44%で、男子は女子より多く、学年が上がるにつれて多くなる傾向が見られた。

#### c) 喫煙への意識

男子の 78%、女子の 83%は「喫煙は健康面からみて害ばかりで良い面はない」と回答していたが、「害もあるが良い面もある」と思っている者は男子 20%、女子 17%であった。男子の 63%、女子の 73%は「未成年者の喫煙は法律で禁じられているから吸うべきでない」と回答し、男子の 46%、女子の 56%が「未成年者の喫煙禁止を当然だと思う」と回答した。一方、「好きにさせればよい」と思う者は男子 20%、女子 12%であった。女子は男子に比べて「喫煙は害ばかりで良い面はない」という意識が強く、喫煙を厳しく禁止するべきであると考えている者が多かった。



### 3. 飲酒行動

#### a) 飲酒経験

「これまで一回もお酒を飲んだことがない」と回答したのは男子の 23%、女子の 25%で、学年が上がるにつれて減少する傾向がみられた。初めての飲酒経験は 10 歳以下が最も多く、次いで 15 歳が多かった。飲酒の機会は「冠婚葬祭の時」、「家族での食事」が高く、次いで「自分や誰かの部屋で、仲間と飲んだことがある」、「クラス会、打ち上げ、友人とのパーティの時に仲間と飲んだことがある」の順だった。「一人で飲んだことがある」と回答した者は男子 20%、女子 12%で、学年が上がるにつれて高くなった。最近の 1 年間では男子の 41%、女子の 38%が「年に数回飲んだ」と回答し、男子の 19%、女子の 15%が「月に数回飲んだ」と回答した。お酒を飲んで失敗した経験は学年が上がるにつれて高くなり、男子は女子より多く、男子では「酔ってはいた」者が 14%、「酔って記憶がなくなった」者が 9%いた。しかし、「親にしかられた」と回答したのは男子 5%、女子 4%と少なかった。

#### b) 飲酒への意識

男子の 73%、女子の 80%は「飲酒は健康面からみて、害もあるが良い面もある」と回答したのに対して、「害ばかりで、良い面はない」と回答したのは全体の 12%と少なかった。また、未成年者の飲酒については、男子の 55%、女子の 59%は「法律で禁止されているが、時と場合に応じてはかまわない」と回答し、「法律で禁止されているから、飲むべきではない」と回答した者（男子 29%、女子 30%）より多かった。

### 4. シンナー遊び

#### a) シンナー遊びへの関心

「シンナー遊びをしているところを実際にみたことがあるか」や「身近にシンナー遊びをしている人がいるか」、「シンナー遊びに誘われたことがあるか」の質問については 90%以上の者が「ない」と回答した。また、95%以上の者が「シンナー遊びに関心がない」、「シンナー遊びをしている人は自分には無関係である」と回答し、72%の者は「シンナー遊びをしている人と親しくなりたくない」と回答した。

#### b) シンナー遊びの経験

男子の 98%、女子の 99%は「これまでシンナー遊びをしたことがない」と回答した。「シンナー遊びの経験がある」と回答した者は男子の 0.6%、女子の 0.4%で、初体験は「10 歳以下」が最も高かった。

#### c) シンナー遊びへの意識

男子の 87%、女子の 91%は「法律でシンナー遊びが禁止されていることは当然だと思う」と回答し、男子の 6%、女子の 3%が「個人の好きにさせればよい」と回答した。

#### d) シンナー遊びに関する知識

男子の 78%、女子の 81%は「シンナー遊びで死亡する」ことを知っており、男子の 78%、女子の 76%は「シンナー遊びを繰り返すと歯がぼろぼろになりやすい」ことを知っていた。また、男子の 77%、女子の 78%は「シンナー遊びを繰り返すと手足の筋肉や神経が衰え、物をつかめなくなったり、歩けなくなる」ことを知っており、男子の 83%、女子の 86%は「シンナー遊びを繰り返すと何も無いのに物が見えたり、実際には何も聞こえないのに、声が聞こえたり、誰も何とも思っていないのに、人が自分のことを非難していると思ひ込んだりする状態になることがある」ことを知っていた。さらに、男子の 78%、女子の 76%は「シンナー遊びを繰り返すと何事にも関心が持てなくなり、結果的に学校を欠席しがちになり、どんな仕事についても長続きしなくなる」ことを知っており、男子の 83%、女子の 86%は「シンナー遊びの結果、幻視、幻聴、妄想が出るようになると、治療して治っても、その後シンナー遊びを止めていても疲れ・ストレス・飲酒などで、幻視、幻聴、妄想が再び出現する」ことを知っており、性、学年による差はほとんどみられなかった。どうして「シンナー遊びをするのか」について、男子は「本人に問題がある」と回答した者が 69%と、最も多かったが、女子では「本人に問題がある」が 63%、「家庭に問題がある」が 65%、「学校に問題がある」が 65%と家庭・学校・本人のすべてに問題があると回答した。

### 5. 大麻の使用

#### a) 大麻への関心

男子の 95%、女子の 96%は「大麻に関心がない」と回答した。大麻を吸っている人に対しては、男子の 95%、女子の 96%が「自分には無関係な人だ」と回答し、全体の 81%の者が「大麻を吸っている人と親しくなりたくない」と回答した。一方、「大麻を吸っているところを実際に見たことがある」と回答した者は男子の 3.0%、女子の 1.8%、「身近に大麻を吸っている人がいる」と回答した者は男子の 2.9%、女子の 2.4%、「大麻を吸うことに誘われた」と回答した者は男子の 2.1%、女子の 1.2%で、全体の 3%の者は「大麻を吸っている人の気持ちが理解できる気がする」と回答した。

#### b) 大麻使用の経験

男子の 98%、女子の 99%は「これまで大麻を吸ったことがない」と回答した。「大麻を吸った経験がある」と回答したのは男子の 0.6%、女子の 0.2%で、初体験は「10歳以下」が最も高かった。

#### c) 大麻使用への意識

男子の 89%、女子の 93%は「法律で禁止するのは当然だと思う」、男子の 93%、女子の 97%は「法律で禁止されているから、すべきでない」と回答

した。一方、わずかだが「少々ならかまわないと思う」や「守る必要はないと思う」という回答がみられ、男子の 5%、女子の 2%は「法律で決める必要はなく、個人の好きにさせればよいと思う」と回答した。

#### d) 大麻に関する知識

男子の 89%、女子の 90%は「大麻を吸うと、現実と幻想との区別がつかなくなり、意識が異様になることがある」のを知っており、男子の 89%、女子の 91%は「大麻を吸い続けると、わけもなく怯えるようになったり、意識がおかしくなり、奇妙な動作・行動をとるようになったり、自分の行動に干渉する声が聞こえたりする状態になる」のを知っていた。加えて、男子の 77%、女子の 78%は「大麻を吸い続けると、何事にも関心が持てなくなり、結果的に学校を欠席しがちになり、どんな仕事についても、長続きしなくなることを知っている」と回答した。

### 6. 覚せい剤の使用

#### a) 覚せい剤への関心

男子の 97%、女子の 96%は「覚せい剤に関心がない」と回答した。全体の 96%の者は「覚せい剤を使用している人は、自分には無関係な人だと思う」と回答し、81%の者が「覚せい剤を使用している人と親しくなりたくない」と回答した。一方、男子の 1.7%、女子の 1.4%は「覚せい剤を使用しているところを実際に見たことがある」と回答し、男子の 1.4%、女子の 1.5%は「身近に覚せい剤を使用している人がいる」と回答した。全体では「覚せい剤を使用することに誘われた」者が 1.0%おり、0.7%の者は「覚せい剤を使用している人の気持ちが理解できる気がする」と回答した。

#### b) 覚せい剤使用の経験と意識

全体の 99%の者は「これまで覚せい剤を使用したことがない」と回答した。「覚せい剤を吸ったことがある」と回答した者の初体験は「10歳以下」が最も高く、次いで男子では 14歳、15歳が多かった。男子の 94%、女子の 97%は「法律で禁止されているから、すべきでない」と回答したが、「少々ならかまわないと思う」や「守る必要はないと思う」という回答がわずかだがみられ、男子は女子より多かった。男子の 88%、女子の 93%は「法律で覚せい剤を禁止していることは当然だと思う」と回答したが、男子の 5%、女子の 3%は「法律で決める必要はなく、個人の好きにさせればよいと思う」と回答した。

#### b) 覚せい剤に関する知識

「覚せい剤を使用すると、脳の出血や心臓の異常で死亡すること」を知っていたのは、男子の 76%、女子の 73%、「覚せい剤を使用すると、イライラして怒りやすくなったり、無意味な同じ動作・行動を繰り返したり、疑い深

くなったりすること」を知っていたのは男子の 86%、女子の 88%、「覚せい剤の使用を繰り返すと何もないのに物が見えたり、実際には何も聞こえないのに、声が聞こえたり、誰も何とも思っていないのに、人が自分のことを非難していると思ひ込んだりする状態になることがある」ことを知っていたのは男子の 90%、女子の 95%、覚せい剤使用の結果、幻視、幻聴、妄想が出るようになってしまうと、それを治療して治っても、その後覚せい剤使用を止めていても疲れ・ストレス・飲酒などで、幻視、幻聴、妄想が再び出現する」ことを知っていたのは男子の 87%、女子の 90%であった。

## 7. ドーピングの使用

### a) ドーピングへの関心

男子の 88%、女子の 95%は「ドーピングに関心がない」と回答し、男子の 84%、女子の 91%が「ドーピングをしている人は自分には無関係な人だと思う」と回答した。一方、「身近にドーピングをしている人がいる」と男子の 2.0%、女子 0.8%が回答し、「ドーピングに誘われたことがある」と回答した者は男子の 1.0%、女子の 0.4%で、男子の 15%、女子 8%の者は「ドーピングをしている人の気持ちが理解できる気がする」と回答した。

### b) ドーピング使用の経験と意識

男子の 98%、女子の 99%は「これまでドーピングをしたことがない」と回答した。男子の 93%、女子の 97%は「法律で禁止されているから、すべきでない」と回答し、多くのスポーツでドーピングを禁止していることについて、男子の 89%、女子の 93%は「当然だと思う」と回答した。一方、ドーピングをしたことがある者の初体験は全体では「10 歳以下」が最も高く、次いで 14~17 歳に高い傾向がみられた。法律でドーピングを禁止していることについて、「少々ならかまわないと思う」や「守る必要はないと思う」という回答がわずかだがみられ、男子は女子より多かった。男子の 5%、女子の 2%は「法律で決める必要はなく、個人の好きにさせればよいと思う」と回答した。

### b) ドーピングに関する知識

男子の 96%、女子の 95%は「ドーピングがスポーツなどの競技において薬物などを使って不正に競技能力や筋力を高めること」を知っていたが、「ドーピングが競技生命だけでなく、生命の危機につながる危険な行為であること」を知っていたのは男子の 61%、女子の 51%であった。

## 8. MDMA(エクスタシー)の使用

### a) MDMA(エクスタシー)への関心

男子の 97%、女子の 98%は「MDMA(エクスタシー)に関心がない」と回答した。MDMA(エクスタシー)をしている人に対しては、男子の 96%、女子の 97%が「自分には無関係な人だと思う」と回答した。一方、男子の 1.2%、女子 0.7%は「身近に MDMA(エクスタシー)をしている人がいる」と回答し、男子の 0.7%、女子の 0.4%は「MDMA(エクスタシー)使用に誘われたことがある」と回答した。そして、男子の 2.0%、女子 1.6%の者は「MDMA(エクスタシー)をしている人の気持ちが理解できる気がする」と回答した。

### b) MDMA(エクスタシー)使用の経験と意識

「これまで MDMA(エクスタシー)をしたことがあるか」の質問に対して、男子の 98%、女子の 99%は「経験がない」と回答した。一方、MDMA(エクスタシー)をしたことがある者の初体験は全体では「10 歳以下」が最も高く、次いで 14、15 歳に高い傾向がみられた。

### b) MDMA(エクスタシー)に関する知識

MDMA(エクスタシー)を使用すると、意識がおかしくなったり、異常高熱で死亡したりすることがあるのを知っていたのは、男子の 47%、女子の 35%であった。

## 9. 有機溶剤、大麻、覚せい剤、MDMA(エクスタシー)入手のしやすさ

### a) 有機溶剤の入手

シンナー遊びをするために有機溶剤を手に入れようとした場合、男子の 46%、女子の 53%は「絶対不可能だ」と回答したが、男子の 24%、女子の 15%は「簡単に手に入る」と回答した。

### b) 大麻(マリファナ、ハッシシ)の入手

大麻(マリファナ、ハッシシ)を手に入れようとした場合、男子の 58%、女子の 63%は「絶対不可能だ」と回答したが、男子の 16%、女子の 14%は「何とか手に入る」、男子の 8%、女子の 6%は「簡単に手に入る」と回答した。

### c) 覚せい剤の入手

覚せい剤を手に入れようとした場合、男子の 58%、女子の 63%は「絶対不可能だ」と回答したが、男子の 15%、女子の 14%は「何とか手に入る」、男子の 8%、女子の 7%は「簡単に手に入る」と回答した。

### d) ドーピングに使う薬物の入手

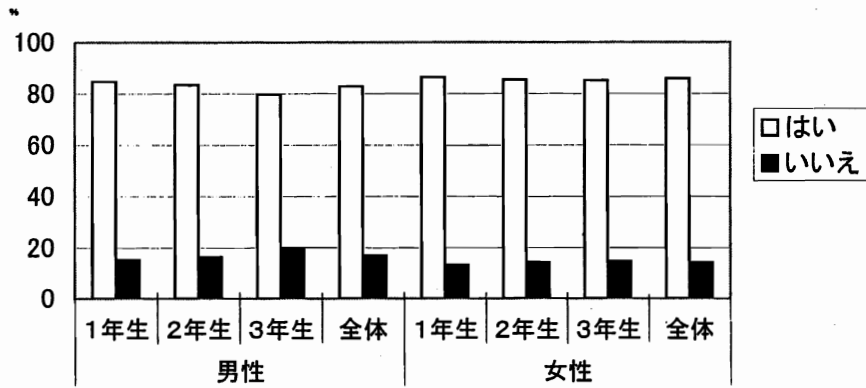
ドーピングに使う薬物を手に入れようとした場合、男子の 59%、女子の 66%は「絶対不可能だ」と回答したが、男子の 14%、女子の 11%は「何とか手に入る」、男子の 8%、女子の 5%は「簡単に手に入る」と回答した。

e) MDMA(エクスタシー)の入手

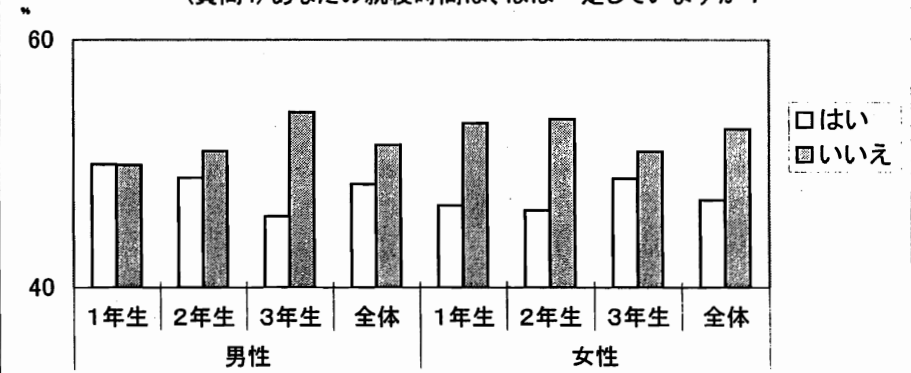
MDMA(エクスタシー)を手に入れようとした場合、男子の62%、女子の68%は「絶対不可能だ」と回答したが、男子の13%、女子の11%は「何とか手に入る」、男子の7%、女子の4%は「簡単に手に入る」と回答した。

(吉本佐雅子、永井純子)

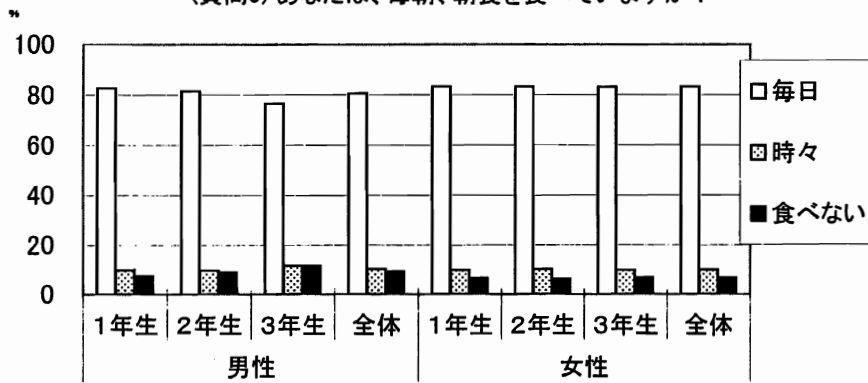
(質問3) あなたの起床時間は、ほぼ一定していますか？



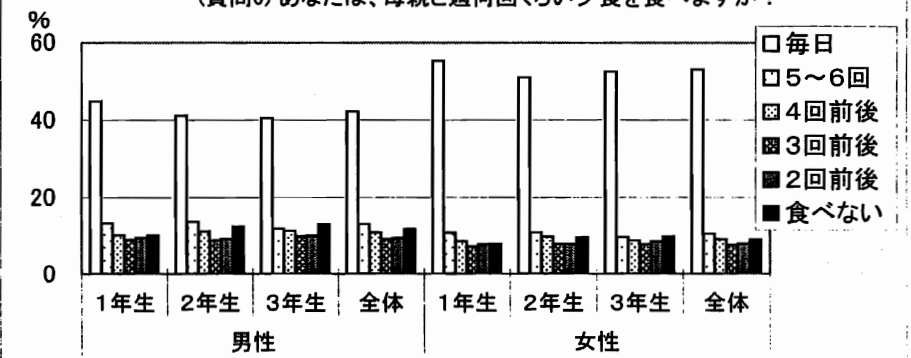
(質問4) あなたの就寝時間は、ほぼ一定していますか？

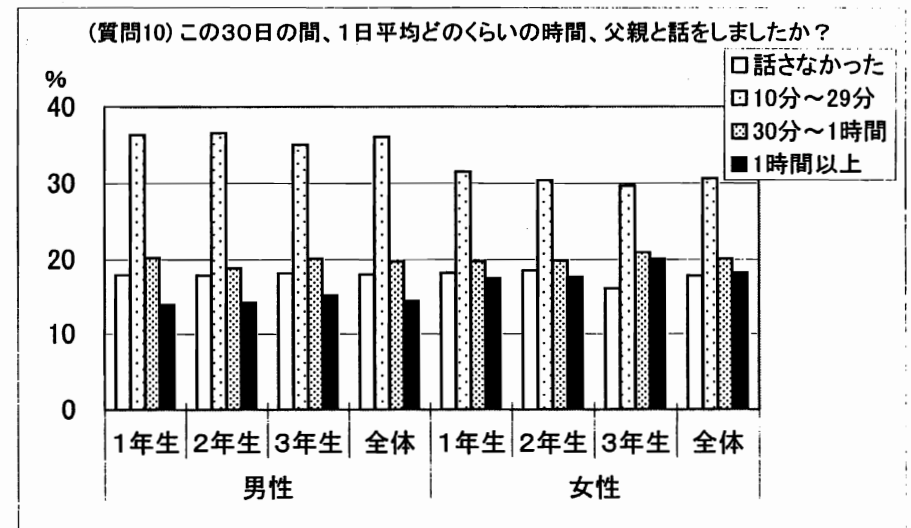
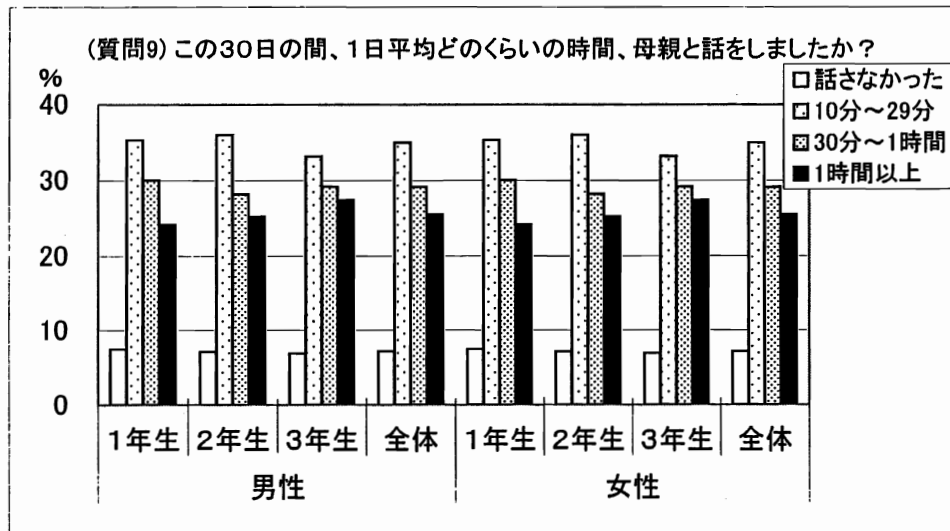
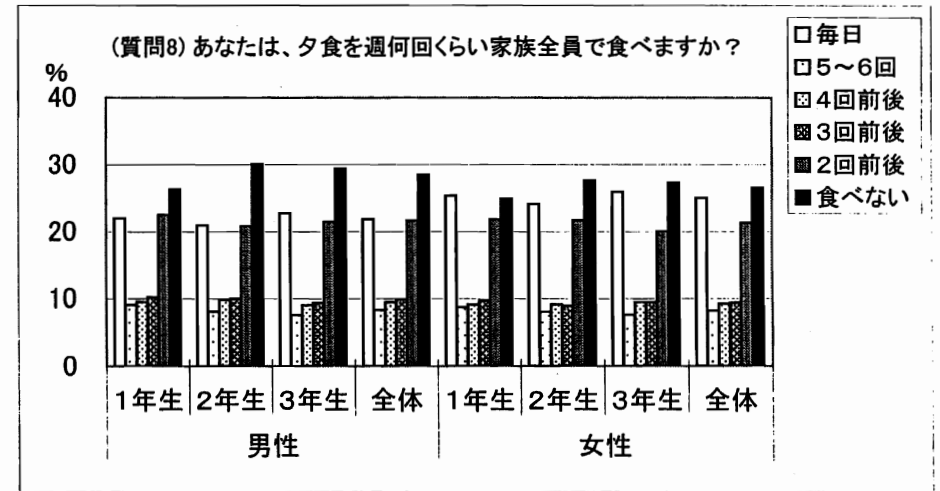
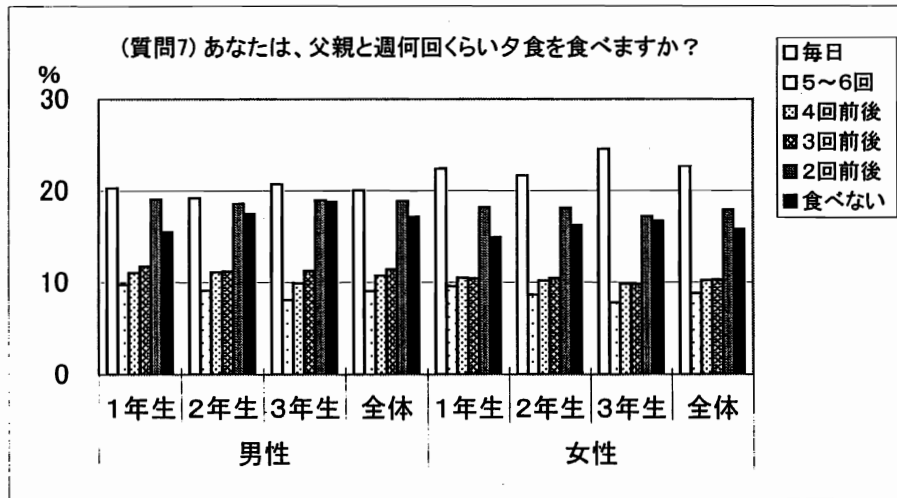


(質問5) あなたは、毎朝、朝食を食べていますか？



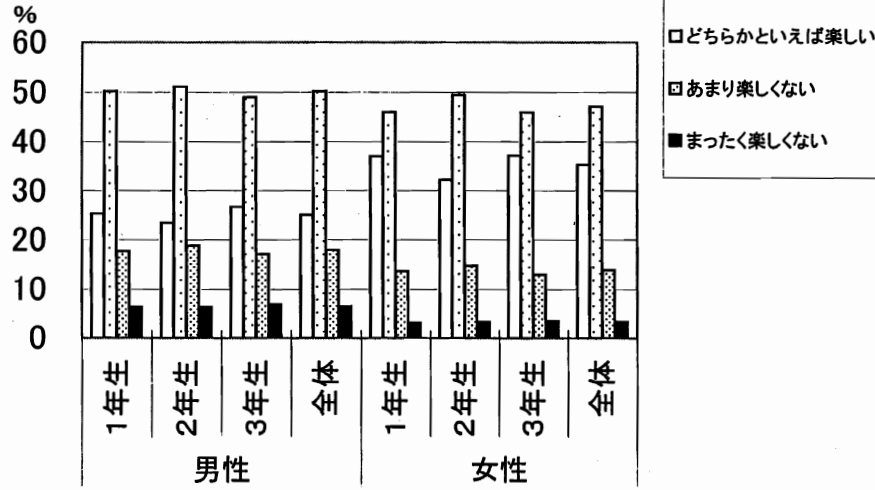
(質問6) あなたは、母親と週何回くらい夕食を食べますか？



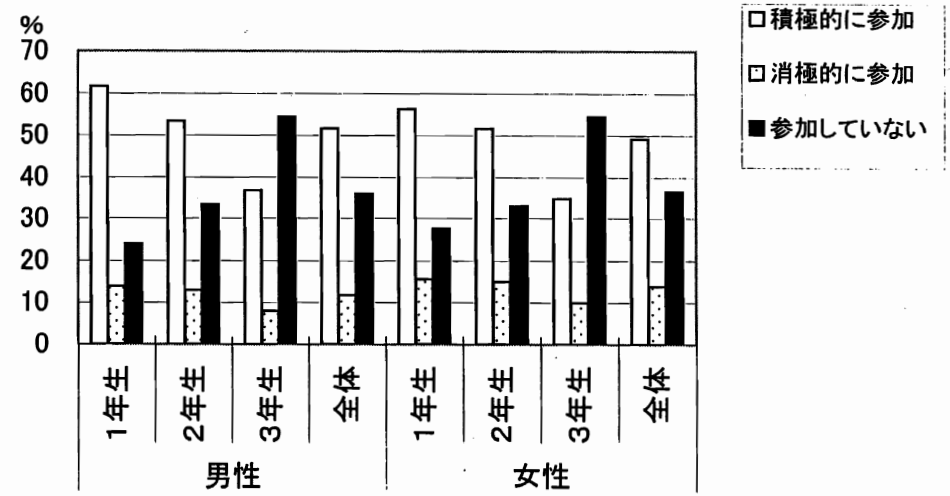




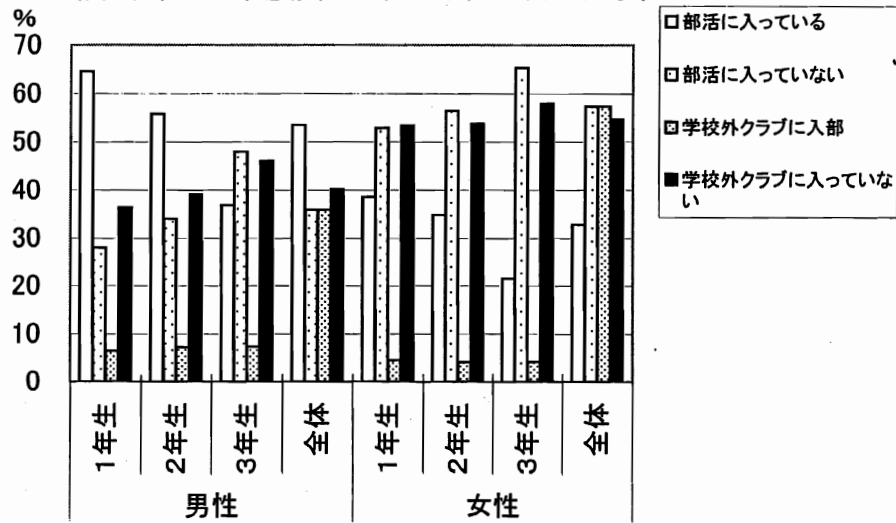
(質問11) あなたにとって、学校生活は次のどれですか？



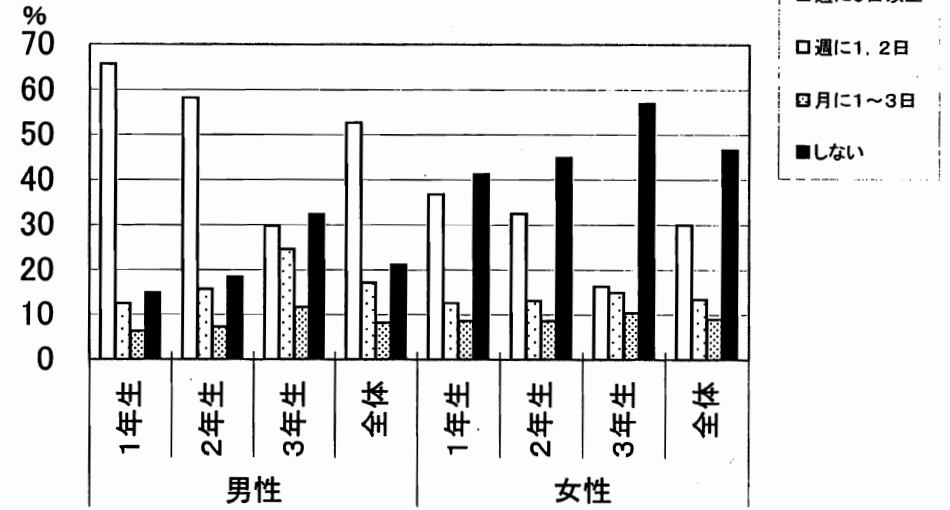
(質問12) あなたは、クラブ活動(部活)に参加していますか？



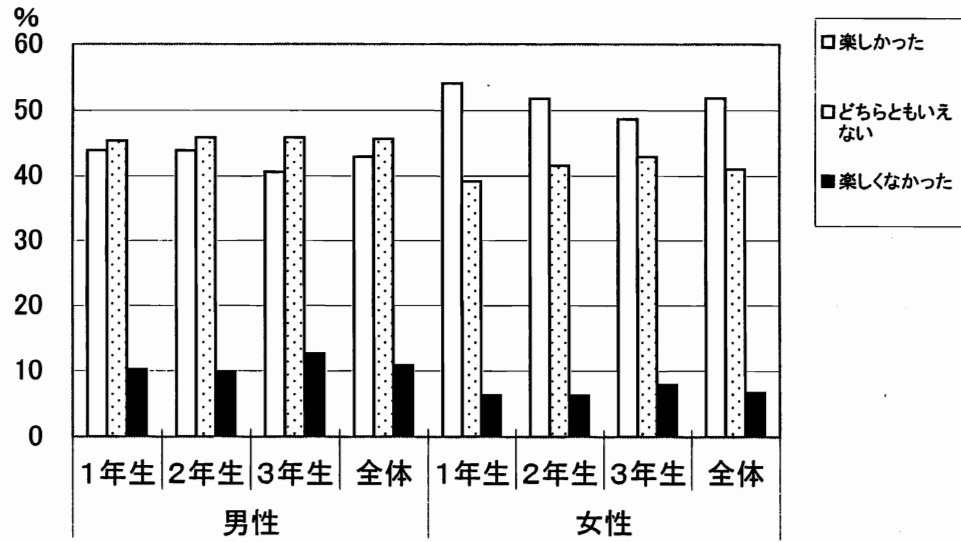
(質問13) あなたは、運動部やスポーツクラブに入っていますか？



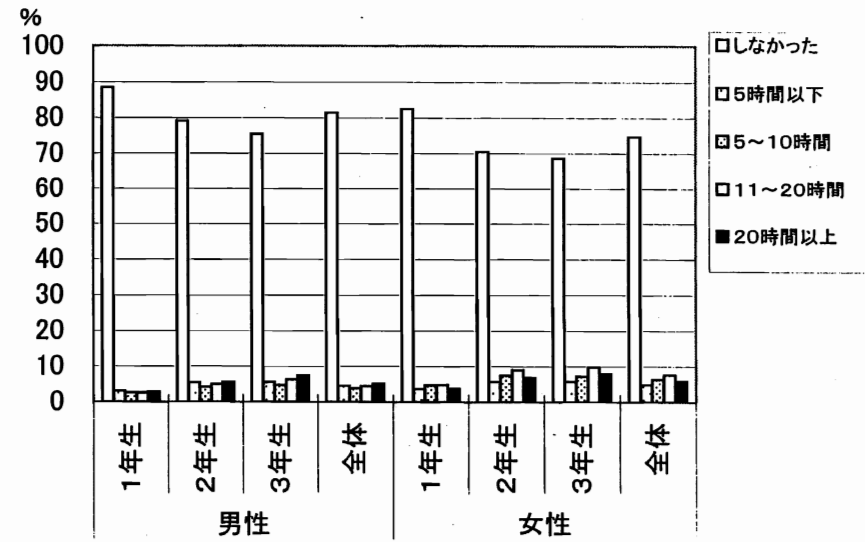
(質問15) あなたは、運動・スポーツをどのくらいしていますか？



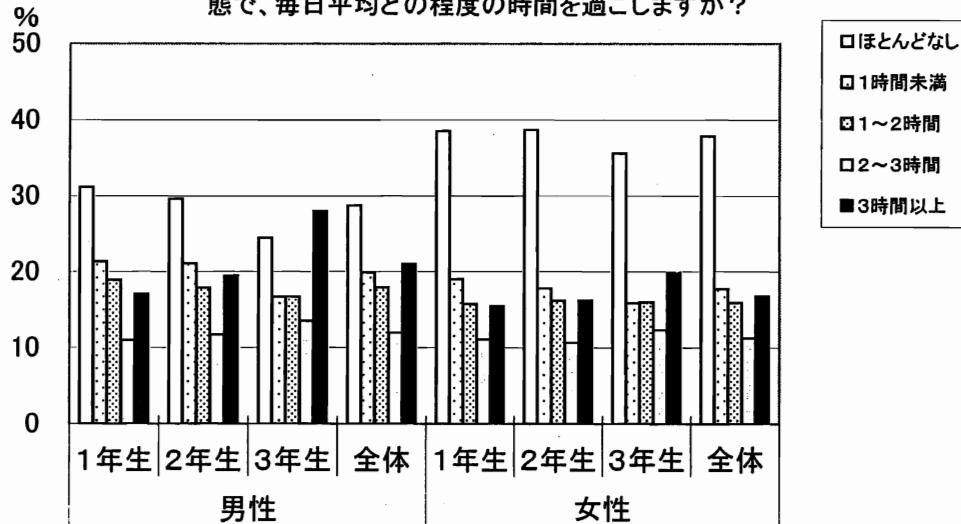
(質問16) この30日の間を通して見た時、あなたの毎日は楽しかったですか？



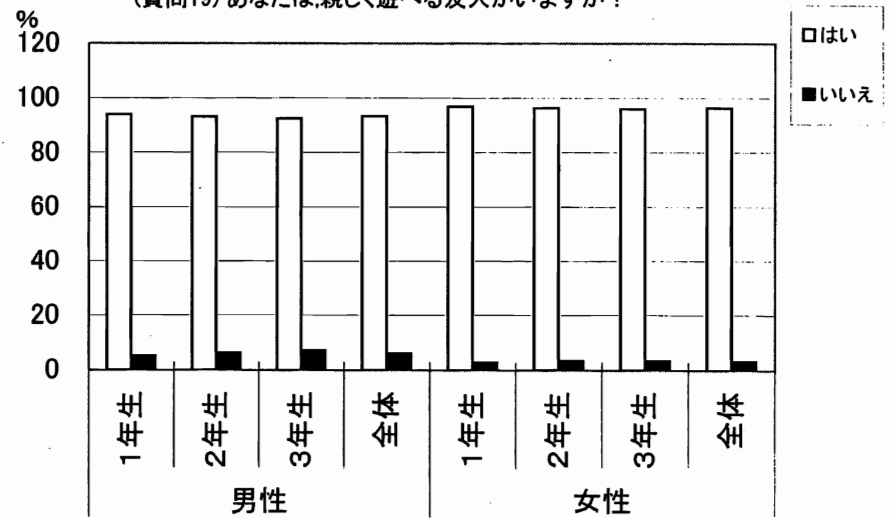
(質問17) この1年の間、あなたは週平均どのくらいアルバイトをしましたか？



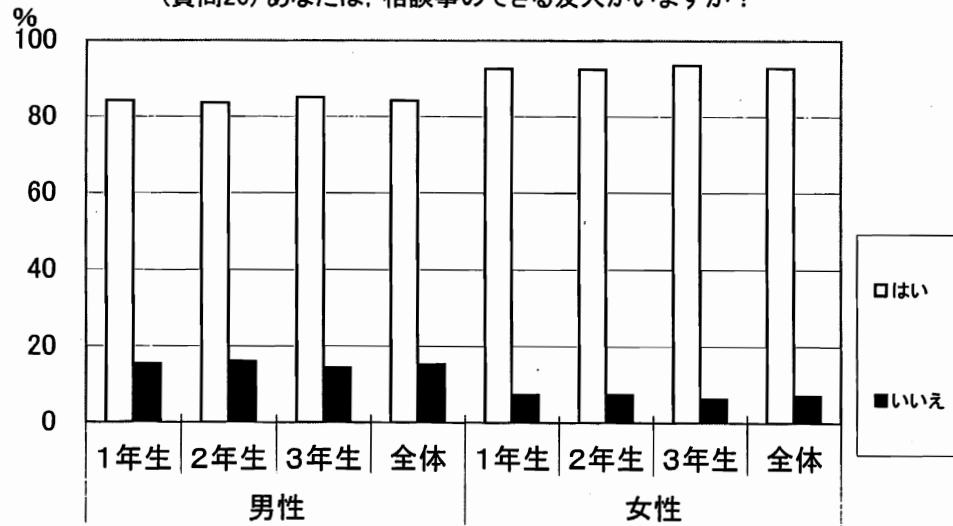
(質問18) あなたは、学校、予備校・習い事、運動の時間以外、大人が不在の状態で、毎日平均どの程度の時間を過ごしますか？



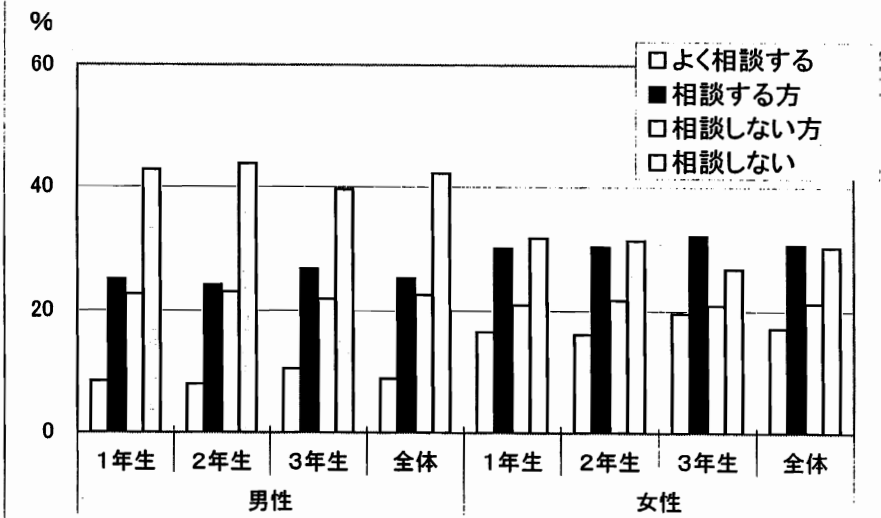
(質問19) あなたは、親しく遊べる友人がいますか？



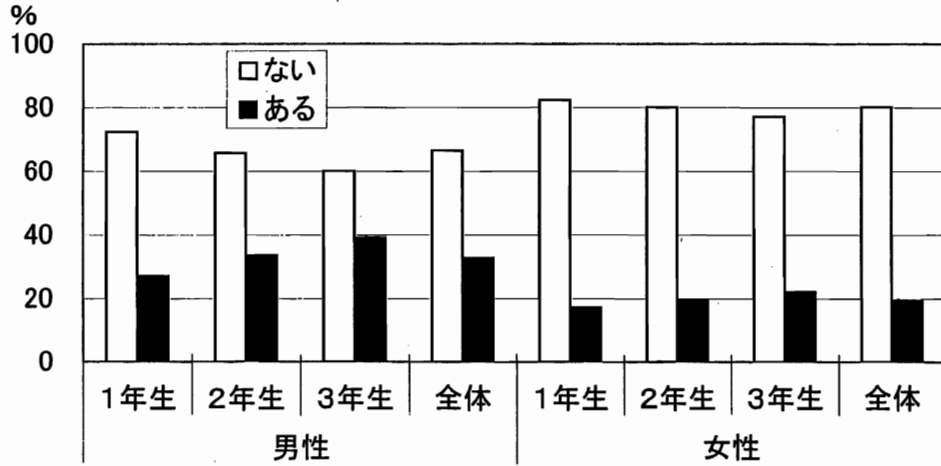
(質問20) あなたは、相談事のできる友人がいますか？



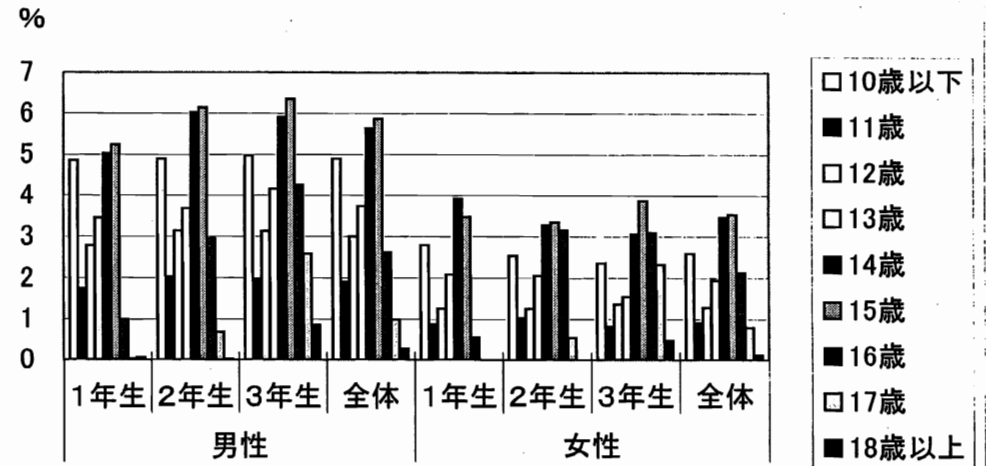
(質問21) あなたは、悩みごとがある時、親と相談する方だと思いますか？



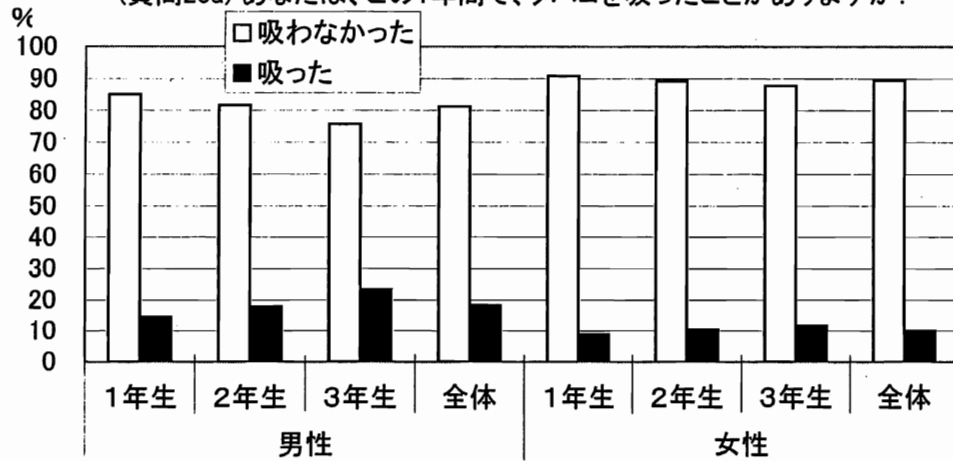
(質問22a) あなたは、これまでに1回でも、タバコを吸ったことがありますか？



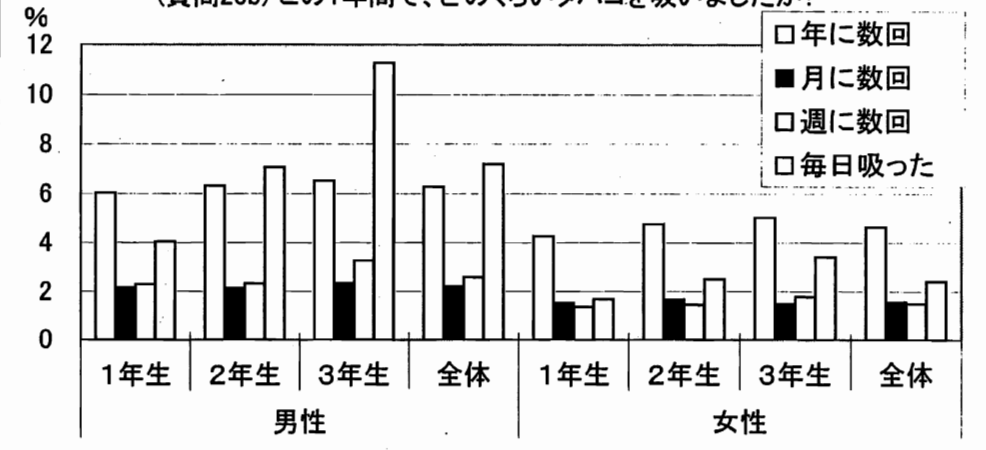
(質問22b) 初めてタバコを吸った時の年齢はいくつでしたか？



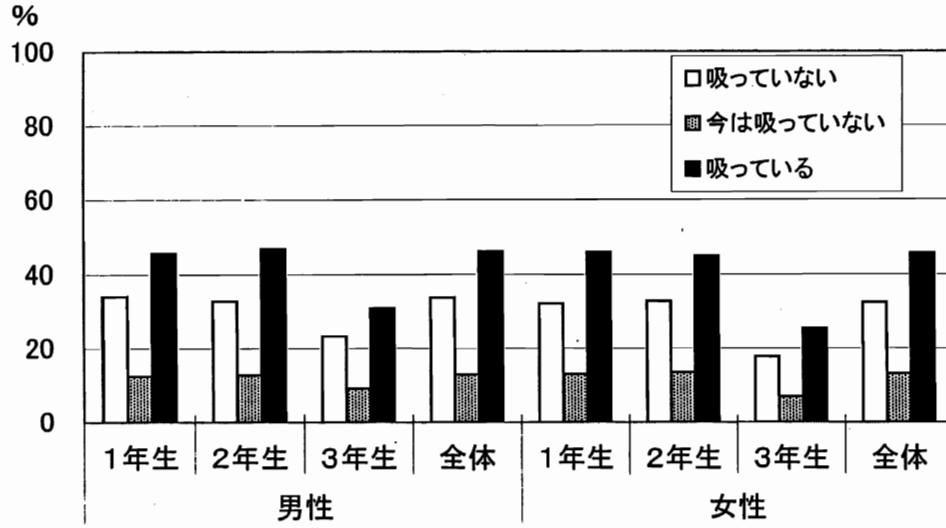
(質問23a) あなたは、この1年間で、タバコを吸ったことがありますか？



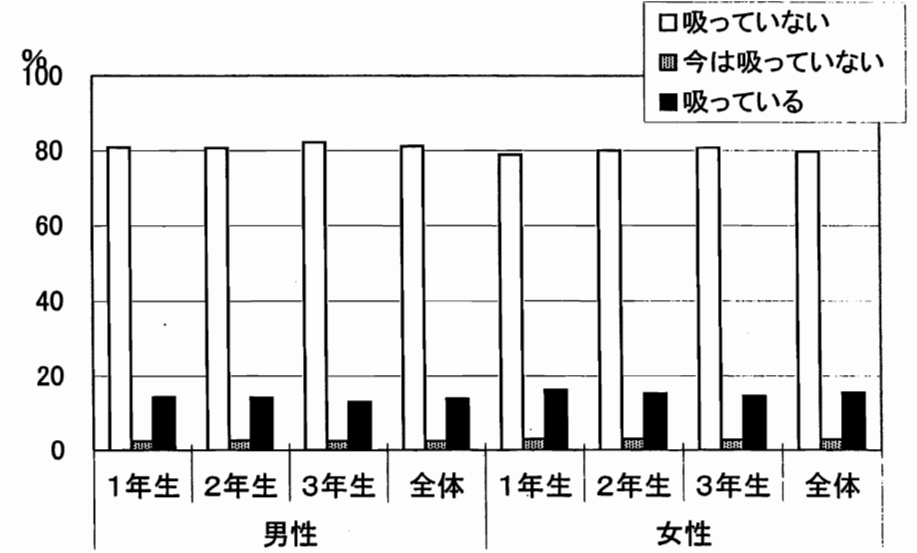
(質問23b) この1年間で、どのくらいタバコを吸いましたか？



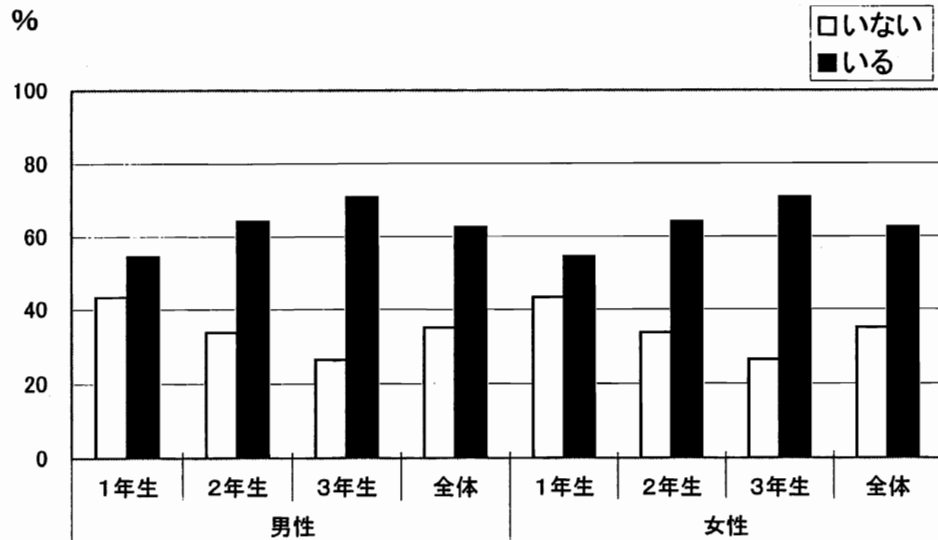
(質問24) あなたの父親はタバコを吸っていますか？



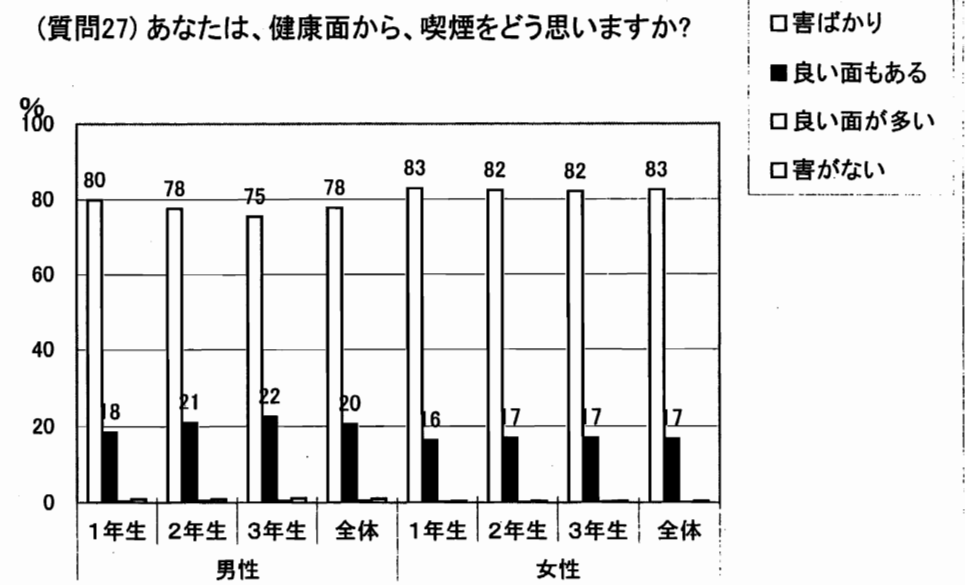
(質問25) あなたの母親はタバコを吸っていますか？



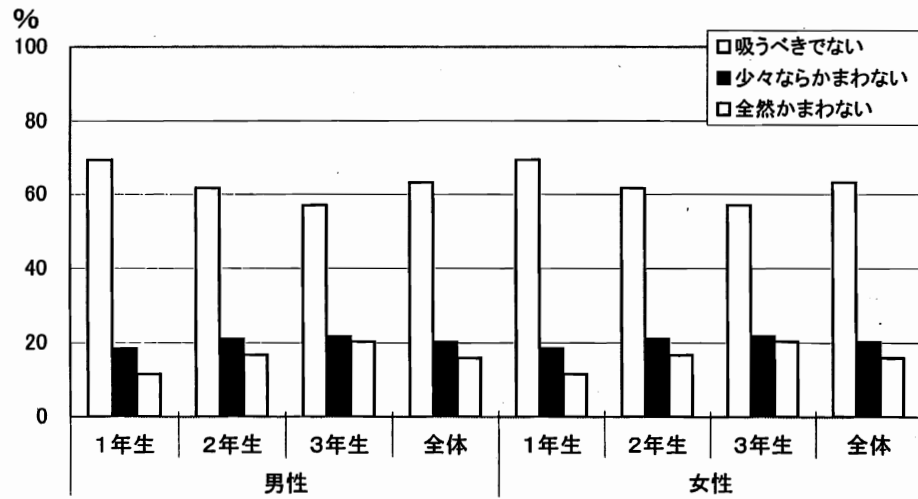
(質問26) タバコを吸う友だちがいますか？



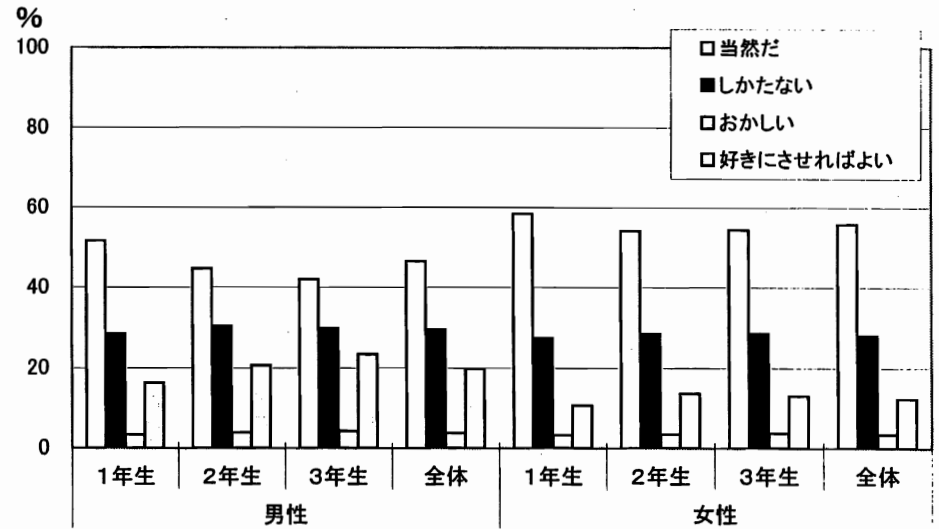
(質問27) あなたは、健康面から、喫煙をどう思いますか？



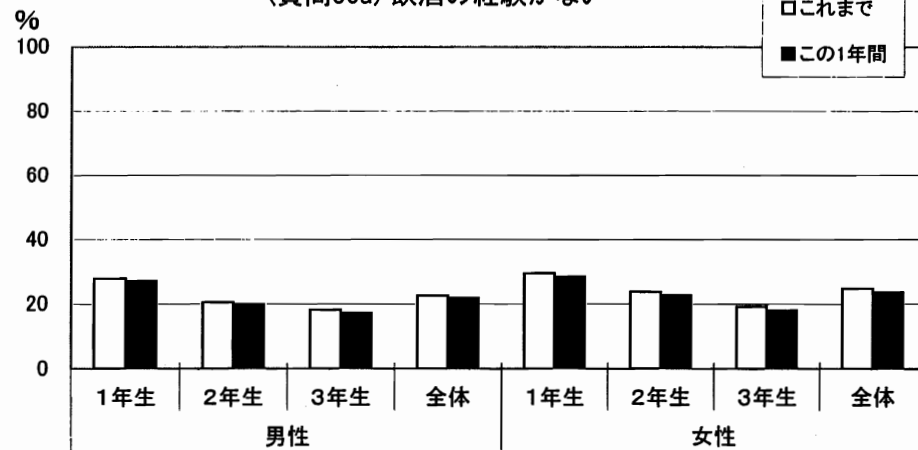
(質問28) あなたは未成年者の喫煙をどう思いますか?



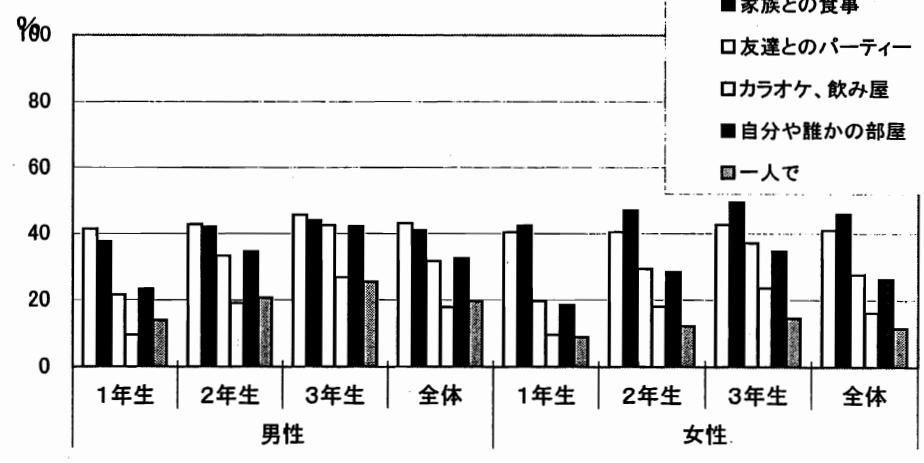
(質問29) あなたは、未成年者の喫煙禁止をどう思いますか?

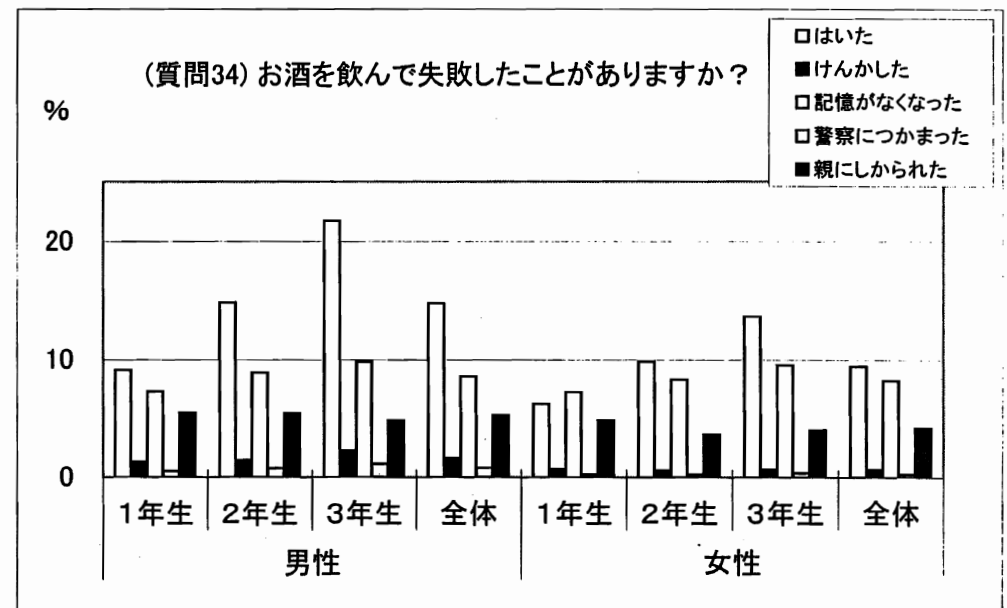
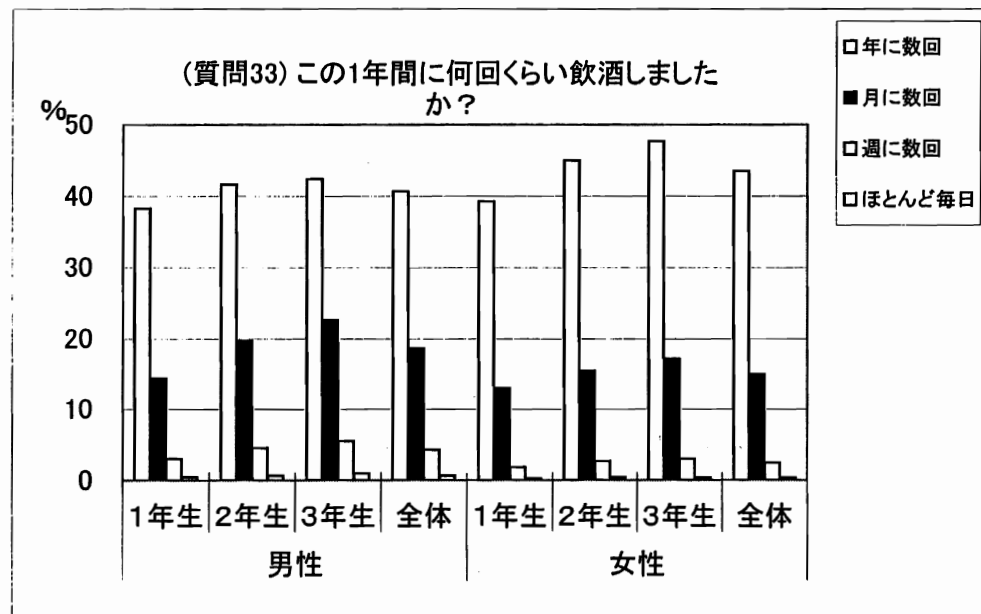
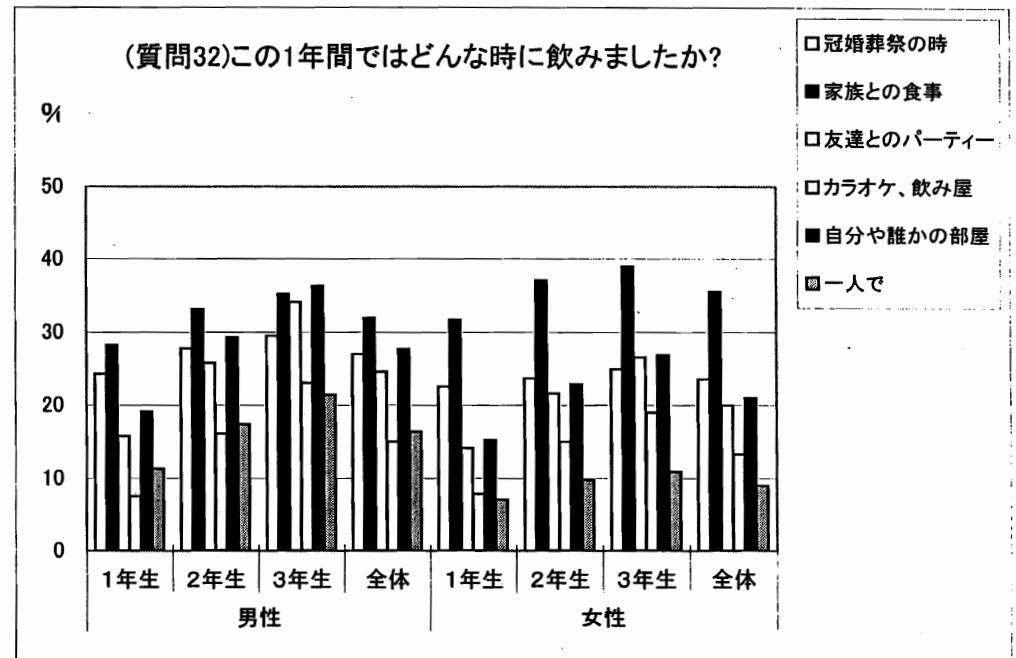
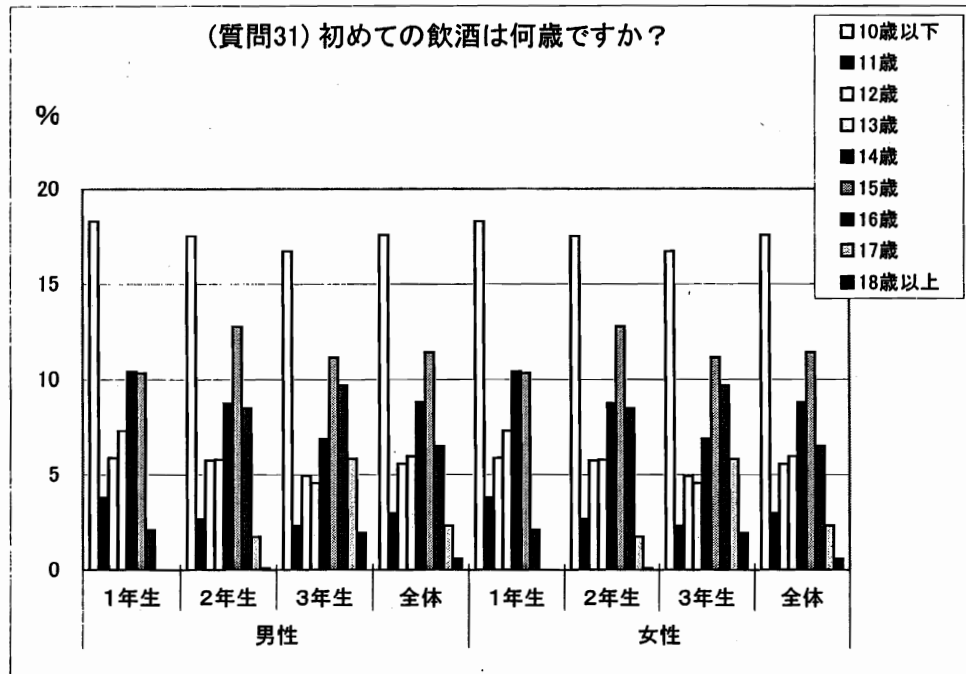


(質問30a) 飲酒の経験がない

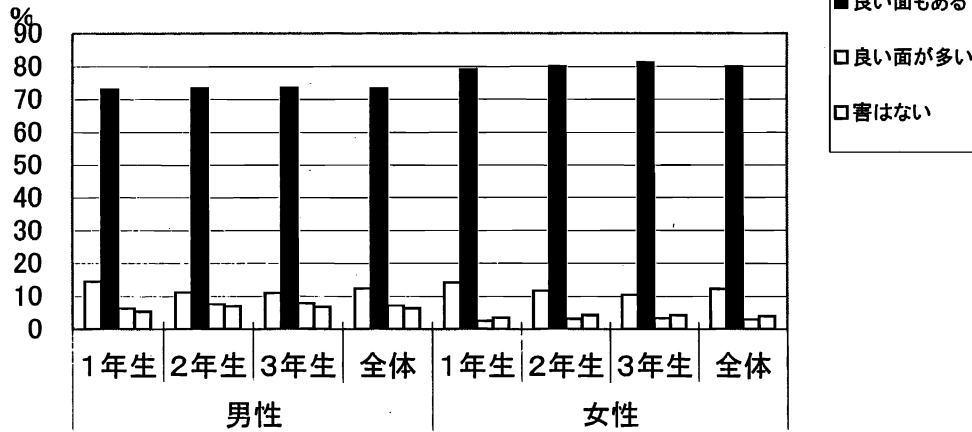


(質問30b) どんな時に飲みましたか?

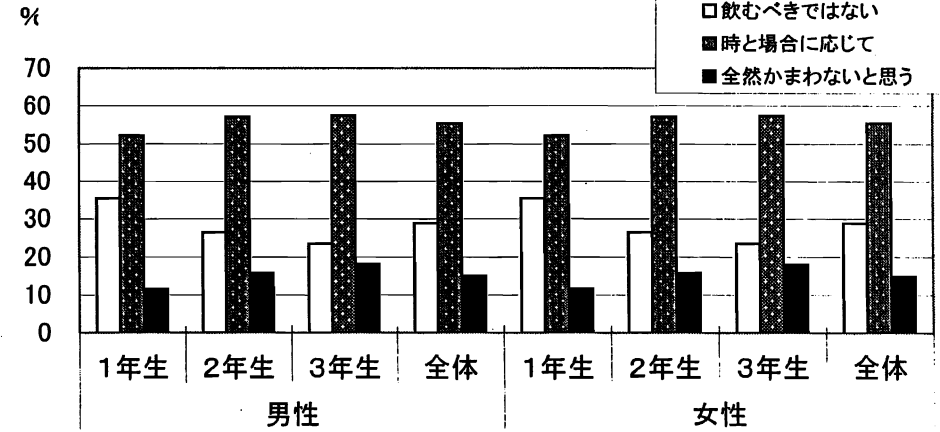




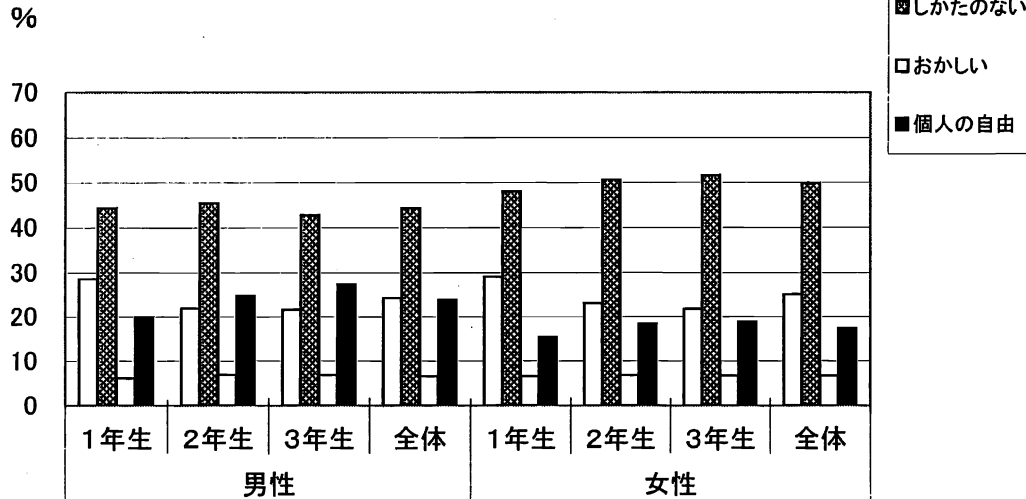
(質問35) あなたは、健康面から、飲酒をどう思います



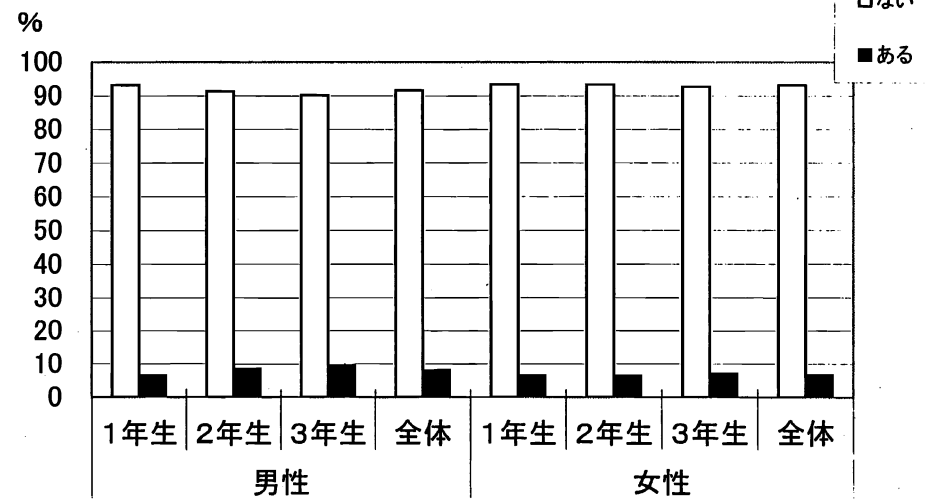
(質問36) 未成年者の飲酒は禁止されていますが、あなたは、未成年者の飲酒をどう思いますか？



(質問37) あなたは、未成年者の飲酒禁止をどう思いますか？

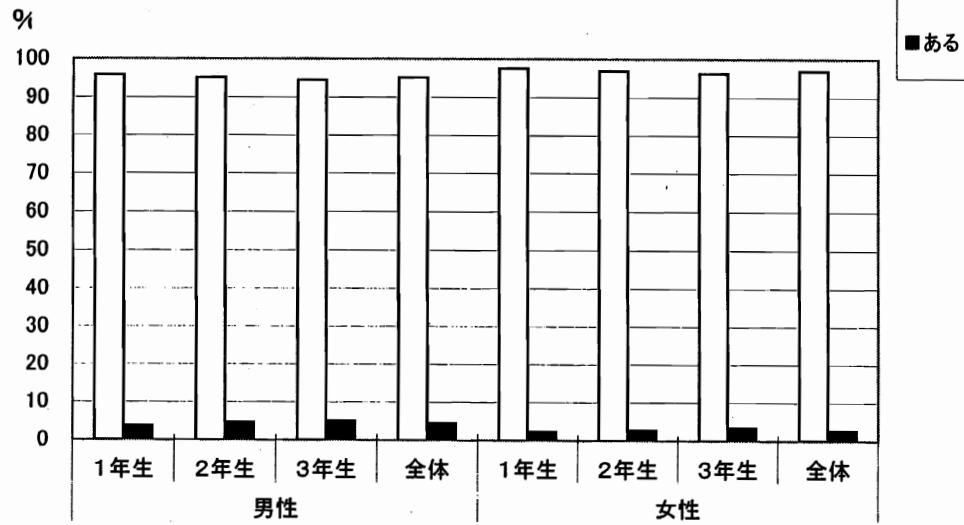


(質問38) あなたは、「シンナー遊び」をしているところを実際に見たことがありますか？

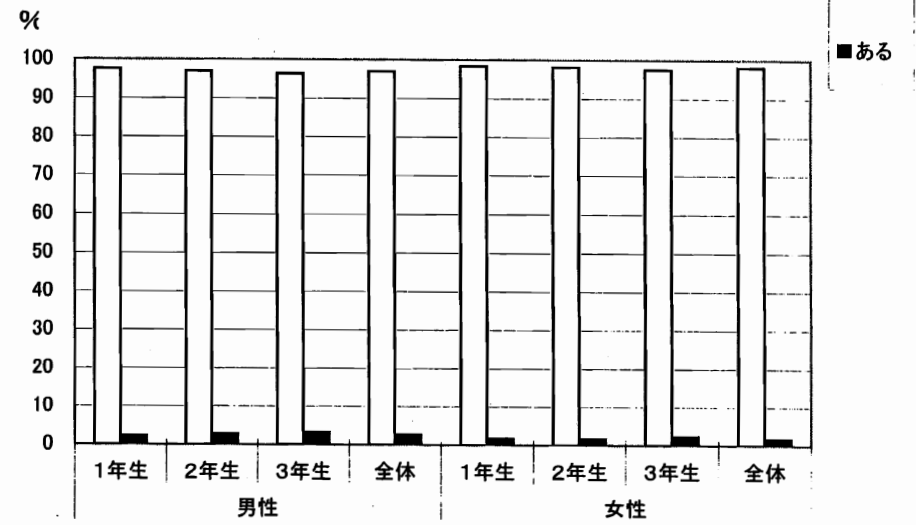




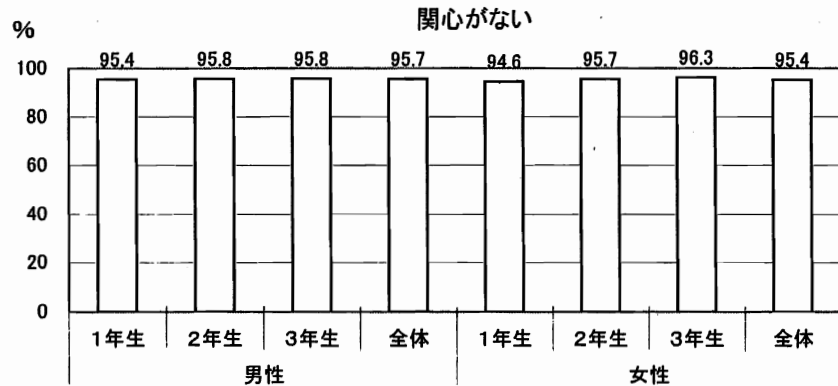
(質問39) あなたの身近に、「シンナー遊び」をしている人がいますか？



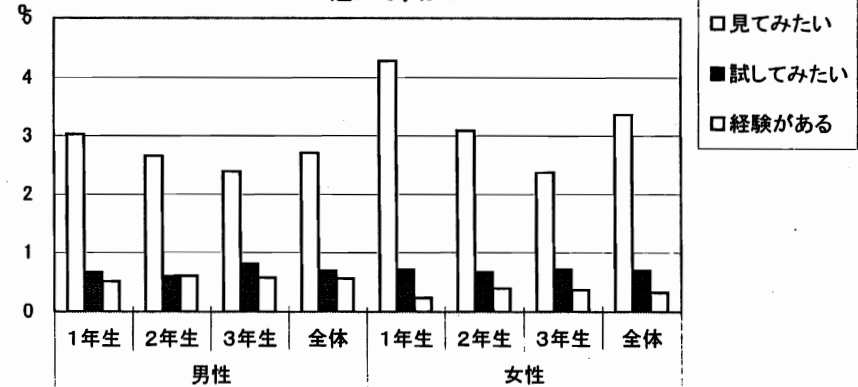
(質問40) あなたは、「シンナー遊び」に誘われたことがありますか？



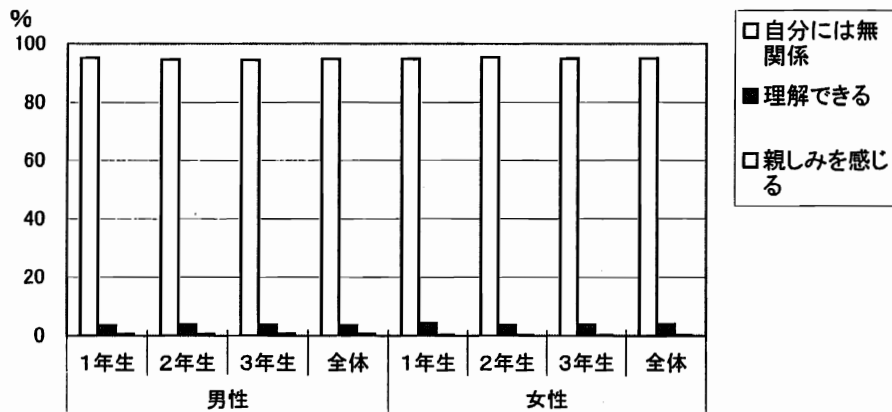
(質問41a)「シンナー遊び」について、あなたの気持ちは次のどれに最も近いですか？



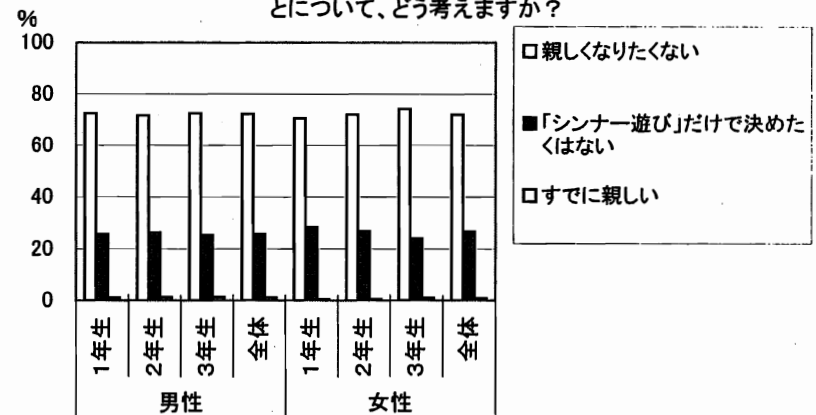
(質問41b)「シンナー遊び」について、あなたの気持ちは次のどれに最も近いですか？



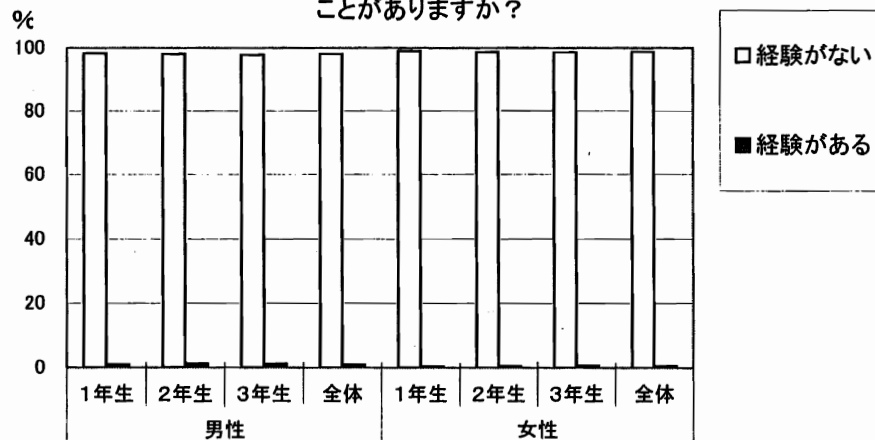
(質問42) あなたは、「シンナー遊び」をしている人について、どう思いますか？



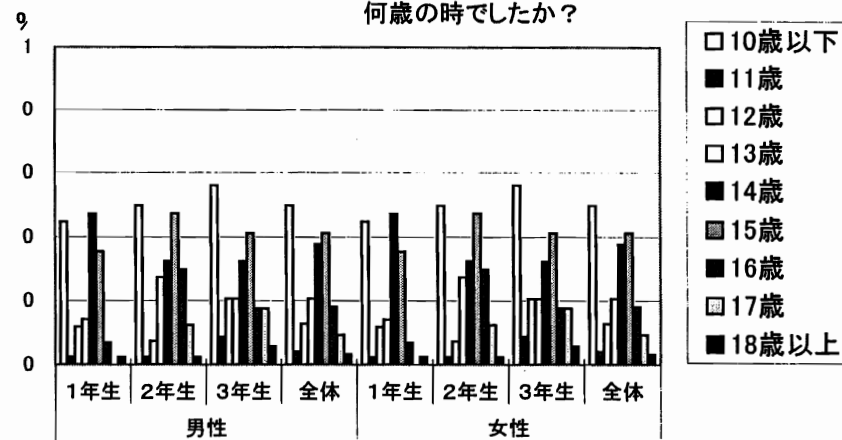
(質問43) あなたは、「シンナー遊び」をしている人と親しくなることについて、どう考えますか？



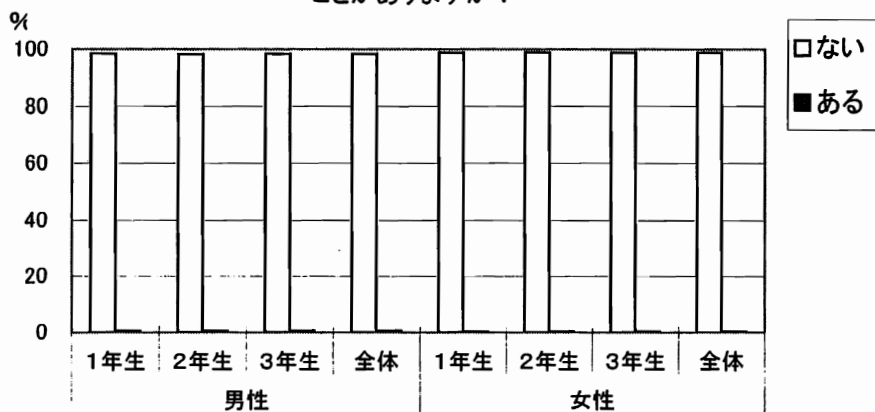
(質問44a) あなたは、これまでに1回でも、「シンナー遊び」を経験したことがありますか？



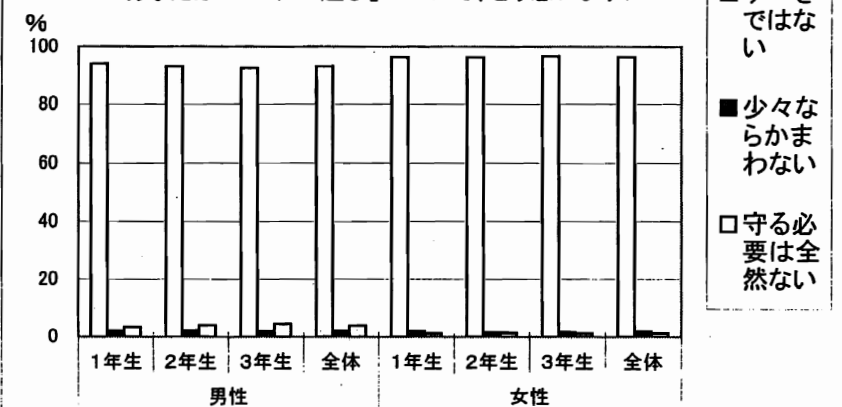
(質問44b) あなたが、これまでに1回でも、「シンナー遊び」をしたのは何歳の時でしたか？



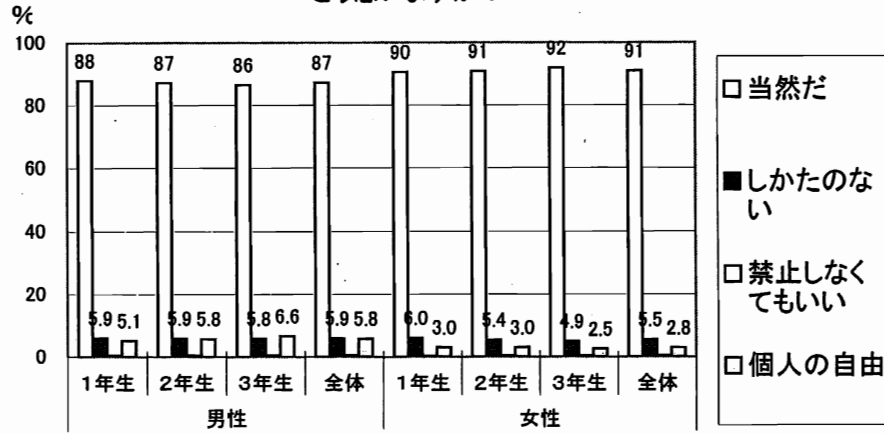
(質問45) あなたは、この1年間に1回でも、「シンナー遊び」をしたことがありますか？



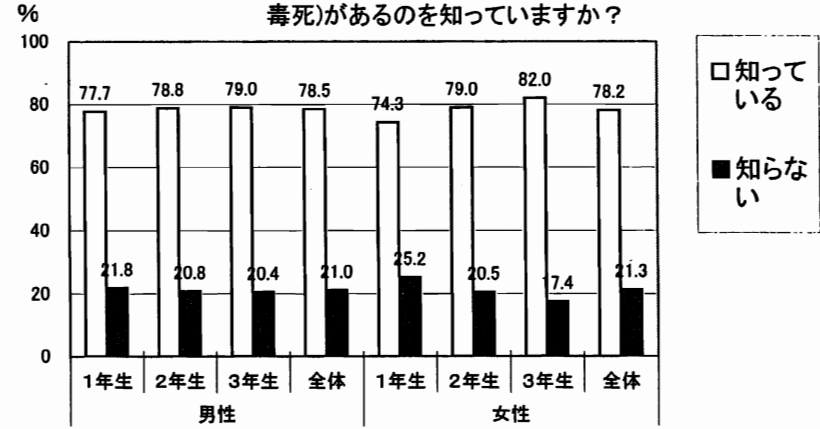
(質問46) 「シンナー遊び」は法律で禁止されていますが、あなたは「シンナー遊び」について、どう思いますか？



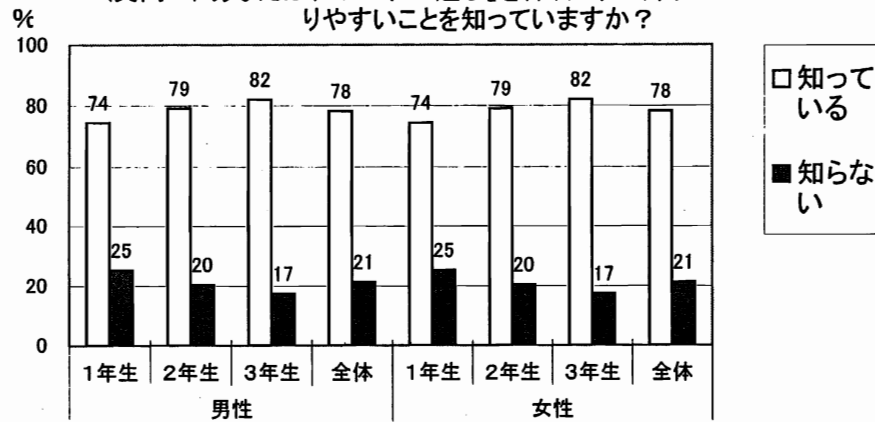
(質問47) あなたは、法律で「シンナー遊び」を禁止しているの  
どう思いますか？



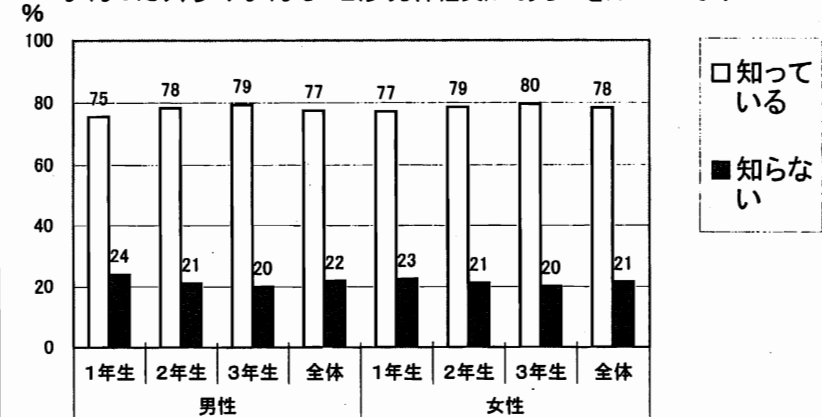
(質問48) あなたは、「シンナー遊び」で死亡すること(急性中  
毒死)があるのを知っていますか？



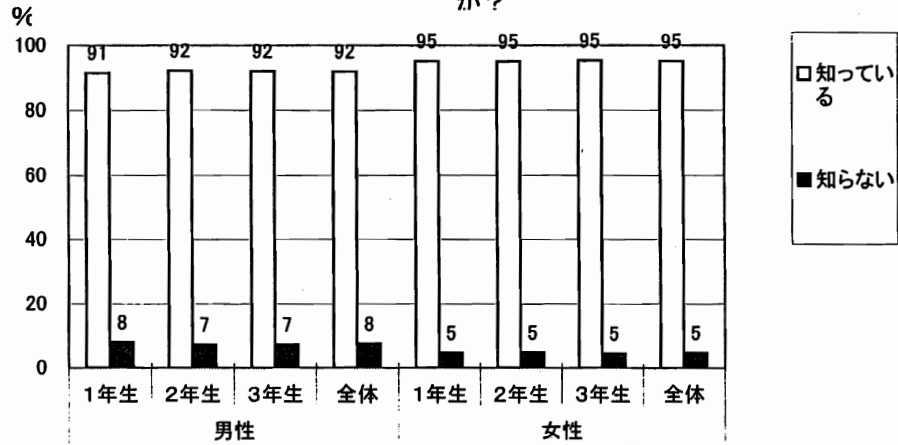
(質問49) あなたは、「シンナー遊び」を繰り返すと、歯がぼろぼろにな  
りやすいことを知っていますか？



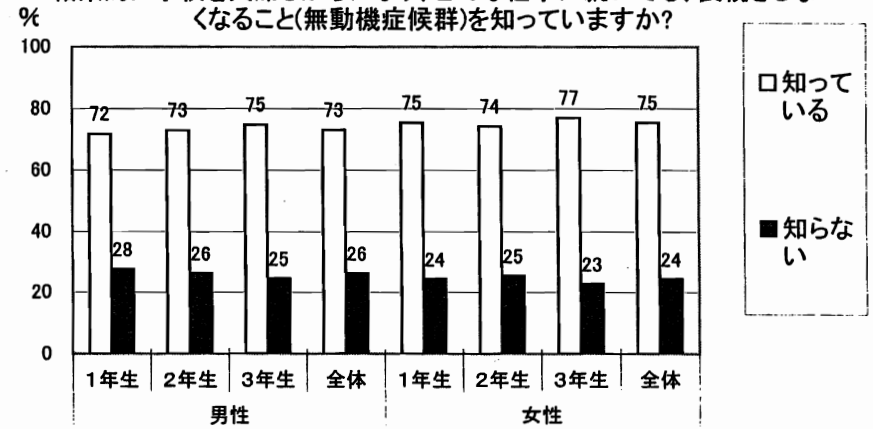
(質問50) 「シンナー遊び」を繰り返すと、手足の筋肉や神経が衰え、物をつかめ  
なくなったり、歩けなくなること(多発神経炎)があるのを知っていますか？



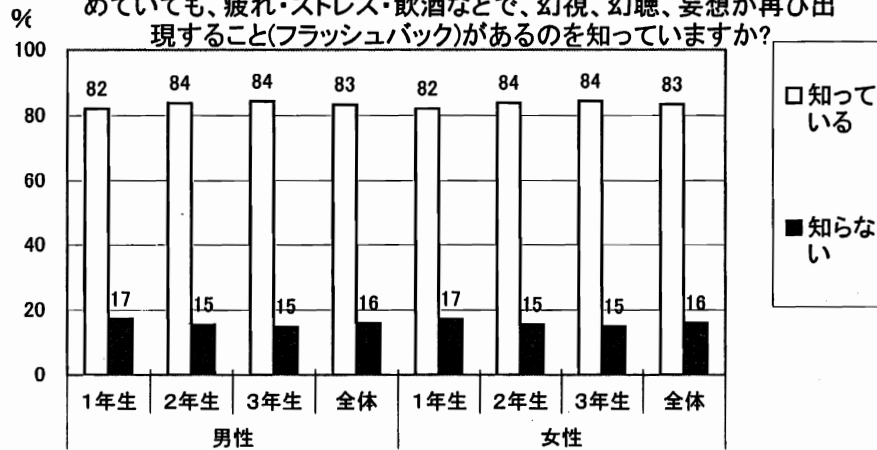
(質問51) あなたは、「シンナー遊び」を繰り返すと、何も無いのに幻視、幻聴、妄想状態(精神病状態)になることがあるのを知っていますか?



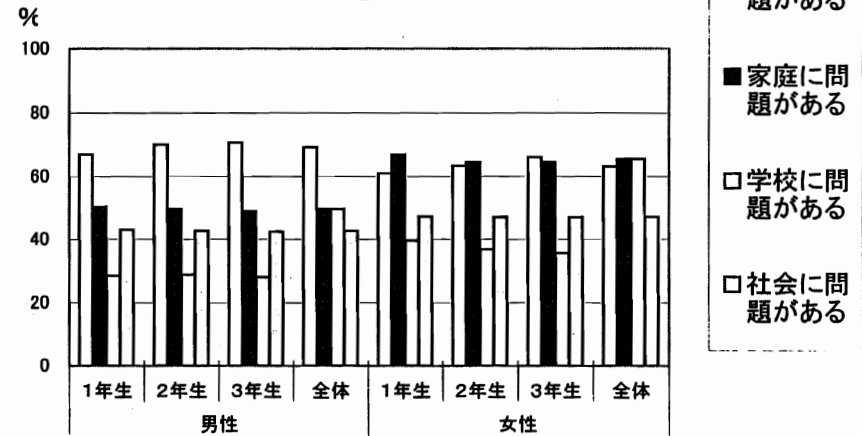
(質問52) 「シンナー遊び」を繰り返すと、何事にも関心が持てなくなり、結果的に学校を欠席しがちになり、どんな仕事に就いても、長続きしなくなる(無動機症候群)を知っていますか?



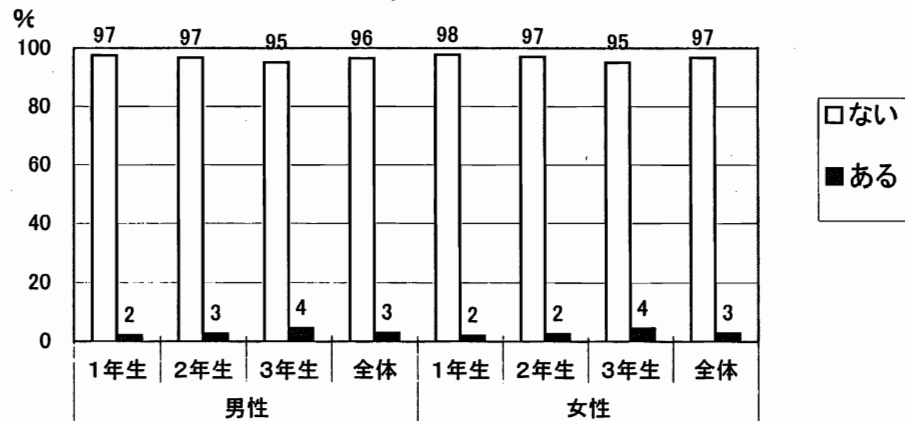
((質問53) 「シンナー遊び」の結果、幻視、幻聴、妄想が出るようになってしまうと、それを治療して治っても、その後「シンナー遊び」をやめていても、疲れ・ストレス・飲酒などで、幻視、幻聴、妄想が再び出現すること(フラッシュバック)があるのを知っていますか?



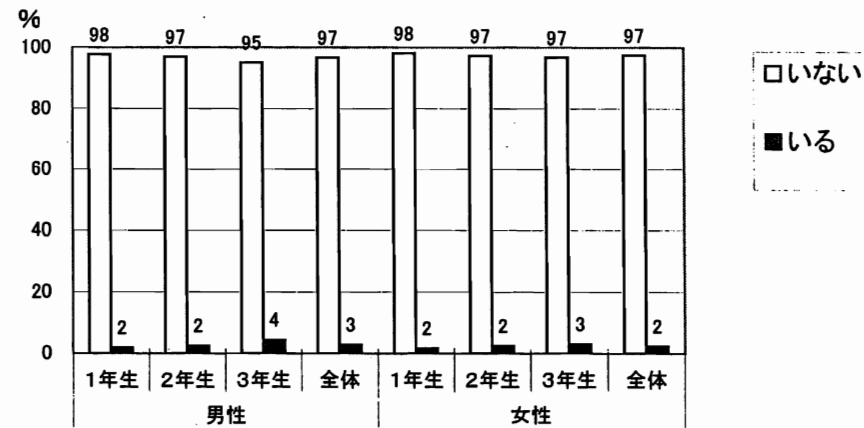
(質問54) あなたは、「シンナー遊び」をしている人たちは、どうして「シンナー遊び」をするのだと思いますか?



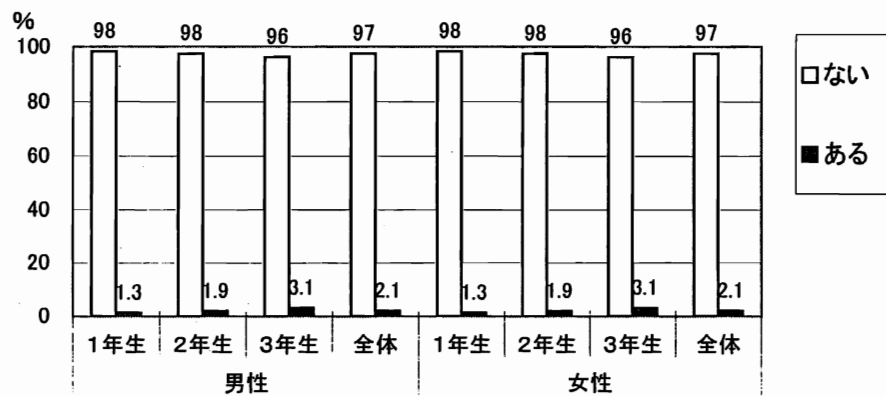
(質問55)あなたは大麻(マリファナ、ハッシシも同じもの  
です)を吸っているところを実際に見たことがあります



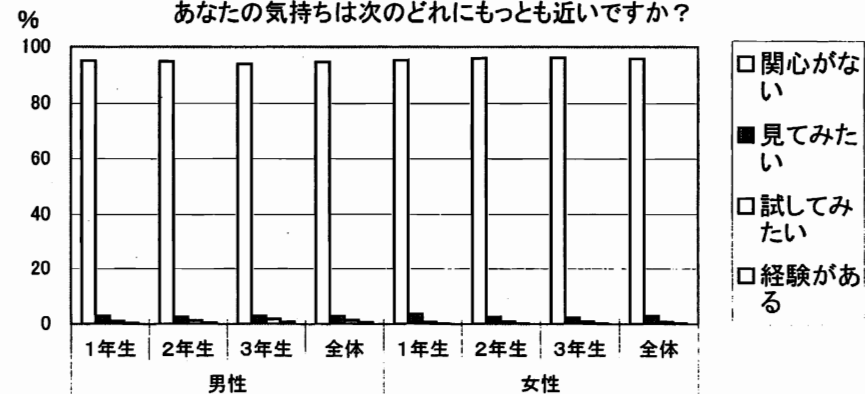
(質問56)あなたの身近に、大麻(マリファナ、ハッシシ)を吸っ  
ている人がいますか？



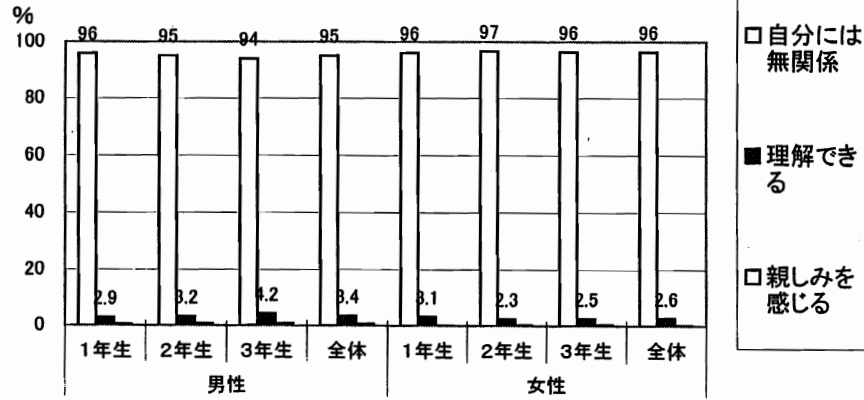
(質問57)あなたは大麻(マリファナ、ハッシシ)を吸うことに誘  
われたことがありますか？



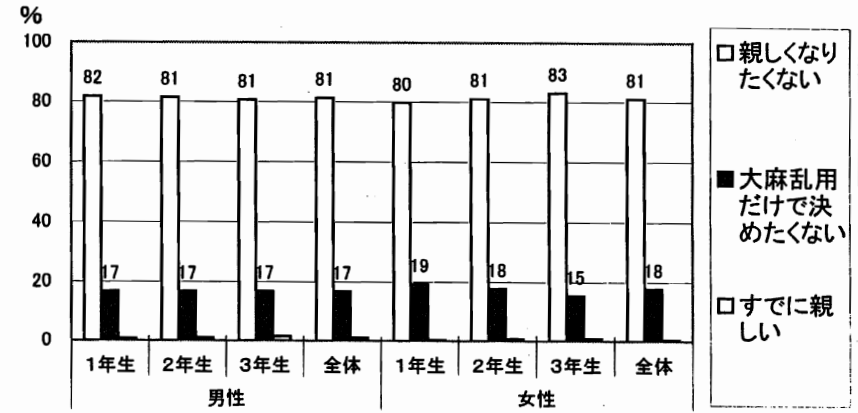
(質問58)大麻(マリファナ、ハッシシ)を吸うことについて、  
あなたの気持ちは次のどれにもっとも近いですか？



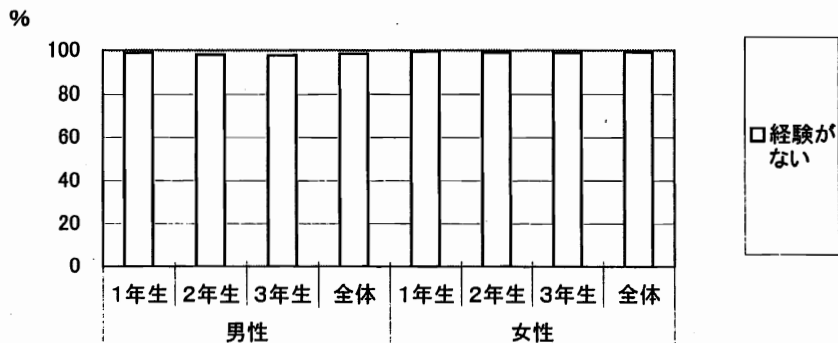
(質問59)大麻(マリファナ、ハッシシ)を吸っている人について、どう思いますか？



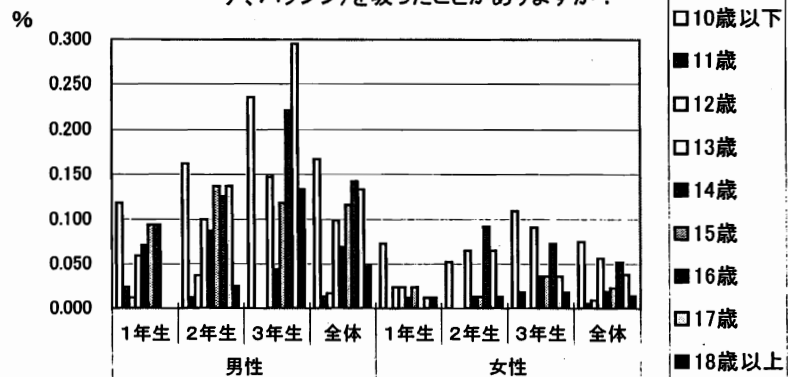
(質問60)大麻(マリファナ、ハッシシ)を吸っている人と親しくなることについて、どう考えますか？



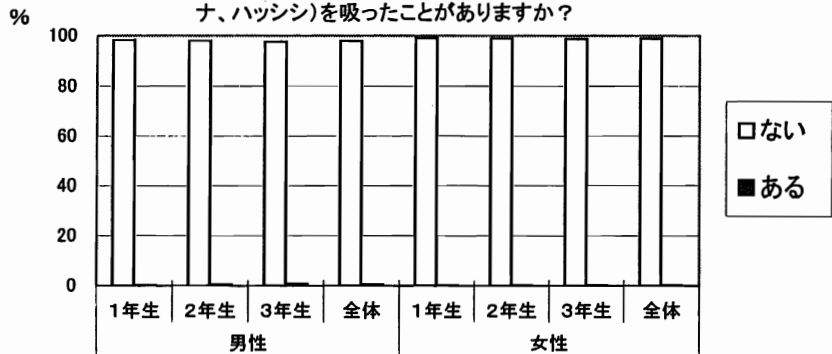
(質問61)あなたは、これまでに1回でも、大麻(マリファナ、ハッシシ)を吸ったことがありますか？



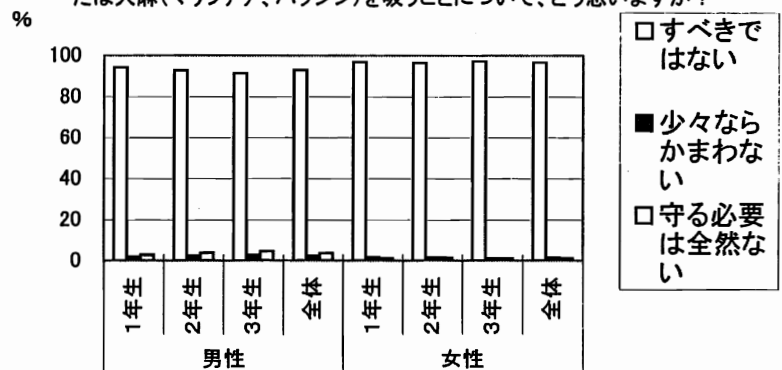
(質問61)あなたは、これまでに1回でも、大麻(マリファナ、ハッシシ)を吸ったことがありますか？



(質問62)あなたは、この1年に1回でも、大麻(マリファナ、ハッシシ)を吸ったことがありますか？

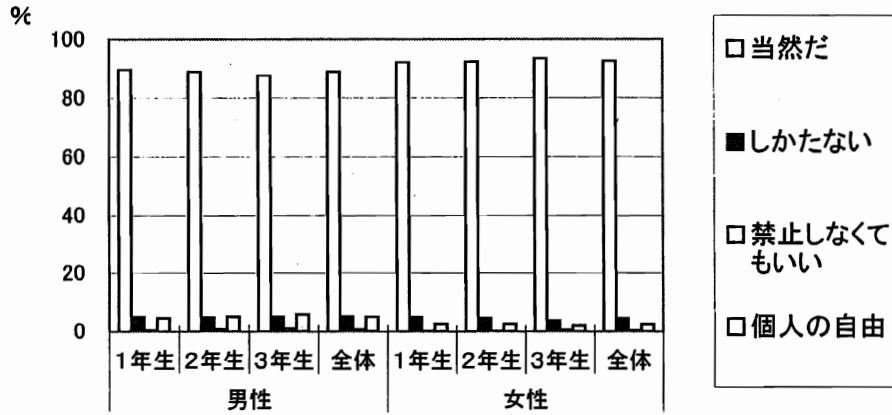


(質問63)大麻(マリファナ、ハッシシ)を吸うことは法律で禁止されていますが、あなたは大麻(マリファナ、ハッシシ)を吸うことについて、どう思いますか？

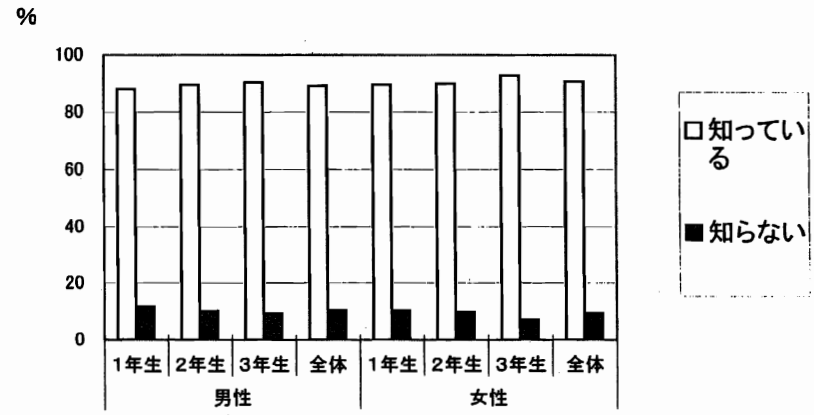




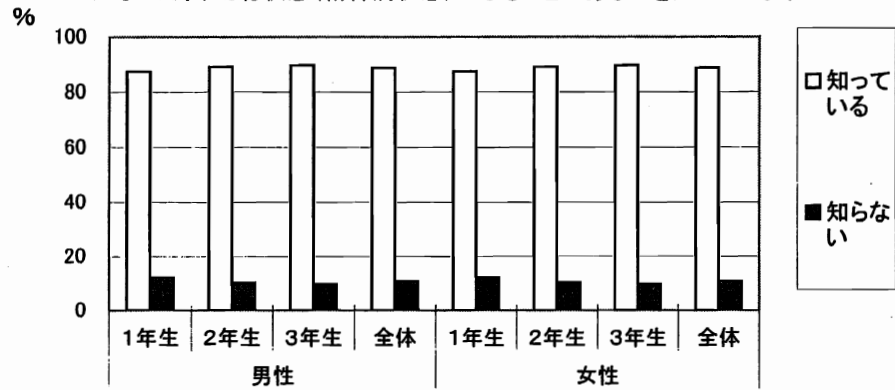
(質問64) あなたは、法律で大麻(マリファナ、ハッシシ)を吸うことを禁止しているのをどう思いますか？



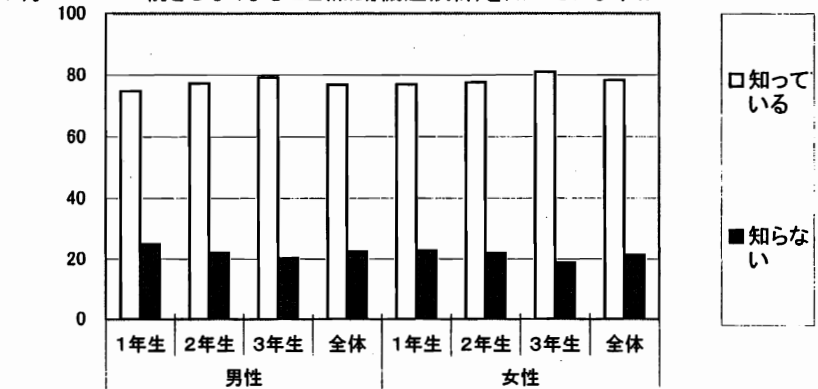
(質問65) あなたは、大麻(マリファナ、ハッシシ)を吸うと、現実と幻想との区別がつかなくなり、意識が異様になることがあるのを知っていますか？



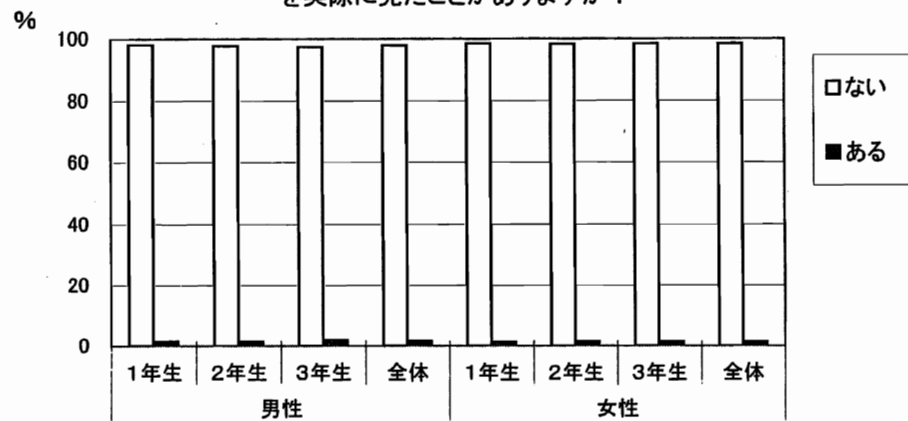
(質問66) あなたは、大麻を吸い続けると、妄想気分や奇妙な動作・行動をとるようになったり、幻聴状態(精神病状態)になることがあるのを知っていますか？



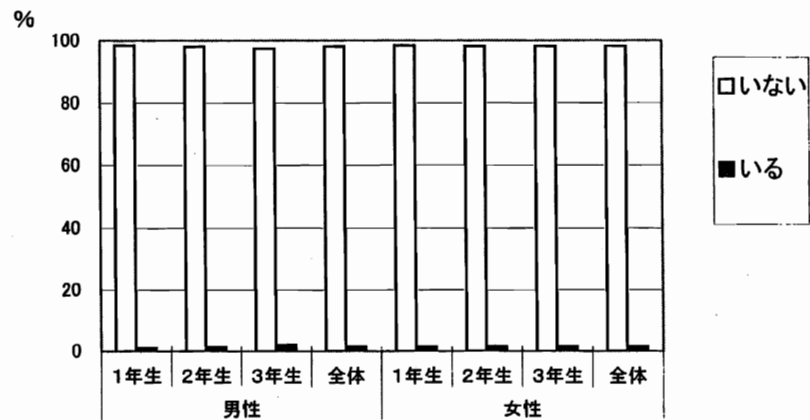
(質問67) あなたは、大麻(マリファナ、ハッシシ)を吸い続けると、何事にも関心が持てなくなり、結果的に学校を欠席しがちになり、どんな仕事に就いても、長続きしなくなる(無動機症候群)を知っていますか？



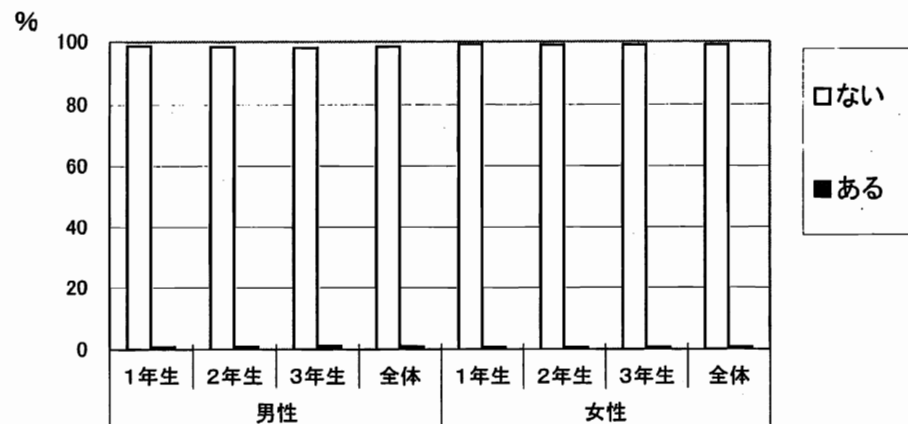
(質問68) あなたは覚せい剤(スピード、エスもおなじものです)を使用しているところを  
実際に見たことがありますか？



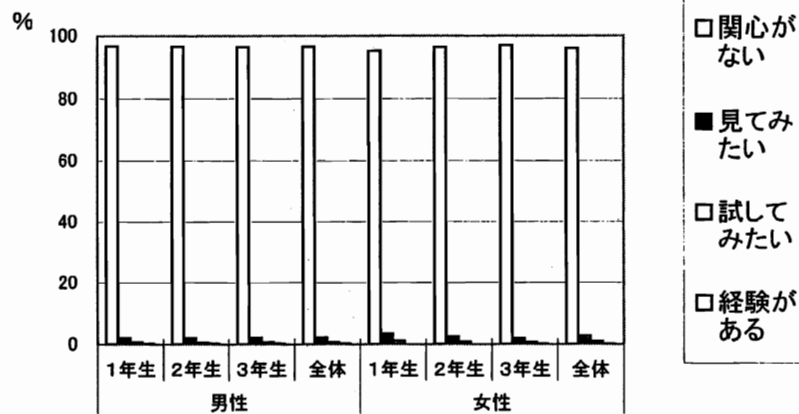
(質問69) あなたの身近に、覚せい剤(スピード、エス)を使用してい  
る人がいますか？



(質問70) あなたは覚せい剤(スピード、エス)使用に誘われたことがありますか？

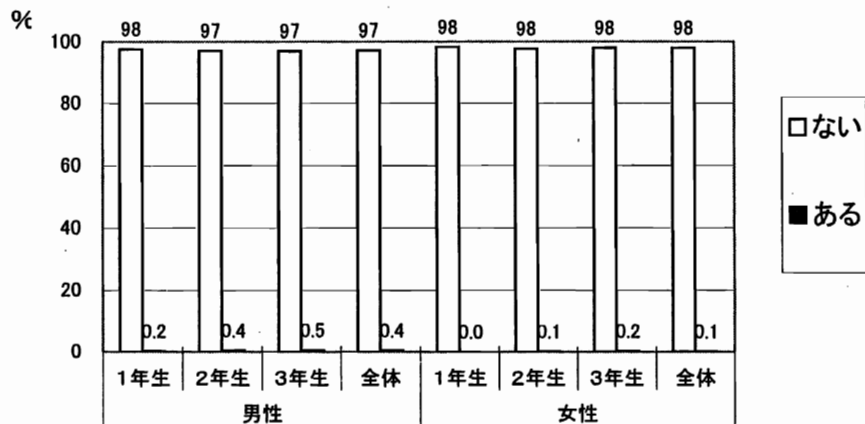


(質問71) 覚せい剤(スピード、エス)使用について、あなたの気持ちは  
次のどれにもっとも近いですか？

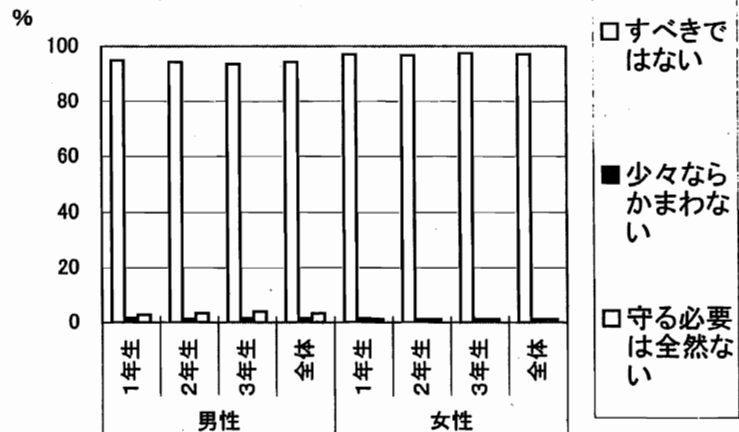




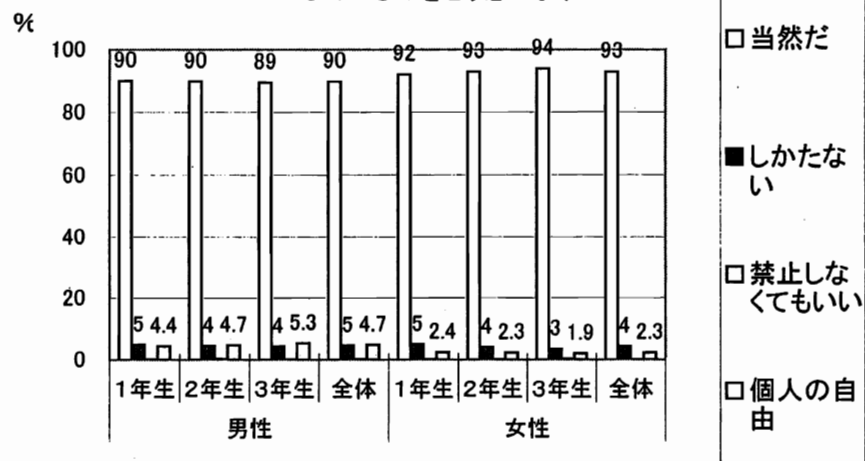
(質問75)あなたは、この1年に1回でも、覚せい剤(スピード、エス)を使用したことがありますか？



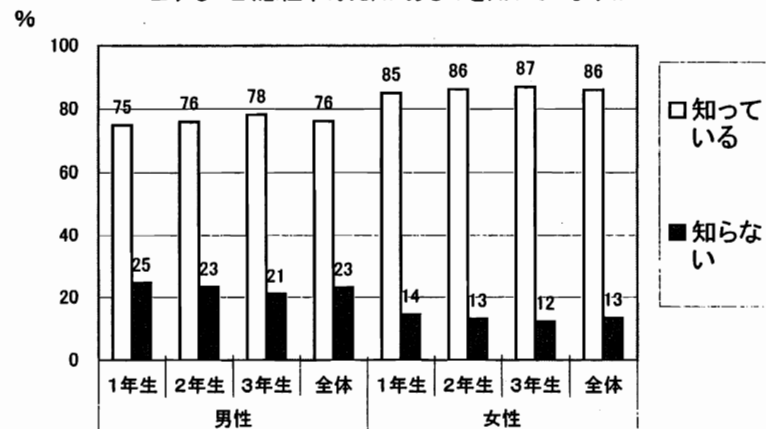
(質問76)覚せい剤(スピード、エス)を使用することは法律で禁止されていますが、あなたは覚せい剤使用について、どう思いますか？



(質問77)あなたは、法律で覚せい剤(スピード、エス)を使用することを禁止しているのどう思いますか？

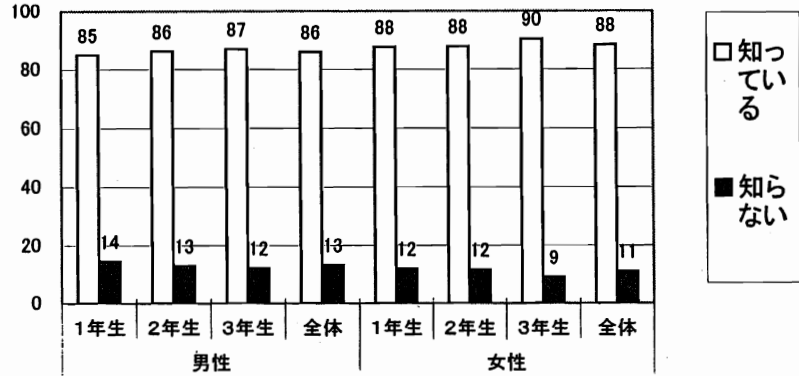


(質問78)あなたは、覚せい剤を使用すると、脳の出血や心臓の異常で死亡すること(急性中毒死)があるのを知っていますか？



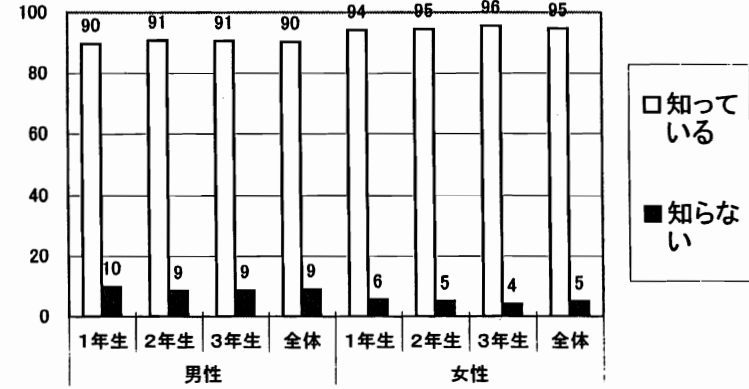
(質問79) 覚せい剤を使用すると、イライラして怒りやすくなったり(易刺激・易怒性)、無意味な同じ動作・行動をくりかえしたり(常同行為)、疑り深くなったりすること(懐疑的傾向)があるのを知っていますか?

%



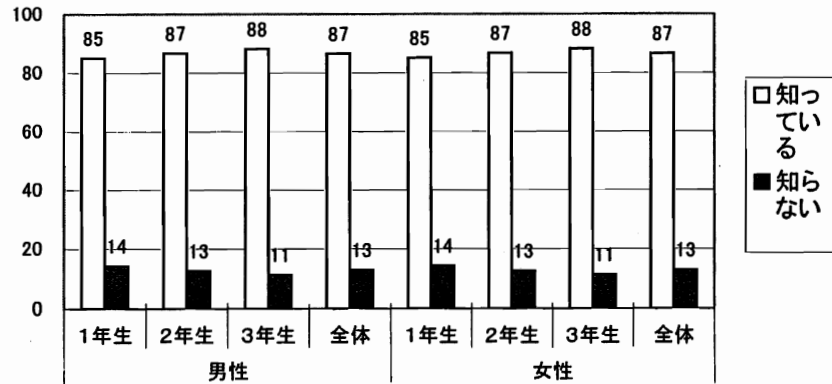
(質問80) あなたは、覚せい剤の使用を繰り返すと、幻視や幻聴、妄想状態(精神病状態)になることがあるのを知っていますか?

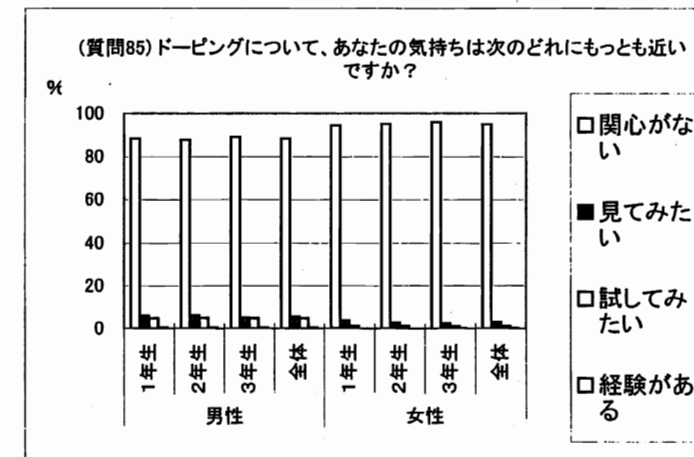
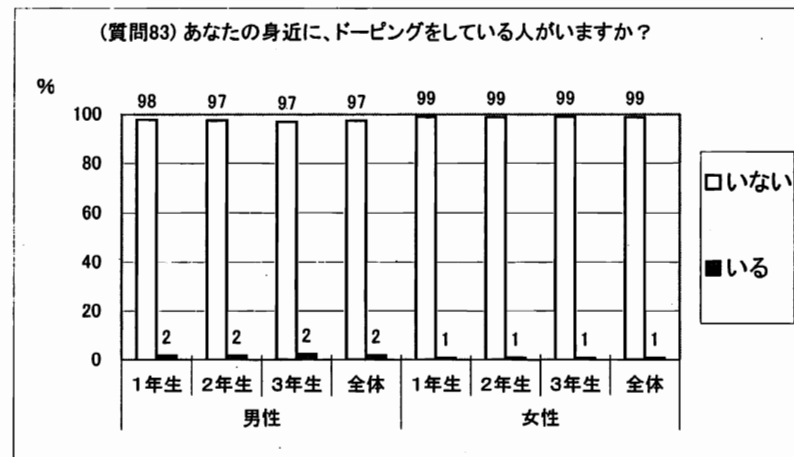
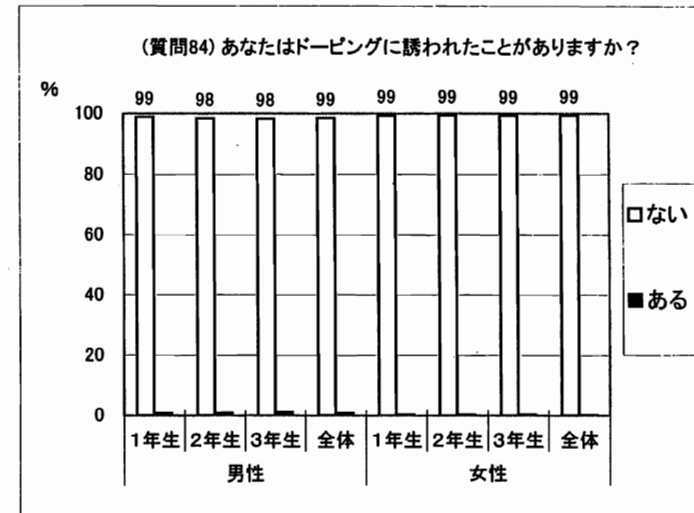
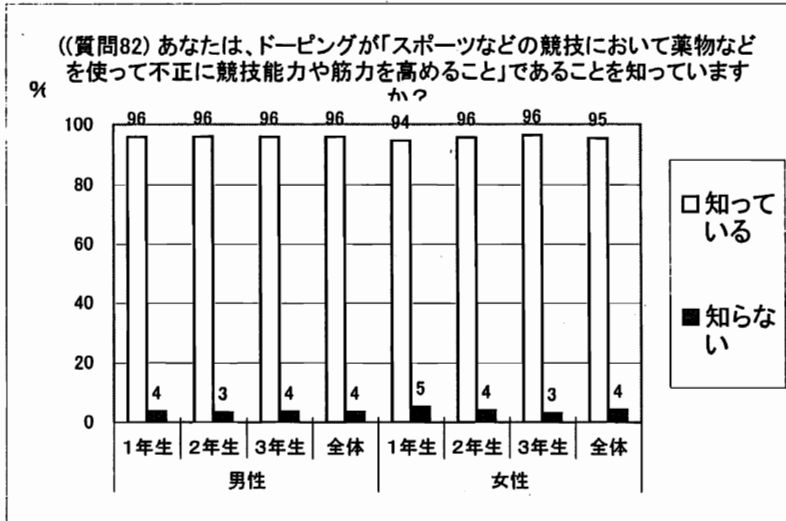
%

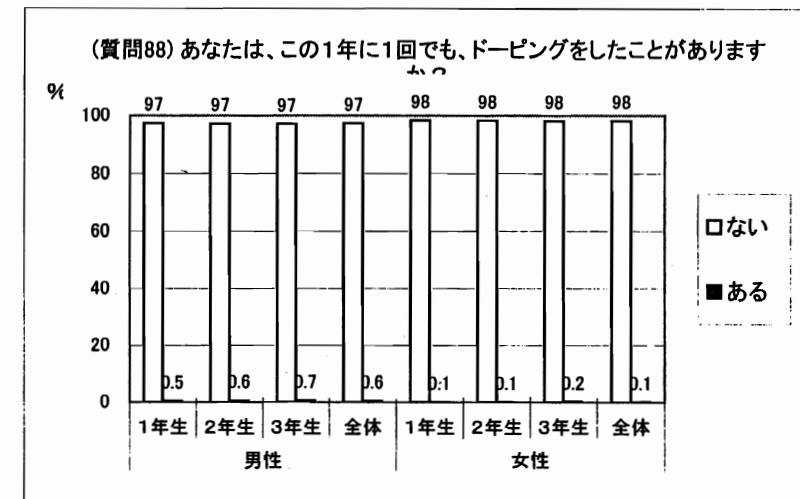
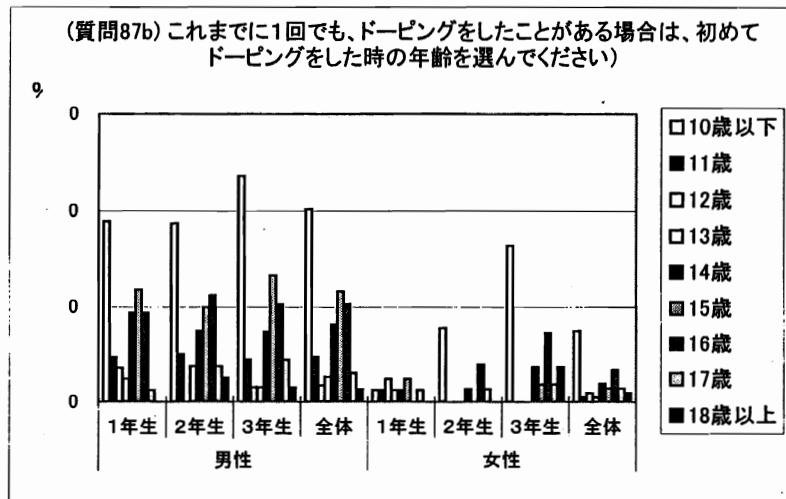
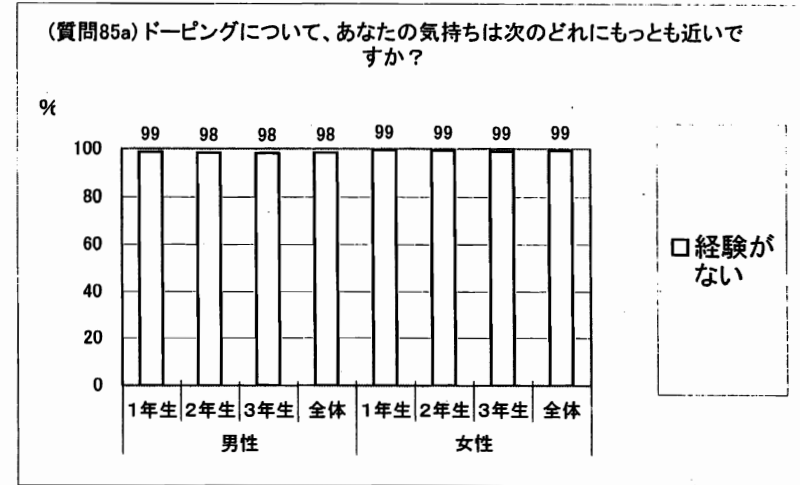
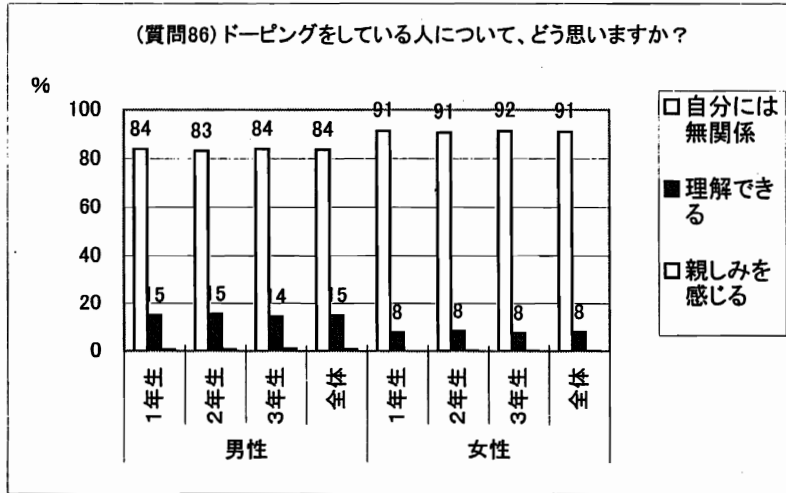


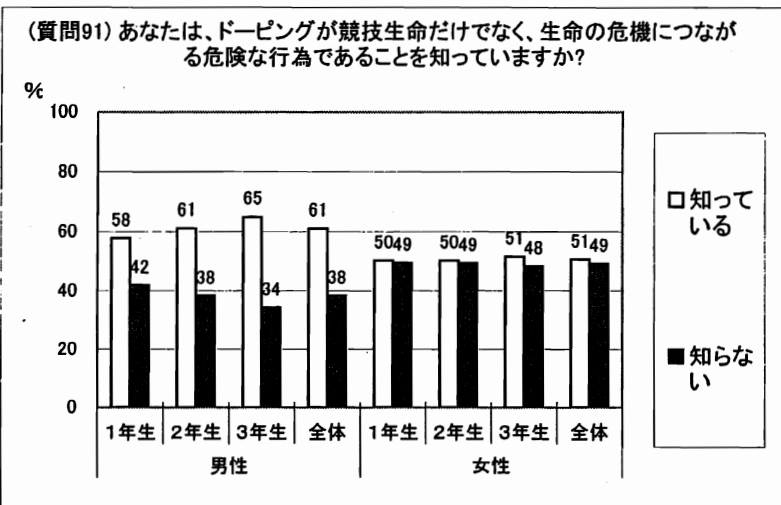
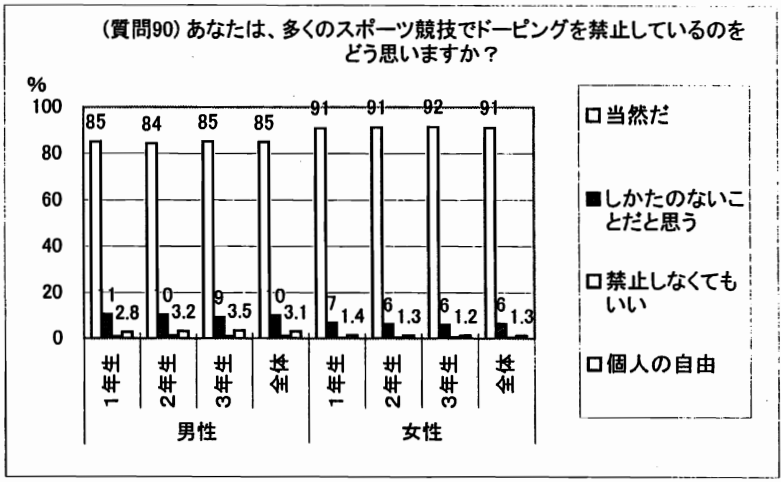
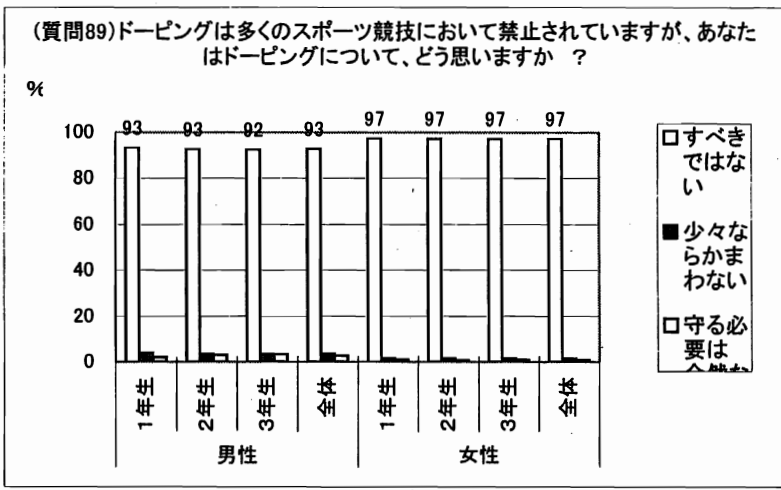
(質問81) あなたは、覚せい剤使用の結果、幻視、幻聴、妄想が出るとなってしまうと、それを治療して治っても、その後「覚せい剤使用」をやめていても、疲れ・ストレス・飲酒などで、幻視、幻聴、妄想が再び出現すること(フラッシュバック)があるのを知っていますか?

%

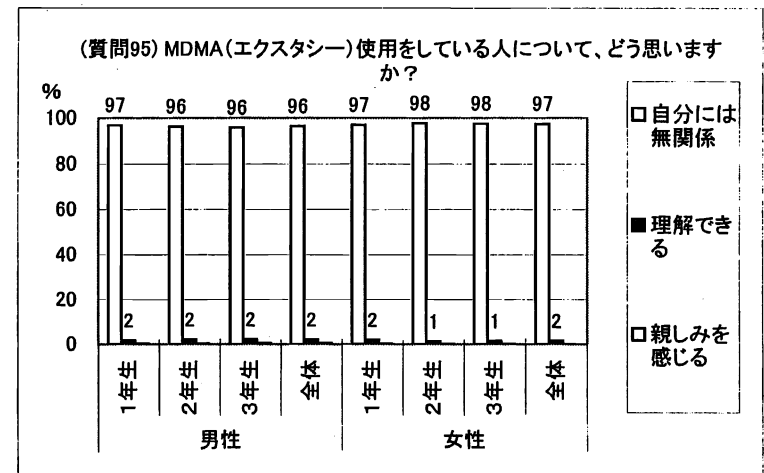
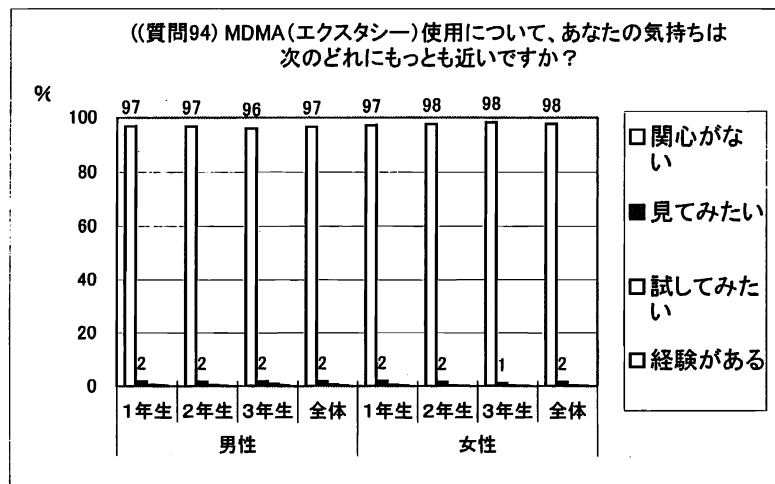
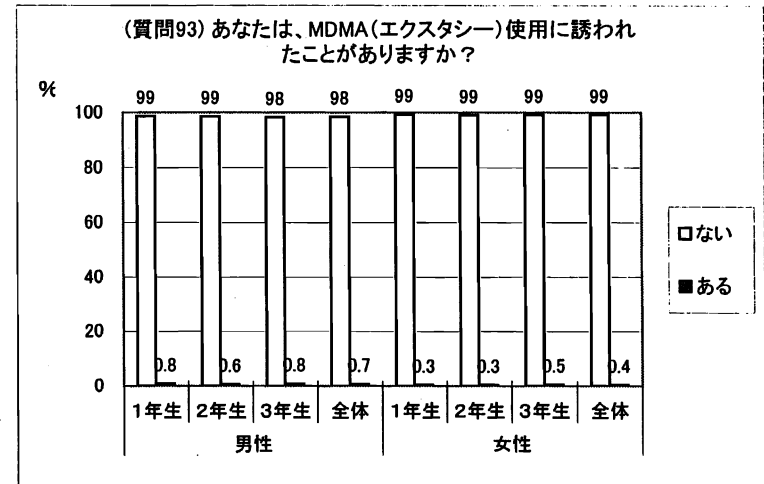
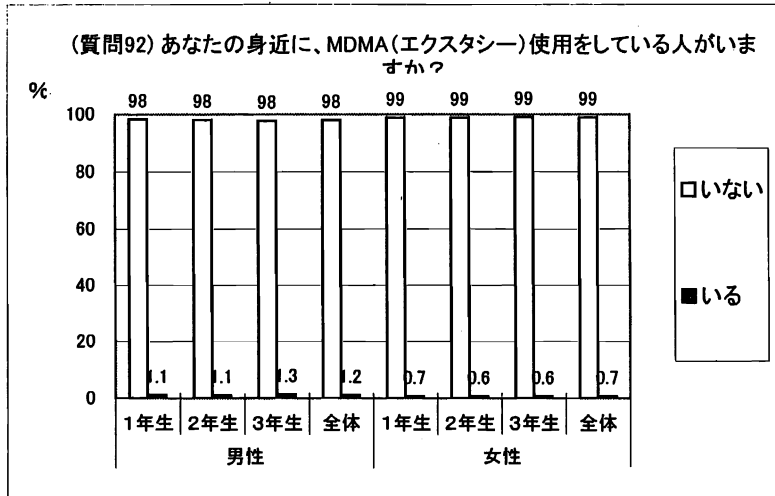


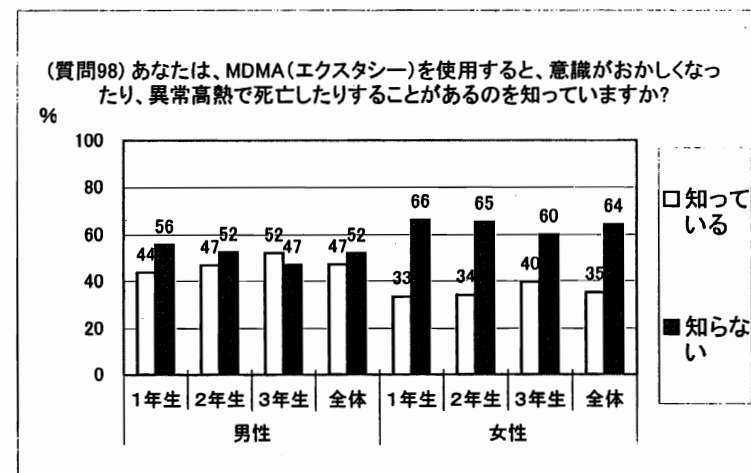
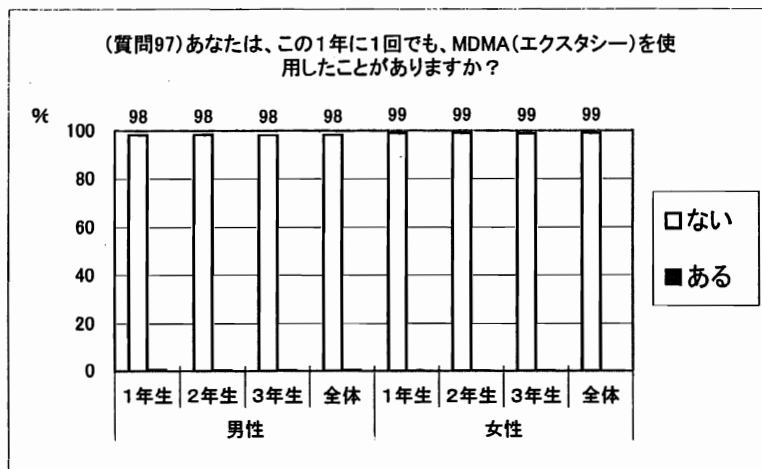
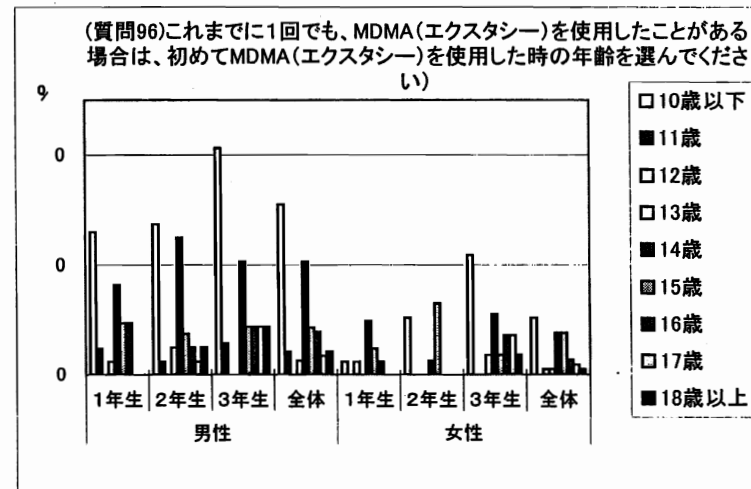
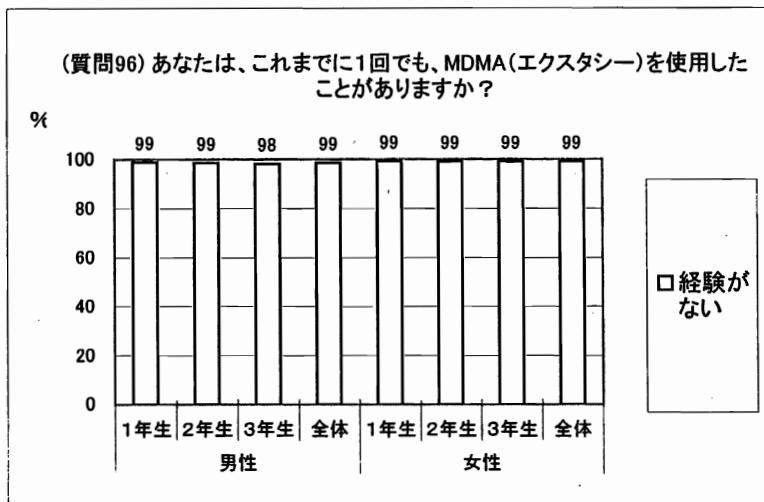




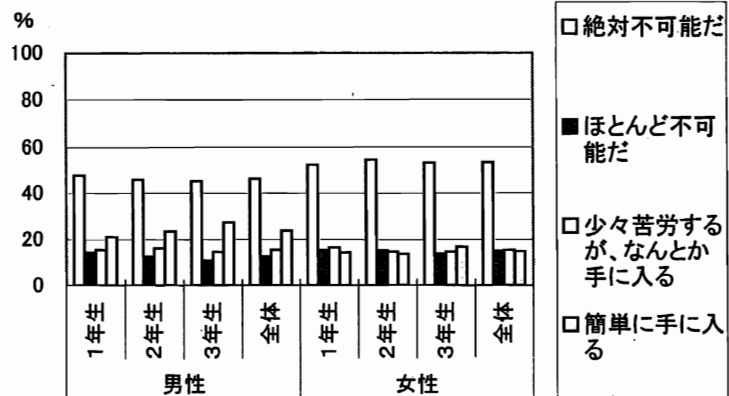




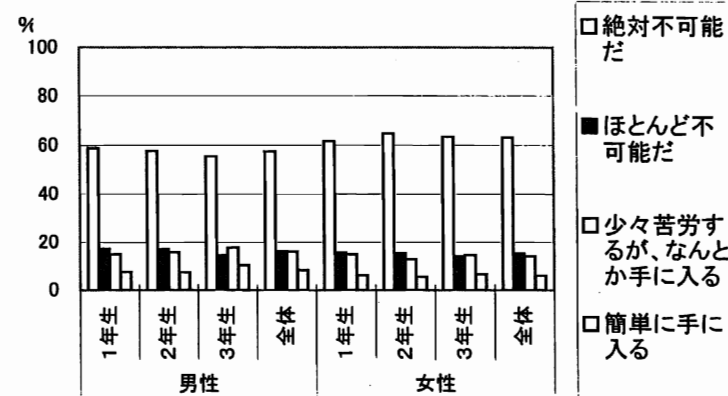




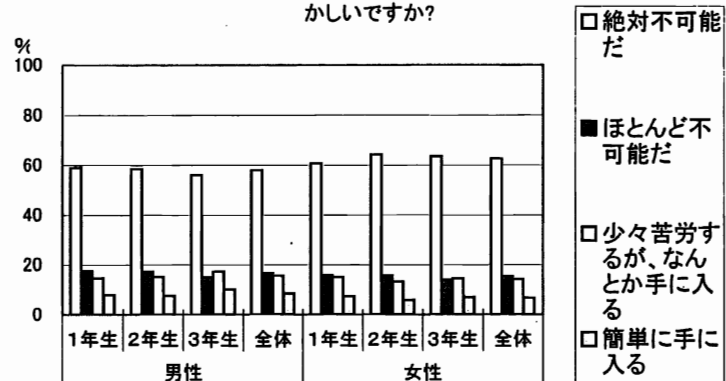
(質問99) あなたが「シンナー遊び」のために有機溶剤を手に入れようとした場合、それはどの程度むずかしいですか？



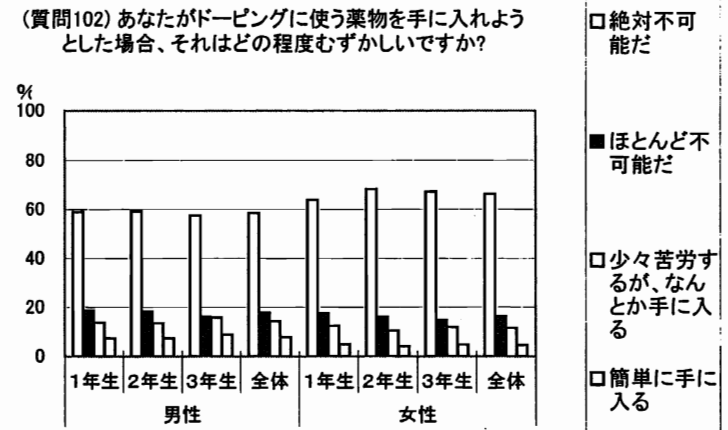
(質問100) あなたが大麻(マリファナ、ハッシシ)を手に入れようとした場合、それはどの程度むずかしいですか？



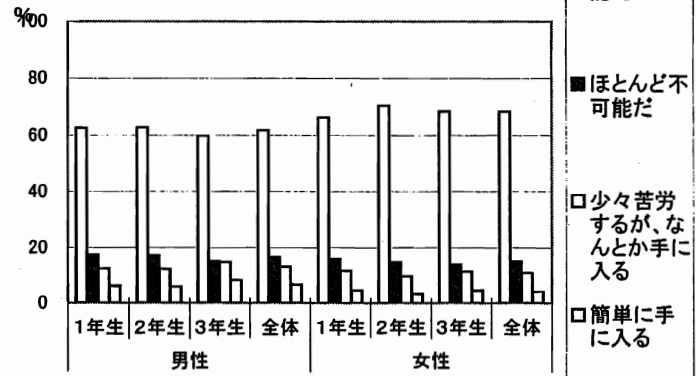
(質問101) あなたが覚せい剤を手に入れようとした場合、それはどの程度むずかしいですか？



(質問102) あなたがドーピングに使う薬物を手に入れようとした場合、それはどの程度むずかしいですか？



(質問103) あなたがMDMA(エクスタシー)を手に入れようとした場合、それはどの程度むずかし



- 絶対不可能だ
- ほとんど不可能だ
- 少々苦労するが、なんとか手に入る
- 簡単に手に入る

## 2) 世界の青少年の喫煙・飲酒・薬物乱用の実態と対策

### <青少年における喫煙の現状と対策>

#### a) 青少年の喫煙率

我が国の喫煙率は全体として低下傾向にあるが、青少年層、特に女性ではむしろ増加傾向にあると言われる。図1は20歳代の喫煙率を性別に全年齢層の喫煙率と比較して示したものである。男性では20歳代の喫煙率は1970年代以降、全年齢平均より高いが、一貫して低下して2004年には52.2%となった。一方、女性の喫煙率は全年齢平均では微減傾向にあるのに対し、20歳代の喫煙率は増加を続けて2002年24.3%と過去最高になった。しかし、2003年からは減少し、2004年は19.7%となった。このように、近年では成人若年層の喫煙率は男女とも減少しているが、依然として20歳代男性の半数以上、20歳代女性の約2割が喫煙している。なお、図1は日本専売公社、日本たばこ産業による調査結果であり、特に明記されていないが、現在習慣的に喫煙をしている者の割合を示している。

図2は2004年に我が国と米国で実施された3つの全国調査（和田清等、「薬物乱用に関する全国中学校意識・実態調査」平成16年度厚生労働科学研究」、勝野真吾等、「薬物乱用に関する全国高等学校意識・実態調査」、Johnston.L.D. et. al. 「Monitoring the Future Study. National Results on Adolescent Drug Use 2004」）の結果をもとに未成年の喫煙率をまとめて示したものである。これは我が国と米国の未成年の喫煙に関する最も新しい調査結果である。この図では生涯喫煙率（これまで1回でも喫煙をした経験率）を比較した。

未成年の喫煙経験は男子、女子ともに中学校1年生の男子9.9%、女子7.4%から高校3年生の男子39.1%、女子22.2%と年齢にともなって増加している。同一学年で調査が行われた中学校2年生、高等学校3年生について米国の結果（米国調査では性差を補正した上で男子と女子合わせた数値が示されている）と比べると、我が国の中学生、高校生の喫煙率は米国の生徒より低い。

#### b) 青少年の喫煙に対する対策

未成年の喫煙については「未成年者喫煙禁止法」で規制されており、「健康日本21」においても2010年までに未成年者の喫煙をなくすことを目標としている。2002年8月には「健康日本21」の法的根拠となる健康増進法が制定され、2003年5月1日から施行された。その25条には、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と受動喫煙防止に係わる努力義務が規定された。加えて、我が国は2004年6月8日、世界保健機関（WHO）が提唱した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を批准締結した。現在、同条約を締結した国は世界で30箇

国以上に及んでいる。

文部科学省は通知「受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について」を発出し、これらの推進を図るとともに、「学校における受動喫煙防止対策実施状況調査」を実施し、2005年8月、その結果を公表した（表1）。47都道府県教育委員会のうち、市区町村立を含む都道府県内の公立学校全体を対象として通知により対策を求めていると回答した都道府県数は7（14.9%）。具体策として、学校敷地内の全面禁煙措置を求めているのは4県、建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を求めているのは3県であった。学校における対策の状況についてみると、総数53,039の学校のうち、対策を講じている学校は50,554校（95.3%）であり、その中で学校敷地内の全面禁煙措置を講じていると回答した学校数は、24,082校（45.4%）、対策を講じていないと回答した学校数は2,485校（4.7%）であった。校種別では小学校より、中学校及び高等学校で受動喫煙防止対策実施率が高かったが、学校敷地内の全面禁煙措置の実施は小学校で高率であった。

#### <青少年における飲酒の現状と対策>

##### a) 青少年の飲酒率

我が国は飲酒に対して寛容な国のひとつと考えられている。図3は前述の3つの調査結果をもとに中学生と高校生の飲酒経験率（生涯経験率：これまで1回でも飲酒の経験のある者の割合）を日米で比較したものである。飲酒の経験率は高く、中学校1年生でも男子51.4%、女子48.8%が飲酒を経験しており、飲酒経験率は学年があがるにしたがって上昇し、高等学校3年生では男子の81.1%、女子の79.7%、全体として8割の生徒が飲酒を経験している。同一学年で調査が行われた中学校2年生と高等学校3年生でみると、我が国の中学生および高校生の飲酒経験率は米国より高い。高校生の飲酒機会を調べると、家族との食事の時間が43.3%と最も多く、冠婚葬祭においても42.1%の生徒が飲酒を経験している。このような未成年の飲酒に寛容な我が国の社会のあり方が中学生、高校生の高い飲酒経験率の背景にあると考えられる。高校生ではまた、クラス会・パーティーで仲間と（29.8%）、自分や誰かの部屋で仲間と（29.6%）、カラオケボックス・居酒屋で仲間と（17.1%）など、大人の目の届きにくい場所での飲酒もみられる。和田らは「薬物乱用に関する全国中学校意識・実態調査」結果を詳細に分析し、大人の目の届かない場所での飲酒が違法薬物の乱用などの危険行動に結びつきやすいことを指摘している。このような危険な飲酒は性の逸脱行動や飲酒運転、けんかなどの暴力行為などの誘因にもなっている。

##### b) 青少年の飲酒に対する対策

未成年の飲酒は「未成年者飲酒禁止法」で規制されており、「健康日本21」は2010年までに未成年の飲酒をなくすことを目標としている。近年、酒類自販機の規制や未成年への酒類販売禁止の徹底など、青少年の飲酒に対する対策が強化されている。し

かし、a) に述べたように我が国の青少年の飲酒経験率は依然として高い。その背景には飲酒に寛容な我が国の社会があり、また飲酒に対しては、喫煙対策のような包括的な取り組みがなされていない現状がある。

飲酒問題が深刻な北欧や米国北部では、学校、家庭、地域が連携して、未成年の飲酒防止プログラムを展開している。今後我が国でも未成年の飲酒予防に対する包括的取り組みが必要である。

#### <青少年の薬物乱用の現状と対策>

##### a) 青少年の薬物乱用

図4は警察庁、厚生労働省及び海上保安庁の資料をもとに中学生、高校生の覚せい剤事犯の検挙者数と未成年の割合を示したものである。我が国では1995年(平成7年)頃から第3次覚せい剤期と呼ばれる覚せい剤乱用の流行が広まった。第3次覚せい剤乱用期の特徴は、覚せい剤乱用が中学生や高校生などの青少年にまで浸透したことにより、図4に示すように1996年(平成8年)には高校生の覚せい剤事犯が過去最高となった。中学生、高校生の覚せい剤事犯はその後高水準で推移したが、2003年(平成15年)以降は第3次覚せい剤乱用期前の水準にもどり、未成年者の比率も低下して覚せい剤乱用は、ここ数年安定した状況にある。しかし一方、大麻、MDMA(エクスタシー)など新たな違法薬物の乱用が広がっており、大麻、MDMAの押収量は高水準で増加しつつある。このように我が国の薬物乱用問題は依然として予断を許さない状況にある。

我が国では従来、薬物乱用の実態把握には薬物乱用検挙者数や違法薬物押収量などの指標が用いられてきた。しかし、予防を目的とした薬物乱用防止教育のためには、犯罪として検知されない青少年の薬物乱用の実態を知る必要がある。米国のJohnstonらは、1975年に青少年の薬物乱用の実態に関する全国調査(Monitoring the Future Study)を開始した。この調査は毎年実施され、昨年30回目の調査が行われた。無記名のアンケート方式によるこのMonitoring the Future Studyの調査は、世界の多くの国で実施されている調査のモデルとなっている。表2は世界各国で青少年を対象として実施された薬物乱用実態調査結果を一覧表にしたものである。この表では薬物使用の生涯経験率(これまで1度でも何らかの違法薬物使用を経験した者の割合)を示しており、我が国の中学生、高校生と米国の13~17歳を対象とした調査は2004年に実施されたものである。表2に示すように、我が国の中学生、高校生の薬物乱用経験率は2%未満であり、欧米の同年齢の青少年の薬物乱用経験率に比べて著しく低い。この結果は、我が国社会の違法薬物乱用に対する厳しい姿勢を反映するものであるとともに、後述のように学校における薬物乱用防止教育の成果でもある。

なお、表2の結果は中学生、高校生の薬物乱用の全国平均を表しているものであり、犯罪指標にみられるように一部の生徒では依然として薬物乱用浸透の危険があること

は論を待たない。

b) 青少年の薬物乱用に対する対策

我が国では内閣総理大臣を長とする薬物乱用対策推進本部のもとで薬物乱用防止対策が総合的に進められている。薬物乱用対策推進本部は、2003年7月、青少年への浸透を特徴とする第3次覚せい剤乱用期の終息にむけて新たな5か年戦略（新5か年戦略）を策定し、関係省庁の一層の緊密な連携の下、引き続き総合的に対策を講ずるとともに、併せて世界的な薬物乱用問題の解決に積極的に貢献することとしている。そして、目標の第1に「中・高校生を中心に薬物乱用の危険性の啓発を継続するとともに、児童生徒以外の青少年による薬物乱用の根絶を目指す。」を掲げている。

（勝野真吾）



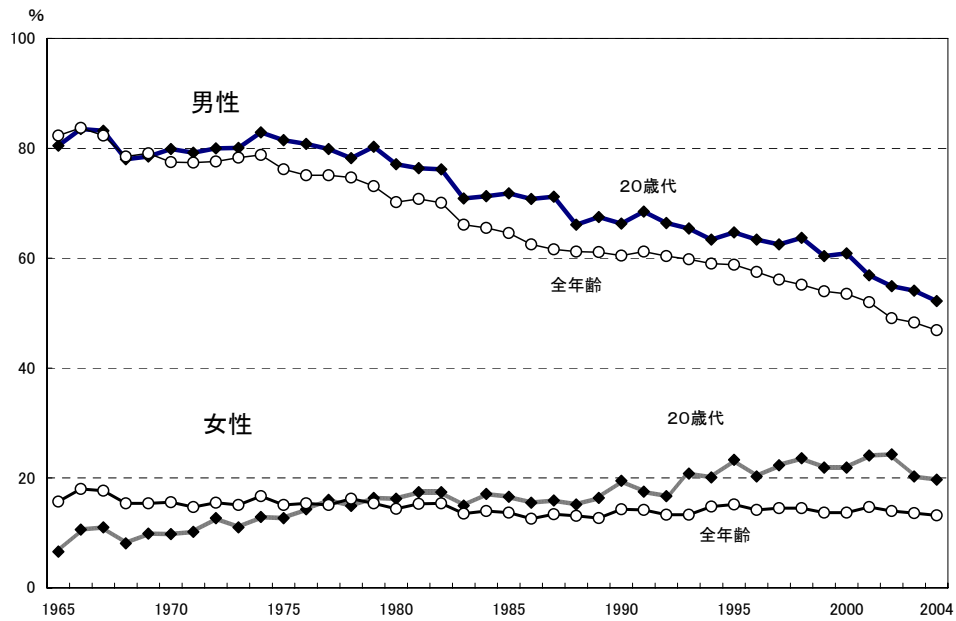


図1. 我が国における喫煙率の推移  
 (日本専売公社、日本たばこ産業株式会社による調査より)

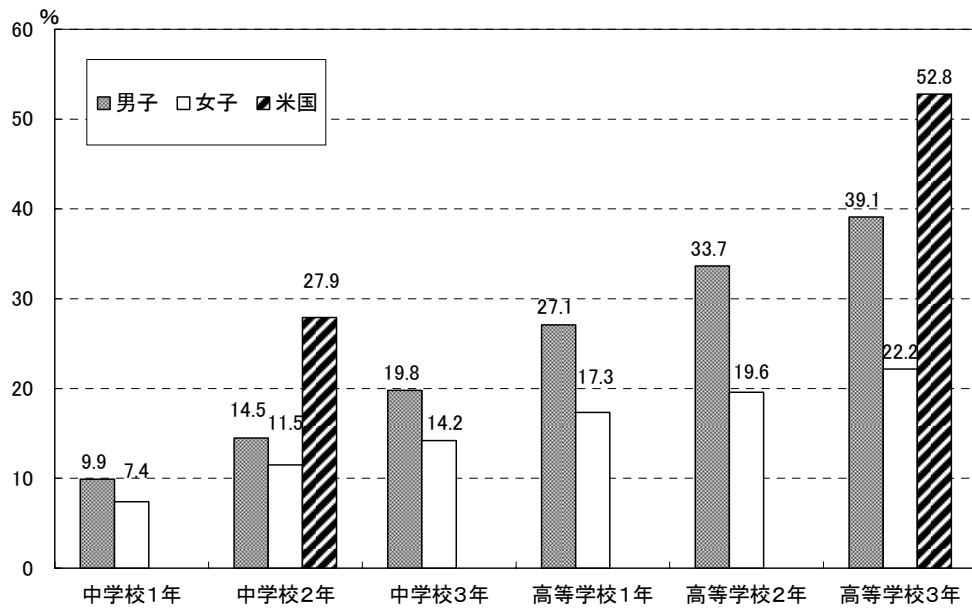


図2. 中学生、高校生の生涯喫煙率 (2004)

表1 学校における受動喫煙防止対策の状況

1-1 学校における受動喫煙防止対策の状況 (単位:校(%))

受動喫煙防止対策を講じている		50,554(95.3)
<b>【具体策】</b>		
1	学校敷地内の全面禁煙措置を講じている。	24,082(45.4)
2	建物内に限って全面禁煙措置を講じている。	12,511(23.6)
3	建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を講じている。	13,961(26.3)
受動喫煙防止対策を講じていない		2,485(4.7)
合計		53,039(100)

1-2 学校種で分けた場合の学校における受動喫煙防止対策の状況

(単位:校)

校種	計	受動喫煙防止対策を講じている									受動喫煙防止対策を講じていない
		全体		学校敷地内全面禁煙措置を講じている。		建物内に限って全面禁煙措置を講じている。		建物内に喫煙場所を設置し、分煙措置を講じている。			
小学校	22,490	22,214	98.80%	9,976	44.40%	6,371	28.30%	5,867	26.10%	276	1.20%
中学校	10,899	10,811	99.20%	4,261	39.10%	2,576	23.60%	3,974	36.50%	88	0.80%
高等学校	5,174	5,138	99.30%	2,254	43.60%	605	11.70%	2,279	44.00%	36	0.70%
中等教育学校	18	18	100.00%	5	27.80%	7	38.90%	6	33.30%	0	0.00%
盲・聾・養護学校	952	950	99.80%	510	53.60%	244	25.60%	196	20.60%	2	0.20%
幼稚園	13,506	11,423	84.60%	7,076	52.40%	2,708	20.10%	1,639	12.10%	2,083	15.40%
合計	53,039	50,554	95.30%	24,082	45.40%	12,511	23.60%	13,961	26.30%	2,485	4.70%

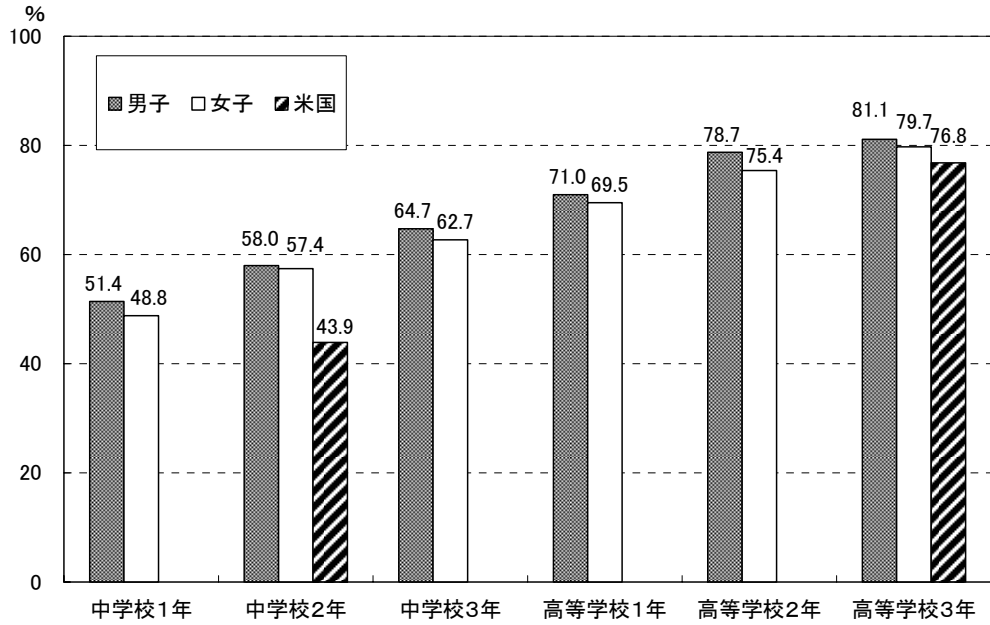


図3. 中学生、高校生の生涯飲酒率（2004）

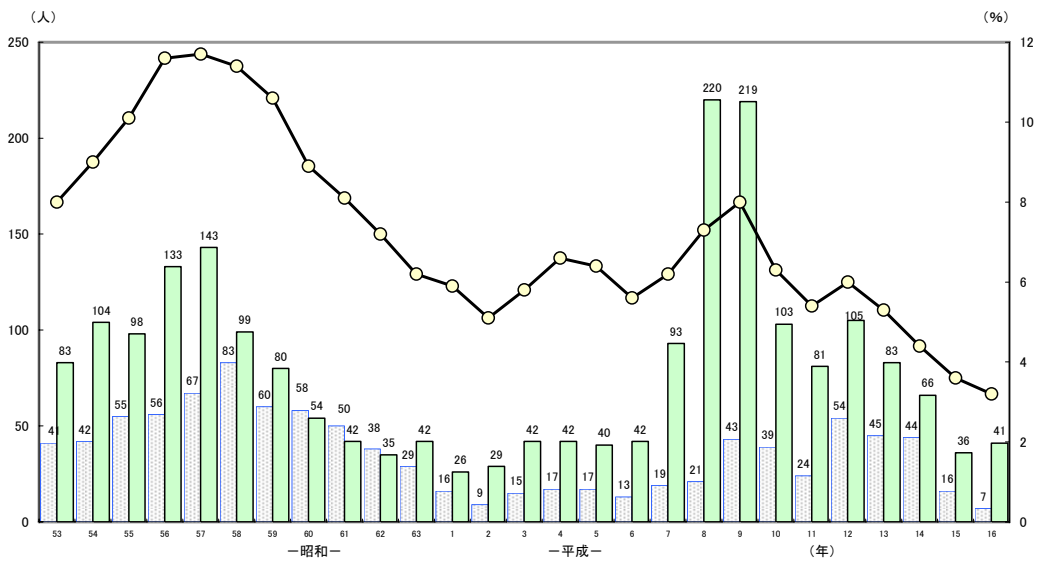


図4. 中・高校生覚せい剤事犯検挙者数及び未成年者の比率

■ 中学生 ■ 高校生 ● 未成年者の比率(%)

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁調べ

表2. 世界の青少年の薬物乱用の現状  
(違法薬物の生涯経験率)

国名	年	年齢	生涯経験率 (%)
アメリカ合衆国	2004*	13	21.5
		15	39.8
		17	51.1
イギリス	1997**	15-16	39.8
フランス	1997**	15-16	27.5
オランダ	1999**	15-16	28.8
スペイン	1999**	15-16	32.9
スウェーデン	1999**	15-16	8.0
オーストラリア	1991***	14-24	52.0
日本	2004#	12	1.2
		13	1.3
		14	1.6
	2004##	15	1.1
		16	1.4
		17	1.6
1999###	20	6.0	

\* National Institute on Drug Abuse: The Monitoring the Future; National Results on Adolescent Drug Use 2004

\*\*EMCDDA Annual report 2001

\*\*\*UNDCP: World Drug Report 1997

# 和田清他 「薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査2004」平成16年度厚生科学研究報告書

## 勝野眞吾, 吉本佐雅子, 和田清他 「薬物乱用に関する全国高校生意識・実態調査2004」

### 和田清他 「薬物使用に関する全国住民調査1999」平成11年度厚生科学研究報告書

文部科学省 薬物乱用防止教育指導実施状況調査 2000

文部科学省 薬物乱用防止教育指導実施状況調査 2000

## (2) LD, ADHDと反社会的及び非社会的非行との関連

### 1. 中学生用抑うつ的一次予防プログラムの作成とその効果の検証

近年、自殺への直接つながりやすいという「うつ」について、社会的に注目されている。先行研究によると、うつ病の発症が疑われる子どもの割合は、中学生では4.6%であり、ほぼ大人と同じ水準にある。こういった現状に対し、うつ病を発症する前に遅くとも中学生の段階で予防的な取り組みをしていくことは重要である。海外では様々な抑うつ予防プログラムが開発・実践されているが、日本においてはそのような取り組みは行われていない。このような現状をふまえ、抑うつとEssau(2004)らのリスク要因の関連を調査し、その結果を基に実証に裏付けられたプログラムを作成した。また、抑うつ一次予防プログラムを実際に中学校において実施し、プログラムの効果測定を行い、プログラムがどのような影響を中学生に与えるのかを検証した。

#### <研究1(抑うつリスク要因の調査的研究)>

##### 目的

抑うつの予防プログラムを作成するにあたり、抑うつにつながるやすいリスク要因を特定する。

##### 方法

被験者：A県2校，B県1校の中学生703名（1年生：男子197名，女子173名，2年生：男子170名，女子163名）を対象に実施された。

質問紙：中学生用学校ストレス尺度(岡安, 1992)，日本版マトソン年少者用社会的スキル尺度中学生用コーピング尺度(荒川ら, 1999)，ネガティブナルミネーションに関する項目(伊藤ら, 2001)，JIBT-20(森, 1992)，STAI-Y(Spielberger, 1983)，CDI(Kovacs, 1981)を用いた。

手続き：集団事態で、各自ペースでの回答が求められた。

##### 結果

中学生の抑うつに関する要因として、不安やネガティブナルミネーションと対人関係の取り方が大きく関係していることが示された。ネガティブナルミネーションについてはNolen-Hoeksema et al (1993)が示した結果と一致していた。また、問題解決思考ではない方法で問題に対処する傾向のある生徒の方が抑うつである可能性が示された。この結果については、Essau(2004)が示した抑うつのリスク要因と一致するものである。学年別の検討からは、ほとんどの抑うつに関する要因において1年生よりも2年生の方が得点も高く、抑うつとの相関も高いことが示された。学校教育環境に関連する抑うつのリスク要因については先行研究が存在せず、今回の調査によって明らかになった新たな知見である。

## <研究2（抑うつ予防プログラムの作成と効果の検証）>

### 目的

予備調査によって、国内の中学生における抑うつのリスク要因がいくつか示された。今回作成するプログラムは1次予防の観点に立ったものであるため、1年生に対して実践を行うという前提で作成することとした。抑うつ一次予防プログラムを実践し、プログラムの効果について検討する。

### 方法

被験者：A県B中学校，1年生男女，既存の2クラス。一方のクラスにはプログラムを実施し，実験群とする。もう一方のクラスは，統制群とする。実験器具には，抑うつ一次予防プログラム，CDI，ネガティブナルミネーションに関する項目，CRSS(Ziegert et al, 2002)のルミネーション反応に関する項目，NLE-J(工藤，2005)，中学生用学校ストレス尺度，日本版マトソン年少者用社会的スキル尺度，中学生用コーピング尺度，JIBT-20，STAI-Yを用いた。

手続き：被験者にはプログラム実施前1回，実施直後，実施から1週間後，文化祭後，定期テスト後の計4回，質問紙による調査を実施した。その結果を基に分散分析を行い，プログラムの効果を検討した。

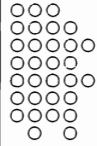
### 結果

抑うつ一次予防プログラムを実施したことによって，実験群では抑うつ得点，ネガティブナルミネーション得点，ルミネーション反応得点の低下が見られた。また，それらはプログラム実施直後に下がるわけではなく，時期が経つにつれて下がっていくことも確認できた。ネガティブナルミネーションを直接的に扱い，ネガティブナルミネーションをしている自己の状態に気づき，積極的に対処していくことが抑うつ状態を改善させたこと，継続的な抑うつの予防が期待できることが示唆されたと言える。そして，これらの効果は抑うつ高群においてより顕著に現れることも明らかとなった。

ネガティブナルミネーションとリスク要因の関係，一次予防プログラムとしての効果の追跡調査など，今後さらに検討していく必要がある。

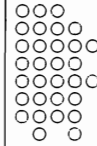
## 連合研究科共同研究プロジェクト

「青少年の危険行動と学校教育 総合的発達支援及び養護性の育成」研究  
発表用資料



## LD,ADHDと反社会的 非行行動, 非社会的 非行行動との関係

上越教育大学  
藤生 英行



## 本年度研究計画

- LDについての文献収集・検討
- ADHDについての文献収集・検討
- LDについての尺度の検討
- ADHDについての尺度の検討
- (調査の実施)



## 学習障害(Learning Disorder; LD)とは

- 読字, 算数, 書字表出のそれぞれの領域において問題があつて, 個々の技能を測定する検査の成績が, その人の生活年齢, 測定された知能, 年齢相応の教育の程度に応じて期待されるものよりも, 十分に低い。
- 学業成績・日常生活において支障を来している。
- 感覚器の欠陥がないか, 欠陥の通常の影響で期待されるものよりも過剰な問題となっている。(APA: DSM-IV-TRより)



## LDの疫学

- 日本では, 大規模な疫学調査は行われていない
- 読字障害 米国では学童の2%から8%, 男児は, 女児の3倍から4倍みられる (男児は行動上の問題から発見しやすい)
- 算数障害 米国では6% 女児の方が多い?
- 書字表出障害 米国では3%から10% 男女比不明
- これらの数値の高さは, 米国における特別な教育へのニーズの高さが背景にある



## LDの病因

- 多くはまだ不明な点が多い
- 神経伝達系, 脳機能の問題を指摘する研究が多くみられる



## LDの下位分類

- 読字障害(reading disorder)
- 算数障害(mathematic disorder)
- 書字表出障害(disorder of written expression)
- 特定不能の学習障害(learning disorder not otherwise specified): 上記基準を満たさないが学業成績を妨害している。あるいは、複合したものの

## LDの経過と予後

- LDの3つの障害は共存しやすい。表出言語障害は初期に発生しやすい
- 障害の種類によって異なるが、小学校低学年から、特別な教育プログラムを行えば効果が症状が軽減する
- 対応が遅れると、次ページのような問題が生じる
- 社会的経済的地位の高い家庭出身が予後がよい

## LDと問題行動

・長期化すると、行動上の問題あるいは情緒的問題に発展する

### 1. 反社会行動

家族要因(親の拒絶や無視・しつけの問題・監督不足・不在、家族病理)、本人の気質、仲間からの拒絶、非行仲間との交流、暴力との接する機会の多さなどの要因と関係

### 2. 非社会的行動

長期化し不安やうつ傾向の増長=>  
非社会的な非行(物質関連障害、不登校、自殺など)

## LDの治療

### ● 治療教育

問題を有する子どもの状況に合わせた、特別な個別教育プログラムを作成し、実施する。  
1対1に近い、手厚い教育が必要とする指摘もある

治療教育の成功は、子どもとの間の、治療者—患者関係が重要な鍵となりうる。

## 注意欠陥／多動性障害:ADHDとは

- 発達段階にふさわしくない注意持続の困難／年齢にそぐわない多動性や衝動性のいずれかあるいは両方が特徴となる。
- DSM-IV-TRでは、症状が少なくとも6ヶ月続くこと、学業上の機能や社会的な機能を臨床的に著しい障害していること、発症は7歳以前であることが診断基準とされている。

## ADHDの疫学

- 日本では、大規模な疫学調査は行われていない。
- 米国では、小学生の2%から20%と一様ではない。
- 英国では、1%以下
- 男子のほうが女子の3倍から5倍発症する。
- 両親に、多動性、社会病質、アルコール使用障害、転換性障害を持つ率が多い。



## ADHDの病因

- 遺伝学要因 双生児, 同胞の発症率, 親ほかの研究
- 脳損傷 前頭葉の脳血流と代謝率の減少 (PET; positron emission tomography)ほか
- 神経化学的要因 神経伝達物質が介在
- 神経生理学的要因 非特異的脳波異常など
- 心理社会的要因

## ADHDの下位分類

- 不注意優勢型  
注意欠陥のみの障害
- 多動性-衝動性優勢型  
注意には問題がなく多動性と衝動性のみの障害
- 混合型  
上記の両方の領域に多重の障害を持つ
- 特定不能の注意欠陥/多動性障害

## ADHDの臨床的特徴

- 多動性
- 知覚運動障害
- 情緒不安定
- 全般的な運動協調の欠陥
- 注意の障害
- 衝動性
- 記憶と思考の障害
- 特異的なLD(学習障害を併発することも多い)
- 話すことと聞くことの障害
- 不定の神経学的徴候と脳波異常

## ADHDの経過と予後

- 多様である。
- 年齢とともに多動性は消失し, 注意持続の短さと衝動統制の問題が残るといった報告もある。
- 症状が軽快すれば, 予後がよい。症例の15-20%は, 成人まで症状が残る。
- 青年期まで症状が残るものは行為障害となる危険性が高い。行為障害児の50%は反社会人格障害となる危険性がある。
- 物質関連障害を起こす危険性がある。

## ADHDと問題行動

- ADHD児の75%が一貫して攻撃的で反抗的な行動を示すという報告。行動問題での教師との悪い関係, 学業上の問題などから, 自尊心の低下など。
- 反社会的非行行動に結びつきやすい傾向がある  
家族要因(親の拒絶や無視・しつけの問題・監督不足・不在, 家族病理), 本人の気質, 仲間からの拒絶, 非行仲間との交流, 暴力との接する機会の多さなどの要因

## ADHDの治療

- 薬物療法 神経刺激薬が一般的, 抗うつ薬も補助的に使われる
- 精神療法  
行動修正法: Parent Training(親訓練),  
Teacher Training(教師訓練)  
子どもの置かれている環境を構造化する  
親のカウンセリング  
合併する学習障害の治療教育

## LDの判定方法

- 標準化学力検査  
診断基準からすると、唯一のもの

参考として、

- 知能検査 (WISC-III, K-ABCなど)  
知能検査の下位尺度間で差異を見いだせるという研究があるが議論あり。
- rating scale (子ども用, 教師用, 親用)
- 行動観察

## ADHDの判定方法

- 生育歴などの情報
- 行動観察
- 神経学的検査 脳波, 頭部MRI, ソフトサイン, 誘発電位
- rating scale (子ども用, 教師用, 親用)
- 知能検査
- 発達検査
- 標準学力検査

Table 1 ADHD Rating Scalesの検索 (Callhill, Dunn, and Murrell, 2002)

Rating Scale	開発者	対象年齢	評価者	評価時間	標準化	信頼性	妥当性	備考
ADHD Rating Scale-IV (ADHD-R; DuPaul et al., 1998)	18 (教師)	10-19	4件法	5月18日	2000 (教師) 2000 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)
ADHD Rating Scale-IV (ADHD-I; DuPaul et al., 1998)	27 (親)	10-19	4件法	5月18日	2000 (教師) 2000 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)
Conners' Rating Scales - Revised (CRS-R; Conners, 1997)	28 (教師) 27 (親)	10-19	4件法	3月17日 (補修版) 12月11日 (定版)	1998 (教師) 1998 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)
ADHD Symptom Checklist-III (ASC-III; Gardner et al., 1997)	50 (教師)	10-19	4件法	3月18日	2000 (教師) 2000 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)
ADHD Symptom Checklist-III (ASC-III; Gardner et al., 1997)	50 (教師)	10-19	4件法	3月18日	2000 (教師) 2000 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)
ADHD Symptom Checklist-III (ASC-III; Gardner et al., 1997)	50 (教師)	10-19	4件法	3月18日	2000 (教師) 2000 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)

Table 2 ADHD Rating Scalesの検索 (Callhill, Dunn, and Murrell, 2002)

Rating Scale	開発者	対象年齢	評価者	評価時間	標準化	信頼性	妥当性	備考
ADHD Rating Scale-IV (ADHD-R; DuPaul et al., 1998)	18 (教師)	10-19	4件法	5月18日	2000 (教師) 2000 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)
ADHD Rating Scale-IV (ADHD-I; DuPaul et al., 1998)	27 (親)	10-19	4件法	5月18日	2000 (教師) 2000 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)
Conners' Rating Scales - Revised (CRS-R; Conners, 1997)	28 (教師) 27 (親)	10-19	4件法	3月17日 (補修版) 12月11日 (定版)	1998 (教師) 1998 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)
ADHD Symptom Checklist-III (ASC-III; Gardner et al., 1997)	50 (教師)	10-19	4件法	3月18日	2000 (教師) 2000 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)
ADHD Symptom Checklist-III (ASC-III; Gardner et al., 1997)	50 (教師)	10-19	4件法	3月18日	2000 (教師) 2000 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)
ADHD Symptom Checklist-III (ASC-III; Gardner et al., 1997)	50 (教師)	10-19	4件法	3月18日	2000 (教師) 2000 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)

Table 3 ADHD Rating Scalesの検索 (Callhill, Dunn, and Murrell, 2002)

Rating Scale	開発者	対象年齢	評価者	評価時間	標準化	信頼性	妥当性	備考
ADHD Rating Scale-IV (ADHD-R; DuPaul et al., 1998)	18 (教師)	10-19	4件法	5月18日	2000 (教師) 2000 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)
ADHD Rating Scale-IV (ADHD-I; DuPaul et al., 1998)	27 (親)	10-19	4件法	5月18日	2000 (教師) 2000 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)
Conners' Rating Scales - Revised (CRS-R; Conners, 1997)	28 (教師) 27 (親)	10-19	4件法	3月17日 (補修版) 12月11日 (定版)	1998 (教師) 1998 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)
ADHD Symptom Checklist-III (ASC-III; Gardner et al., 1997)	50 (教師)	10-19	4件法	3月18日	2000 (教師) 2000 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)
ADHD Symptom Checklist-III (ASC-III; Gardner et al., 1997)	50 (教師)	10-19	4件法	3月18日	2000 (教師) 2000 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)
ADHD Symptom Checklist-III (ASC-III; Gardner et al., 1997)	50 (教師)	10-19	4件法	3月18日	2000 (教師) 2000 (親)	0.90	0.80	標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)

## CRS-Rについて

- Conners' Rating Scales - Revised (CRS-R; Conners, 1997)
- Short Forms 28項目 (教師) 27 (親) 27 (生徒) Long Forms 59 (教師) 80 (親) 87 (生徒)
- 10-20分
- 4件法
- 対象年齢: 3-17 (親/教師) 12-17 (生徒)
- 標準化母集団: 3870 (教師) 4908 (親) 6880 (生徒)
- 測定内容: 反抗性, 認知的/不注意, 多動性, 不安-シャイ, 社会的問題, 完全主義, 心身症, 全体指標, ADHD指標 DSM-IV症状の下位尺度と幅広い
- 信頼性・妥当性が保証されている。

## CRS-Rの項目例

- 教師用の例  
反抗的である  
すでに学んだことを忘れる  
集団で受け入れられていないように見える  
傷つきやすい  
かっとなりやすく、爆発的な予測できない行動をする  
興奮しやすく衝動的である。  
などの質問項目に対して、頻度について4件法で回答させる S版28項目, L版59項目

## 今後の研究計画

- CRS-Rなどを参考に、日本語版rating scaleの作成を行う。
- 問題行動に対する質問項目も開発する
- 教師などを対象とした実態調査を行う
- ADHDと問題行動との関係を調査によってあきらかにする

## 調査計画

- 調査内容 ADHD傾向と問題行動を測定する rating scale
- 調査対象 教師(子どもや親についても考慮中)  
1000名程度(是非ご協力お願いします)
- 調査時期 未定
- 結果の分析: 尺度としての信頼性, 妥当性の確認。  
ADHD傾向性と問題行動との関連性を検討。  
子どもの学年や性別など人口統計学的な変数での平均値の差異の検討

# 中学生の抑うつ予防プログラム開発に関する研究

高崎 浩史・藤生 英行

## 問題提起

- ◆増加する子どもの心の問題



不登校・非行などに加え、抑うつ状態を呈する子どもの増加が問題となっている。

## 見逃されてきた子どものうつ病

- ◆傳田(2004)は、様々な理由で子どものうつ病が見逃されてきたと述べている。



想像以上に多く、抑うつ状態を呈する子どもが存在する可能性

## 子どもを対象とした実態調査

- ◆傳田(2004)は、中学生3000名を対象とし、抑うつに関する実態調査を行った。



その結果  
中学生のおよそ23%に抑うつ状態が認められた。  
また、全体の4.6%にはうつ病の疑いがあることが明らかになった。

## 海外における抑うつ予防

- ◆海外では、子どもを対象とした抑うつ予防プログラムが開発・実践されている

### 海外のプログラムの例

オーストラリアでは、  
The Resourceful Adolescent Program-Adolescents (RAP-A; Shochet, Dadds, Holland, Whitefield, Hamett, & Osgarby, 1997).  
The Problem Solving for Life Program (PSFL; Spence, Sheffield, Donovan, & Price, 1997)

アメリカでは  
the Adolescent Coping with Depression Course (CWD; Clark, Lewinshon, & Hops, 1996).  
the Penn Prevention Program (PPP; Jaycox, Reivich, Gillham & Seligman, 1994)

## 国内における抑うつ予防

- ◆ストレスマネジメント教育、構成的グループエンカウンターなどが心理教育として実施されているが、抑うつを対象としたものではない



国内の子どもの実態、教育環境にあったプログラムの開発が必要である

## 抑うつリスク要因(先行研究)

- ◆ Essau(2004)が見いだしたリスク要因
  - 1 認知的要因
  - 2 家族の要因
  - 3 ライフイベント
  - 4 個人的要因
- ◆ Nolen-Hoeksema et al(1993)は、ルミネーション反応が抑うつ症状を悪化させやすいことを見いだした。

## 研究1(抑うつリスク要因の検討)

## 本研究の目的

- ◆ 予備調査によって、抑うつとリスク要因の関連を調査する  
⇒ Essau(2004)およびNolen-Hoeksema et al(1993)の研究を基に調査を行う
- ◆ 予備調査を基に、実証的に裏付けられた抑うつ一次予防プログラムを作成する
- ◆ プログラムを中学校で実施し、プログラムの効果を検証する

## 一次予防とは

- ◆ Sadock & Sadock(2002)  
疾患または障害の発症を予防し、発症率を減らすことである。この目標を達成するためには、原因となる要因を特定し、それを排除し、リスク要因を減らし、個体側の抵抗性を高め、罹患を防ぐことが必要である。学校における心理教育も、一次予防を目指したものであると考えられる。

## 研究1(抑うつリスク要因の検討)

- ◆ 目的:抑うつ予防プログラムを作成するために、リスク要因を特定する
- ◆ 対象者:A県2校、B県1校の中学生703名
  - 1年生:男子197名、女子173名
  - 2年生:男子170名、女子163名
- ◆ 調査時期:2005年3月

## 質問項目

- ◆ 中学生用学校ストレス尺度(36項目)
- ◆ 日本版マトソン年少者用社会的スキル尺度(46項目)
- ◆ 中学生用コーピング尺度(30項目)
- ◆ ネガティブなルミネーションに関する項目(6項目)
- ◆ State-Trait Anxiety Inventory (FormY)の状態不安の項目(20項目)
- ◆ Children's Depression Inventory(27項目)

## 結果

### ◆ 抑うつ得点と各尺度の相関(全サンプル)

- STAIとの間にはやや強い正の相関 ( $r=.682, p<.01$ )
- 学業・友人関係・ネガティブなルミネーションとの間には中程度の正の相関 (それぞれに,  $r=.407, .417, .479$ , いずれも $p<.01$ )
- 集団への参加については中程度の負の相関 ( $r=-.481, p<.01$ )
- 感情のコントロール不全については弱い正の相関 ( $r=.338, p<.01$ )
- コーピングの中では認知的対処のみが弱い正の相関 ( $r=.183, p<.01$ )

## 考察

- ◆ 中学生の抑うつには、不安、ネガティブなルミネーション、対人関係の取り方が大きく関係している。

⇒ ネガティブなルミネーションは中学生でも日常的に行っていることが確認された

- ◆ 問題解決思考ではない生徒ほど、抑うつ的である。

⇒ Essau(2004)の研究と同様の結果となった

## 研究2(抑うつ予防プログラムの作成と効果の検討)

## 抑うつ一次予防プログラムの作成

- ◆ 予備調査の結果から、不安や対人関係の取り方、ネガティブなルミネーションが抑うつと大きく関係していることが明らかになった。

⇒ 全てについて扱えればよいが、学校のカリキュラム上で全てのリスク要因を扱うことは不可能

## ネガティブなルミネーションに焦点を当てたプログラム

- ◆ Watkins et al(2005)はルミネーションに焦点を当てた認知行動療法(RFCBT)が通常の認知行動療法よりも抑うつに対して効果的であることを実証的に示した。

⇒ ネガティブなルミネーションに焦点を絞ることで、他のリスク要因についても押さえることができる

• 学校で実施可能な、コンパクトなプログラムの作成が可能になる

## プログラムの概要

- UNIT1: いやな考えをストップ  
ネガティブなルミネーションについて直接的に学ぶ。・問題解決思考・ディストラクション・思考中断法によってネガティブなルミネーションを中断する方法を学ぶ
- UNIT2: からだから考えを覚えよう  
感情、思考、身体の関係を知り、身体に働きかけることでネガティブなルミネーションを止めることができることを学ぶ。・リラクゼーション
- UNIT3: ABCで考えを覚えよう  
ネガティブなルミネーションは自動思考の一種であることを学び、ネガティブなルミネーションに陥りやすい場面について知る、問題解決思考についても学ぶ。
- UNIT4: ストレスに強くなる  
説明スタイルについて学び、意識的な説明スタイルからたらされるネガティブなルミネーションを防ぐ方法を知る。
- UNIT5: さわやかに考えを伝える・さわやかに話を聞く  
アサーショントレーニングにより、自己主張の方法を知り、ストレスをため込むことによるネガティブなルミネーションを防ぐ、同時にピアヘルピングスキルを学び、自己主張しやすいクラス環境作りを目指す。
- UNIT6: 怒りをコントロールしよう  
アンガーマネジメントにより、怒りから生じるルミネーションに対処する方法を学ぶ。

最終的に、6ユニット×50分の構成となった

## プログラムの実施と効果の検討

- ◆ 目的: 抑うつ一次予防プログラムを実践し、プログラムの効果について検討する
- ◆ 方法: A県B中学校, 1年生男女, 既存の2クラス。一方のクラスにはプログラムを実施し, 実験群とする。もう一方のクラスは統制群とする。

## 実験器具

- ◆ 抑うつ予防プログラム
- ◆ CDI(27項目)
- ◆ ネガティブなルミネーションに関する項目(6項目)
- ◆ CRSSのルミネーション反応に関する項目(10項目)
- ◆ NLE-J(36項目)
- ◆ 中学生用学校ストレス尺度のうち, 友人関係下位尺度から4項目
- ◆ 日本版マトソン年少者用社会的スキル尺度から友人への攻撃下位尺度から4項目, 友人への配慮下位尺度から4項目, 感情のコントロール不全下位尺度から8項目, 集団への参加下位尺度から4項目
- ◆ 中学生用コーピング尺度のうち, 認知的対処下位尺度から4項目, サポート希求下位尺度から4項目
- ◆ 不合理な信念尺度(JIBT-20)から回避下位尺度から4項目, 受動性下位尺度から4項目
- ◆ STAI-Y(20項目)

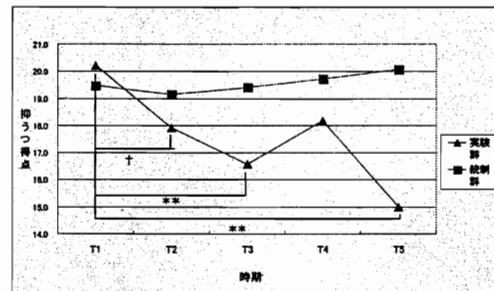
※T2-T5においては, ネガティブなルミネーションに関する項目, CRSS, CDI, NLE-Jのみを使用

## 実験計画

	9/27	9/28	10/3	10/4	10/5	10/17	10/19	10/19	10/25	11/8	11/8	11/24	11/28	
実験群	調査1	UNT1	UNT2	UNT2	UNT4	UNT5	UNT6		調査2	調査3	文化祭	調査4	定期テスト	調査5
統制群	T1	学活	学活	学活	学活	学活	学活		T2	T3		T4		T5

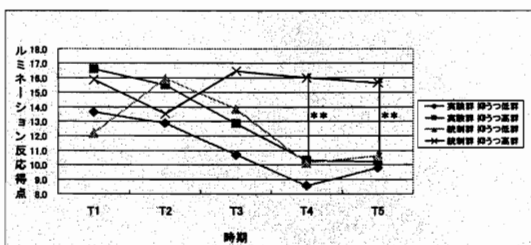
## プログラムの効果の検討

抑うつ得点を従属変数とし, 時期の要因と実験条件の要因を独立変数とした2要因の分散分析



## プログラムの効果の検討

ルミネーション反応得点を従属変数とし, 時期の要因, 実験条件の要因, 抑うつ群を独立変数とした3要因の分散分析



## 考察

- ◆ 本研究のプログラムは, 抑うつ状態を改善する効果を持っている
- ◆ 少なくとも, T2-T5の間, プログラムの効果は持続しており, 予防的な効果が期待できる
- ◆ 特に抑うつ高群に対して, 本プログラムの効果は顕著に現れている
- ◆ ルミネーションに焦点を当てることで, コンパクトなプログラムでも効果をあげることができる

### (3) 児童・生徒の生活習慣病の危険因子の実態

はじめに

健康づくりのための食生活では必要な栄養素を摂取すること、および社会的、文化的営みとして生活の質に寄与することが求められており、健康増進を目的とする「一次予防」では小児期からの望ましい食生活の実践が重要な対策となっている。学齢期の子どもの食生活は家族形態、居住形態、就労状況、家族内人間関係など多くの受動的環境要因から影響を受けることが多いと考えられるが、これまでそのような要因が子どもの食生活、栄養摂取にどの程度の影響を及ぼすのかは検討されていない。

本研究では子どもの食生活に影響を及ぼすと考えられる家庭環境要素として、家族人数、兄弟人数、祖父母の同居の有無が児童・生徒の栄養摂取量に与える影響について検討した。

対象および方法

#### 1) 対象者

対象は兵庫県の淡路島、五色町の1998年から2000年の児童・生徒の健康実態調査を受診した小学5年生317名（男子163名、女子154）中学2年生296名（男子141名、女子155）、総数613名である。毎年7月に健康実態調査、健康問診調査、栄養摂取調査を実施した。

#### 2) 分析対象項目および測定方法

家族構成：健康問診票において、同居する兄弟姉妹、祖父母について回答してもらった。それより兄弟数、祖父母数、家族人数を求めた。

栄養摂取量：児童・生徒に健康調査前、土曜日、日曜日、月曜日の3日間の食事記録（時間、献立、食品、摂取量）をしてもらった。予め小学生は本人と保護者へ、中学生は本人に記録方法を説明し、回収時には記録を確認した。各食品群、各栄養素を日本食品成分表（四訂）に基づき、一日あたりの摂取量を求めた。充足率は日本人の性、年齢、身長別の所要量（平成元年）を基に算出した。

#### 3) 分析方法

分析は対象者全体について行った。栄養摂取量レベルは性、年齢の差を考慮し、充足率を用いた。家族人数、兄弟人数、祖父母の同居状態の3つの要因について以下のように分析した。児童・生徒を、家族人数が、3人、4-5人、6人以上の3群に、兄弟人数（本人を含めない）が、なし、1人、2人、3人以上の4群に、祖父母同居状態で、なし、祖父のみ、祖父母のみ、祖父母ともの4群に分類し、単一要因ごとに群間の栄養摂取量（充足率）のレベルを単要因分散分析を用い検討した。兄弟人数と祖父母同居状態の2要因の影響の比較は2要因分散分析を用いて行った。有意性は危険率



5%以下を有りとした。

## 結果

### 1) 対象者の家族構成

表1に対象児童・生徒の家族構成の分布を示した。

家族人数が3人（一人っ子：核家族）の者は2.9%，4-5人が37.5%，6人以上が59.5%であった。兄弟数別に見ると兄弟なし（一人っ子）は7%，1人が39.6%，2人が40.8%，3人以上が12.6%いた。児童・生徒の家庭の子ども人数は平均2.6人で都会，地方都市などと比べて多い傾向があった。粗父母の同居なし（核家族）の家庭は35.6%，粗父母とも同居している家庭は43.2%で都会，地方都市などと比べて核家族は少なく，3世代の同居率が高い傾向が認められた。

### 2) 家族人数と栄養摂取

図1-1，図1-2，図1-3に家族人数別の児童・生徒の栄養摂取量（充足率）を示した。

#### ①家族3人

図1-1に示すように，他群と比べて最も低い充足率を示したのは，穀類（70.5%），いも類（47.4%），豆（54.8%），乳（47.8%），他野菜（63.6%），果実（39.2%）であった。砂糖／菓子は他群に比べて1番低いが，133.9%の高充足率を示した。緑黄色野菜は，他群の低充足率に対して120.7%と高い。

図1-2に示すように，食事量の目安となる総エネルギー摂取は3群のうちもっとも少ない。また，脂質エネルギー比は高く，糖質エネルギー比は低い。

図1-3に示すように，他群と比べて最も低い充足率を示したのは，タンパク質（84.9%），Ca（66.5%），Fe（71.1%），VB2（95.9%）であった。脂質，VB1も3群の中では最も低いが，目標値は上回っている。VCは280%の高い充足率を示し，3群の中では最も高い。コレステロール（91.1%）は充足率は低いが，3群の中では最も高い。

#### ②家族4～5人

図1-1に示すように，穀類（78.3%），豆（60.7%）と充足率は低いが，3群の中では最も高い値を示した。砂糖／菓子は167.5%と高充足率で，3群の中でも最も高い。

図1-2に示すように，総エネルギー比はもっとも多く，家族3人と比べて脂質エネルギー比は低く，糖質エネルギーは高い傾向がある。

図1-3に示すように，他群と比べて最も低い値を示したのはVCであるが，225%の高い充足率を示した。タンパク質（91.3%），Fe（75.9%），繊維（52.2%）は充足率は低いが，3群の中では最も高い値を示した。特にVAは160%の高充足率であった。

### ③家族6人以上

図1-1に示すように、他群と比べて最も低い充足率を示したのは、卵(77.2%)、緑黄色野菜(91.0%)であった。いも類(70.5%)、油脂(89.0%)、乳(61.5%)、他野菜(67.2%)、果実(42.9%)も低充足率だが、3群の中では最も高い値を示した。

図1-2に示すように、総エネルギーは3群のなかでは中程度である。脂質エネルギー比は家族3人より低く、糖質エネルギー比は高く、これらのレベルは家族4-5人の児童・生徒とほぼ同程度であった。

図1-3に示すように、他群と比べて最も低い充足率を示したのは、V E(87.0%)、コレステロール(79.9%)であった。V Aも3群の中では低いが、149.9%と高い充足率を示した。C a(79.9%)は充足率は低いが、3群の中では最も高い値を示した。

以上のように、家族3人(一人っ子かつ核家族)の児童・生徒の食品摂取量は家族4人以上の2群に比べ穀類およびいも類、砂糖菓子、乳製品の摂取量が少なく、卵および緑黄色野菜の摂取が多い傾向があった。食事量の目安となる総エネルギーは少ない。栄養素としてみると、蛋白質、炭水化物の摂取が少なく、またCaおよびFeの摂取が少ない。ビタミンCおよびEは多い傾向があった。

家族が4人以上の児童・生徒では上記と反対の傾向と示し、ことにいも類の摂取は多く、緑黄色野菜の摂取が少ないことが特徴としてみられた。全体としてこれら栄養摂取レベルの差は3人家族の児童・生徒と4人以上家族の児童・生徒間にみとめられたが、家族4-5人と家族6人以上の間にはほとんど差は認められなかった。

## 3) 兄弟人数と栄養摂取

図2-1、図2-2、図2-3に兄弟人数別の児童・生徒の栄養摂取量(充足率)を示した。

### ①兄弟なし

図2-1に示すように、他群と比べて最も低い充足率を示したのは、いも類(46.3%)、乳(50.7%)、他野菜(63.5%)であった。油脂(95.3%)、卵(82.5%)、豆(62.6%)は充足率は低いが、4群の中では最も高い値を示した。充足率が高かったのは、砂糖／菓子(173.5%)、緑黄野菜(109.8%)で他群との差がみられた。

図2-2に示すように、総エネルギーはもっとも多く、脂質エネルギー比も高く、糖質エネルギー比は低い

図2-3に示すように、他群と比べて最も低い充足率を示したのは、タンパク質(88.4%)、C a(70.9%)、V B 2(99.4%)であった。脂質(112.1%)、V C(253.8%)は4群の中でも最も高く、高い充足率を示した。

### ②兄弟1人

図2-1に示すように、他群と比べて最も充足率が高いのは、魚肉(103.7%)であっ

た。

図 2-2 に示すように、総エネルギーは兄弟が多いほど少なくなる傾向があり、4 群間で 2 番目に多い。兄弟なしに比べて脂質エネルギー比も低く、糖質エネルギー比も低い傾向があった。

図 2-3 に示すように、タンパク質 (92.4%)、Ca (81.8%)、Fe (77.5%)、コレステロール (83.4%) は充足率は低いが、4 群の中では最も高い値を示した。VA、VB1、VB2 も 4 群の中では最も高い値を示し、かつ目標値を上回った。特に VA は 162.2% の高充足率を示した。

### ③兄弟 2 人

図 2-1 に示すように、他群と比べて最も低い充足率を示したのは、穀類 (62.0%)、豆 (57.3%)、他野菜 (64.3%) であった。

図 2-2 に示すように、4 群間で 2 番目に少ない。兄弟なしに比べて脂質エネルギー比は低い傾向があった。

図 2-3 に示すように、他群と比べて最も低い充足率を示したのは、繊維 (50.9%) であった。

### ④兄弟 3 人以上

図 2-1 に示すように、他群と比べて最も低い充足率を示したのは、油脂 (82.9%)、卵 (61.0%)、魚肉 (96.0%)、緑黄色野菜 (83.7%)、果実 (32.2%) であった。砂糖／菓子是他群に比べて 1 番低いが、173.5% の高充足率を示した。

図 2-2 に示すように、総エネルギーはもっとも少ない。その内訳を見ると脂質エネルギー比が低く、糖質エネルギー比が高い傾向があった。

図 2-3 に示すように、他群と比べて最も低い充足率を示したのは、Fe (73.3%)、VE (77.9%)、コレステロール (70.3%) であった。脂質、VA、VB1、も 4 群の中では最も低いが、高い充足率を示した。

以上のように、兄弟がいない児童・生徒（兄弟なし）の食品摂取量は兄弟がいる児童・生徒に比べ、穀類およびいも類、乳製品が少なく、砂糖菓子および油脂、卵、緑黄色野菜の摂取が多かった。また、兄弟なし群では総エネルギーは多い。そのエネルギー源についてみると、蛋白質エネルギー比は低く、脂質エネルギー比が高かった。栄養素では脂質、ビタミン C および E が多い傾向があった。兄弟が 3 人以上の児童・生徒では兄弟なしの児童・生徒での傾向と反対のことが特徴して認められ、全体として兄弟人数とこれら栄養摂取レベルの間には量-反応関係がみられた。

## 4) 祖父母の同居状態と栄養摂取

図 3-1、図 3-2、図 3-3 に家族人数別の児童・生徒の栄養摂取量（充足率）を示した。

図 3-1 に示すように、祖父母なしで祖父母同居よりも充足率が低いのは、いも類 (57.7%)、油脂 (83.5%)、他野菜 (64.3%)、果実 (37.4%) であった。砂糖／菓子 は祖父母同居よりは低い値だが、153.8%と高充足率を示した。また、祖父母同居で祖父母なしよりも充足率が低いのは、穀類 (77.1%)、緑黄色野菜 (91.2%) であった。

図 3-2 に示すように、祖父母が同居していない児童・生徒では脂質エネルギー比、糖質エネルギー比に大きな差は見られないが全体として総エネルギー摂取が少ない。

図 3-3 に示すように、祖父母なしで祖父母同居よりも充足率が低いのは、Ca (77.9%)、VE (84.4%)、繊維 (81.6%) であった。VCは祖父母同居よりも値は低いですが、202.9%の高い充足率を示した。

また、祖父母同居で祖父母なしよりも充足率が低いのは、タンパク質 (90.7%)、Fe (74.9%)、コレステロール (81.1%) であった。VA (150.7%) は祖父母なしに比べると低いが、高い充足率を示した。

以上のように、祖父母が同居していない（核家族）児童・生徒は祖父母が同居している（3世代同居）児童・生徒に比べ、いも類および砂糖・菓子、油脂、果実の摂取が少なく、総エネルギーは少ない傾向があった。栄養素ではビタミンC ( $P<0.05$ ) およびEが少ない傾向が認められた。また、祖父母が同居している（3世代同居）児童・生徒の特徴としていも類や果実、ビタミンCの摂取が多いことが認められた。

#### 5) 栄養摂取に及ぼす兄弟人数と祖父母の同居状態の影響の比較

表 2 に家族構成が栄養摂取に及ぼす影響のまとめと、家族構成要素である兄弟人数と祖父母の同居状態の2要因の影響を2要因分散分析から算出した危険率を用いて比較検討した結果を示した。児童・生徒が摂取するほとんどの食品、栄養素の摂取量は兄弟人数による影響が強いことが示された。祖父母同居の影響の方が強かったのは油脂、蛋白質エネルギー比の摂取であった。

#### 考察

児童・生徒の栄養摂取は家族構成に影響を受けていることを示した。核家族や一人っ子の家庭の児童・生徒では穀類、いも類などの炭水化物は少なく、卵や緑黄野菜が多く、副食の方に配慮していることが推察できる。また、兄弟がいる児童・生徒では炭水化物食品が比較的多く、卵、緑黄色野菜が少ないが、砂糖・菓子などの摂取は少なく、間食は少ないことが推察された。祖父母の同居する児童・生徒はいも類、果実などが多く、ビタミン類の摂取が多く、全体としてバランスの良く食事を取っていることが推察された。

家族構成の影響は全体として伝統的食品であるいも類等、日常の食生活習慣を反映する砂糖・菓子の摂取、健康への関心度を示すと考えられる緑黄色野菜の摂取に現れ

ていた。これらから、食生活状態は家族の趣向や生活態度などの生活習慣の包括的な状態を反映していることが示唆され、さらに、家族構成は家庭生活環境に影響を及ぼす重要な要素であることが再確認できた。

家族構成の要素のうち兄弟人数の要因は祖父母の同居の状態よりも、児童・生徒の栄養摂取量、食生活に強い影響を及ぼしていることをわかった。このことは家庭内での食生活、さらには生活行動・様式が子どもを主体として行われていることを示唆する結果である。一方で、家庭内で祖父母の存在あるいは意志が子どものそれよりも弱くなってきている可能性も否定できない。家族構成と子どもの栄養摂取との関わりには共食、調理者、養育状態、家族とのコミュニケーションなどの要因も関わっていることが考えられ、これらの要因についてさらに分析をすすめる必要がある。

本研究で得られた知見は家族構成の善し悪しを示すものではない。子どもの栄養摂取量、食生活は子どもやその家族の生活習慣、生活の仕方を反映するものであり、家族の生活を見直す手立てとなり得ることを示した。

(吉本佐雅子)

#### 参考文献

- 1) 村田光範：特集ライフスタイルと子どもの健康 序説，保健の科学，第 38 巻，第 9 号，1996
- 2) 文部省・厚生省・農林水産省：食生活指針の解説要領，平成 12 年 12 月
- 3) 岡田玲子：幼児の食生活に関する研究（第 30 報）近隣農村幼児における食物・栄養素摂取状況の 30 年間の推移，新潟県立女子短期大学研究紀要，第 38 号，2001
- 4) 吉岡美子，他：農業地域の三世帯家族における小中学生とその家族の食生活に関する研究（第 2 報）-栄養素摂取状況の三世帯代比較-，岩手県立盛岡短期大学研究報告，第 49 号
- 5) 佐々木敏，他：家族との同居の有無が女性 3 世代間での栄養素・食品群摂取量の類似性に及ぼす影響，国立がんセンター研究所支所臨床疫学研究部，愛知文教女子短期大学，栄養学雑誌，vol. 58，No. 5，195-206，2000
- 6) 林宏一，他：調理担当者の家族の料理量に対する感覚と世帯の栄養素等充足率との関連，保健の科学，第 38 巻，第 7 号，1996 年
- 7) 笠松隆洋，他：世帯の栄養摂取状況に及ぼす調理担当者の年齢の影響，栄養学雑誌，vol. 53，No. 3，175-182，1995
- 8) 熊江 隆，他：高齢者の栄養摂取に及ぼす家族構成の影響，第 33 巻，日本公衛誌，第 12 号

表 1 家族構成の分布

	家族人数別群		
	3人	4～5人	6人以上
人数	18	230	365
%	2.94	37.5	59.5

	兄弟人数別群			
	なし	1人	2人	3人以上
人数	43	243	250	77
%	7	39.6	40.8	12.6

	祖父母同居別群			
	なし	祖父のみ	祖母のみ	祖父母
人数	218	28	107	265
%	35.6	3.8	17.5	43.2

表 2 栄養摂取に及ぼす家族構成の影響

	家族3人と他群の比較		兄弟なしと他群の比較		祖父母同居なしと他群の比較		2要因の影響の比較	
	傾向	有意性	傾向	有意性	傾向	有意性	影響の強い要因	有意性
穀類	↓		↓	○	—		兄弟人数	○
いも類	⇓	○	⇓	○	↓		兄弟人数	
砂糖／菓子	⇓		⇓	○	↓		兄弟人数	○
油脂	↓		⇓		↓		祖父母同居	○
卵	⇓		⇓	○	—		兄弟人数	○
魚肉	↓		—		↑		兄弟人数	
豆	↓		↑		—		祖父母同居	
乳	⇓		⇓		—		兄弟人数	
緑黄野菜	⇓		⇓		—		兄弟人数	
他野菜	—		—		—		兄弟人数	
果実	↓		↑		↓	○	兄弟人数	

総エネルギー	↓		⇓		↓		祖父母同居	
蛋白エネルギー	↓		↓	○	↑	○	兄弟人数 祖父母同居	○
脂質エネルギー	↑		↑		—		兄弟人数	
糖質エネルギー	↓		↓		—		兄弟人数	

蛋白質	↓		↓		—		兄弟人数	
脂質	↓		⇓		—		兄弟人数	
Ca	⇓		⇓	○	↓		兄弟人数	○
Fe	↓		—		—		兄弟人数	○
VA/A効力	—		—		—		兄弟人数	
VB1	—		—		—		兄弟人数	
VB2	↓		—		—		兄弟人数	○
VC	⇓		⇓	○	⇓	○	兄弟人数	○
VE効力	↑		⇓	○	⇓		兄弟人数	○
繊維	—		—		—		兄弟人数	
コレステロール	↑		↑		—		兄弟人数	○

学年別男女別食品栄養摂取量

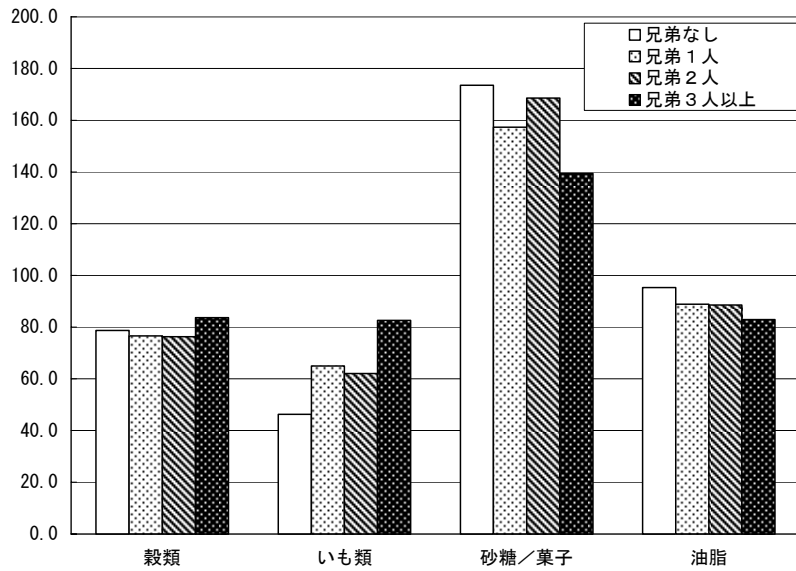
	小5				中2			
	男子		女子		男子		女子	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
蛋白質	71.1	14.6	65.5	13.2	76.5	17.6	65.4	14.1
脂質	67.7	17.9	64.5	16.2	76.9	23.3	64.0	19.2
炭水化物／糖質	280.7	47.9	261.6	47.1	316.3	62.8	269.4	54.2
炭水化物／繊維	2.6	1.0	2.6	1.1	2.8	1.2	2.5	1.1
灰分	15.7	3.6	14.9	3.4	16.8	4.3	14.6	3.6
Ca	583.9	197.3	550.6	168.5	630.1	275.7	543.0	193.4
P	1060.9	234.5	994.3	210.1	1147.0	306.0	980.6	229.0
Fe	8.3	1.8	7.9	1.8	8.6	2.0	8.0	1.9
Na	3844.0	886.7	3690.1	793.5	4137.9	1089.7	3664.1	951.6
K	2220.3	533.2	2137.0	581.0	2339.8	606.0	2130.9	528.6
VA/A効力	2315.1	1572.9	2260.0	1168.0	2473.0	1252.6	2203.9	809.0
VB1	1.0	0.2	1.0	0.2	1.1	0.3	1.0	0.2
VB2	1.2	0.5	1.1	0.4	1.4	0.5	1.1	0.4
ナイアシン	12.1	3.4	11.0	3.1	13.0	3.7	11.0	3.3
VC	103.6	66.1	92.2	55.7	132.1	121.4	88.9	47.6
VE効力	6.4	2.2	6.4	2.2	6.9	2.1	6.3	2.1
Mg	271.8	82.0	235.3	73.1	282.7	97.8	231.0	79.4
食塩相当量	10.0	2.4	9.6	2.0	10.7	2.8	9.5	2.4
繊維	10.3	2.6	10.2	2.7	10.9	3.1	10.1	2.4
コレステロール	328.7	127.0	317.7	130.2	346.5	144.5	300.8	131.5
S-FA	16.6	5.7	15.3	5.0	18.9	7.8	15.1	5.9
P/S比	0.5	0.2	0.5	0.3	0.5	0.2	0.5	0.2
総エネルギー	2016.2	332.2	1888.7	314.8	2263.1	454.9	1915	383
蛋白エネルギー比	0.141	0.018	0.139	0.018	0.135	0.018	0.137	0.019
脂質エネルギー比	0.3	0.049	0.306	0.047	0.302	0.051	0.297	0.049
糖質エネルギー比	0.559	0.052	0.555	0.052	0.562	0.058	0.565	0.056

学年別男女別食品栄養摂取量

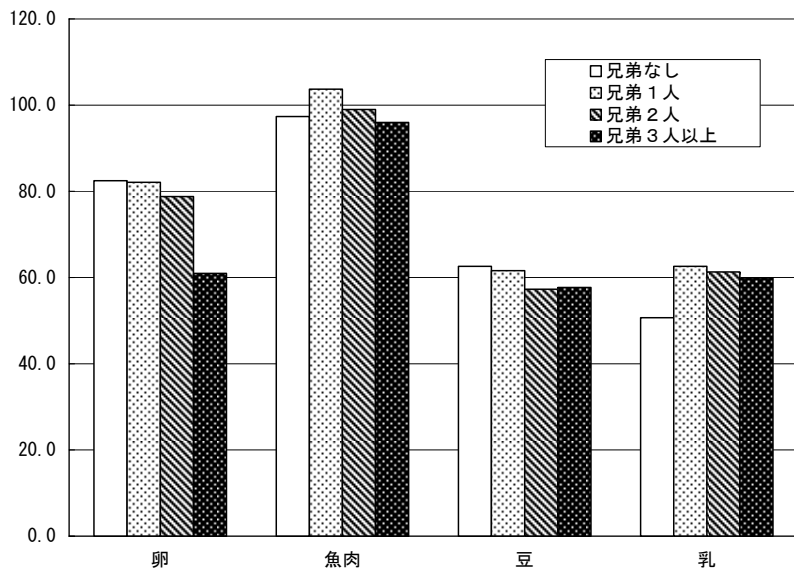
	小5				中2			
	男子		女子		男子		女子	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
穀類	265.6	52.6	241.0	48.7	298.0	67.9	256.2	61.8
いも類	33.6	27.1	31.8	31.5	32.8	28.0	30.9	28.1
砂糖／菓	33.2	17.4	35.1	15.8	38.7	24.9	36.6	20.4
油脂	22.9	10.5	23.6	9.3	26.4	11.0	23.7	11.4
卵	41.6	22.0	43.3	25.0	42.1	23.9	40.5	23.4
魚肉	139.3	56.1	120.4	50.0	153.5	58.2	122.0	47.2
豆	54.8	37.9	51.5	32.7	47.8	37.5	54.9	38.2
乳	248.8	158.8	219.8	137.9	292.4	222.4	216.7	157.7
緑黄野菜	78.3	57.1	84.2	74.0	77.7	54.2	84.7	60.2
他野菜	106.6	47.1	116.6	56.8	117.3	60.1	106.7	48.0
果実	81.7	75.9	87.9	83.3	74.3	79.7	94.1	84.7



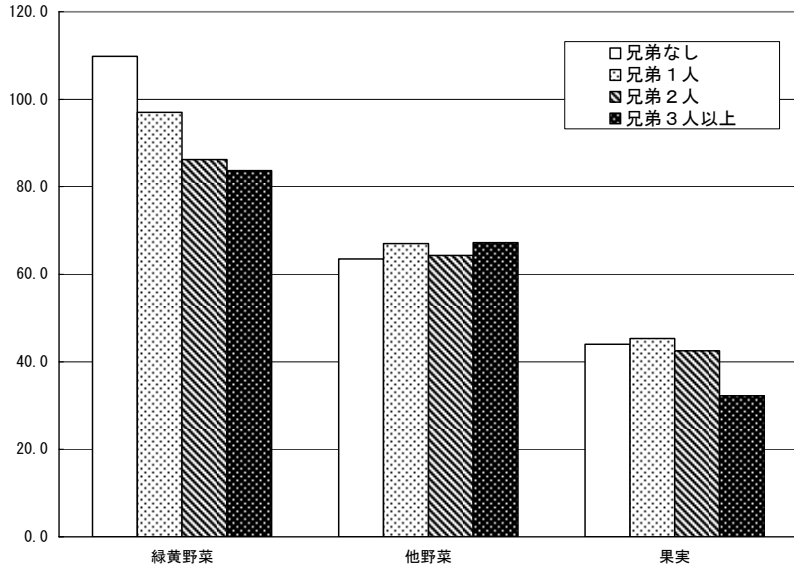
兄弟別1グラフ



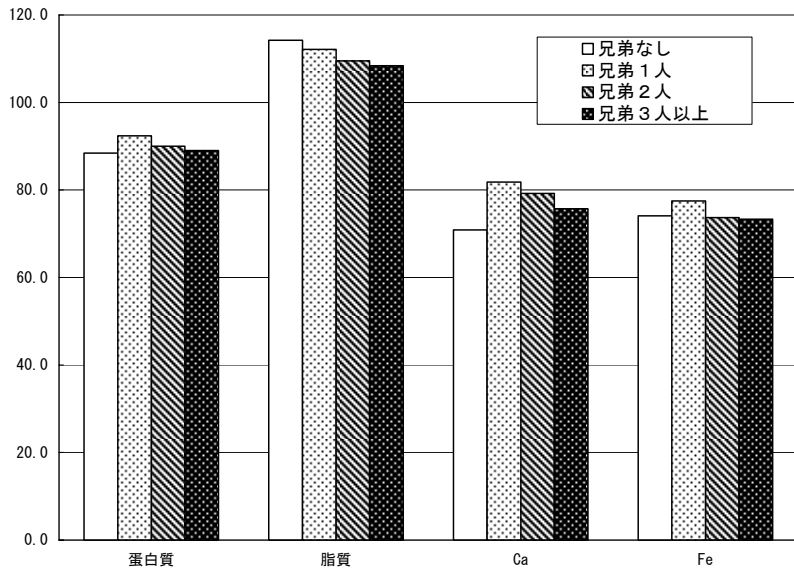
兄弟別2グラフ



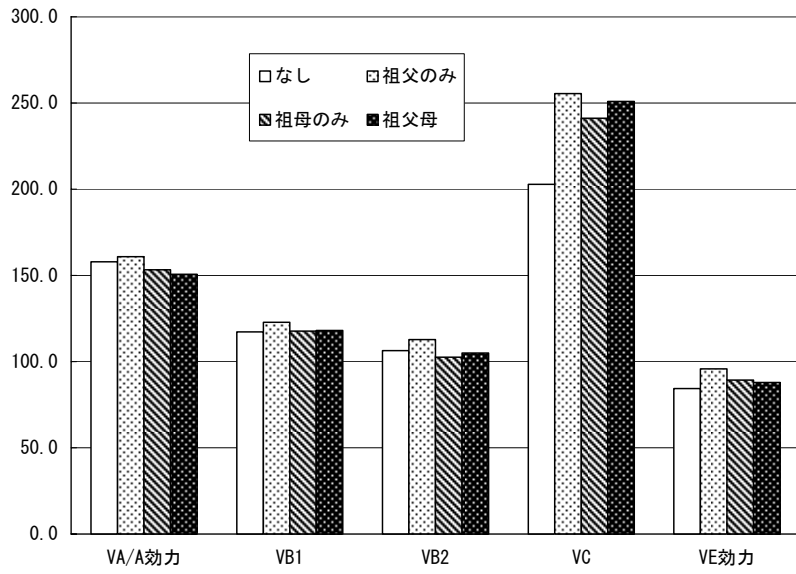
兄弟別3グラフ



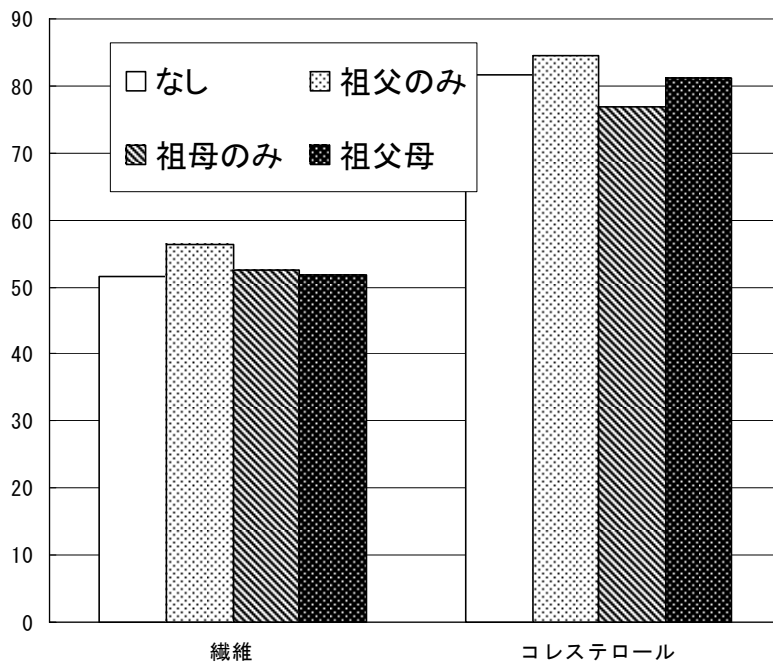
兄弟別4グラフ



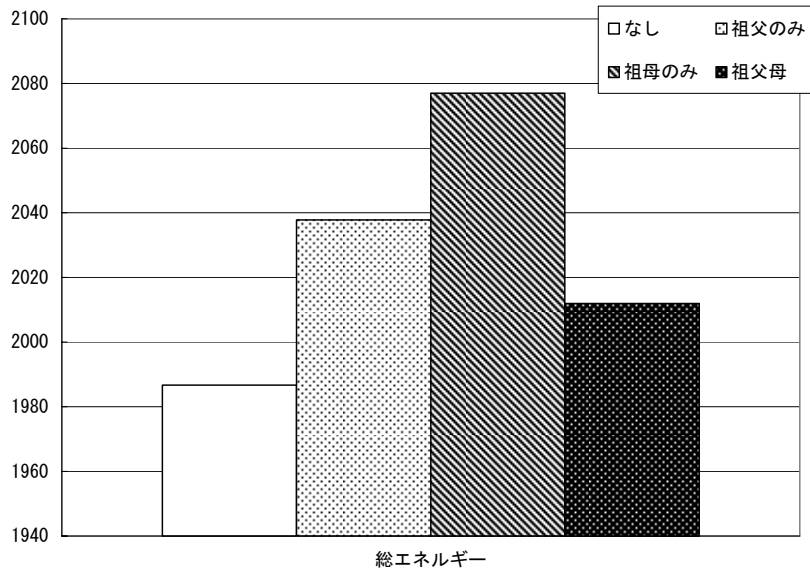
祖父母別5グラフ



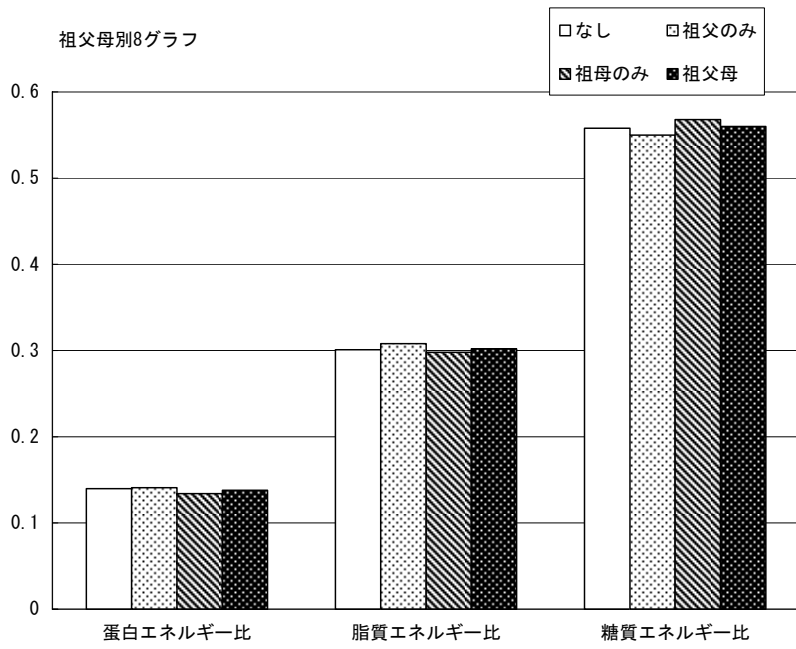
祖父母別6グラフ



祖父母別7グラフ



祖父母別8グラフ

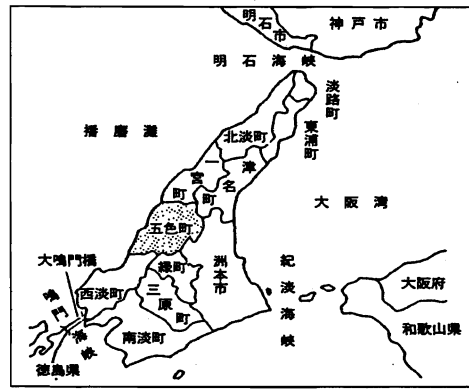


# 児童・生徒における生活習慣病の危険因子に関する疫学的研究 — 一家族が関わる要因について —

## 疫学的調査 : Goshiki Health Study

1. 児童・生徒の動脈硬化危険因子に及ぼす家族歴の影響
2. 児童・生徒の食事摂取に及ぼす家族構成の影響

鳴門教育大学 吉本佐雅子

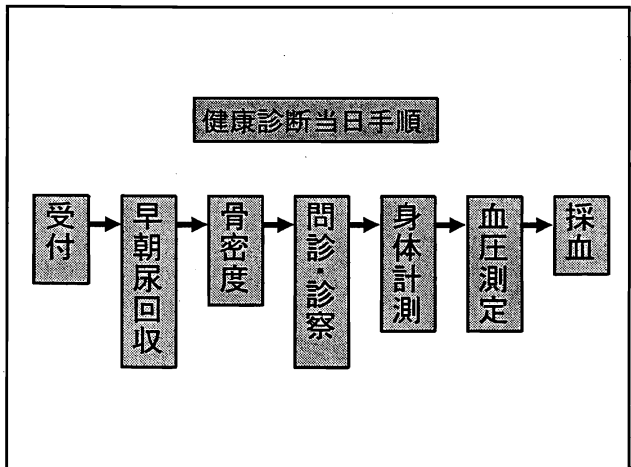
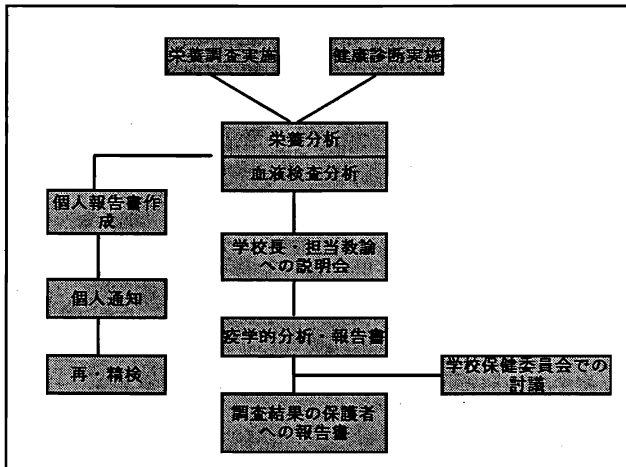
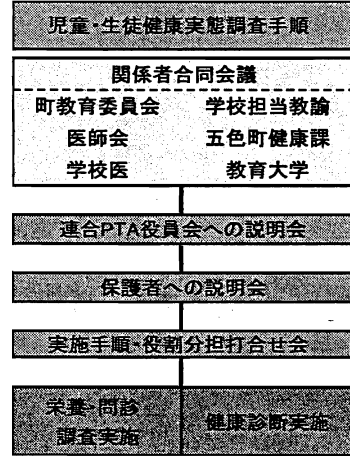


受診者数

	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
10歳 男子	54	60	70	78	89	90	86	85	81	83	42	42
女子	84	82	56	57	82	85	84	72	54	77	44	43
11歳 男子	66	52	64	71	76	66	60	60	64	57	81	81
女子	68	37	65	56	54	85	80	64	69	57	72	47
12歳 男子	65	42	69	69	76	67	60	57	51	65	49	49
女子	44	64	45	56	57	62	67	64	61	56	77	77
13歳 男子	60	69	62	69	69	74	72	72	72	51	59	58
女子	60	66	69	62	58	59	62	81	52	68	52	52
14歳 男子	70	69	62	70	64	67	68	72	62	68	97	62
女子	30	61	72	76	70	62	55	56	52	50	61	63
10-14歳 男子	184	267	229	249	247	257	256	227	217	279	274	264
女子	262	313	229	217	205	207	222	200	197	201	201	203
計	256	580	457	466	452	464	478	427	414	479	475	467
受診率 (%) 男子	91.8	97.4	95.7	94.9	92	92.1	90.8	91.4	92.3	92.5	89	89
女子	81.8	87	86.1	87.1	86.4	89.4	88.5	92	87.1	82.8	82.4	82.4

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
10歳 男子	84	82	84	84	82	98	72
女子	87	81	80	81	83	52	58
11歳 男子							
女子							
12歳 男子							
女子							
13歳 男子	44	41	28	32	49	61	25
女子	60	40	48	58	48	53	50
14歳 男子							
女子							
10-14歳 男子	88	84	67	108	101	120	67
女子	122	81	68	108	101	102	108
計	210	165	135	216	202	222	175
受診率 (%) 男子	86	81.3	74.2	88.3	87.6	96	82.1
女子	89.5	83.9	80.2	89.2	80.2	86.3	84.2



健康調査検査項目

身体計測	血液生化学検査		尿検査	栄養計算
最大血圧	赤血球	尿酸	Na/K	蛋白質
最小血圧	ヘモグロビン	尿素窒素	糖	脂肪
身長	ヘマトクリット	血糖値	蛋白質	炭水化物
体重	白血球	総蛋白質	ウロビリノーゲン	ビタミン
肥満度	総コレステロール	アルブミン	潜血	無機質
体脂肪%	HDL-コレステロール	GOT	pH	脂肪酸
	LDL+VLDL-コレステロール	GPT		以上含む 42項目算出
	中性脂肪	血清鉄		
		IgE		

1

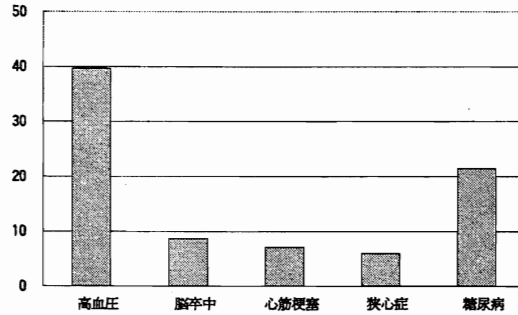
児童・生徒の動脈硬化危険因子に及ぼす家族歴の影響

家族歴調査問診票

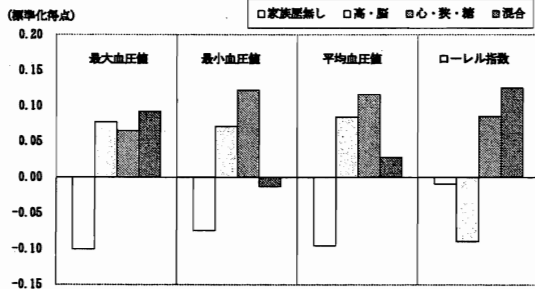
お子さんの肉親で次の病気にかかったことのある場合は○で囲んでください。

- 父方祖父 (高血圧 脳卒中 心筋梗塞 狭心症 糖尿病 肝臓病 腎臓病 アレルギー)
- 父方祖母 (高血圧 脳卒中 心筋梗塞 狭心症 糖尿病 肝臓病 腎臓病 アレルギー)
- 母方祖父 (高血圧 脳卒中 心筋梗塞 狭心症 糖尿病 肝臓病 腎臓病 アレルギー)
- 母方祖母 (高血圧 脳卒中 心筋梗塞 狭心症 糖尿病 肝臓病 腎臓病 アレルギー)
- 実 父 (高血圧 脳卒中 心筋梗塞 狭心症 糖尿病 肝臓病 腎臓病 アレルギー)
- 実 母 (高血圧 脳卒中 心筋梗塞 狭心症 糖尿病 肝臓病 腎臓病 アレルギー)

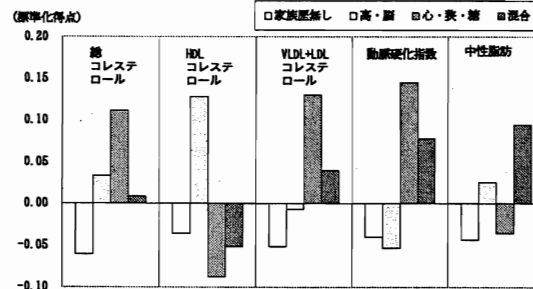
疾病別「家族歴あり」の頻度 (%)



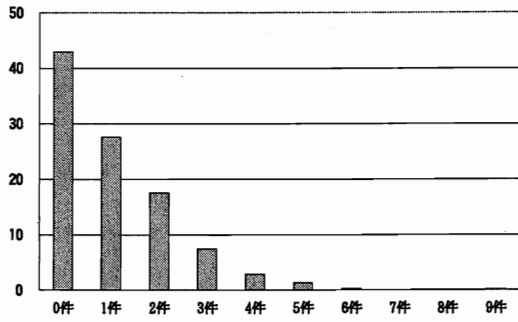
家族歴疾病別児童・生徒の血圧および肥満傾向



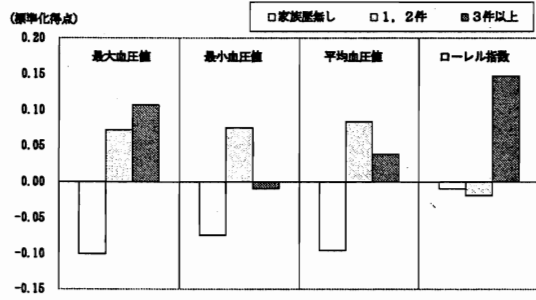
家族歴疾病別児童・生徒の血清脂質



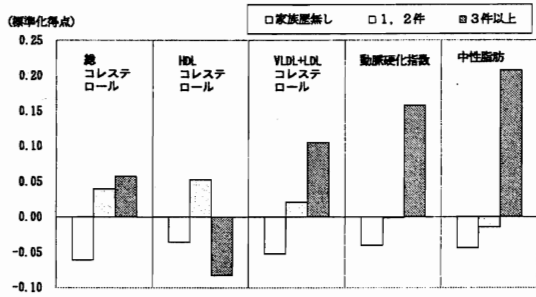
家族歴件数別頻度 (%)



家族歴件数別児童・生徒の血圧および肥満傾向



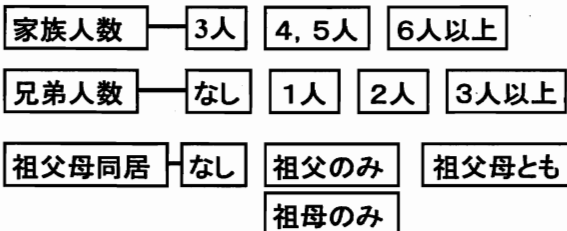
家族歴件数別児童・生徒の血清脂質



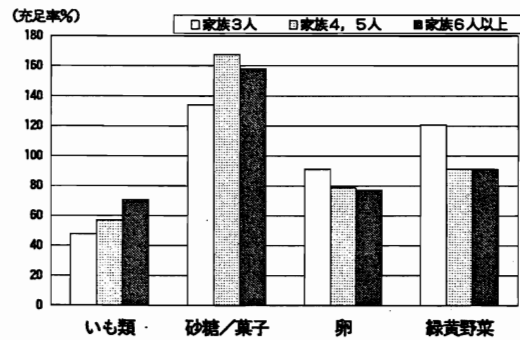
2

児童・生徒の食事摂取に及ぼす  
家族構成の影響

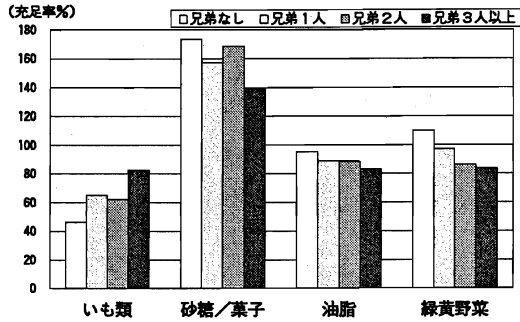
分析比較群



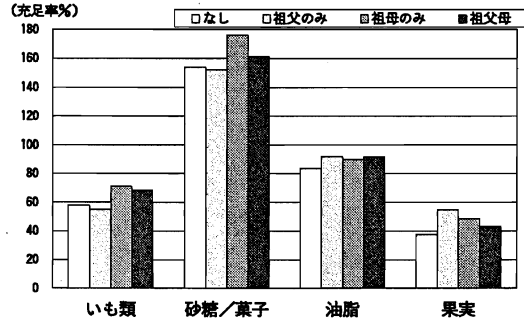
家族人数別食品



兄弟数別食品摂取



祖父母同居別食品摂取



食品摂取に及ぼす家族構成の影響

食品	家族3人と他群の比較		兄弟なしと他群の比較		祖父母同居なしと他群の比較		2要因の影響の比較 (兄弟と祖父母)	
	傾向	有意性	傾向	有意性	傾向	有意性	影響の強い要因	有意性
総類	↓		↓	○	—		兄弟人数	○
じゃがいも類	↓↓	○	↓↓	○	↓		兄弟人数	○
砂糖/菓子	↓↓		↑↑	○	↓		兄弟人数	○
油脂	↓		↑↑		↓		祖父母同居	○
卵	↑↑		↑↑	○	—		兄弟人数	○
魚肉	↓		—		↑		兄弟人数	
豆	↓		↑		—		祖父母同居	
乳	↓↓		↓↓		—		兄弟人数	
緑黄色野菜	↑↑		↑↑		—		兄弟人数	
他野菜	—		—		—		兄弟人数	
果実	↓		—		↓	○	兄弟人数	

栄養摂取に及ぼす家族構成の影響

栄養素	家族3人と他群の比較		兄弟なしと他群の比較		祖父母同居なしと他群の比較		2要因の影響の比較 (兄弟と祖父母)	
	傾向	有意性	傾向	有意性	傾向	有意性	影響の強い要因	有意性
総エネルギー	↓		↑↑		↓		祖父母同居	
蛋白エネルギー比	↓		↓	○	↑	○	両要因	○
脂質エネルギー比	↑		↑		—		兄弟人数	
糖質エネルギー比	↓		↓		—		兄弟人数	
蛋白質	↓		↓		—		兄弟人数	
脂質	↓		↑↑		—		兄弟人数	
Ca	↓↓		↓↓	○	↓		兄弟人数	○
Fe	↓		—		—		兄弟人数	○
VA/効力	—		—		—		兄弟人数	
VB1	—		—		—		兄弟人数	
VB2	↓		—		—		兄弟人数	○
VC	↑↑		↑↑	○	↓↓	○	兄弟人数	○
VE効力	↑		↑↑	○	↓↓		兄弟人数	○
繊維	—		—		—		兄弟人数	
コレステロール	↑		↑		—		兄弟人数	○

児童・生徒における生活習慣病の危険因子に関する疫学的研究  
— 一家族が関わる要因について —

1. 家族歴の有無は児童・生徒の動脈硬化危険因子に影響を及ぼす
2. 家族構成(兄弟人数・祖父母同居)は児童・生徒の食事摂取に影響を及ぼす



### Ⅲ 危険行動予防プログラム

#### 1. 未成年者への喫煙防止教育プログラム

—児童生徒、保護者の喫煙、飲酒、薬物乱用に対する意識—

青少年の喫煙、飲酒、薬物乱用防止のためには、学校教育のみならず、家庭との連携が不可欠である。連携の具体策としては、保護者用啓発リーフレットの配布、学校での防止教育の参観、学校や地域での講演会への参加などが挙げられる。いずれの策についても実践されているが、有効性を高めるためには一層の検討が必要である。

例えば、リーフレットについては、その内容は、青少年の喫煙、飲酒、薬物乱用の健康影響や社会への影響、青少年の喫煙、飲酒、薬物乱用に関する意識や行動の実態、開始要因、家庭の指導を含めた防止対策などが示されていることが多いようだ。もちろんこれらは重要な情報であるが、読者が保護者であることを考えると、子どもたちの喫煙等開始への保護者の影響を示すことが有効性を高めると考えられる。

ただし、意識や行動に関する保護者と青少年の関連性については、多くの報告がされているものの、保護者に関する情報を子どもたちから得ている場合がほとんどである。そこで筆者らは、小・中・高校生およびその保護者を対象として、両者の調査結果を対応できる形式で、喫煙、飲酒、薬物乱用に関する意識や行動等の質問紙調査を実施し、両者の関連性を分析した。ここでは、主要な変数について、子どもたちと保護者の間の関連性を校種別に報告する。

#### 2. 方法

##### 1) 対象、調査内容、調査方法

A県の小学校、中学校、高等学校の児童生徒およびその保護者を対象として、2004年9～10月に、質問紙調査を実施した。対象は県の児童生徒5,6年生総数の1%を目処に抽出した。具体的には、全県を教育事務所等の管轄区域により8つに分け、各区域より小・中学校を2～5校ずつ選んだ。高校については、全県を4つに分け、全日制高校を各区域より4校ずつ選んだ。

調査項目は、A県が2000年に実施した調査項目を一部修正・追加して構成し、概要は以下の通りとなった。項目構成の特徴としては、多くの項目において、喫煙、飲酒、薬物乱用別にたずねた点が挙げられる。

児童生徒調査は教室において実施した。児童生徒は、記入後に、各自に配布された封筒に調査票を密封し、提出した。保護者対象調査では、児童生徒は調査票を自宅へ持ち帰り、保護者が、記入後配布された封筒に密封し、子どもが学校まで持参した。なお、児童生徒用調査票とその保護者の調査票には同一の番号が記入されており、回収後にも対応可能とした。また、各児童生徒がどの調査票番号を選んだかは、学校教員、分析者のいずれにもわからないようにした。

## 2) 分析方法

児童生徒と保護者の変数は多様であるので、様々な関連性を調べることができる。今回は、保護者の影響を分析することを目的として、保護者側の変数として、喫煙習慣（あり・なし）、飲酒習慣（あり・なし）、自分の子どもが喫煙することに対する意識、自分の子どもが飲酒することに対する意識を取り上げた。児童生徒側の変数としては、喫煙、飲酒に対する興味等10項目とした（表3参照）。関連性の分析にはカイ2乗検定を使用し、有意水準は5%とした。

また、保護者の喫煙と飲酒の変数の間には強い関連性が認められと推測される。両者の関連が強い場合、仮に保護者の喫煙と子どもの変数の関連性を分析したとしても、結果には飲酒も相乗して影響している可能性がある。そこで、保護者の変数について、相互の関連性を調べた。

表1 小・中・高校生調査、および保護者調査の調査項目

---

1) 小・中・高校生

- ・ 学年、性別
- ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用に対する興味
- ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用の有害性に関する意識 ・ 各有害性の認識の情報源
- ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用の法令による禁止に関する意識
- ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用の将来の使用可能性に関する意識
- ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用を誘われた経験 ・ 誘われた場合の対処の自信
- ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用の使用者への印象 ・ 不安や悩みへの対処法
- ・ 自分の大切さに関する意識

計 35 項目

2) 保護者

- ・ 性別、年齢 ・ 喫煙・飲酒の習慣
- ・ 自分の子どもの喫煙、飲酒、子ども一般の薬物乱用に対する意識
- ・ 青少年の薬物乱用の原因に関する意識 ・ 防止対策などに関する意識
- ・ 薬物乱用に関する知識の自己評価 ・ 薬物乱用防止に関する情報源
- ・ 薬物乱用防止研修会等への参加状況 ・ 家庭での話し合いの状況

計 13 項目

---

### 3. 結果

#### 1) 回答者

校種別の分析対象者数を示す（表2）。保護者の分析対象者の男女構成を見ると、いずれの校種も女性が7割以上を占めた。また、中学校と高校の保護者では、性別への無回答が10%程度認められた。

表2 校種別回答者数（人数及び%）

	児童・生徒				保護者			
	男子	女子	不明	計	男性	女性	不明	計
小学校	911	834	11	1756	211	1399	0	1610
（5, 6年）	51.9	47.5	0.6	100.0	13.1	86.9	0	100.0
中学校	1089	1137	12	2238	243	1756	237	2236
（1～3年）	48.7	50.8	0.5	100.0	10.9	78.5	10.6	100.0
高等学校	908	764	14	1686	248	1267	170	1685
（1～3年）	53.9	45.3	0.8	100.0	14.7	75.2	10.1	100.0

## 2) 分析結果

まず、保護者の変数ごとに、児童生徒の変数との関連の有無を校種別に示した。ここでは、校種別の比較、喫煙と飲酒の比較を行った。さらに、防止教育が開始される小学生について、有意な項目との関連を図示した。(1) 保護者の喫煙習慣との関連

### a 全体的傾向

保護者の喫煙習慣と有意な関連のあった児童生徒の項目数は、小学生：4、中学生：7、高校生：3であり、中学生において最多であった。また、児童生徒の項目を喫煙関係(①～④の4項目)、飲酒関係(⑤～⑧の4項目)、その他(⑨⑩の2項目)別に見ると、有意であった項目数は、喫煙関係：9、飲酒：3であり、保護者の喫煙習慣は、児童生徒の喫煙関係の意識と関連が強く、それは、飲酒関係意識との関連よりも強いことが示唆された。特に高校生では、有意な関連が示されたのは喫煙関連項目に限られた。

次に、関連の方向については、優位な関連が認められた全項目について、保護者に喫煙習慣がある場合は、子どもは、喫煙に対してより肯定的な回答を示した。中学生の有意な項目との関連を資料において示す(以下同様)。

表3 保護者の喫煙習慣との関連性

	小学生	中学生	高校生
①喫煙に対する興味：あなたは、これまでにタバコを吸いたいと思ったことがありますか。	*	*	*
②喫煙の健康影響：タバコを吸うと健康に害があると思いますか。			
③未成年喫煙に関する意識：未成年者の喫煙は法律で禁じられていますが、あなたは未成年の喫煙をどう思いますか。	*	*	*
④成人時の喫煙意思：あなたは、将来20歳以上になったらタバコを吸うと思いますか。	*	*	*
⑤飲酒に対する興味：あなたは、これまでにお酒を飲みたいと思ったことがありますか。			
⑥飲酒の健康影響：お酒を飲むと健康に害があると思いますか。			

⑦未成年飲酒に対する意識：未成年者の飲酒は法律で禁じられていますが、あなたは未成年の飲酒をどう思いますか。	*	*	
⑧成人時の飲酒意思：あなたは、将来20歳以上になったらお酒を飲むと思いますか。		*	
⑨薬物乱用への興味：あなたは、これまでにシンナーや覚せい剤を使いたいと思ったことがありますか。		*	
⑩自分の大切さに関する意識：あなたは、自分自身のことを大切に思いますか。		*	

\* :  $p < 0.05$  (カイ2乗検定)

b 個別の項目の関連性（小学生の場合）

親が喫煙習慣を持つ場合、持たない場合に比べて、子どもの意識等には次のような傾向が認められた。

- ・「たばこを吸いたい」と思ったことのある割合が高かった（図1）。
- ・未成年の喫煙を「いけないと思う」割合が低く、「いけないと思わない」割合が高かった（図2）。
- ・成人時の喫煙意思について、「吸う」と思う割合や「わからない」の割合が高く、「吸わない」と思う割合が低かった（図3）。
- ・未成年の飲酒を「いけない」と思う割合が低く、「いけないと思わない」割合が高かった（図4）。

図1 親の喫煙習慣と、子の喫煙願望経験(%)

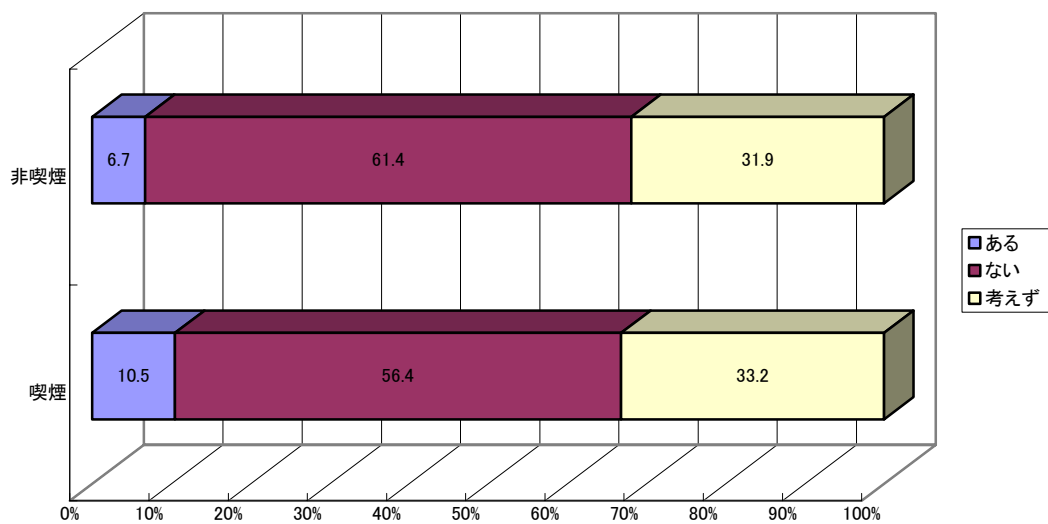


図2 親の喫煙習慣と、子の未成年の喫煙への意識(%)

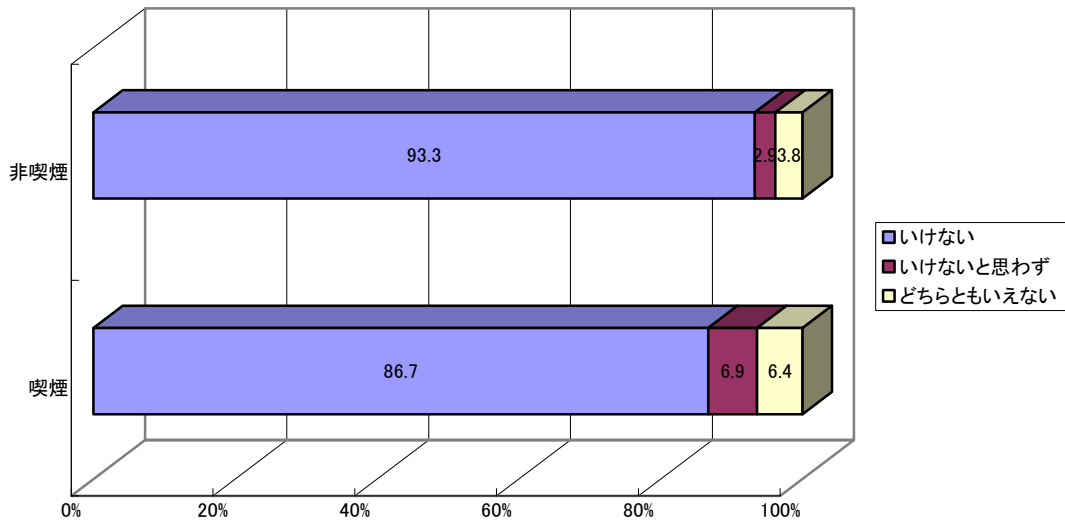




図3 親の喫煙習慣と、子の成人時喫煙意思(%)

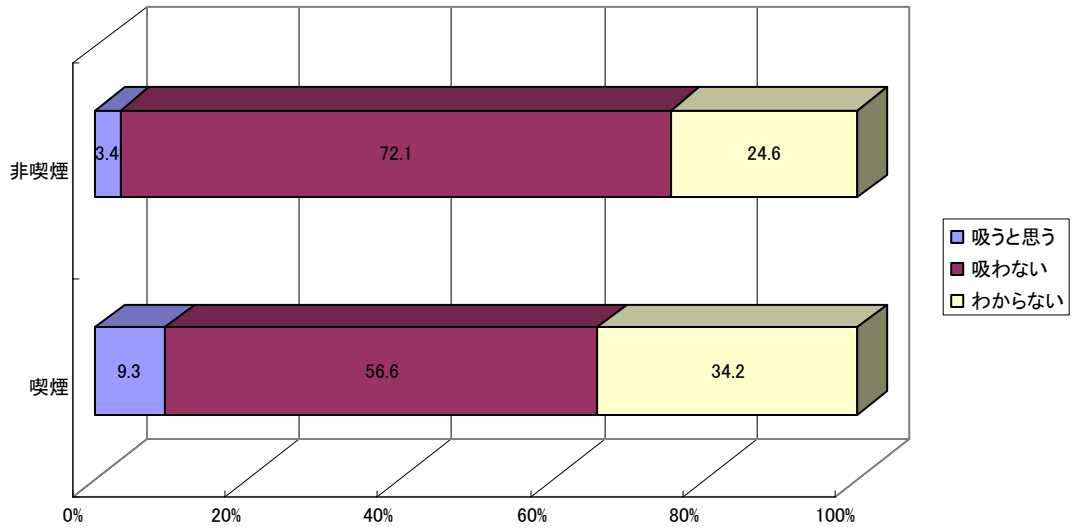
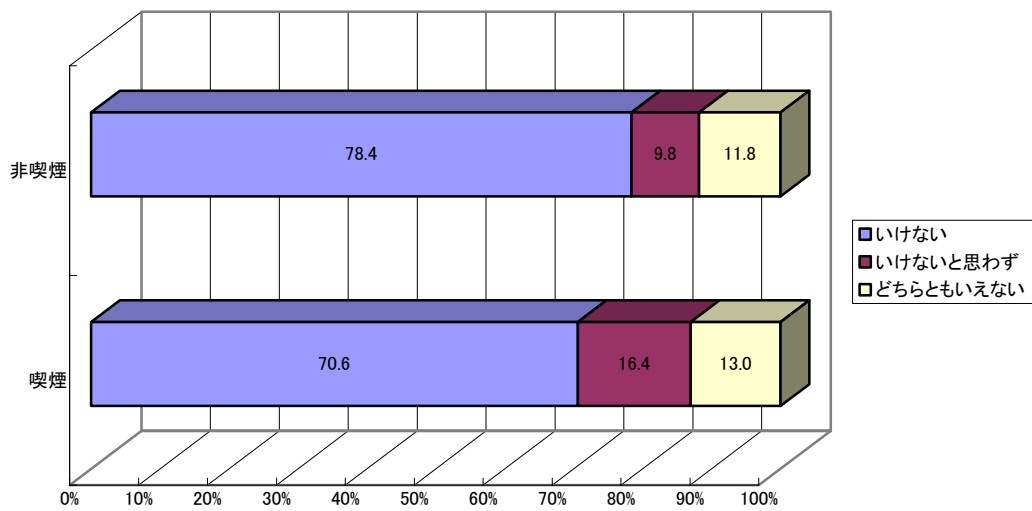


図4 親の喫煙習慣と、子の未成年飲酒への意識(%)



## (2) 保護者の飲酒習慣との関連

### a 全体的傾向

保護者の飲酒習慣と有意な関連のあった児童生徒の項目数は、小学生：4、中学生：6、高校生：2であり、やはり中学生において最多であった。また、喫煙、飲酒等別に見ると、有意であった項目数は、喫煙関係：3、飲酒関係：8であり、保護者の飲酒習慣は、児童生徒の飲酒関係の意識と関連が強く、それは、喫煙関係意識との関連よりも強いことが示唆された。また、やはり高校生において、有意な関連が示されたのは飲酒関連項目のみであった。

関連の方向については、優位な関連が認められた全項目について、保護者に飲酒習慣がある場合は、子どもは、飲酒や喫煙に対してより肯定的な回答を示した。

表4 保護者の飲酒習慣との関連性

	小学生	中学生	高校生
①喫煙に対する興味：あなたは、これまでにタバコを吸いたと思ったことがありますか。		*	
②喫煙の健康影響：タバコを吸うと健康に害があると思いますか。			
③未成年喫煙に関する意識：未成年者の喫煙は法律で禁じられていますが、あなたは未成年の喫煙をどう思いますか。		*	
④成人時の喫煙意思：あなたは、将来20歳以上になったらタバコを吸うと思いますか。	*		
⑤飲酒に対する興味：あなたは、これまでにお酒を飲みたいと思ったことがありますか。		*	
⑥飲酒の健康影響：お酒を飲むと健康に害があると思いますか。		*	*
⑦未成年飲酒に対する意識：未成年者の飲酒は法律で禁じられていますが、あなたは未成年の飲酒をどう思いますか。	*	*	
⑧成人時の飲酒意思：あなたは、将来20歳以上になったらお酒を飲むと思いますか。	*	*	*

⑨薬物乱用への興味：あなたは、これまでにシンナーや覚せい剤を使いたいと思ったことがありますか。			
⑩自分の大切さに関する意識：あなたは、自分自身のことを大切に思いますか。	*		

\* :  $p < 0.05$  (カイ2乗検定)

## b 個別の項目の関連性

親が飲酒習慣を持つ場合、持たない場合に比べて、子どもの意識等には次のような傾向が認められた。

- ・成人時の喫煙意思について、「わからない」の割合が高く、「吸わない」の割合が低かった（図5）。
- ・未成年の飲酒を「いけない」と思う割合が低く、「いけないと思わない」割合が高かった（図6）。
- ・成人時の飲酒意思について、「飲む」の割合が高く、「飲まない」の割合が低かった（図7）。
- ・自分を大切と思うかについて、「とても大切」の割合が低く、「あまり思わない」が高かった（図8）。

図5 親の飲酒習慣と、子の成人時喫煙意思(%)

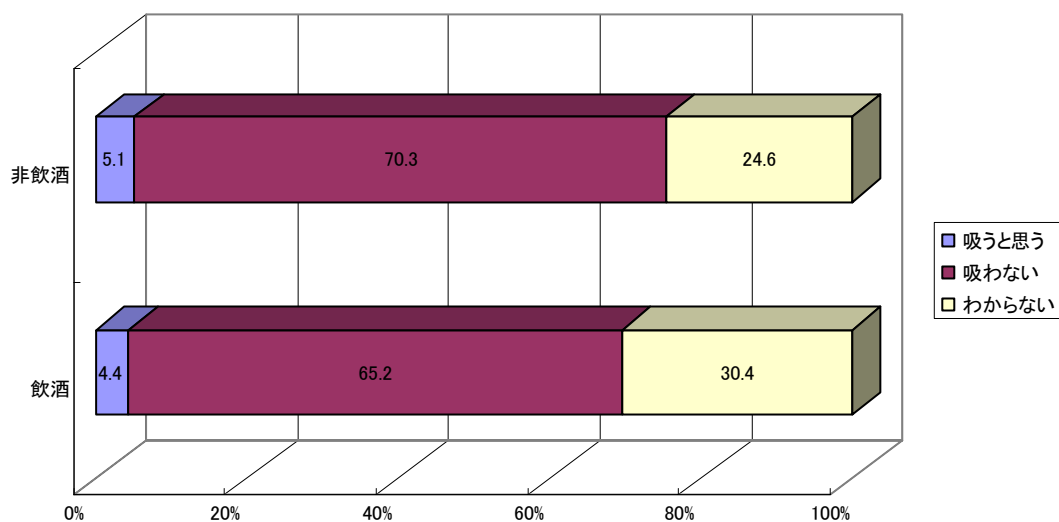


図6 親の飲酒習慣と、子の未成年飲酒への意識(%)

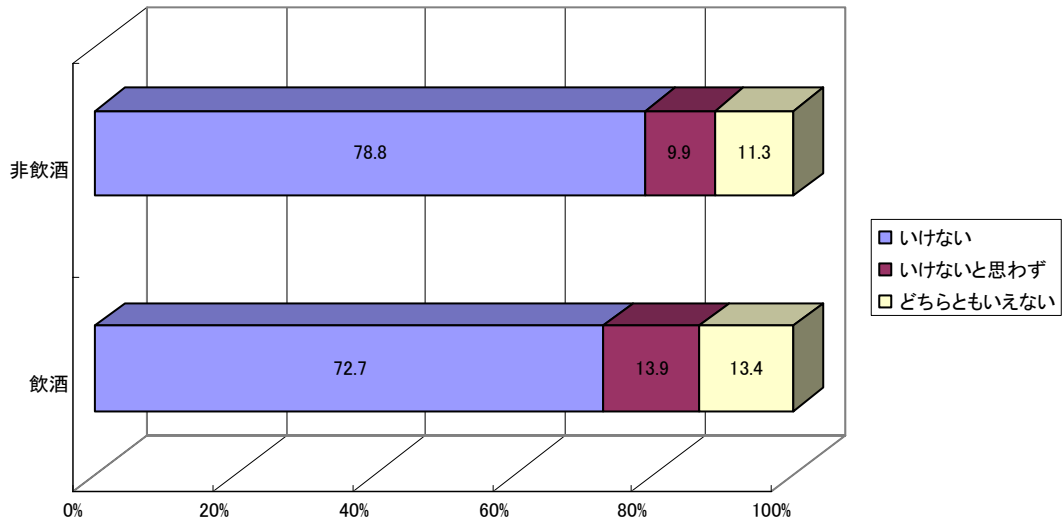


図7 親の飲酒習慣と、子の成人時飲酒意思(%)

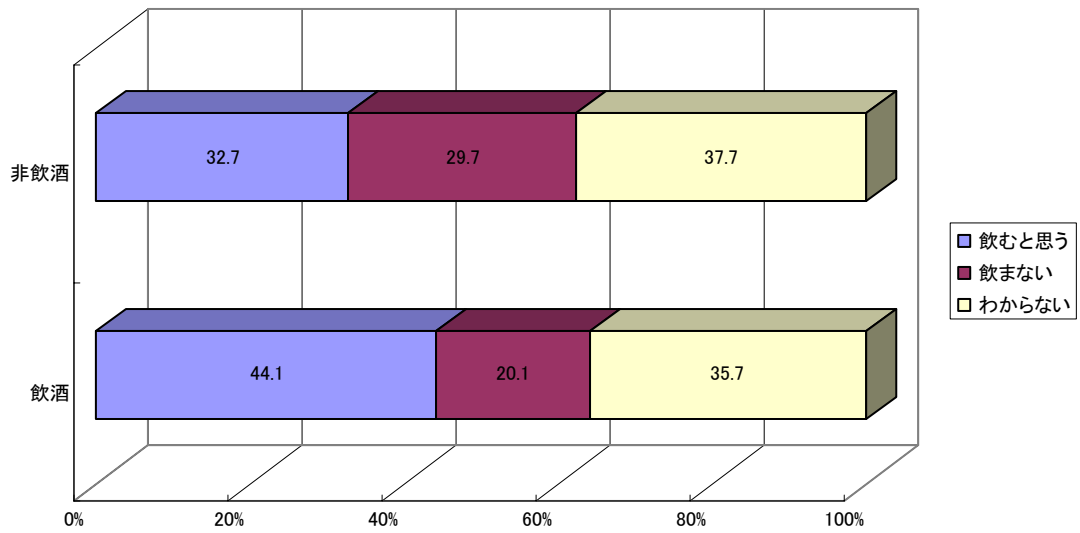
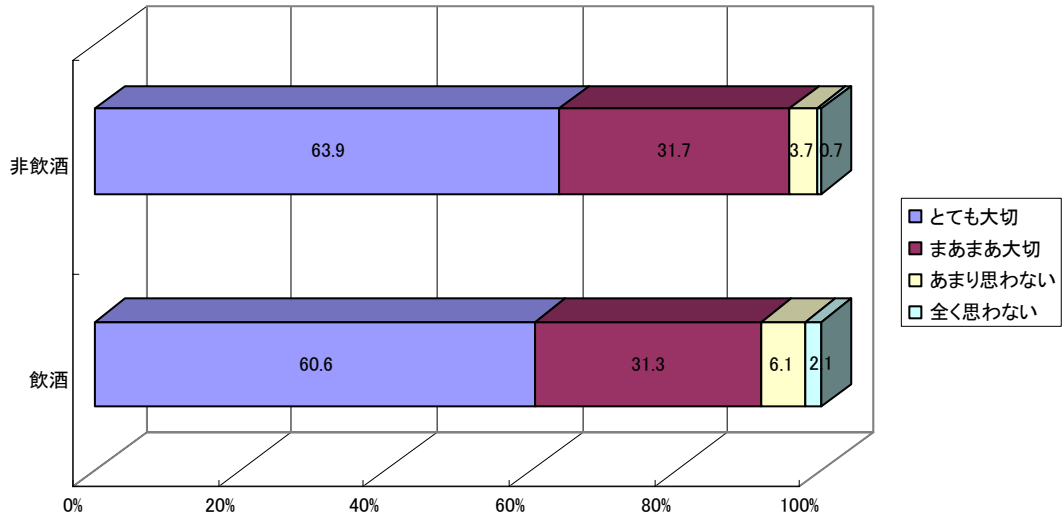


図8 親の飲酒習慣と、子の自分の大切さに関する意識(%)



(3) 保護者の自分の子どもの喫煙に対する意識との関連

a 全体的傾向

保護者の自分の子どもの喫煙に対する意識と有意な関連のあった児童生徒の項目数は、小学生：2、中学生：7、高校生：7であり、中学生と高校生において最多であった。これは、保護者の喫煙、飲酒習慣の場合とは異なる結果となった。また、喫煙、飲酒等別に見ると、有意であった項目数は、喫煙関係：10 飲酒関係：3であり、保護者の喫煙関係の意識は、児童生徒の喫煙関係の意識と関連が強いことが示唆された。さらに、その他の3項目において、有意な関連が認められた。

関連の方向については、習慣との関連の場合と同様、優位な関連が認められた全項目について、保護者が自分の子どもの喫煙に寛容な意識である場合は、子どもは、飲酒や喫煙に対してより肯定的な回答を示した。

表5 保護者の自分の子どもの喫煙に対する意識との関連性

	小学生	中学生	高校生
①喫煙に対する興味：あなたは、これまでにタバコを吸いたいと思ったことがありますか。		*	*
②喫煙の健康影響：タバコを吸うと健康に害があると思いますか。		*	*
③未成年喫煙に関する意識：未成年者の喫煙は法律で禁じられていますが、あなたは未成年の喫煙をどう思いますか。	*	*	*
④成人時の喫煙意思：あなたは、将来20歳以上になったらタバコを吸うと思いますか。	*	*	*
⑤飲酒に対する興味：あなたは、これまでにお酒を飲みたいと思ったことがありますか。			
⑥飲酒の健康影響：お酒を飲むと健康に害があると思いますか。			*
⑦未成年飲酒に対する意識：未成年者の飲酒は法律で禁じられていますが、あなたは未成年の飲酒をどう思いますか。		*	*
⑧成人時の飲酒意思：あなたは、将来20歳以上になったらお酒を飲むと思いますか。			

⑨薬物乱用への興味：あなたは、これまでにシンナーや覚せい剤を使いたいと思ったことがありますか。		*	
⑩自分の大切さに関する意識：あなたは、自分自身のことを大切に思いますか。		*	*

\* :  $p < 0.05$  (カイ2乗検定)



b 個別の項目の関連性

親が、自分の子どもの喫煙を「とてもよくない」と思わない場合（図中「その他」の場合）、思う場合に比べて、子どもの意識等には次のような傾向が認められた。

- ・ 未成年の喫煙を「いけないと思う」割合が低く、「いけないと思わない」割合や「どちらともいえない」割合が高かった（図9）。
- ・ 成人時の喫煙意思について、「吸う」と思う割合や「わからない」の割合が高く、「吸わない」と思う割合が低かった（図10）。

図9 わが子の喫煙に対する親の意識と、子の喫煙への意識(%)

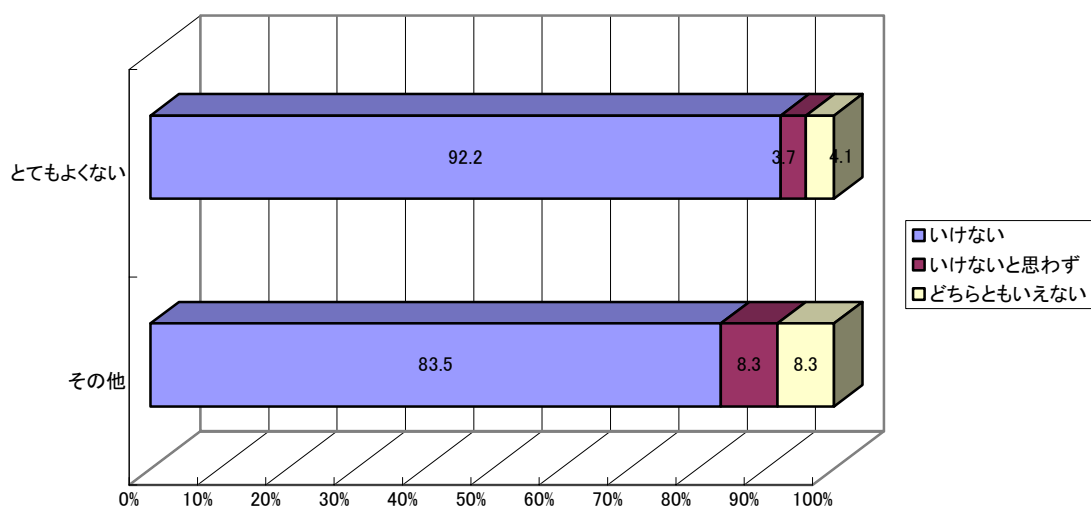
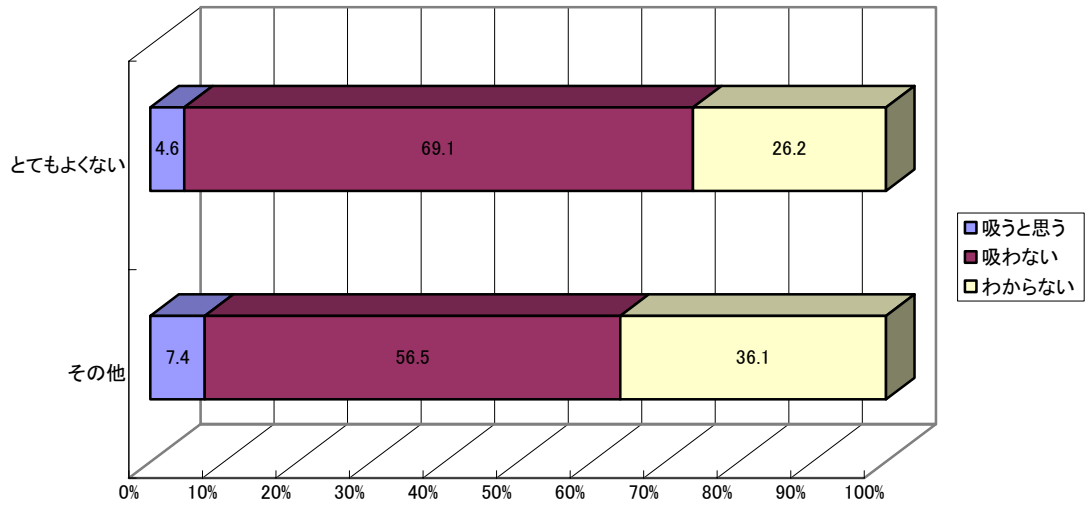


図10 わが子の喫煙に対する親の意識と、子の成人時喫煙意思(%)



(4) 保護者の自分の子どもの飲酒に対する意識との関連

a 全体的傾向

自分の子どもの飲酒に対する意識と有意な関連のあった児童生徒の項目数は、小学生：4、中学生：6、高校生：8であり、高校生において最多であった。これは、喫煙に対する意識との関連の場合と似ているが、保護者の喫煙、飲酒習慣の場合とは異なる結果となった。また、喫煙、飲酒等別に見ると、有意であった項目数は、喫煙関係：9、飲酒関係：9であり、項目数の点からすれば、喫煙と飲酒の間に差が見られなかった。

関連の方向については、上記の関連と同様、優位な関連が認められた全項目について、保護者が自分の子どもの飲酒に寛容である場合は、子どもは、飲酒や喫煙に対してより肯定的な回答を示した。

表6 自分の子どもの飲酒に対する保護者の意識との関連性

	小学生	中学生	高校生
①喫煙に対する興味：あなたは、これまでにタバコを吸いたと思ったことがありますか。			*
②喫煙の健康影響：タバコを吸うと健康に害があると思いますか。		*	*
③未成年喫煙に関する意識：未成年者の喫煙は法律で禁じられていますが、あなたは未成年の喫煙をどう思いますか。	*	*	*
④成人時の喫煙意思：あなたは、将来20歳以上になったらタバコを吸うと思いますか。	*	*	*
⑤飲酒に対する興味：あなたは、これまでにお酒を飲みたいと思ったことがありますか。		*	*
⑥飲酒の健康影響：お酒を飲むと健康に害があると思いますか。			*
⑦未成年飲酒に対する意識：未成年者の飲酒は法律で禁じられていますが、あなたは未成年の飲酒をどう思いますか。	*	*	*
⑧成人時の飲酒意思：あなたは、将来20歳以上になったらお酒を飲むと思いますか。	*	*	*

⑨薬物乱用への興味：あなたは、これまでにシンナーや覚せい剤を使いたいと思ったことがありますか。			
⑩自分の大切さに関する意識：あなたは、自分自身のことを大切に思いますか。			

\* :  $p < 0.05$  (カイ2乗検定)

## b 個別の項目の関連性

親が、自分の子どもの飲酒を「とてもよくない」と思わない場合（図中「その他」の場合）、思う場合に比べて、子どもの意識等には次のような傾向が認められた。

- ・ 未成年の喫煙を「いけないと思う」割合が低く、「いけないと思わない」割合や「どちらともいえない」割合が高かった（図11）。
- ・ 成人時の喫煙意思について、「わからない」の割合が高く、「吸わない」と思う割合が低かった（図12）。
- ・ 未成年の飲酒を「いけない」と思う割合が低く、「いけないと思わない」の割合や「どちらともいえない」の割合が高かった（図13）。
- ・ 成人時の飲酒意思について、「飲む」の割合が高く、「飲まない」の割合が低かった（図14）。

図11 わが子の飲酒に対する親の意識と、子の未成年喫煙への意識(%)

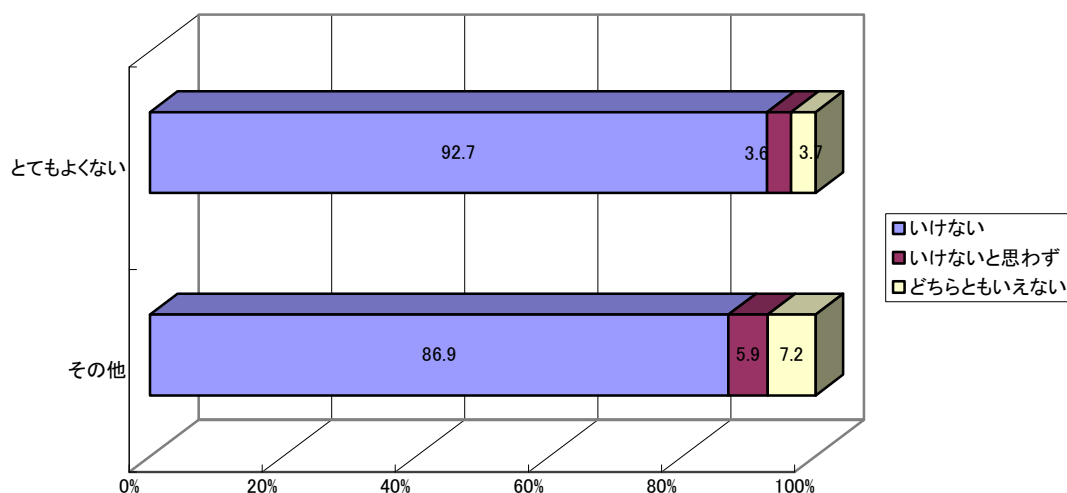


図12 わが子の飲酒に対する親の意識と、子の成人時喫煙意思(%)

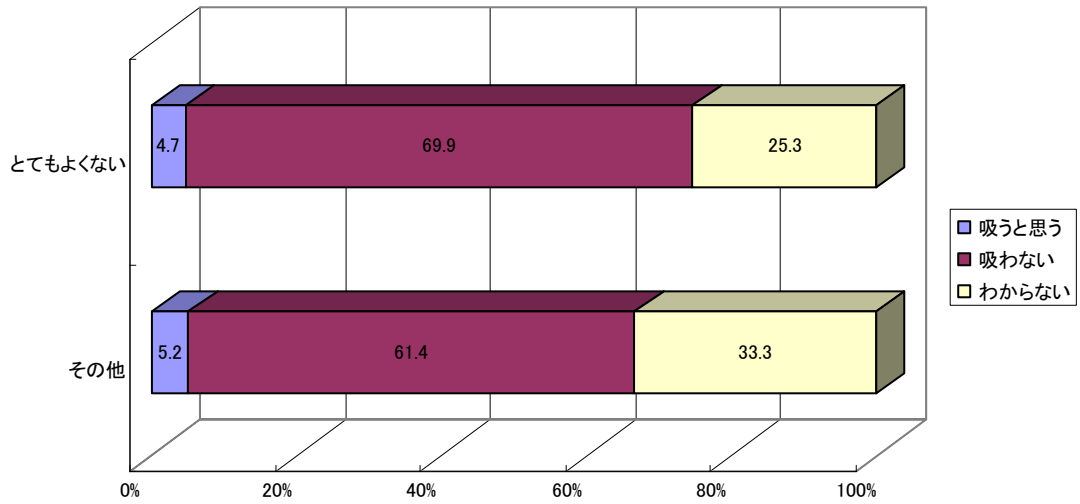


図13 わが子の飲酒に対する親の意識と、子の未成年飲酒への意識(%)

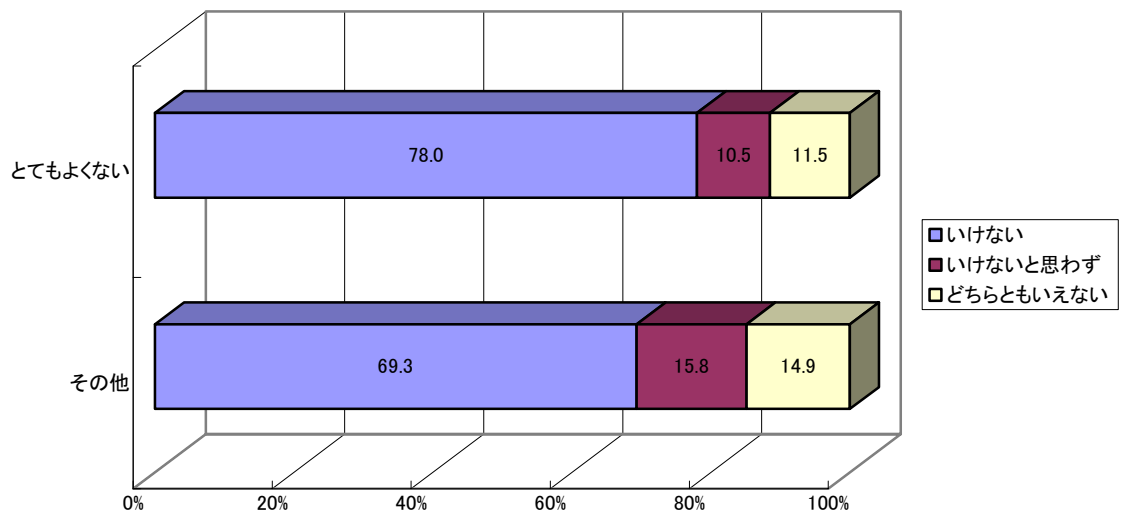
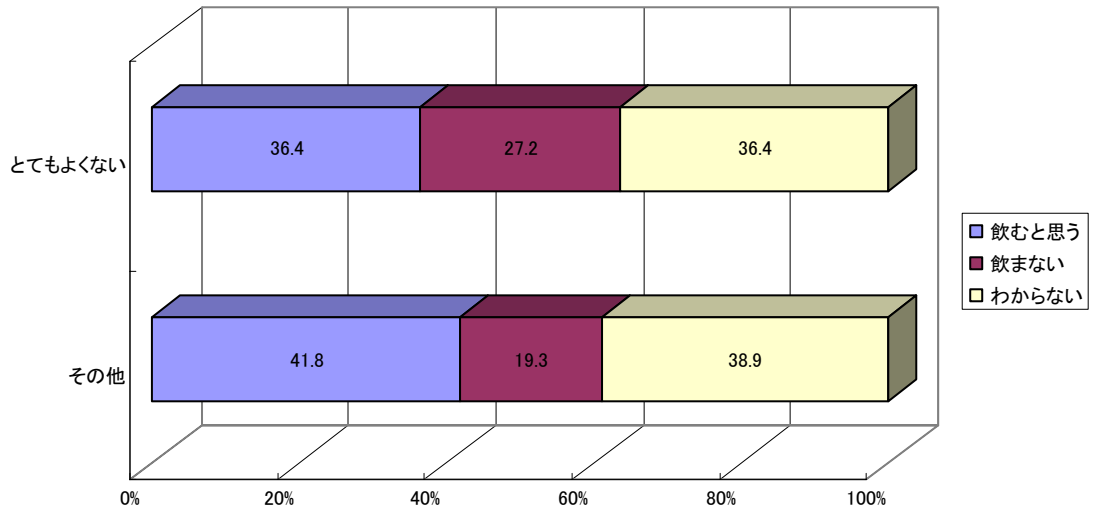


図14 わが子の飲酒に対する親の意識と、子の成人時飲酒意思(%)



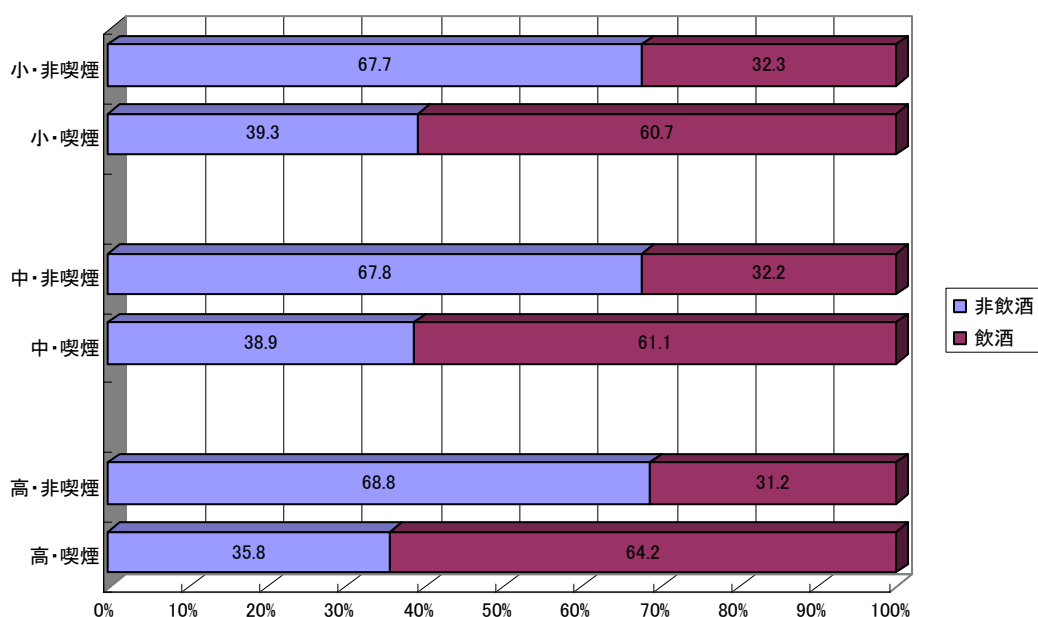
### (5) 保護者の変数間の関連

保護者の喫煙、飲酒習慣、自分の子どもの喫煙、飲酒に対する意識の間の関連性を校種別に示す。なお、関連性の分析には性別等を考慮する必要があるが、これは次回の課題とする。

#### a 喫煙習慣と飲酒習慣の関連

いずれの校種についても、両習慣の間には有意な関連が認められ、喫煙習慣がある場合、飲酒習慣のある割合も高かった。また、喫煙習慣別の飲酒習慣率は、いずれの校種もほとんど同じであった。すなわち、飲酒習慣率は、喫煙習慣がない場合は30%余であるのに対し、喫煙習慣がある場合には60%余であった。

図15 喫煙習慣と飲酒習慣の関連:保護者

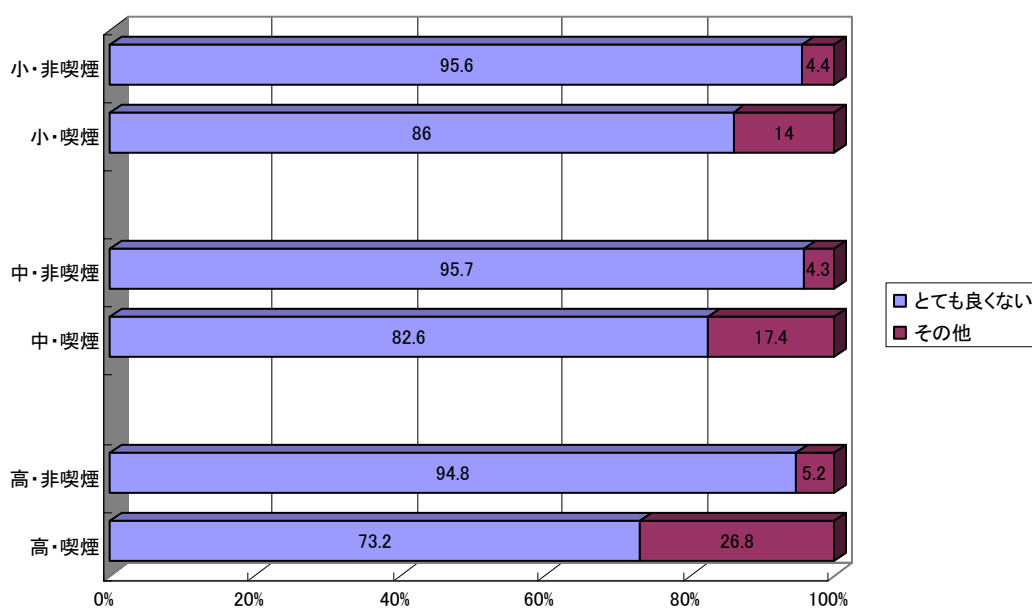




### b 喫煙習慣と自分の子どもの喫煙に対する意識の関連

やはり、いずれの校種についても、両変数の間には有意な関連が認められ、喫煙習慣がある場合を、ない場合と比べると、自分の子どもの喫煙に対して、「とても良くない」とする割合が低かった。また、喫煙習慣別の「とても良くない」の割合の差は、小学生では約 10%、中学生では約 14%と微増し、高校では 21%と急増した。喫煙習慣がない場合の「とても良くない」の割合は、小、中、高とも 4～5%と変わらないことから、保護者が喫煙している場合、校種が上がるとともに、自分の子どもの喫煙に対して寛容になると言える。

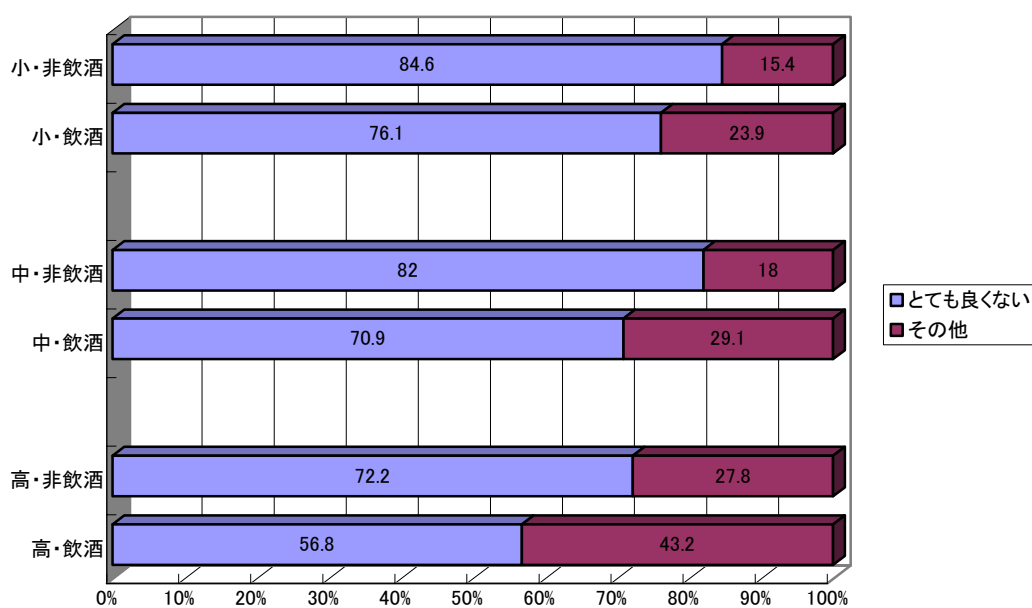
図16 喫煙習慣と自分の子どもの喫煙に対する意識の関連：保護者



c 飲酒習慣と自分の子どもの飲酒に対する意識との関連

上記と同様、いずれの校種についても、両変数の間には有意な関連が認められ、飲酒習慣がある場合、ない場合と比べると、自分の子どもの飲酒に対して、「とても良くない」とする割合が低かった。飲酒習慣別の「とても良くない」の割合の差は、小学生：約9%、中学生：約11%、高校：約15%であった。喫煙習慣の場合と比べると、共通するのは、保護者の飲酒習慣がある場合、校種が上がるとともに、自分の子どもの飲酒に対して寛容になる点であるが、異なるのは、保護者の飲酒習慣がない場合にも、校種とともにより寛容になることであった。

図17 飲酒習慣と自分の子どもの飲酒に対する意識との関連：保護者

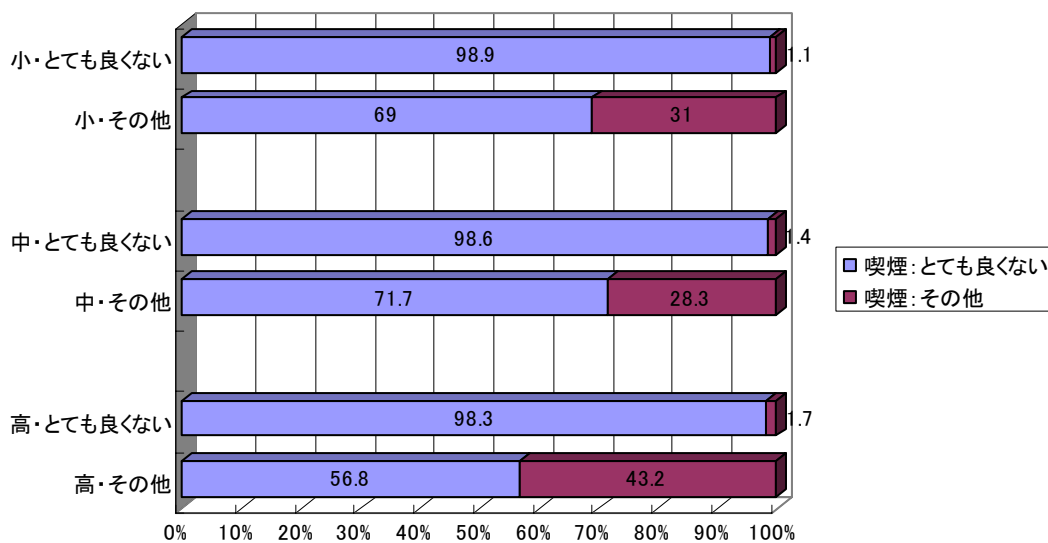


d 自分の子どもの飲酒に対する意識と同喫煙に対する意識の関連

飲酒に対する意識を「とても良くない」と「その他」に分け、それぞれの喫煙に対する意識の分布を比べた。

上記と同様、いずれの校種についても、両変数の間には有意な関連が認められ、飲酒に対して厳格である場合を、厳格でない場合と比べると、自分の子どもの喫煙について「とても良くない」とする割合が低かった。飲酒に対する意識別の「とても良くない」の割合の差を見ると、小学生：約 30%、中学生：約 27%、高校：約 42%であった。飲酒に対して厳格である場合、喫煙に対しても厳格である割合は、小、中、高とも約 99%と変わらないことから、飲酒に寛容である場合、高校になると、自分の子どもの喫煙に対してもより寛容になる傾向にあった。

図18 自分の子どもの飲酒に対する意識と喫煙に対する意識の関連



## 4. 考察

### 1) 関連性の検討

分析の結果、保護者の喫煙習慣、飲酒習慣、自分の子どもの喫煙や飲酒に対する意識が、児童生徒の多くの変数と有意に関連することが明らかになった。しかも、有意な関連すべてにおいて、習慣を持つことや意識が寛容である場合、子どもたちの意識は好ましくない傾向にあった。喫煙、飲酒防止における保護者の習慣や意識の重要性が改めて示された。

ただし、関連性について校種別にみると、習慣と意識の間で差が認められた。すなわち、習慣については、中学生において最も多くの変数で有意な関連性が認められ、高校生では有意な関連は少数であった。一方、意識については、高校生で最も多くの変数で有意な関連が見られた。

この理由の追究にはさらなる分析が必要であるが、現時点での推察として、影響の方向性の違いを挙げたい。保護者の習慣と子どもたちの意識の間では、影響の方向は、習慣→意識と考えられる。その際、思春期後半になると、保護者よりも友人や仲間の影響が大きくなることが明らかにされており、高校生で有意な関連が少なくなったことは納得できる。一方、保護者の意識と子どもの意識の間の影響は、双方向と考えられ、かつ方向の強さが年齢段階によって異なると考えられる。すなわち、小学生では、保護者の意識→子どもの意識であろうが、校種が進むにつれて、逆方向の影響や、両変数に影響する第3の変数の影響も生じてくると推測する。具体的には、高校生になると、飲酒経験率や喫煙経験率も高くなることから、保護者が子どもの飲酒等を見て、現状追認的に肯定的になることが考えられる。また、年齢が成人に近づくことから、保護者と高校生ともに、飲酒等に寛容になることもあるように思う。

### 2) 今後の課題

課題は以下の通りである。

- ・ 回答した保護者の性別から判断すると、本分析結果には母親の特性が大きく反映されていると考えられる。母親の影響や関連性を明確にするために、回答者が母親であるケースに限定した分析が必要である。
- ・ 喫煙、飲酒の習慣、意識等には、相互に強い関連性が認められた。相互に関連する変数について、適切に変数をコントロールした分析を行う必要がある。
- ・ 保護者の習慣や意識以外の項目について、子どもの変数との関連性を分析する必要がある。
- ・ 上記の結果を踏まえ、保護者に対する啓発用プログラムを検討する。

## 5. 参考資料

次ページは、A県教育委員会と筆者が検討・作成した小学校および中・高等学校の保護者を対象とした、啓発パンフレット（A3両面、見開き1枚）の2、3ページ目である。この見開きでは、実態調査結果とその説明、それらを踏まえた啓発を意図しており、パンフレットの中心的内容である。保護者の行動や意識の子どもへの影響に関して意識の向上を促すため、保護者の意識、その影響に関する記述を重視し、紙面の1/3程度を占める構成とした。

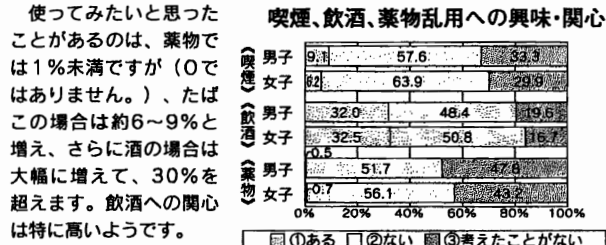
（西岡伸紀）

# 小学校高学年の意識

## 1 喫煙、飲酒、薬物への興味・関心

飲酒に関心のある児童が30%もいる！

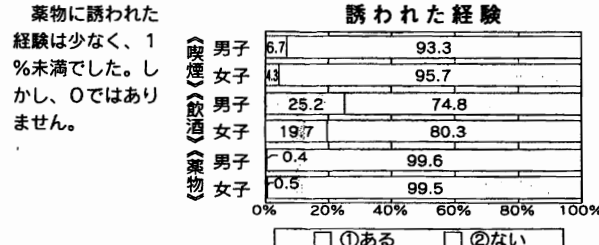
「これまでに、たばこを吸いたい、酒を飲みたい、薬物を使いたいと思ったことがあるか」をたずねました。



## 2 喫煙、飲酒、薬物を誘われた経験

小学生でも誘われることがある！

約4~7%の子どもたちは、喫煙に誘われた経験があります。飲酒に誘われた経験は、さらに高く、男子で2割強、女子で約2割です。薬物に誘われた

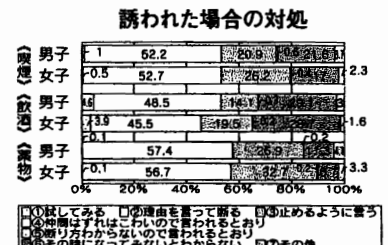


## 3 喫煙、飲酒、薬物を誘われた時の対処

その時になってみないとわからない。

きちんと断ることができたり、相手にやめるように言えるのは、喫煙：7割半ば、飲酒：6割強、薬物：9割弱です。飲酒、喫煙では、はっきり断れるとは言えない状態です。

いずれについても、「その時になってみないとわからない」との回答が少なくないことが心配です。

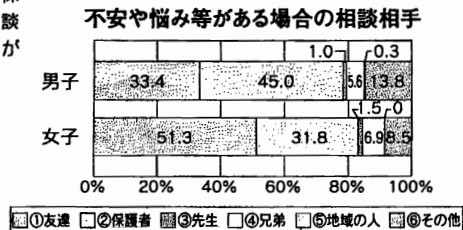


## 4 悩みなどの相談相手

保護者は、子どもにとって大切な相談相手です。

男子では、①保護者、②友だち、③その他、女子では、①友だち、②保護者、③その他、の順でした。

男女ともに、保護者が大切な相談相手であることがわかります。



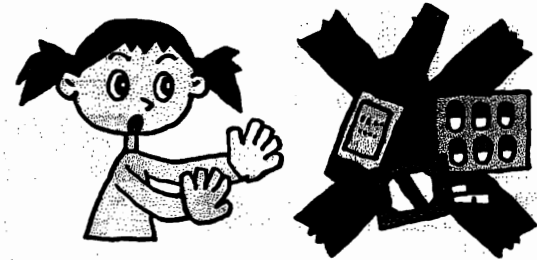
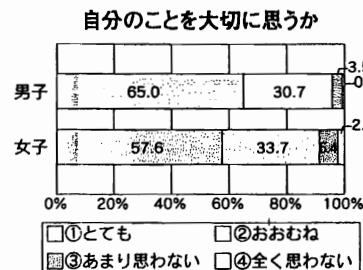
## 5 自尊感情について

自分のことを大切に思っているのか？

自分を大切な存在と思えることは、喫煙、飲酒、薬物乱用防止にとって、とても重要なことです。

男女とも、9割以上が、自分のことを「とても」あるいは「おおむね」大切に思っています。

しかし、そう思っていない子どもたちが一部見られます。また、男子に比べて女子の自尊感情が低いことが気になります。

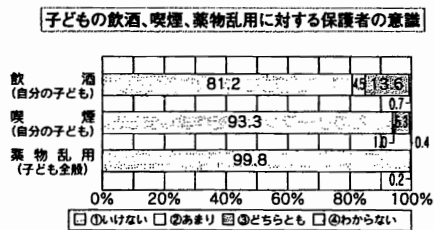


# 保護者の意識

## 1 喫煙、飲酒、薬物に対する意識

飲酒に対する認識が甘い！

薬物乱用に対しては厳しい態度がうかがえます。一方、喫煙と飲酒に対しては、ご自身の子どもについて、また未成年で禁止されているにもかかわらず、やや寛容な傾向にあります。それは、飲酒において特に顕著でした。喫煙、飲酒についても、毅然とした態度が求められます。

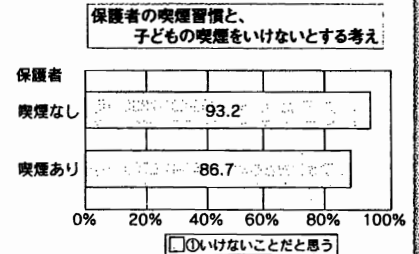


## 2 保護者の喫煙習慣と子どもの喫煙に対する考え方

保護者の行動は子どもの意識に影響するのか？

保護者が喫煙していると、その子どもは、未成年での喫煙に対して、やや寛容な傾向にあります。また、喫煙への興味が高く、成人時の喫煙意思がより強い傾向にありました。保護者の行動や考えは、子どもたちに大きな影響を与えています。喫煙している保護者は、そうでない保護者に比べて、未成年喫煙に対してやや寛容な傾向にありました。

しかし、ご自身が喫煙している場合にも、子どもの喫煙は禁止されていることを明確に伝えて下さい。ご自身が喫煙の有害性を実感したり、やめたいとお考えならば、それを率直に伝えるのも一案です。人前での喫煙を控えているならば、そのような配慮をしていることも伝えてください。



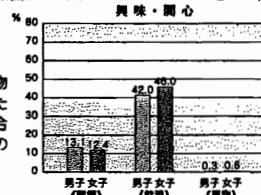
# 中学生・高校生の意識

## 1 子どもたちの喫煙、飲酒、薬物乱用に対する興味・関心は？

喫煙に関心のある高校生は20%、飲酒にいたっては60%も！中学生以降急激に興味・関心が高くなります。

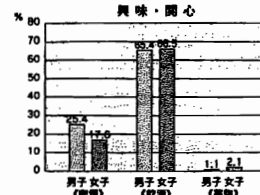
### 中学生

これまでに、薬物を乱用する、たばこを吸いたい、酒を飲みたいなどと思ったことがある人は、薬物では1%未満ですが（0ではありません）、たばこの場合は約12~13%と増え、さらに酒の場合は大幅に増えて、40%以上となります。飲酒への関心は特に高いようです。



### 高校生

これまでに、たばこを吸いたい、酒を飲みたい、薬物を使いたいなどと思ったことがある人は、薬物では1%強ですが、たばこの場合はさらに増え20%程度となり、酒の場合は大幅に増えて、60%を越えます。飲酒への関心は特に高いようです。

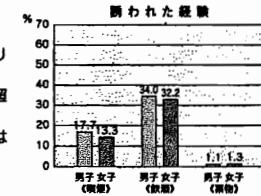


## 2 喫煙、飲酒、薬物を誘われた経験は？

中・高校生になるにつれ喫煙・飲酒に誘われることが多くなります！

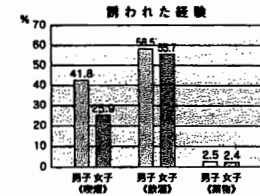
### 中学生

男女とも10%以上、喫煙に誘われた経験があります。飲酒に誘われた経験は、さらに高く、30%を越えます。薬物に誘われた経験は、約1%でした。0ではありません。



### 高校生

男女とも20%以上、喫煙に誘われた経験があります。飲酒に誘われた経験は、さらに高く、50%を越えます。薬物に誘われた経験も、約2%でした。



## 3 もし誘われたら？

その時になってみないとわからない中・高校生が多いことが心配です！

### 中学生

きちんと断ることができたり、相手にやめるように言えたりするのは、喫煙では70%弱、飲酒では40%強、薬物では90%弱でした。喫煙、特に飲酒では、はっきり断れるとは言えない状態です。また、いずれについても、「その時になってみないとわからない」との回答が、かなり多く約10~43%見られました。特に、飲酒で顕著でした。



### 高校生

きちんと断ることができたり、相手にやめるように言えたりするのは、喫煙では60%程度、飲酒では25%程度、薬物では90%程度でした。喫煙、特に飲酒では、はっきりと断れるとは言えない状態です。また、いずれについても、「その時になってみないとわからない」との回答がかなり多く見られました。特に、飲酒で顕著でした。

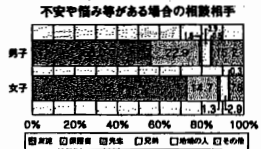


## 4 悩みなどを誰に相談しているのか？

中・高校生にとっても保護者は大切な相談相手です！

### 中学生

男女ともに、①友だち、②保護者、の順でした。保護者も大切な相談相手であることがわかります。



### 高校生

男女ともに、①友だち、②保護者、の順でした。友だちが多いものの、保護者も大切な相談相手であることがわかります。

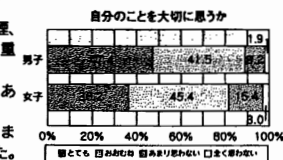


## 5 自尊感情について

自分のことを大切に思っているのか？

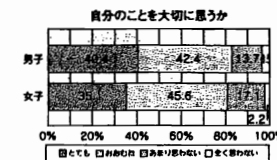
### 中学生

自分を大切な存在と思えることは、喫煙、飲酒、薬物乱用防止にとって、とても重要なことです。男女とも、80%以上が、自分のことを「とても」あるいは「おおむね」大切とらえています。しかし、10%以上の子どもたちはそうではありません。また、男子に比べて女子が低い傾向がありました。



### 高校生

自分を大切な存在と思えることは、喫煙、飲酒、薬物乱用防止にとって、とても重要なことです。男女とも、80%以上が、自分のことを「とても」あるいは「おおむね」大切とらえています。しかし、20%弱の子どもたちはそうではありません。



# 保護者の意識

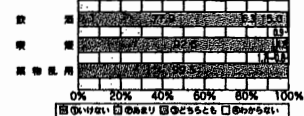
## 1 喫煙、飲酒、薬物に対する意識

飲酒に対する認識が甘い！

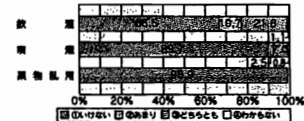
薬物乱用に対しては厳しい態度がうかがえます。一方、喫煙と飲酒に対しては、ご自身の子どもについて、未成年で禁止されているにもかかわらず、やや寛容な傾向にあります。それは、飲酒において特に顕著でした。喫煙、飲酒について、厳然とした態度が求められます。

子どもの飲酒、喫煙、薬物乱用に対する保護者の意識

### 中学生



### 高校生



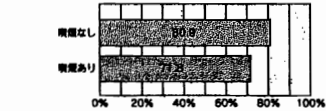
## 2 保護者の喫煙習慣と子どもの喫煙に対する考え方

保護者の行動は子どもの意識に影響するの？

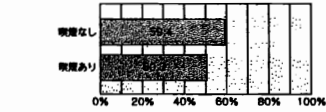
保護者が喫煙していると、その子どもは、未成年の喫煙に対して、やや寛容な傾向にあります。また、喫煙への興味が高い、成人時の喫煙意思が強い傾向がありました。保護者の行動や考えは、子どもたちに大きな影響を与えています。喫煙している保護者は、そうでない保護者に比べて、未成年喫煙に対してやや寛容な傾向がありました。しかし、ご自身が喫煙している場合にも、子どもの喫煙は禁止されていることを明確に伝えて下さい。ご自身が喫煙の有害性を実感したり、やめたいとお考えならば、それを率直に伝えるのも一案です。人前で喫煙を控えているならば、そのような配慮をしていることも伝えてください。

保護者の喫煙習慣と、子どもの喫煙をいけないとする考え

### 中学生



### 高校生



## 2. 米国における青少年の飲酒防止の取り組み

### Project Northland

青少年の健康危険行動の予防は、青少年期のさまざまな健康に対する脅威との関連、生活習慣病などの将来生じうる健康被害の予防の両側面から重要であると考えられる。そのため、日本においては、学校教育及び地域社会における青少年の健全育成の立場からの予防活動が求められている。

そこで今回、米国で実施されている青少年の飲酒防止プログラムの 1 つである、「Project Northland」について検討した。本プログラムでは、青少年の健康危険行動の 1 つである飲酒に関連して、学校教育とコミュニティ活動を組み合わせて青少年の飲酒防止に取り組む。青少年の飲酒行動には個人的な要因に加え、環境要因、社会的要因が影響していることに注目し、これらの要因を飲酒防止に有効な方向へと改善することを目標としている。

学校を基盤とする飲酒予防教育は、生徒の個人的な要因に働きかけると同時に、学校、家庭、地域社会の連携を構築する鍵となっている。宿題等を通じて生徒と保護者、ピア・リーダーを活用する学習活動を通じて仲間同士、生徒が計画する飲酒防止活動を通じて学校と地域社会の関係の構築を促進するように計画されている。このようなプログラムの構成は、今日日本において模索されている児童生徒の健康の保持増進を支援するための学校、家庭、地域の連携を進めるにあたっての参考となると考えられる。

(森脇裕美子)



諸外国における青少年の危険行動予防教育プログラムの検討

## 米国における青少年の飲酒防止の取り組みに関する調査研究

学校とコミュニティでの活動を基盤とする取り組み: Project Northland

## 青少年の定義

◆本研究において青少年とは、法律で飲酒が許される年齢に達するまでの者を指すこととする。

日本: 20歳未満  
米国: 21歳未満

## はじめに

青少年の健康危険行動の予防の目的

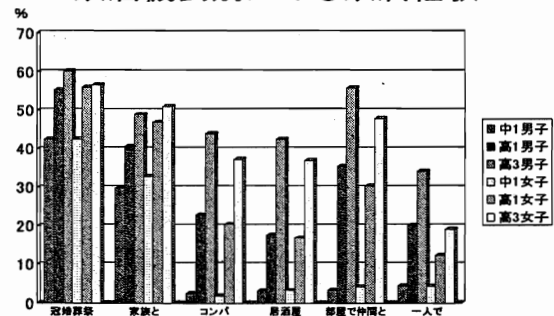
- ◆ 青少年期のさまざまな健康に対する脅威の予防
- ◆ 生活習慣病など、将来生じうる健康被害の予防

日本での予防活動の取り組み

- ◆ 家庭教育(しつけ)
- ◆ 学校における予防教育
- ◆ 地域社会における青少年の健全育成活動

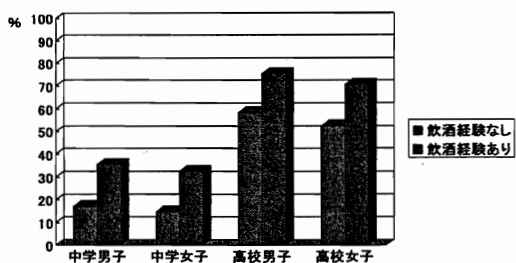
→ 学校、家庭、地域社会の連携促進が課題

## 飲酒機会別にみる飲酒経験



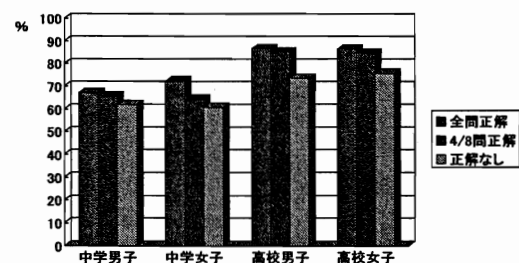
「2000年度青少年の喫煙及び飲酒行動に関する全国調査」より

## 親に酒をすすめられたことがあるかどうか別にみる仲間との飲酒経験



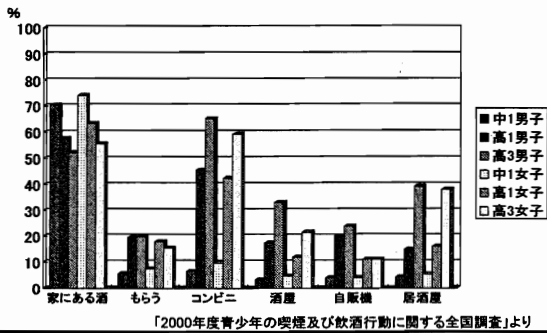
「2000年度青少年の喫煙及び飲酒行動に関する全国調査」より

## 飲酒に関連した健康問題等に関する知識の正解数別にみた飲酒経験



「2000年度青少年の喫煙及び飲酒行動に関する全国調査」より

## 飲酒者がお酒を手に入れる方法



## 研究の目的

青少年の健康危険行動の予防に取り組むための学校、家庭、地域社会の協力、連携を促進する方法を探ることを目的として、青少年の健康危険行動の1つである飲酒に関し、米国で実施されている青少年の飲酒防止プログラム「Project Northland」について検討した。

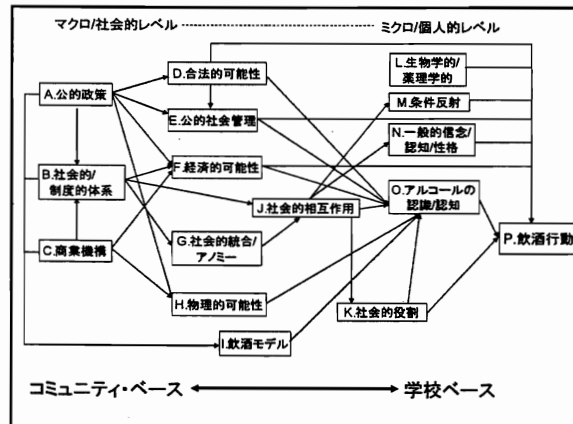
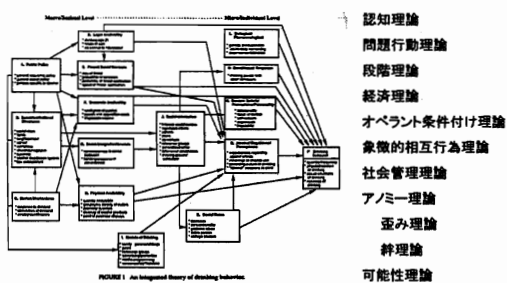
## Project Northland

- ◆目的:  
青少年の飲酒の予防、防止
- ◆実施期間:3年
- ◆対象:  
6-8年生(11-14歳)の生徒とその家族、  
近隣社会の人々

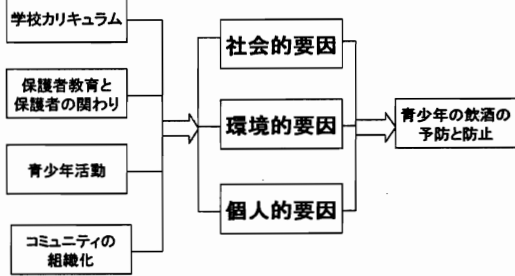
## Project Northland

- ◆プログラム構成要素
  1. 学校教育カリキュラム
  2. 保護者の関わり
  3. 若者が計画する活動(青少年活動)
  4. コミュニティ活動(コミュニティの組織化)

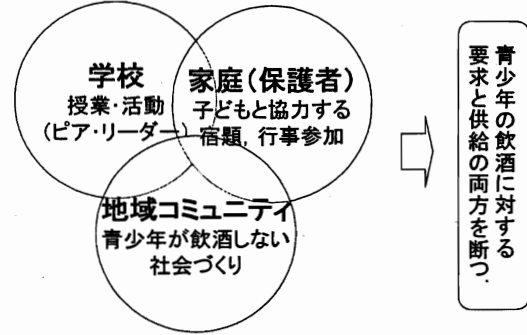
## 飲酒行動に関する理論統合モデル



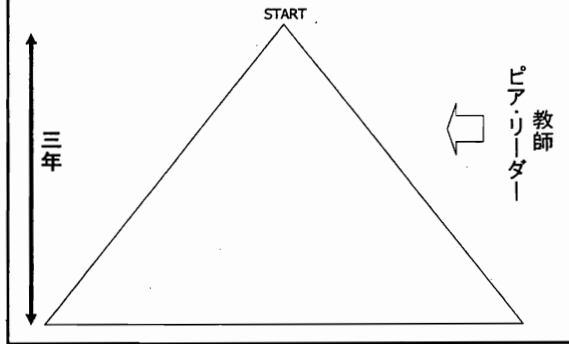
## Project Northlandの概念モデル



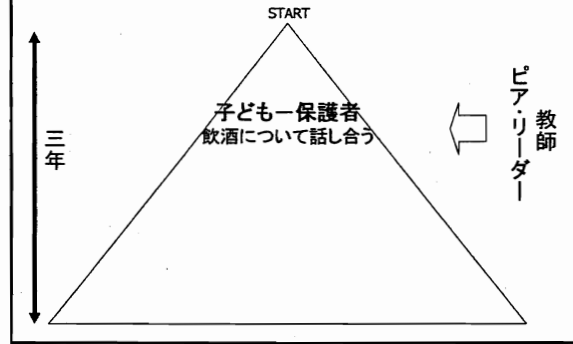
## プログラムの構成



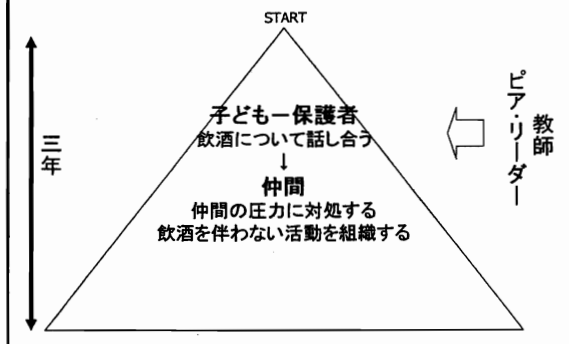
## 学校での学習 (skill-based)



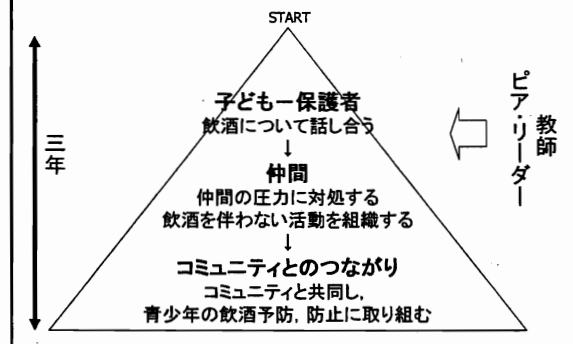
## 学校での学習 (skill-based)



## 学校での学習 (skill-based)



## 学校での学習 (skill-based)



## コミュニティ・プロジェクト

1. 学校の規則(学校の方針への提案)
2. 年長の世代(飲酒に対する態度に関する年長の大人へのインタビュー)
3. オンエア!(学校内外のラジオで放送する公的サービスのアナウンス作成)
4. ライトとカメラと演技!(学校内外のテレビで放送する公的サービスのアナウンス作成)
5. お話しませんか?(コミュニティでのパネル・ディスカッション)
6. SLICK TRACYの再来!(6年生にSLICK TRACYの漫画を演じてみせる)
7. それについて全て読む(新聞にみる飲酒と青少年)
8. 漫画からの保護(漫画の中の飲酒と年齢によるその解釈の違い)
9. あらゆる掲示(看板広告を逆手いってアルコール・フリーの掲示板の作成)
10. MADD MADDの世界(Mothers Against Drunk Drivingの紹介)
11. それなしに家を出ない(ゴールド・カード・プログラム)
12. 私は友達に少し助けてもらう(6年生に飲酒の勧誘に抵抗するロール・プレイを見る)
13. 逃げ、逃げ、ボートも逃げ(モーターボートの飲酒運転に関する州法の学習)
14. 楽しい歌(コミュニティの楽しい活動の住所録を作る)
15. 警察の長官(警察官へのインタビュー)
16. 大きなDって何?(法的飲酒年齢)
17. これが私のパーティ(パーティ計画)
18. SADD SADDの世界(Students Against Destructive Decisions or Students Against Drunk Driving有害な意思決定に反対する生徒あるいは飲酒運転に反対する生徒)
19. 書を降らせ、書を降らせ、書を降らせ!(スノーモービルとアルコール)
20. 裁判官が来た!(アルコール条例と裁判官へのインタビュー)

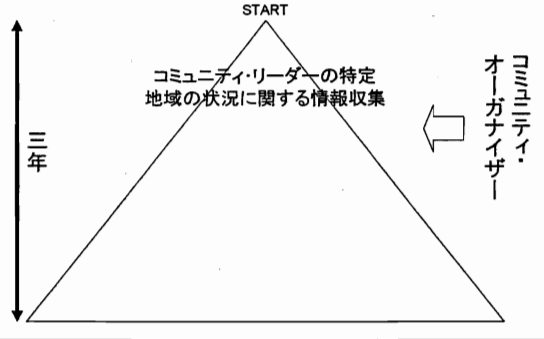
## Project Northlandのカリキュラム

週	6年生 SLICK TRACY HOME TEAM PROGRAMME	7年生 AMAZING ALTERNATIVES!	8年生 POWERLINES
1	アルコールの神話と事実	6年生からの変化	これまでの学習の振り返りと8年生の目標設定
2	広告分析	飲酒に関する事実	コミュニティについて
3	仲間の圧力	飲酒の結果と飲酒に代わる選択肢	コミュニティにおける青少年の飲酒の課題
4	飲酒の結果と飲酒に代わる選択肢	「No」という方法	コミュニティにおける青少年の飲酒防止活動について
5	まとめ	圧力に対抗する方法	コミュニティにおいて飲酒防止活動に取り組むことについて
6	発表(ポスター)	広告分析	コミュニティ・プロジェクト
7		飲酒に代わる選択肢の広告作り	コミュニティ・プロジェクト
8		まとめ	発表とまとめ

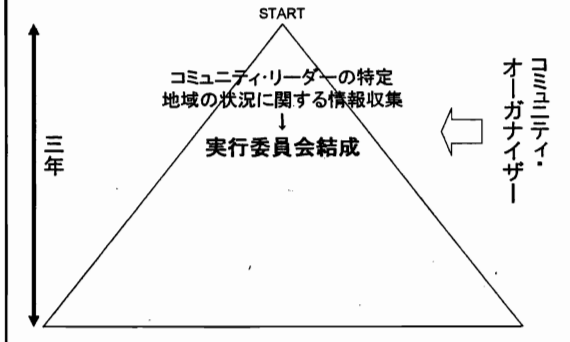
## ポスター発表

1. テレビが見せることと話すこと
2. テレビ広告をもたらしたのは... (テレビコマーシャル)
3. 「たった1杯のビールじゃない」(アルコール含有量)
4. MADDになれ!(Mothers Against Drunk Drivingの紹介)
5. ストレスの散らかし(飲酒以外の健康的なストレス対処法)
6. あなたは問題に巻き込まれたと考える(健康的な問題解決の方法)
7. 子ども達はただ楽しみたいだけ(楽しむための健康的な方法)
8. あなたの意見をどうぞー飲酒運転に関する生徒の調査
9. あなたの意見をどうぞー飲酒運転に関する大人の調査
10. 飲酒運転ーその事実、事実以外の何もありません
11. ワインクーラーーそれらはどれくらい格好いい?(ワインクーラーの事実)
12. アルコールは体中に影響する(慢性的な飲酒の身体への影響)
13. アルコールー脳の排出(脳への影響)
14. 雑誌ーそれを読んで泣く(雑誌広告の分類)
15. 看板ー時代の兆候(看板広告の分類)

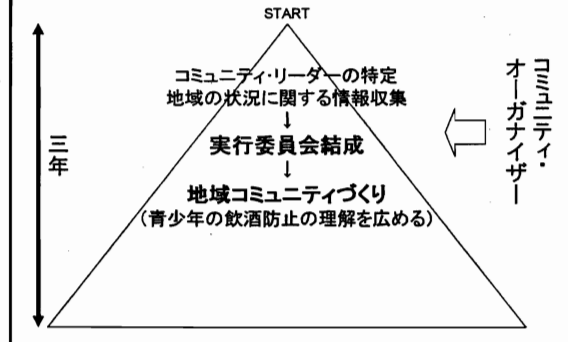
## コミュニティ活動

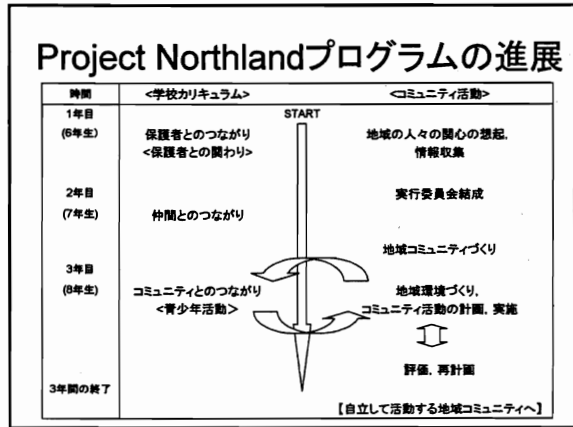
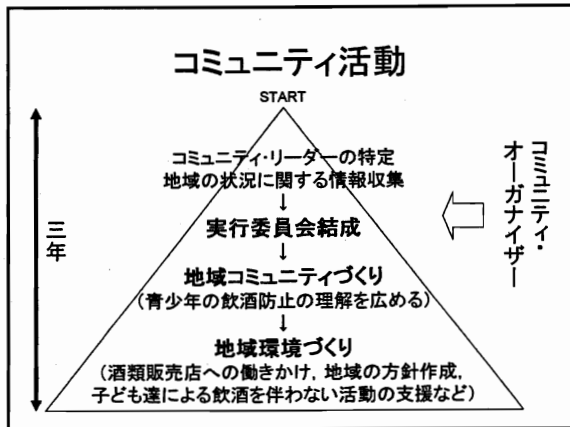


## コミュニティ活動



## コミュニティ活動





### 考察

- 学校を基盤とする飲酒予防教育
- コミュニティのネットワークと活動の形成

### 学校を基盤とする飲酒予防教育

- 飲酒予防に関連する生徒の社会的な相互関係の構築と発展に合わせて、適切な時間をかけて、学校カリキュラムを展開する。
- 学校カリキュラムの中で、生徒あるいは学校と保護者や家族、地域コミュニティの人々と協力、連携する機会を設ける。

### コミュニティの形成

- コミュニティ活動は、協力をして地域の課題に対処できるコミュニティの形成及び地域における青少年の飲酒問題等を地域の課題とする認識の形成またはそれらの存在の確認から開始する。
- 活動の基盤  
自治会、子ども会、子どもの居場所づくり活動など
- コミュニティ・オーガナイザーのような、情報の収集と提供、学校などとの橋渡し、アドバイザー的な責任を果たす役割を設ける。
- コミュニティ・オーガナイザーの役割  
学校保健委員会、学校評議員会など

### まとめ

- 青少年の飲酒予防活動の効果を高めるために
- 学校、家庭、地域社会が共同で実施する。
  - 学校と家庭や地域社会の連携は、学校カリキュラムの中に組み込むことにより促進することができる。
  - 学校と地域社会の連携の前提として、地域がコミュニティとしてまとまるのが重要である。
  - 学校や地域社会にある既存のコミュニティを活用する。

### 3. 我が国の喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

#### (1) 学習指導要領

第3次覚せい剤乱用期における薬物乱用の児童生徒への浸透に対して、保健体育審議会は1997年、その答申において薬物乱用防止に関する指導の重要性を指摘した。1998年、教育課程審議会は、小学校の段階から薬物乱用防止について指導するよう答申した。これを受けて改訂された学習指導要領においては、新たに小学校の教科「体育」において、喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導を行うとともに、中学校および高等学校においてもその指導内容の充実を図ることが明記された。指導する薬物は、小学校ではシンナーなどの有機溶剤を中心に覚せい剤にも触れ、中学校では覚せい剤、大麻を、高等学校では覚せい剤、ヘロイン、コカインなどの麻薬を取り扱うこととされた。このように覚せい剤については小学校、中学校、高等学校のすべての学校段階で取り扱うようになり、他の薬物についてもその有害性について指導を行うこととなった。特に、改正された学習指導要領の特徴は、たばこ、酒を含む薬物の有害性に関する知識だけでなく、薬物乱用の背景要因である人間関係や社会環境にまで目を向け、これらに対処するスキルが必要であることを理解させようとしている点にある。

#### (2) 文部科学省の施策

薬物乱用防止対策は、包括的な視点から行われる必要がある。文部科学省は、学習指導要領改訂に加えて、1) 生徒用教育教材の作成・配布、2) 薬物乱用防止教育指導者用資料の作成・配布、3) 薬物乱用防止教室（学校が進める薬物乱用防止教育の一環として警察職員、麻薬取締官・員OB、学校医、学校薬剤師などの専門家を招いて行う教育活動）開催の推進、4) 薬物乱用防止教育研修会開催、5) 薬物乱用防止教育シンポジウム開催、6) 広報啓発活動の推進、7) 薬物乱用防止教育ホームページ

(<http://www.hokenkai.or.jp/3/3-1/3-1.html>)、8) 薬物乱用防止教育支援体制整備・活用モデル推進地域事業、など多様な薬物乱用防止教育プログラムを展開している（薬物乱用防止教育に関する資料は<http://www.hokenkai.or.jp/>参照）。

#### (3) 学校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育

我が国では、第3次覚せい剤乱用期と呼ばれる近年の薬物乱用の拡大に対して、一次予防の立場から、学校教育を中心とした総合的な取組が推進されている。文部科学省は1997年と2000年の2回、全国の学校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導状況を調査した。それによると、2000年の調査では、前回にくらべ、学校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導実績が、すべての学校種で増加している（小学校12.4%→59.5%、中学校76.2%→90.5%、高等学校88.2%→90.6%）。図1、図2は、上記の調査と同時に行われた児童生徒の薬物等に対する意識等調査の結果の一部を示したものである。2回の調査結果から、学校における薬物乱用防止教育の効果の一端が明らかになった。すなわち、薬物乱用に関する情報を学校の授業から得た

と答えた児童生徒の割合が増加した。また、小学校では8割以上、中学校、高等学校では9割以上の児童生徒が「薬物乱用は危険である。」と認識していることが明らかになった。米国では薬物乱用防止教育が重点的に行われているにもかかわらず、大麻乱用の危険を認識している生徒は中学校2年生で65.6%、高等学校3年生で54.6%（2004年調査）である。

図1、図2は、我が国では学校教育を通じて薬物乱用防止教育が広く、丁寧に行われていること、そしてそれが効果を現していることを示している。

このような学校における薬物乱用防止教育の充実は、我が国社会全体の薬物乱用に対する厳しい姿勢と相まって表2に示したような児童生徒の低い薬物乱用経験率に結びついている。

しかし、大麻やMDMA等これまで我が国では乱用が少なかった薬物の乱用拡大、インターネットなどの新しい情報手段の進歩にともなう危険な薬物情報の氾濫など、薬物乱用拡大の兆候は消えておらず、今後も継続して薬物乱用防止教育の充実を図ることが必要である。

（勝野真吾）

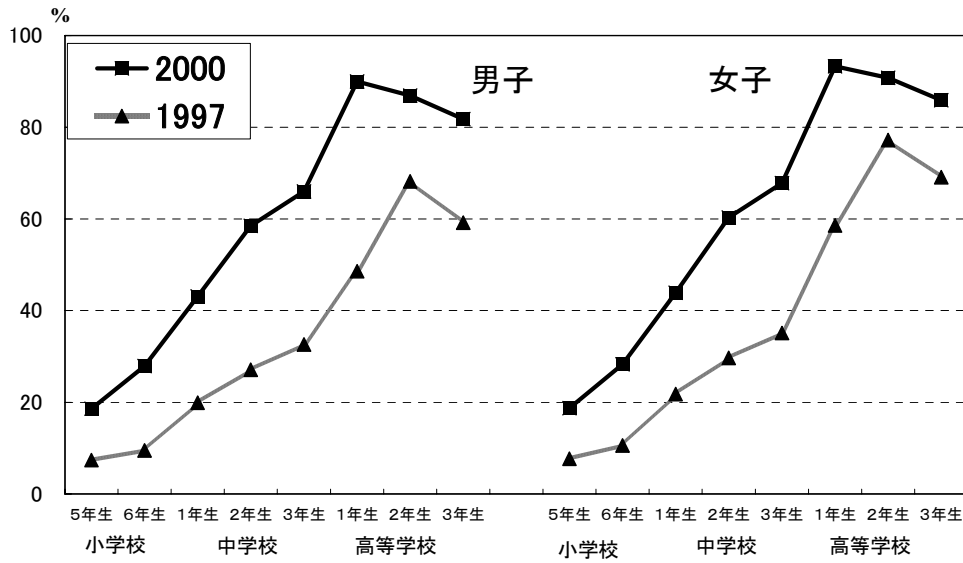


図1. 薬物乱用に関する情報を学校の授業から得た児童生徒の割合

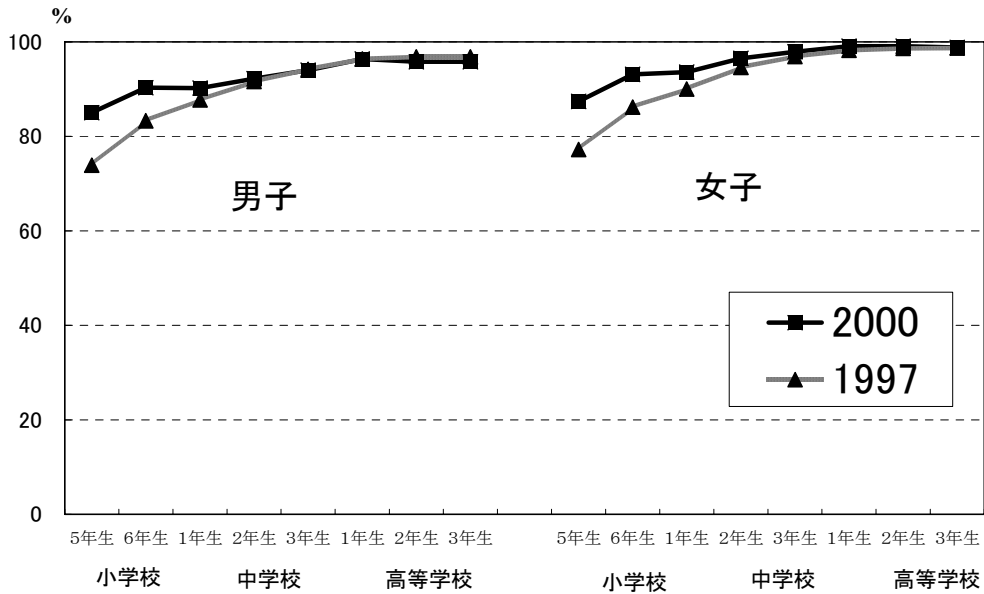


図2. 「薬物乱用は危険である」と答えた児童・生徒の割合



#### IV. 学校教育を通じた総合的発達支援及び養護性の育成

##### 1. 養護性の育成をめざす小学校「人間発達科」の試み

###### 研究の目的

知能は、従来から知能テストなどで測定される認知的能力としてとらえられてきた。ところが、最近、人間の知能をそのように一元的にとらえるのではなく、多面的にとらえようとする試みがなされている。そこでは、対人的能力や自己の内省能力などの重要性を強調する主張が見られるようになってきている。

ハーバード大学のガードナーは、脳神経科学の研究に基づいて知能を分析し、新たな理論を展開し、言葉に関する言語的知能、物事を論理的に分析し数学的に秩序立てて考える論理・数学的知能、音楽の演奏や鑑賞に関する音楽的知能、空間の把握に関する空間的知能、身体全体や手、指、腕などを使うことに関する身体・運動的知能、他者を理解する対人的知能、自分自身を理解する内省的知能、自然に関する博物学的知能の8つの知能を示し、多重知能（Multiple Intelligences:MI）理論を提唱している。そして、それらの知能は生来のものではなく、学び取るものとしている。このMI理論における対人的知能と内省的知能が「EQ:こころの知能指数」の著者として知られているゴールマンのEQ（原著では Emotional Intelligence:ここでは「こころの知能」と呼ぶ）に当たり、IQとは異なる頭の良さにとらえている。具体的には、自分の本当の気持ちを自覚し、尊重して、心から納得できる決断を下す能力、衝動を自制し、不安や怒りのようなストレスのもとになる感情を制御する能力、目標の追求に挫折したときでも楽観を捨てず、自分自身を励ます能力、他人の気持ちを感じ取る共感能力、集団の中で調和を保ち、協力し合う社会的能力としている。ゴールマンも、この知能は家庭や学校で学ばせることができると考え、その学習に適切な時期として幼児期から思春期までを挙げている。

このような「こころの知能」を育まなければならないという多くの主張の背景には、それらの能力が未発達なことに起因する深刻な社会問題がある。アメリカも日本もともに抱えている、いじめ、少年犯罪、子ども虐待などの問題である。この子どもと親の問題は、それぞれ独立した問題ではなく、密接に関連したものである。法務省や日弁連の調査では、少年犯罪と幼少期の虐待経験との関連性が指摘されている。また、国立教育政策研究所が行った研究においても、「キレた」子どもの成育歴として「家庭での不適切な養育態度」が最も多くあげられている。虐待親は幼少時には被虐待児であることが多いということもよく知られている。

このような状況を背景として、1997年、中央教育審議会の総会で、当時の小杉文部大臣が、「今日の子どもたちについては、とかく社会性や自己責任の観念が十分にはぐくまれず、社会で許されない行為は子どもでも許されないという認識が身に付いていないとの指摘がある。また、他者を思いやる温かい気持ちを持つことや、望ましい人間関係を築くことが難しくなっているとも言われている。」と述べ、「幼児期からのこ

ころの教育の在り方について」の諮問を行った。

この諮問に対する、中教審の答申では、カウンセリングの充実が挙げられている。傷ついた子どもの心を回復させるために、カウンセリングは不可欠といえる。しかし、カウンセリングは対処療法であり、問題が発生してからその効力を発揮する。したがって、カウンセリングだけでは私たちの社会が抱える子どもと親の問題は解決しない。むしろ、カウンセリングを必要としない社会を目指すことが重要と思われる。冒頭に述べた新しい能力理論を基に考えると、子どもの問題行動を予防するためには、子どもが自分自身を見つめ、自分自身と他者を理解し、人とかかわる能力を育てる教育が重要であることがわかる。

そこで、本校では、平成14～16年度の文部科学省開発学校の指定を受け、子どもたちの社会性と養護性の育成をめざす特設教科「人間発達科」を設置した。養護性とは、小嶋によれば、「相手の健全な発達を促進するための共感性と技能」とし、その対象は、「子どもだけではなく、障害をもつ人や老人、さらには一時的にその有能性を失った状態にある人びと（たとえば、疲れているおとな、落胆して元気を失った人など）や、動植物も含める」としている。この教科では、自分自身や他の子どもの成長・発達を観察し、様々な人とのかかわりを体験することによって、人間発達に関する科学的知識の獲得とともに、「こころの知能」の育成を目指す。これまで、1年生では自分ができるようになったことに気づく分身君の学習、2年生では家族の中での生長・発達を見つめる学習、3年生では他学年児童との発達比への学習、4年生では定期的な乳児との交流観察学習、5年生では感情発達に関する学習、6年生で認知・思考の発達に関する学習を行ったってきた。その結果、児童は学習を楽しいと感じ、成長・発達の理解が増し、乳幼児への養護的行動や相手の立場になって考える視点が見られるようになり、共感性、社会性、養護性が育ってきていることが示唆された。

子どもたちにこのような「こころの知能」が育てば、彼らはもっと社会に適応し、衝突を解消し、人と一緒に活動ができるようになる。それはやがていじめや暴力、虐待などがない穏やかで心優しい社会をつくることにつながると思う。

「人間発達科」の学習を進めることによる具体的な成果としては、以下のことがあげられる。

- ①児童が人間の成長・発達について興味・関心をもつ（自己及び他者の成長・発達への興味）。
- ②児童が人間の成長・発達とその成育環境について理解を深める（自己及び他者の成長・発達の理解）。
- ③児童が様々な人と関わる楽しさを知る（社会性の育成）。
- ④児童が様々な人と関わり、相手の感情を読み取ったり、自分の感情を表出したり、コントロールすることができる（社会性・養護性の育成）。
- ⑤児童が発達上の特徴を踏まえて、異なる年齢の人と適切に関わることができる（養

護性の育成)。

## 2 研究の成果

「人間発達科」では「様々な年齢や同年齢の人と関わる活動を通して、心と体の発達段階の違いに気づかせ、成長・発達の理解を深めるとともに、年少児童から年長児童へと変化する中で発達段階に応じた対人関係の知識と技術を身に付け、社会性・養護性を育む」とする学習目標を設定した。そして、自分自身や他児の成長・発達や様々な発達の現象を観察し、発達に関する実験や演習を行い、様々な異年齢の人との関わりを体験することによって、人間発達に関する科学的知識の獲得とともに、対人関係や養護的行動を促す能力の育成を目指した。1年生で分身君の学習、2年生で発達アルバム作り、3年生で発達比べ、4年生で特定乳児との定期的交流・観察、5年生で情動・社会性の発達、6年生で認知・思考の発達に関する学習を行った。そして、学習プロセス、児童の自己評価、ポートフォリオ、教師の評価、家族からの報告などから、①児童が人間の成長・発達について興味・関心をもつ（成長・発達への興味）。②児童が人間の成長・発達とその成育環境について理解を深める（成長・発達の理解）。③児童が様々な人と関わる楽しさを知る（社会性の育成）。④児童が様々な人と関わり、相手の感情を読み取ったり、自分の感情を表出したり、コントロールすることができる（社会性・養護性の育成）。⑤児童が発達上の特徴を踏まえて、異なる年齢の人と適切に関わることができる（養護性の育成）という目標は、個人差はあるもののほぼ達成できたと考える。児童が意欲的に学習を進め、学習を楽しいと感じ、成長・発達の理解を深め、乳幼児への養護的行動や相手の立場になって考える視点が見られるようになり、共感性、養護性、社会性が育ってきていることが示唆された。

また同時に、児童の発話記録や授業後の振り返りの文章から、自分で考え、自分の言葉で発言したり、文章を書いたりする能力も育まれていることが明らかとなった。ガードナー (Gardner, 1999) が提唱する「対人的知能」と「内省的知能」、梶田 (1998) の「我々の世界」と「我的世界」を生きるための力が育っていると思われる。1年生においても、内省が十分可能で、自分自身を客観的に見つめることができることが分かった。

## 参考文献

- Doty, G. (2001) *Fostering Emotional Intelligence in K-8 Student*. : Sage Publications. グウェン・ドティ著, 松村京子監訳(2004) 「こころの知性を育む—幼稚園から中学校までの教育—」東信堂
- 松村京子 (編著) (2006) 「情動知能を育む教育—人間発達科の試み—」ナカニシヤ出版

(松村京子)

## 2. 危険行動と学校の道德教育の役割

### (1) 学び合う共同体の構築をめざす道德教育の研究

—総合的な学習の時間における法教育と道德の時間における道德教育の相互連携の可能性—

教育の現場では、いじめ、学級崩壊、不登校、少年犯罪など子どもたちをめぐる諸問題は深刻な状況にある。このような教育の荒廃を解決するため文部科学省は、「生きる力」というキーワードで教育方針を示し、道德教育においては、その要素の一つである豊かな人間性の育成を目標に「心の教育」の充実を提唱している。しかし、それは未だ有効な手立てとなっていないとはいいたい。

そこで、本稿では、道德教育が子どもたちの道德性や社会的関係の形成力を育てるために、ハーバーマス、J. の「コミュニケーション的行為の理論」に依拠し、法教育と道德教育が連携を図る意義と可能性について検討を行いたい。

法教育との連携によって、自分たちの問題を正当性に基づきながら主体的に解決する力の育成や、個人や集団の道德性の向上及びそれを育成する場の構築によって、従来から道德や社会科において課題とされてきた現実的な問題の解決への道が開かれ、道德教育は子どもたちの未熟な社会性に起因する問題の解決に向けて有効な手だてを獲得することとなると思われる。

はじめに

キリスト降誕から 2000 年を過ぎ 21 世紀を迎えて早 5 年が経過した。「大聖年」とされる西暦 2000 年の年、カトリック教会では、サンピエトロ寺院などで「聖なる扉」が開かれ、多くの人たちが自分の犯した罪の許しや免償を願いながらこの門をくぐり、新たな気持ちで世紀のスタートを切った。それはカトリック教会にとっては、プロテスタント派と戦争をした 400 年余りも前のことを懺悔する機会でもあったともいわれている。

ひとたび我が国に目を移すと、昨年は戦後 59 年を迎えたが、戦争の記憶がどんどん遠のいていく中、イラク戦争に対して復興支援という形で自衛隊が派遣されることとなった。イラクだけでなく国際的にも日本に対する批判が強まる動きの中で、日本人 3 人が人質となり、その解放と引き換えに自衛隊撤退が要求され、国内では人質の自己責任論が声高に叫ばれた。この状況がある作家は、今の日本人の心のあり方が試されたのだとコメントしたが、それはメディアで自己責任論が論じられると、多くの国民がそれに流れてしまうことへの安易さの指摘でもあった。この出来事は、日本人の歴史への無関心と自己思考力や自己判断力のなさではないのかとの危惧の念を生じさせる。

一方、教育の現場では、子どもたちをめぐる問題は、ますます多様化し深刻化しつつあるように思える。このような教育の荒廃を解決するため文部科学省は、平成 14 年

度から実施されている学習指導要領の中で「生きる力」というキーワードで教育方針を示した。道徳教育においては、その要素の一つである豊かな人間性の育成を目標に「心の教育」の充実をはかるため、心に響く道徳教育を推進し、『心のノート』を全ての小中学生に配布している。

筆者たちは10年以上にわたって道徳授業の実践を行い、理論的な検討を行う中で、主人公に自分を重ね合わせ、その気持ちを考える道徳授業では子どもたちの道徳性の向上は望めず、ややもすれば答えがわかっている発問を教師が行うことで押し付けの道徳教育になっているのではないかという思いを強くしてきた。学校には道徳授業の必要性を感じていない教師も多く、道徳授業の時間に他の内容の授業を行うこともまれではない。しかし、現実には通常の親子・友達関係の中で形成される健全な自我の育成が、何らかの要因で阻害されたとと思われる事件が頻発している。また、事件や問題が生じると、それにかかわる子どもたちの「心」の問題ばかりがクローズアップされるが、しかし、それらの背景にある子どもたちが日々営んでいる社会的関係のあり方に焦点を当て、その社会的関係を組み替えていく力の育成という課題に注目することは少ない。

そこで、本稿では、個人の価値観に依拠した思考に留まることなく、集団や社会の一員として、個々人の価値観を認めながら、その上に共有すべき価値やルールを相互に見出すことこそ重要な点であり、今必要とされているとの観点から、これからの道徳教育が子どもの道徳性や社会的関係の形成力を育てるものとなるために、今日徐々に注目を集めつつある法的思考を育成する法教育の取り組みに着目して、法教育と道徳教育の連携を図ることの意義と可能性について明らかにしていきたい。

## 1 問題の所在と研究目的

### (1) 学校教育をめぐる諸問題

「われわれの生活に、中断、矛盾、予想はずれはつきものだ。突然の激しい変化、新しい刺激以外……知らなくなった多くの人たちに、それらは不可欠でさえある……。われわれは持続性に耐えられない。努力は退屈だからこそ、実を結ぶのを、だれも知らなくなっている。とするならば、人間はみずからの精神がこしらえたものを、支配できるのか。それが最大の問題である。」(ポール・ヴァレリー)<sup>(1)</sup>

ジークムント・バウマンは近代を流動的であると捉え、そこにおいては時間が重要であり、また簡単に移動できることがその特徴であるとしている。そもそも近代は伝統的忠誠心、慣習的権利等を溶解し、合理性を邪魔するものを排除することであった。ここにおける合理性とは以下のようなものである。

近代においてマックス・ウェーバーが共通要因として重要視したのは、合理性であ

った。彼によれば、近代化とは、合理主義が制覇する合理化の過程である。世界は呪術による意味づけから解放され、人間の作り出す理論的知によって、人間の便宜のために徹底的に支配することが求められる<sup>(2)</sup>。このような合理性が近代で重要視されるようになったのは、それまでの閉塞的な社会からの脱却を図るためであったといえるであろう。それは、マックス・ウェーバーがいうように、たとえば、仕事を家族的義務、つまり、家事や家族にたいする倫理的義務から解放することでもあった。あるいは、トマス・カーライルもいったように、人間の相互依存、相互責任を支える絆として「金銭的なつながり」だけを残すことでもあった<sup>(3)</sup>。しかし、その結果、堅固なものの溶解はより社会を硬直化させていると指摘する。それは経済に主眼を置くことで、非経済要素である政治的、倫理的、文化的なものが消滅したからであるとし、近代を次のように表している。

「流動的近代である今、坩堝に投げこまれ、溶かされかけているのは、集団的な事業や集団的な行動において、かつて、個人個人それぞれの選択を結んでいたつながりである。個人的生活と集団的政治行動をつなぐ関係と絆である」<sup>(4)</sup>。

全ての価値の中で経済性が優先された結果、家族、友人、地域のつながり等、今まで経済とは違うレベル、異なる価値観で扱われていたものが、その重要さまで経済性に左右されるのである。そこには、私個人よりも尊重されるものは存在しない。よって人は自分の居場所を探すのに必死になるが、その時々、自分の状態によって安住の場所は異なるので、いつまでもそれを求め続けることとなる。

また、ド・トクヴィルは近代において個人は市民の最大の敵であるとし、人間の自由解放は、人間を無関心にするのだと指摘する。市民とは、みずからの幸福を、都市の平和と発展をとおして実現させようとする人間であり、これにたいして、個人とは、「共通の大義」、「共通の幸福」、「正しい社会」、「公正な社会」といった概念に、慎重で、懐疑的で、無関心な人間である。相互に満足させあうこと以外に、「共通の関心」の意味はあるのだろうか。個人があつまってすることはすべて、いかに有益な結果をもたらしたとしても、個別行動の自由にたいする制約を連想させる<sup>(5)</sup>。

ここにおいて現代社会の決定的問題点が明らかになる。それは経済性を最優先する中での個人化であり、社会の一員としての自覚を持つ市民性の喪失である。では、以上のような社会の変化は学校という集団生活において学習する場で、どのような問題を生み出しているだろうか。

文部科学省が行った平成15年度のまとめより、学校における問題は次のような状況である。校内暴力は小・中・高等学校において平成15年度は再び増加しており、特に小学校における増加率が著しい。また、いじめについても8年ぶりに増加し、中学1年生での発生件数は小・中・高全体の3割を占める数に上っている。不登校についての数は、統計上やや減少傾向にあるが適応教室などへ出席する子どもの数を考慮すると現状は変化していない。また、小学校から入学して対人関係に変化が起きる中学1

年生におけるいじめの発生が多いことと、不登校の理由が中学生では友人をめぐる問題が全体のトップであることを併せて考えると、この両方においては同級生において対人関係を結ぶことの難しさがトラブルとなり、問題行動を引き起こしているといえる。

次に、警察庁が行った平成15年度のまとめより、少年犯罪の状況については、刑法犯少年の数はここ4年増加し続けており、特に凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）の増加が著しい。また、犯罪が低年齢化し刑法犯少年のうち、14歳～16歳が占める割合は全体の82%にも上っている。

このような現代の子どもたちの特徴を、内閣府が平成13年に行った20歳未満を対象にした調査によって、「同世代の人たちについて問題だと思う点」の上位5つからさぐることができる。その特徴は「自己中心的である」「自分の感情をうまくコントロールできない」「忍耐力がなく、我慢ができない」「人に痛みを感じない」「人付き合いがうまくできない」である。これは先ほどあげた校内暴力、いじめ、不登校、少年犯罪を引き起こす原因であると思われ、経済的な豊かさや電子メディアの発達をもたらした青少年の物質主義的、個人主義的、刹那的な価値観が招いたものであるともいえる。この問題点から、個人が社会の中で生活するのに必要な社会性や道徳性が青少年で育っていないことがうかがえる。それは、先ほど述べた中学校でのいじめ、不登校が友人間のトラブル等、対人関係に起因していることから予測できよう。

それでは以上のような現状を踏まえ、学校においてどのような取り組みがなされ、問題解決が行われているのであろうか。

## （2）道徳教育をめぐる問題

道徳の指導方針について中学校学習指導要領解説道徳編には「教師の側からの一方的な道徳的価値の注入や押し付けではなく、一人一人の生徒が人間としてよりよく生きようとする願いや生徒の気持ち、課題意識や悩み、心の揺れなどを共感的に理解して」<sup>(6)</sup>とある。多くの場合、現在使われる道徳の資料は一読するとそのねらいとする価値は容易に理解でき、教師の発問に対してその答えを生徒は求められ、期待される正しさを答えようとする。また、授業の展開も最後はその価値に関する教師の説話で終わることが多く、このような授業では教師の一方的道徳価値の押し付けになってしまう。その結果、道徳の授業を行っても、子どもたちはそれを実際の場面で実践する力に乏しく、いじめや学級崩壊、暴力行為等様々な問題行動の抑止力になっていないのが現実である。つまり道徳性は育っていないのである。そしてこのような授業を繰り返していると、学習の中で扱われる価値が現実の世界では通用しないという思いに、生徒、教師とも囚われ、道徳の授業に意欲的・主体的に取り組めなくなるという事態が引き起こされる。今まで行われてきた道徳授業が成功しなかったのは、知識の体系として整理された価値観や道徳教育観と、人々が生活感覚の中に持っているそれとが

遊離していたからであるといえる<sup>(7)</sup>。

少年による事件が頻発する中、平成 14 年の 4 月には学習指導要領の改訂に伴って『心のノート』が全国の小・中学校に配布された。これは、心の教育を行うための手立てであると考えられるが、実際に『心のノート』を開いてみると、内容は非常に叙情的な文章や写真などで構成され、個人の気持ちを自由に書き込めることが特徴となっている。その内容に見られる文部科学省が提唱している道徳の授業は何を目指していたのであろうか。それは次の言葉に象徴されている。「道徳の時間は、道徳教育のかなめとして、一人一人の生徒が自らの人間としての生き方について、自己と向き合いながら考えを深めていく時間である。・・・」これは、平成 14 年 11 月に文部科学省から出された道徳教育推進指導資料の『心に響き共に未来を拓く道徳教育の展開』の中で、魅力ある道徳の授業にチャレンジしようの冒頭の一文である。この定義から、道徳の時間の中心になるのは常に自分の心のありかたで、そこに他者や集団としての社会の自覚は弱い。このように、個人の心の問題を問うことがはたして道徳性を育てることに繋がるのであろうか。

人間の行為の善悪を決める基準があいまいとなっている現在、その判断基準として「人に迷惑をかけてはいけない」という考え方がある。これは、子どもが何かをしようとした場合、大人がそれを止める時に使われる言葉であり日常よく耳にする。しかし、これには重大な意味が隠れているのである。つまり、逆に考えると「人に迷惑をかけなければ何をしてもいい」という意味になり、「人は人、自分は自分」という個人主義の道徳になってしまうからである。現代の学校教育における道徳の時間が、子どもたちの道徳性を養う場となり得ていないのは、この個人主義の道徳につながる個人の道徳性だけを問題にした授業を行っているからといえるのではなかろうか。

ローレンス・コールバーグが晩年、設立に関わった学校で薬物乱用が蔓延し、それを禁止するのが難しい状況となった。その時問題となったのが、「人は人、自分は自分」というアメリカの若者の考え方であり、「薬物の害を被るのは自分であり、誰にも迷惑をかけない」という主張であった。しかしその時、「マリファナを吸う人はハイになることによって自分一人の世界に入ってしまう、クラスのみんなのことを一切気にかけない。これは仲間に対する裏切りであり背信である」<sup>(8)</sup>という意識が生徒の間に出現した。これは教師が教えたのではなく、クラスの親密度が高まり、仲間意識が強くなるにつれ出てきた考え方である。「人は人、自分は自分」という個人主義の考え方は、一人一人が個人として孤立している存在であるがゆえに起きるものであり、個人の心を問題にする道徳が招いてしまう結果である。よって、いかに自分が所属している人々の集まりを意識に入れた道徳性を育成できるか、またその道徳性を育成する場である共同体が形成できるかがこれからの課題である。

また、現代社会における人と人との関わりの問題を、相手の気持ちを共感的に理解する道徳で解決することは限界にきている。いくら相手の気持ちを理解していても、



先ほども述べたが自分が行う行為がそれに伴っていないと、理解するだけでは無意味である。クラスの中で子どもたち同士のトラブルが起きた時、片方が加害者で片方が被害者であることが明らかの場合、加害者に聞くと自分がやったことは悪いとわかっている場合がほとんどであるが、自分たちだけではなかなか解決ができない。自分の行為の善悪も理解でき、その行為によって相手が傷つくことを予想していたにもかかわらず、トラブルになってしまうということは、相手の気持ちを理解するだけでなく、道徳で学習したことが実際の行為に結びつくような授業内容が求められているのではなかろうか。それは当事者間でそのトラブルを回避、または解決するコミュニケーション能力を身につけることであるともいえよう。

以上から、本論では道徳教育において社会性の育成を目指し、正しさに基づき、互いに納得する考えを導き出すために法的思考を養うことが有効ではないかとし考察していきたい。このような試みによって、道徳教育においてだけ行う社会性の育成が抽象的レベルにおいて留まりがちであったのが、法的思考を養うことで、より現実的な問題の解決に繋がるのではないかと考えられる。また、法的思考を養うことにより個人の道徳性の発達だけでなく、自分達の問題を正当性に基づき主体的に解決する能力や、より民主的な集団の育成を図る能力も、同時に向上させることが可能であると考えた。

## 2 法教育とは

### (1) 法と道徳

「法は最小限度の道徳である」という言葉にも象徴されるように、法と道徳の繋がりを強調する言葉もある。中村喜美郎は、法と道徳の関連についても以下の3点を挙げる。

第1に、法と道徳が内容的に重なりあっている場合が少なくないということである。それは、刑法規範の多くが同時に道徳規範であることから裏づけられる。

第2に、本来、法に親しまない道徳的内容が政策的理由から法典の中に盛り込まれることも存在する。例えば、1804年のナポレオン民法典371条は「子はその年齢いかんを問わず、その父親及び母親にしたがい尊ぶべし」<sup>(9)</sup>と定める。これは、法という手段を通じて両親の尊敬という考えを実現しようとしたものである。

第3に、法が、社会で受け入れられている道徳に裏づけられている場合、法の実効性は十分に保証される。また、法の欠陥や限界が道徳によって埋められたり克服されることがある。

それでは同じ社会規範の道徳と法の関係はどのように考えるべきなのだろうか。

今までの日本における法と道徳の関係についてであるが、同じ社会規範ではあるが重なり合う部分は少ない。私たちは、法は社会的に決められたルールであり守るべきもの、道徳は自分の心の在り様をいうのであって、それは他人から意見を言われるも

のではなく、ましてや法のように基準を持って決められるべきものではないというイメージを持っている。つまり、道徳はお互いに口に出さなくても分り合えるものという捉え方である。このような考え方は、物事に対する最小限度の価値が同じレベルで社会に通用した時代には良かったのかもしれないが、今はどうであろうか。

2000年11月に少年法が改正され、今まで16歳以上が刑事処分の対象であったのが、14歳以上に引き下げられた。これは、法における犯罪防止のための罰則強化である。きまりを破ることが悪いという価値が、社会全体に受け入れられているならば、14歳、15歳の犯罪は減るであろう。しかし、実際には後でも述べるが、2000年以降も青少年による犯罪は減らないのである。また逆に、道徳的に店で万引きするのは悪い、人の物を盗むのは悪いと言っても、その行為はなくなる。この例が意味するのは、もはや、法と道徳が別々に片方だけで機能しても、社会における犯罪は減少しない、社会全体がより良い方向に進むことは難しいということである。

そこで法と道徳の重なり合う部分が大きくなる必要が出てくる。つまり、法の大部分が道徳的な考えに基づいて構成されているように、道徳の大部分も法的な考えに基づいて構成されるべきなのである。それは道徳に法律のような規則を作るというものではない。道徳が、今まで個人の内なるものとして捉えられていたのを、物事を何が本当に正しいか理性に基づいて考え、その正しさにお互いの相互支持性を見出すのである。相互支持性を見出すことで、互いのずれている価値観の修正を行い、社会生活をより円滑に送ることができると思われる。

## (2) アメリカにおける法教育

現代社会において、価値観の多様化による相互理解の困難さに起因する問題の解決には、正しさに基づき互いに納得する考えを導き出す法的思考が必要である。この法的思考育成のため、アメリカのLaw - Related Educationの訳語で使われ始めた「法教育」の内容を採り上げてみたい。1978年に制定された法教育法では、LREとは、「法律専門家でない人々を対象に、法、法（形成）過程、法制度、これらを基礎づける基本原則と価値に関する知識と技術を身につけさせる教育」を意味すると定義された<sup>(10)</sup>。このような法教育がアメリカでスタートした背景には、政治的腐敗、無関心、無能ぶりが子どもに丸暗記とオウム返しの答えばかりを要求し、民主主義教育の欠如していた学校教育に帰因すると認識されたことが、その始まりであった。

その状況の中で、最初に「理想的市民の育成」を目的とする法教育を意識的に実践したのが、1930年代高校公民科の講師スター（Isidore Starr）であった。彼は法の制度的な面だけでなく法原則の具体化をはかり、法の制度的な面をとりあげた教育を行った。その後、1960～1970年代にかけて学校教育における法教育の重要性が高まり全国的に浸透することとなった。

では、今の日本の様子はどうであろうか。政治家の汚職が問題となり、テレビから

リアルタイムで流れる国会中継には政治家の無能ぶりが映し出され、選挙が行われるたびにその投票率の低下が問題となる。また、学校では入試の名の下に詰め込み教育が行われ、その反動として生徒の問題行動が多発するようになると、今度は一転して教育にゆとりの必要性がうたわれ、基本的な学力の必要性が叫ばれている。このように教育が激変する中で、子どもたちはその流れに身をまかせるしかなく、自ら考え行動する能力を失っている。よって、これからの教育に必要なのは子ども自身が主体的に考え行動できる力であり、その中でも特に重要なのは、生徒指導上の諸問題となっているいじめ、不登校、校内暴力、少年非行の原因である人と人とのかかわりの問題を解決していく力を身につけることである。そのためには、自分たちの身のまわりに起きる様々な問題や社会の基本的な問題について主体的に考え、公正に判断することができる能力を身につけるというアメリカの法教育の考え方を日本の教育にも積極的に導入することが有効である。

### (3) 日本における法教育

関東弁護士会連合会によると、日本での法に関する教育は中学校においては社会科の公民的分野、高等学校においては公民の現代社会と政治経済がその指導を担っている。平成10年の『中学校学習指導要領』では、社会科の目標は以下の通りである。

「広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」。

しかし、実際に行なわれている社会科の授業においては、全国法教育ネットワークが指摘するように、一部の憲法条文や判例の単なる暗記にとどまっており、legal mindの形式である前述の本来行われるべき目標に基づいた内容ではなかった。よって、2001年の司法制度改革審議会の意見書では司法教育の充実のため、「国民的基盤の確立」をめざし、国民が訴訟手続に参加する制度の導入、具体的には国民の刑事訴訟手続への参加制度、裁判員制度と呼ばれるものを実施することとした。この制度の導入に当たり、その基盤整備のために掲げられたのが司法教育の充実であり、日本における法教育の必要性が求められるきっかけとなった。

以上のように、アメリカを起源とする法教育は、現在日本において主に社会科の公民分野で実施されていることを述べた。しかし、その内容から道徳においても法教育が目指す「良識ある公民」を育成する授業が可能であると思われる。以下にその理由を述べたい。

アメリカにおける「理想的市民」の育成は、公民教育センターによると次の3つの要素からなっている。

#### (i) 知識—立憲民主主義の基礎にある原理、価値、制度の理解

(ii) 技能—有能である責任ある市民となるために必要とされている技能を発達させる事

(iii) 意欲(信念, 参加的態度)—公私の生活において意思決定したり、紛争を解決したり、紛争を調停したりするときに民主的な過程を用いることの理解と意思を促進させる事<sup>(11)</sup>

このように社会の中での自分の役割を認識し、その集団の一員としてより良い生活を目指していく上で生じる様々解決していく力を身に付けるのは、道徳内容視点4のうち(i)、(ii)、(iii)、(iv)で指導可能である。その具体的な内容を、平成10年の『中学校学習指導要領 解説 道徳編』から挙げてみる。

(i) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。

(ii) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規を高めるように努める。

(iii) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。

(iv) 正義を重んじ誰に対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。

日本における法教育の指導は、今までその大部分を社会科が担っていた。しかし、社会性の未発達に起因した人のかかわりに関する生徒指導上の問題が、学校やひいては社会の課題にまでなっている現在、その解決に向けては一教科に任せるだけではなく学校教育全体で取り組む道徳教育の中心である道徳の授業においても実施することが必要である。その中でも問題解決には、道徳において内容の視点4に含まれる集団や社会とのかかわりに重点を置いた指導が求められる。また、この視点4の指導は、今までの課題である道徳が個人のあり方にとどまることなく人倫、つまり社会における役割の自覚や、より望ましい集団形成を目指す力を身につけることにも繋がるのである。

### 3 法教育と連携した道徳教育の可能性

#### (1) 法教育と道徳教育における規範意識

法と道徳は共に社会規範の一つであるが、その両方に共通する規範意識から相互の連携のあり方を探求する。規範意識は法教育と道徳教育を媒介するものであり、その考察によって目指すべき教育の方向性に重要な示唆を与えてくれるものであると思われる。

規範とは規則よりもより狭い範囲を示すものであり、規則とは、スポーツやゲームのルール、数学の足し算といったものも含まれるが、規範は、「・・・すべし。」という道徳的、法的拘束力を持つものである。よって、ある集団の中で規範から外れた行為を行うと何らかのリスクを背負うこととなる。また、規範意識とは規範が集団側

に属する価値の型であるのに対して行為者側の価値意識や価値態度を意味する。規範をこのように考えると、それは人の生活を拘束し不自由なもののように感じる。しかし、人は共同生活を営む上で必ず何らかの規範を共有している。それはどうしてなのだろうか。

例えば、人の物を盗むなという規範がある。これはきっとほとんどの人が認める規範であるが、もし物を持ってない人が多く持っている人からもらうべきだ、という規範が形成され、より普遍的に認められているとすると常に自分の身の回りに注意を払う必要がでてくる。つまり、規範によって人はその生活を自由に送っているということができるのである。

しかし、現在は互いに共通した規範意識を持つことが大変難しくなっている。それははじめにも述べたように消費社会に伴う価値の相対化や私事化も一つの原因であると考えられるが、人が集団で生活する以上、最低限の規範、ルールを共有することが必要であり、それによって私たちは生活の中での相互の衝突を回避できるともいえる。

規範意識の低下とは意識の低下だけではなく、それが実際に行われる行為に結びつくからこそ問題なのである。ここでいう行為とは、単なる物理的存在ではなく、人間、神、知的生物などのように、主体的な心的状態とそれに基づくダイナミズムとを持つとされる存在者の動作の中で、意識的、意志的、意図的、目的などの諸側面を重要視する際に多く用いられる概念<sup>(12)</sup>である。つまり、主体が何らかの考えを持ってその行動を行う時には、それは行為であるとするのである。

大澤真幸は行為と規則の関係について以下のように説明している。

規則に従っている、という事態を構成するのは、他者による個々の行為に対する承認である。しかし、行為を承認したり否認したりする権威は、すべての他者に均等に配分されているわけではない<sup>(13)</sup>。とした上で学校における権威を持った他者として教師の存在をあげている。

しかし、現実の学校生活では、社会の変化に伴って学校、そして教師にあった権威は失われつつある。理由を問わず盲目的に従わせるという教師の権威が良いとはいえないが、長い間学校の中で行われてきたのは事実であり、場合によっては、それが子どもたちの行為の承認の基準になっていたことも否定できない。現在その権限がなくなるにつれ教師の側からの一方的な規則（規範）の押し付けは子どもたちの反発を受けただけである。そうなるなら誰が行為の承認を行うべきなのか、学校における規範感覚の調査から子どもたちの実態の様子を参考に考えてみたい。

ベネッセ教育研究所が2001年、中学生を対象に行った学校における規範感覚の調査によると、クラスで話し合った事は守るべきだと答えた割合は50%を越えている。このことは子どもの規範意識が低下する中において、学校や先生が押し付ける規範ではなく新たな規範を創造することに向けての手がかりの一つになると思われる。

現代において共通の規範意識を持つことが難しく、子どもたちの家庭における基本

的生活習慣の習得や、学校において教師からの行為の承認による規範意識の共有化を図ることができない中で、どの部分の規範意識を道徳教育と法教育で連携させるべきか考えてみたい。規範意識を内容から考えると、高野桂一は青少年を広く取り囲む社会のあらゆる規範すなわち全社会規範についての意識を意味するとし、それは法規範意識、道徳（倫理）規範意識、宗教規範意識、モーレス（慣習道徳）、タブー等の各種の社会規範に関する意識であるとしている。また、コールバーグは道徳性と規範の関係について次のように定義している。道徳性および社会性の発達は、所与の文化における外的な規範が直接に個人の内に内在化されることであると定義される<sup>(14)</sup>。つまり道徳性の発達と、規範が個人の中で規範意識となることは相関関係にあるとし、その上で道徳性の発達段階を6段階に定義しているのである<sup>(15)</sup>。その中でも第4段階、「法と秩序」志向以上に道徳性と規範意識の関連を想定しており、道徳性の発達には、それを取り巻く集団の大切さを指摘する。つまり、道徳性の発達には個人が他者を承認し、その上で法教育と道徳教育における規範意識の一致を第4段階以上に見るということは、個人が個よりも集団、そして社会全体を意識することが必要になる。

## （2）学校における他者性、公共性

規範意識とも相関関係にある道徳性の発達において、個人が他者や集団を認識することの必要性を述べてきた。では、学校において他者性を持つことで公共性を構築していくにはどうしたらよいのだろうか。

ここでルソーの社会契約の考え方を取り上げてみたい。ルソーによると人間の本性は、公共心ではなく私利私欲にある（彼はそれを「自己保存と自己への配慮」と呼んでいる）、これを特殊意志と呼ぶ。そのため、公的な意志自体は、この人間の本性に基づき、人為的に創出されなければ存在しえない。ルソーにあって、この一般意志を作り出すとされるものが、人々の行う社会契約である。特殊意志と相反する一般意志を両立させるため、個人の利益も集団の利益も尊重できる方法があるのだろうか。ルソーは『社会契約論』の中で以下のように述べる。

いかなる人間もその仲間にたいして自然的な権威をもつものではなく、また、力はいかなる権利をも生みだすものでない以上、人間のあいだの正当なすべての権威の基礎としては、約束（合意）だけが残ることになる<sup>(16)</sup>。

この中で、法という概念から一般意志（公共の福祉）と特殊意志（個人の自由）の両立を唱えている。

この乗り越えがたく思われたに違いない困難は、人間のあらゆる制度のうちの最高の制度によって、あるいはむしろこの地上で神の不変の訓えをまねるように人間に教えた天上の靈感に対し強制を加えることも相談することもなしに、彼ら全員の同意によって彼らを束縛し、彼らの拒否にもかかわらず彼らの同意を主張し、彼らが欲しなかったことを行ったときには彼らが自分自身で罰するように強制する—このような手

段を、人はいかなる驚くべきわざによって見出すことができたのであろうか。また人々が服従しながら、しかも誰も命令するものがなく、仕えてはいるが主人をもたないようなこと、要するに外見上は拘束のもとにおかれてはいるが、誰も自分の自由のうちで他人の自由を害しうるものしか失わないので、じっさいにはそれだけいっそう自由であるというようなことは、どうして可能なのであろうか。これらの奇跡は、法の所産である<sup>(17)</sup>。

ここでいわれる法は、どうして一般意志（公共の福祉）と特殊意志（個人の自由）の両立を成り立たせることができるのであろうか。それは加藤典洋によると、自分の上に権威ある者をおかずに自らの統治を可能にしようと思えば、自分たちの上方に自分たちを拘束する法を、自分たちで作る以外にないということである。このことから公共性を創造することは、自分たちで考えて法つまり決まりやルールを作ることによってしか実現できないということになる。この考えは、学校における規範意識の創出に重大な示唆を与える。

### （3）コミュニケーション的行為の理論

ここまでの内容を整理すると以下のようなものである。

道徳の時間における道徳教育と、総合的な学習の時間における法教育が連携し、現代の子どもたちが抱える社会性の未発達に起因した人のかかわりに関する問題を解決するため、自分たちの問題を正当性に基づき主体的に解決する能力の育成が必要である。それは、今まで社会科における事項の暗記にとどまっていた法教育、心情や個人の道徳性を問題にし価値を教える道徳の授業では困難であった、子どもたち自身による現実的な問題を解決する力を身に付けることにも繋がる。

そして、法教育と道徳教育の連携に当たっては、相互に共通する規範意識（道徳性も含む）を行為に結びつけて形成することが重要である。そのためには、規範意識（道徳性も含む）を形成する場としての集団、社会、公共性を構築することが必要であり、そのような場の構築には、特殊意志を超えた一般意志を持つことが求められる。一般意志の形成は、子どもたちが自分で、自分たちの法＝規範を作ることによって可能となる。

このような取り組みを実施するため、ユルゲン・ハーバーマスが提唱するコミュニケーション的行為の理論に依拠して考えることで、なぜこの理論が法教育と連携した道徳教育の構築に有効であるといえるのか、その根拠を挙げてみる。

- （i）個人が結び付いた社会生活を円滑に送るため、互いの合意に基づいた規範を形成し、より良い集団や社会の一となることを目指すことができる。
- （ii）規範の形成は、そこに参加するものが対等な立場で討議し、より普遍的で妥当な根拠に基づいた行為を選択する。
- （iii）形成された規範には、参加したものが全て従うものとし、不都合が発生した場

合には、再度討議により規範をり変える。

(iv) 討議における相互行為において、個人の道徳性の発達と社会的パースペクティブの取得は相関関係にある。

#### (4) 法教育の理論的基礎づけ

ハーバーマスは、討議倫理学においては討議原理と道徳原理を区別してなかったとし、その議論において民主主義原理が道徳原理から区別されることの重要性を述べる。

道徳原理は特定の論証実践の内的構造の次元で作用するのに対して、民主主義原理は外的制度化の次元に関係づけられる。つまり民主主義原理のほうは、討議による意見形成・意思形成への平等な参加を保障し、実際の行為をうみだす効果をもち、しかもそれ自体として法的に保証されたコミュニケーション形式に従って実施される、そうした制度化の次元に関係づけられる<sup>(18)</sup>。

道徳原理は普遍化原則に基づいた論証規則の役割を果たすものとして捉え、道徳的根拠を用いることでのみ正当化されうるすべての行為規範を対象とするが、民主主義原理は法規範だけを創出するものとして捉える。このように考えてこそ道徳的内実が法的規制という経路を通じて社会全体へと浸透してゆく過程を、法システム全体で評価することができる。また、社会においてコミュニケーション的権力を行政権力へと転化させる媒体としての法における規範は、道徳的規範とは異なるものであるとハーバーマスは指摘する。それは、法規範が道徳的根拠によるのみならず、語用論的根拠と倫理的—政治的根拠によっても正当化でき、場合によっては公正な妥協という結果であっても法規範は妥当なのである。

したがって、法制定への討議の成立は、3つの視点から考えることができるとする。

##### (i) 語用論的問い(合目的性)

目的合理的な手段の選択や、承認された価値に照らして目標を合理的に決める。

##### (ii) 倫理的問い(善)

主観的な目的や選考に依存せず、長期的観点から、また全体としていかなる行為様式が「われわれにとって善い」かを問う。

##### (iii) 道徳的問い(正)

目標志向的な協力によって問題を解決する目的論的観点は後退し、比較可能なくつかの状況において万人に順守されることを全員が望みうる場合にはじめて正当となる規範が絶対となる。

このような法制定への討議の成立への視点をあげた上で、理性的な意思形成のモデルを図1のように提案する。この図で示されるのは、法は語用論的討議から倫理的—政治的討議、または公正な妥協による交渉によって成立しても必ず道徳的討議を経て法として承認されるということである。このような法規範と道徳規範との関係をハーバーマスは次のようにまとめている。



道徳規範はつねに自己目的であるが、法規範は政治的目標の手段としても用いられる。すなわち、法規範とは、道徳と同様に行爲紛争の非党派的な解決のために存在しているだけでなく、政治的プログラムの変更のためにも存在しているのである。集合的目標設定と政策を実施するための措置は、法形式によってはじめてその拘束力を得る。そのかぎり、法は政治と道徳の間にある。したがってすでにドウウォーキンが示したように、法律的討議においては、制定法解釈の適用の論拠は、一方では政治的目標設定の論拠と他方では道徳的な根拠づけの論拠と結びついている<sup>(19)</sup>。

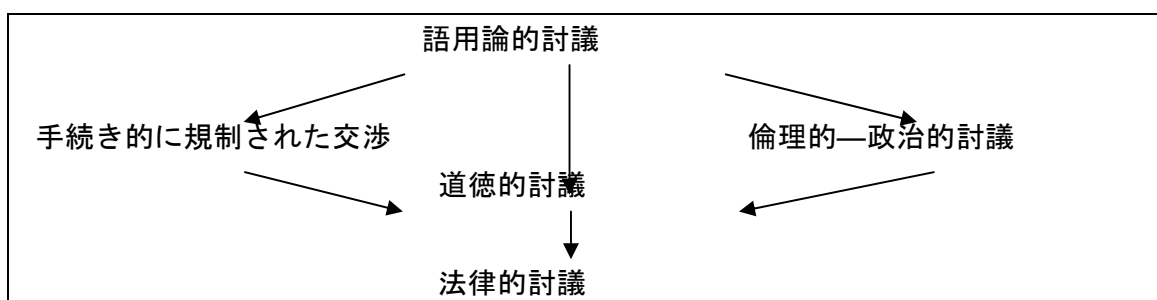


図1 理性的な政治的意思形成の過程モデル<sup>(20)</sup>

#### (5) 市民社会の創造

妥当性要求に基づく討議における相互行為によって、互いの合意による規範を形成し、それを実現することにより、個人の道徳性の発達とより良い集団の構築を行うことは、市民社会の創造にも繋がると考える。ハーバーマスは市民社会あるいは政治的公共圏について、正統的な権力のコミュニケーション的生産の過程と、大衆の忠誠・需要・システムへの服従を調達するためのメディア権力の操作的な使用の過程の交差点にあるとし、その上で、C・オッフエの分析を基に、市民社会を定義づける。

近代を特徴づけるものとしてヘーゲルやマルクス以来慣例となっている〔(政治的)市民社会 *societas civilis*] から〔(脱政治的・経済的)市民社会 *bürgerliche Gesellschaft*] への翻訳とは異なり、市民社会という語には、労働市場・資本市場・財貨市場をつうじて制御される経済の領域という意味はもはや含まれていない。・・・中略・・・いずれにしても《市民社会》の制度的な核心をなすものは、自由な意思にもとづく非国家的・非経済的な結合関係である。もっぱら順不動にいくつかの例挙げれば、教会、文化的なサークル、学術団体をはじめとして、独立したメディア、スポーツ団体、レクリエーション団体、弁論クラブ、市民フォーラム、市民運動がり、さらに同業組合、政党、労働組合、オールタナティブな施設にまで及ぶ<sup>(21)</sup>。

そして、ハーバーマスはこうした結社（アソシエーション）には J・キーンが述べるような機能の存在を認める。

社会的平等と自由の拡大、および国家の脱構築化と民主化という相互に依存し類似

したふたつの過程をつうじて、市民社会と国家の境界を維持し定義しなおす。・・・中略・・・そうした結社は、公共的コミュニケーションに直接参加したり、あるいは、たとえば現状に対案を提起するプロジェクトのように、活動を計画し実例を示すことによって暗黙のうちに公共的な討論に寄与するからである<sup>(22)</sup>。

以上のように、ハーバーマスが定義するような非国家的・非経済的な結合関係において、公共的コミュニケーションに直接参加したり、あるいは現状に対案を提起するプロジェクトを行うことは、自分たちの問題について妥当性要求に基づく討議における相互行為によって、互いの合意に基づいた規範を形成し、それを実現することで、より良い集団の構築を行うという筆者が考える法教育と連携した道德教育の目標とも合致していると言える。よって、本論のテーマでもある法教育と連携した道德教育を行うことは、市民社会における市民性を養うことにも繋がる教育活動であると思われる。

#### 4 授業の具体的構想とその実践

##### (1) 授業の理論的構想

妥当性要求に基づく討議における相互行為によって、互いの合意に基づいた規範を形成し、それを実現することにより、個人の道德性の発達とより良い集団の構築を行い、現実的な問題の解決を図る法教育と連携した道德教育の目標を達成するために、ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論に基づく、総合的な学習の時間と道德の時間の連携を図った授業を行うことが有効であると思われる。図2に従って授業の基本的考え方を述べていきたい。

総合的な学習の時間における法教育と道德の時間における道德教育を、ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論に基づき行うことで、授業においては次のような有意性をもたらすことができると考える。

1 個人や集団の道德性（規範意識）を高めることができる。

コミュニケーション的行為の理論は、妥当性要求に基づく話し合いをクローズドエンドに行うことで、認知的葛藤のより高いレベルの考え方に触れることにより、個人の道德性の発達を促すことができる。また、ハーバーマスによると個人の道德性と集団の相互社会的パースペクティブの取得を相関関係として把握できるとするので、個人の道德性の発達と共に集団の道德性も発達していると捉えることができる。

2 現実的な問題解決をはかる力を養うことができる。

総合的な学習の時間における法教育は、語用論的根拠に基づく語用論的討議、倫理的・政治的根拠に基づく倫理的—政治的討議、道德的根拠に基づく道德的討議、そして場合によっては、公正な妥協に基づく手続き的に規制された交渉を行い、法（決まり）を決定することで、より現実的な問題解決案を決定することができる。また、決

定した内容は、話し合いに参加した者が全て守ることで問題解決を図ることが可能であり、場合によっては、その案に修正を加えることで、より効果的な方法を考案できる。そして、このような学習を通して、自分たちの問題を主体的に解決し、より良い集団を形成する力の育成を図ることができる。

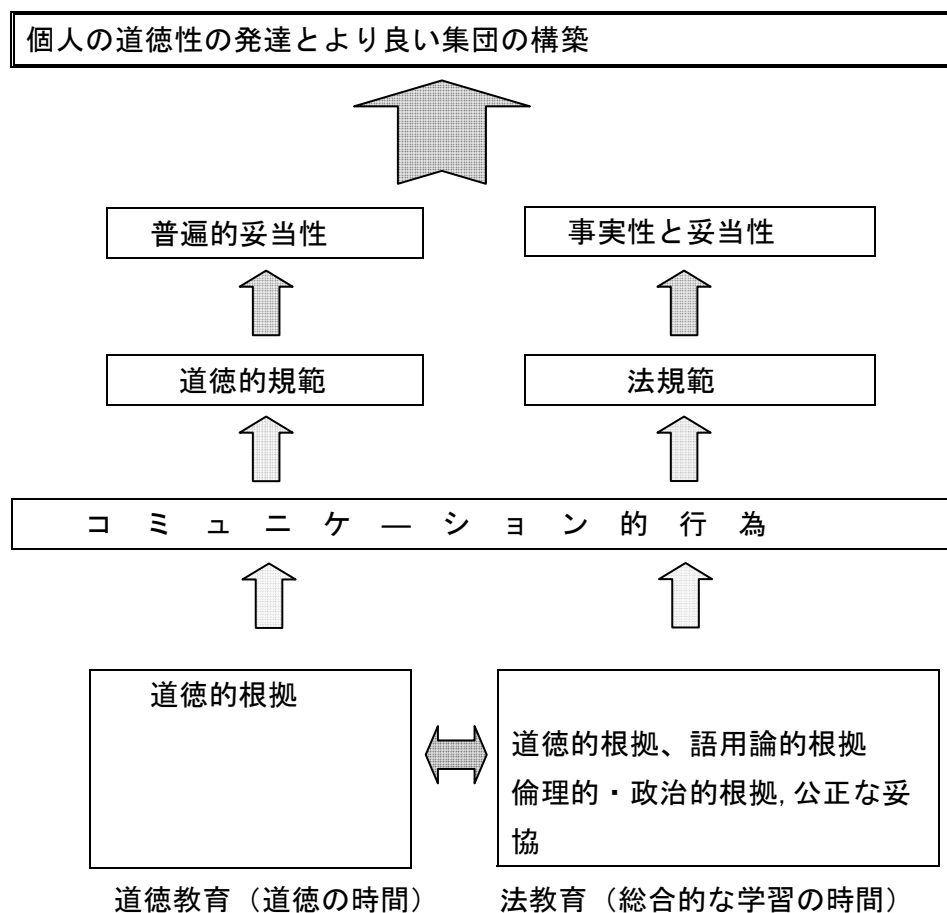


図2 法教育と道徳教育の連携 (筆者が作成)

## (2) 実施計画および授業展開例

A県B市立C中学校1年生4クラス126名を対象に、平成16年5月27日(木)～6月30日(水)までの約1ヶ月間、各クラス事前、事後も含め8時間ずつ授業を行った。この実践の目的は、総合的な学習の時間における法教育と道徳の時間における道徳教育を、ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論に基づき行うことで、個人や集団の道徳性(規範意識)を高め、現実的な問題解決を行い、より良い集団を形成する力を育成することである。4クラスの内の一つ、1年C組の実施日と内容は以下のようなものである。

実施日	回数	実施内容	時間
6/4	①	セルマンの社会的視点取得検査（アルメニア大地震）の実施（事前） 公共性を図る簡単な調査（問題に対する YES、NO とその根拠）	総合
6/9	②	道徳「いちごの靴下」1時間目	道徳
6/14, 16	③	道徳「いちごの靴下」2時間目	
6/17	④	自分のクラスでの問題点とその根拠を考える。個人 →クラス	総合
6/21	⑤	問題点に対する対処とその根拠を考える。個人 →クラス	
	⑥	問題点に対する対処とその根拠を考える。クラス  そして、対処の方法を一つに絞り、どういう状態になったらこの方法が妥当なのか考える。（すぐに実行できることはやってみる。）	
6/25	⑦	対処の方法の効果を反省し、それを学年または全体へ広げるための方法を考える。個人→クラス	
6/28	⑧	セルマンの社会的視点取得検査（アルメニア大地震）の実施（事後） 公共性を図る簡単な調査（問題に対する YES、NO とその根拠）	総合

道徳の時間は、2時間の計画で自作資料である「いちごの靴下」を資料に授業を行った。第1次では、資料内容の状況把握と主人公のとるべき行為の理由とその根拠を考えさせる。第2次は、主人公のとるべき行為をクラスで一つに決定するべく行為の理由の妥当性を絞りこんでゆき、その上でより合理的な根拠に気づかせ、それに基づくためにはどの行為を選択すべきかを決定する。資料についてであるが、子どもたちの主体的な問題解決の力を育成するためにオープンエンドとした。

総合的な学習の時間における法教育では、道徳で行った行為の正当な根拠に基づき合意を見出す授業を基礎に、自分たちの問題を主体的に解決し、より良い集団を形成する能力を育てるため、クラスの問題点を解決するという内容で4時間実施した。授業については、アメリカの法教育の中で参加型プログラムとして行われている PROJECT CITIZEN の内容を参考に、コミュニケーション的行為の理論を基礎とし、クラスの間

題解決を図る授業を実施した。ここでは、その意義を5点挙げる。

- 3 (i) クラスの問題決定、その対処方法決定、対処方法の反省を個人、そしてクラスの順番で行うことにより、全員が主体的に授業に参加することができる。
- (ii) クラスの問題決定、その対処方法決定も正当な根拠を必要とするため、より合理的な考えを形成し、個人や集団の道德性の向上にも繋がる。
- (iii) 対処方法の効果について予測させることで、結果への見通しについて集団が一致した認識を持つことができる。
- (iv) 討議による決定は、クラス全員の合意に基づくため、その実行性も確約される。
- (v) 実行後、対処方法の効果を反省し、より良い方法や他への発展など、集団の向上を目指す能力を育成できる。

### (3) 実践の結果と考察

「いちごの靴下」第1次と第2次の道德判断の根拠づけに見られる社会的視点の変容は、表1のようである。1時間目は前慣習的段階である段階2に属する生徒が全体の5割を超えていたが、2時間目（3時間目のクラスもあり）には3割となり、慣習的段階の段階3、4に属する生徒が7割となった。特に、段階2から3への上昇が著しい。これは、コミュニケーション行為によって妥当性要求に基づく議論を繰り返すことで、より正当性に基づく合理的な思考が可能になり、社会的視点が広がったと思われる。

表1 1年生いちごの靴下社会的視点の段階変容 (数字は割合)

段 階		2 時 間 目				計
		1	2	3	4	
1 時 間 目	1	5	3	1		9
	2	3	15	23	3	44
	3		4	39	3	46
	4			1		1
計		8	22	64	6	100

道德教育と法教育の授業を行う事前と事後で、社会的視点取得検査を行った。図3は荒木紀幸による標準偏差と、C中学校1年生全体の事前事後の結果を表したものである。事前の段階は中学校に入学して2ヶ月余りしか経っていないということもあるが、標準と比較し、C中学校1年生は全体的に低い段階に位置する生徒が多い。特に、1段階、自己中心的な視点で物事を考える生徒が全体の約3割を占めており、他者との関係における視点を持つ3段階の生徒は約2割に過ぎない。しかし、授業実施後は1段階の生徒が約3割から1割に、3段階の生徒が約2割から4割を超えるなど、自

己の視点から他者への視点を持つことができる生徒が大きく増加したことを示している。これは、妥当性要求に基づく討議をクラスで6時間実施したことによる成果の一つであるといえる。

では、個々のクラスの状況はどうであったのだろうか。以下、表2から表5はクラス別の社会的視点取得検査の事前、事後の割合を示したものである。4クラスを事前と比較すると次のような特徴がある。A組とD組は、ほぼ同じような段階の割合を示しており、段階2の生徒が全体の5割弱で、段階1と3の生徒がそれぞれ2～3割である。それに対して、B組はクラスの5割が段階1の生徒であり、他者の視点に立ち集団を考えることが難しいと予想される。また、C組はどのクラスよりも段階0、1の生徒が少なく段階2の生徒が多いため、他者と自己との区別をした上での判断は出来る傾向にあると思われる。授業以前には、以上のような特徴を示していたB組とC組であるが、事後の段階は両クラスとも著しい視点の広がりを見ることができる。まず、B組であるが段階1の生徒が5割から約1割になり、段階2の生徒が約6割、そして段階3の生徒は事前の2倍の3割強となっている。この事後の結果は、事前段階では大きく差が見られたD組の事後の割合とほぼ同じ水準にまで上昇している。また、C組は標準偏差の数値とほぼ同じ値の段階2の生徒が約4割、段階3の生徒が6割弱という割合を示し、どのクラスよりも事後の段階では高いレベルである。このような上昇が見られた2クラスについては、特に、道徳の授業後実施した「クラスの問題点を解消する」という法教育での取り組みにその原因があると思われる。

それでは、事前、事後の社会視点を比較して特に広がり著しく見られた2クラスのうちB組においてどのような話し合いが行われたのかを、ハーバーマスの法（決まり）を決定する際の視点に基づき検討したいと思う。以前に述べたように、ハーバーマスは語用論的根拠に基づく語用論的討議、倫理的・政治的根拠に基づく倫理的—政治的討議、そして場合によっては、公正な妥協に基づく手続き的に規制された交渉を経て、道徳的根拠に基づく道徳的討議の結果、法（決まり）は成立するとしている。このような討議の視点を、今回の「クラスの問題点を解決する」という授業では、次のように理解する。

ハーバーマスによると語用論的問い（合目的性）は、目的合理的な手段の選択や、承認された価値に照らして目標を合理的に決めることであるとする。よって、今回の授業における語用論的討議は、まず、クラスの問題点の決定がより合理的な根拠に基づいているかということ、そしてその解決のための手段が目的に適うかどうかということが、どのように話し合われているかを検証する。

次に、倫理的問い（善）は、主観的な目的や選考に依存せず、長期的観点から、また全体としていかなる行為様式が「われわれにとって善い」かを問うものであるとする。よって、倫理的—政治的討議は問題解決のための方略、並びにその結果が討議を行う集団にとって本当に善いものであるかどうかを話し合うということである。

表2 1年A組社会視点取得検査事前、事後の段階変容

(数字は割合)

段 階		事 後					計
		0	1	2	3	4	
事 前	0		3				3
	1		3	14	3		20
	2		3	27	17		47
	3			3	27		30
	4						0
計		0	9	44	47	0	100

表3 1年B組社会視点取得検査事前、事後の段階変容

(数字は割合)

段 階		事 後					計
		0	1	2	3	4	
事 前	0						0
	1	3	6	37	3		49
	2			17	17		34
	3			3	14		17
	4						0
計		3	6	57	34	0	100

表4 1年C組社会視点取得検査事前、事後の段階変容

(数字は割合)

段 階		事 後					計
		0	1	2	3	4	
事 前	0			3			3
	1		6	7	3		16
	2			26	36		62
	3			3	16		19
	4						0
計		0	6	39	55	0	100

表5 1年D組社会視点取得検査事前、事後の段階変容 (数字は割合)

段 階		事 後					計
		0	1	2	3	4	
事 前	0			7			7
	1			2 3	3		2 6
	2		7	1 7	2 0		4 4
	3			7	1 3	3	2 3
	4						0
計		0	7	5 4	3 6	3	1 0 0

また、公正な妥協に基づく手続き的に規制された交渉とは、本来なら考えうるものの中で一番善い結果なり、問題解決の方略を選択する必要があるが、何らかの理由でどうしてもそれが不可能な場合、結果なり行為にある程度の妥協をした上で選択する場合もありうるということである。

最後に、道徳的問い（正）は目標志向的な協力によって問題を解決する目的論的観点は後退し、比較可能ないくつかの状況において万人に順守されることを全員が望みうる場合にはじめて正当となる規範が絶対となるとする。よって、道徳的討議は正当性に基づいた問題点の決定、解決方法の決定、結果の予測までが行われ、クラス全員の賛同が得られる話し合いとなったかどうかを確認するものである。

ハーバーマスによると、以上のような討議は、語用論的討議からすぐに道徳的討議が行われる場合と、語用論的討議から倫理的—政治的討議、そして場合によっては、公正な妥協に基づく手続き的に規制された交渉を経て、道徳的討議が行われる場合があるとする。

B組は、法教育を行う前の道徳の授業において一部の男子生徒のみが自分の主張を繰り返すことが多かった。よって、クラスの問題点の決定に当たっては問題点の提案を指導案のように個人、そしてクラスの決定としては話し合いのルールがあっても一部の生徒の意見になる可能性があったため、班で問題点の決定を行い全体に提案することとした。

#### 【語用論的討議】

班での話し合いの結果、問題点は3つ提案された。問題点とその根拠は次のようである。

- (i) 授業中うるさい。(迷惑を受ける人がいるから。発表している時に話されると邪魔。)
- (ii) 時間割を調べるのが遅い。(帰りの会が遅くなるから。)
- (iii) うるさくて明る過ぎる。(テストで困る。)



結局（ii）に賛同した生徒は、今回（i）の賛同者が多かったことと（ii）は目標にしてもいいのではないかという意見もあり、（i）の授業中うるさいがクラスの問題点となった。（iii）に賛同した生徒もいたが、内容的には、ほぼ同じなので今回は（i）の問題点の解決でも良いこととなった。そして、全体で授業中うるさいことがなぜ問題点なのかを更に話し合うと、授業に集中できない、2年後の入試で困るなどの根拠も出され、なぜ問題なのかを深く認識することもできた。

#### 【倫理的—政治的討議】

その上で、問題を解決するための手段を考えることとした。ここで提案されたのは、現在授業中うるさいのは仲の良い人が離れていて、大きな声で話そうとするために騒がしくなるのがその原因であり、席替えを行い仲の良い人を近くにすると、大きな声で話す必要はなくなり小声になるので、問題点の解決になるという意見であった。1時間話し合ったが、結局クラスの子どもたちはその意見に賛成した。これは、クラスの子どもたちの中では今よりも静かになるということが自分たちの考えうる目指す善いことであり、そのための席替えが最良であると考えたのである。

#### 【倫理的—政治的討議、道徳的討議】

次の時間、担任の先生からの意見として、問題解決方法並びにその結果が本当に問題点の解決になっていないことを伝えた。つまり、授業中うるさいという問題点を解決するためには、私語をしなくなることが目標で、そのための解決方法を選択することが正しいことであり、今よりも小声になるからという理由で、仲の良い人を近くにするという席替えは、目指す善い目標、手段も含め正しいとはいえないということである。少し時間を取り、もよりに相談した結果、でもどうなるかやってみてだめなら元に戻せばいい、という意見や席替えをしてうるさい人は前の席に移動させるという意見も出た。しかし、そのたびに席替えが今よりも小声になるという目的で実施される以上、それは問題の解決として正しくないことを伝えた。

時間も残り少なくなった所である生徒が次のような提案をした。逐語で詳しく見てみる。

隣を男と女にして、今見たら仲の良い人がそろっとるじゃろ。で、どっちとも合はん人を性格が、その人を選んで近くにすればしゃべらんようになるんじゃねんかな。先生、話をしない人と一緒になったら、その人と話が盛り上がったりして友達が増えると思う。

これは、初めから仲の良い人を近くにするという意見を繰り返していた男子生徒の発言である。授業中うるさいという問題点を解決するため、みんながしゃべらなくなること为目标とし、今はあまりしゃべらないような人同士を近くにすれば、静かになるだけでなく、隣同士になった子どもは案外仲良くなれるという効果も含めて提案したものである。この発言に対しては賛成意見もあったが、仲の良い人が近くにいる方

が良い、話をしない人を近くにしたら話をする人が遠くになり声が大きくなる、などの反対意見もあり時間内に決定することはできなかった。しかし、1時間の中でクラスの問題点に対して、自分たちの中から現実的な解決を可能にするより広い視野からの発言を行う生徒が出たことが、このクラスの社会的視点の向上に繋がり、より良い集団の構築に向かい1歩前進したと考えられ、そういう意味において3時間に渡り、語用論的討議、倫理的・政治的討議、道徳的討議を行い、法（決まり）を構築するための話し合いは有効であったといえよう。

## 5 今後の課題

今回の研究より、今後の課題を3点挙げてみたい。

第1に、実践授業を考察する上で、学級がコールバーグによる道徳性の4段階、集団・組織全体の観点から、その維持を目指す人々や関係になっているか客観的に測定する尺度が十分ではなかったことである。自分なりにクラス集団を把握するための尺度を考え、4月の学級がスタートした時点、1学期の終わり、2学期の終わり、3学期の終わりとして測定すると、取り組みの様子とその成果の関係がより精密に分析することが必要である。

第2に、コミュニケーション的行為に基づき道徳教育と法教育の授業を展開したのであるが、クラスでの発言者に偏りが見られたことである。その原因として、一つには話し合いのルールでみんなが平等に話し合いに参加することを決めていても、クラスの間人間関係の中で発言することに消極的な生徒が見られる。また、今までの授業とは異なり、行為の判断理由を考えることが難しかったと推測される。このような原因を解決するため、話し合いを行う練習を重ねることが必要であり、学級がスタートする4月からクラスでの発言は誰もが尊重される雰囲気作りを行うことが大切であると思われる。

第3に、話し合いへの教師の介入のし方である。今回も「クラスの問題点を解決する」の授業では、2クラスほど「もし～できなかつたら～する。」ということが提案された。内容としては、A組の問題点、発表が少ないで、もし1日1回発表できなかつたら、帰りの会で校歌を歌ってはどうかという意見があった。校歌を歌うことで、人前での発言が恥ずかしくなくなる、何かあった方がみんな発表する、というある程度納得できる理由ではあるが、学校に来ていてもクラスに上がりづらい子どもや、障害児学級から通級している子どもが存在するクラスにおいては、そのような取り組みがクラスに入れない生徒を生み出す可能性もある。今回は教師の側で、「発表したくても、できなかつたら困る。」という生徒の意見を取り上げて考え直すことを提案した。この例が示すようにみんなが決まり（法）を作るということになる、もしそれを守らない人がいるとどうすべきかということになる。そこにいる人々が納得して、誰が考えても妥当であると思われる内容であれば実施しても良いと思うが、先ほどの

ように子どもたちだけでは考えつかない事態もある。よって、その場合には教師が根拠を提示しながら、話し合いに加わることが求められ、教師の適確な見極めが重要である。

今後は、このような反省の上で集団の道德性の向上を測定する尺度を確立し、客観的な反省を行いながらこのような取り組みを継続的に行うと同時に、学級の生徒全員が話し合いに参加できるようなクラスづくり、また、教師がいかに話し合いの一員となっていくべきか等、実践を積みながら検討していく必要がある。

おわりに

道德教育と法教育の連携をハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論に基づき行うことは、子どもたちに自分たちの問題を正当性に基づき主体的に解決する力を身に付けさせ、従来、道德や社会科における法教育の課題であった現実的な問題の解決を可能にする。また、このような取り組みは、子どもたちの未熟な社会性が起因する問題の解決に向けて有効な手段であると思われる

註

- (1) J. バウマン (森田典正訳) 『リキッド・モダニティ 流動化する社会』大月書店、2001、p. 3。
- (2) 廣松渉編 『岩波哲学・思想事典』岩波書店、1998、p. 369。
- (3) J. バウマン (森田典正訳)、前掲書、2001、p. 7。
- (4) 同上書、p. 9。
- (5) 同上書、p. 47。
- (6) 文部省 『中学校学習指導要領、解説 - 道德編 - 』大蔵省印刷局、1999、pp. 23 - 24。
- (7) 土戸敏彦編 『〈道德〉は教えられるのか?』教育開発研究所、2003、p. 113。
- (8) 同上書、p. 113。
- (9) 上林邦充・中村喜美郎 『法学 現代の法理論と憲法』駿河台出版社、1988、p. 13。
- (10) 関東弁護士会連合会編 『法教育 21世紀を生きる子どもたちのために』現代人文社、2002、p11。
- (11) 同上書、p. 121。
- (12) 廣松渉編、前掲書、1998、p. 481。
- (13) 大澤真幸 『意味と他者性』勁草書房、1994、p. 50。
- (14) 永野重史編 『道德性の発達と教育 コールバーグ理論の展開』新曜社、1985、p. 8。
- (15) 同上書、p. 22。

- (16) J - J. ルソー (桑原武夫・前川貞次郎訳) 『社会契約論』 岩波書店、1954、pp. 20 - 21。
- (17) 加藤典洋 『戦後的思考』 講談社、1999、pp. 311 - 312。
- (18) J. ハーバーマス (河上・耳野訳) 『事実性と妥当性 (上) 法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』 未来社、2002、p. 139。
- (19) J. ハーバーマス (河上・耳野訳) 『事実性と妥当性 (下) 法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』 未来社、2003、p. 210。
- (20) J. ハーバーマス (河上・耳野訳)、前掲書、2002、p. 201。
- (21) J. ハーバーマス (細谷貞雄・山田正行訳) 『第2版 公共性の構造転換 市民社会の一カテゴリーについての探求』 未来社、1994、p. xxxviii。
- (22) 同上書、p. xxxviii。

(渡邊満)

---

## 社会性・養護性の育成を目指す小学校 「人間発達科」の試み



兵庫教育大学  
松村京子

## 背景

社会問題 少年犯罪・いじめ・不登校:子ども  
子ども虐待 :親

最近の研究報告:  
少年犯罪・子どもの行動異常  
⇒子ども虐待など親の養育行動と関連

↓  
幼い子どもを理解し、適切に関われる  
養護的能力を育む教育が重要

## 北米の子どもと親の問題→EI教育

従来のAcademic Intelligence に対して

Goleman, D. : Emotional Intelligence

Gardner, H. : Multiple Intelligence

Coles, R. : Moral Intelligence

## 北米のEI教育:

### The Parenting Project

思いやりや共感を学ぶ  
友達や家族との人間関係の向上させる  
児童虐待を減らす  
学校や社会でおこる暴力を減らす  
十代の妊娠を防止する  
次世代の心の健康を促す

## 日本の教育の現状

中学・高校:家庭科保育学習  
「乳幼児の心と体の発達」「親の役割」

### 小学校

- ・保育学習の素地作りとなる学習 なし
- ・国語科, 家庭科, 体育科, 道徳に  
「コミュニケーション」「発達」「家族」「対人関係」  
に関する学習内容が断片的に含まれる
- ・小学校6年間  
児童自身の成長・発達  
養護される立場⇒養護する立場

## 研究の目的

心と体の発達と様々な人とのコミュニケーション  
や関わり方を体験的に学び, 社会性, 養護性を  
育むことをねらいとする教育プログラムの開発  
を進める。

### 養護性 (nurturance) とは?

相手の正常で健全な発達の促進のために用いられる  
共感性と技術。子ども, 高齢者, 障害者, 親, 仲間, ペット  
などに向けられる。

Fogel & Nelson (1986); 小嶋 (1989)

## 「人間発達科」

### 目標

異年齢の人々との交流や観察を通して、人間の成長・発達に関する現象やその背景にある養護的なかかわりに気づき、理解を深めるとともに、人とかかわる楽しさを味わわせ、社会性、養護性を育む。

## 「人間発達科」の各学年の主な学習

### 3年生：発達比への学習



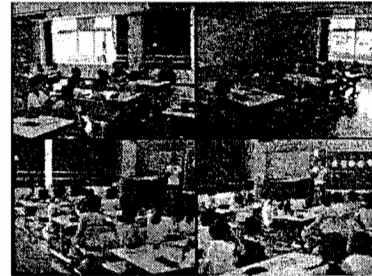
## 「人間発達科」の各学年の主な学習

### 4年生：赤ちゃん会の学習



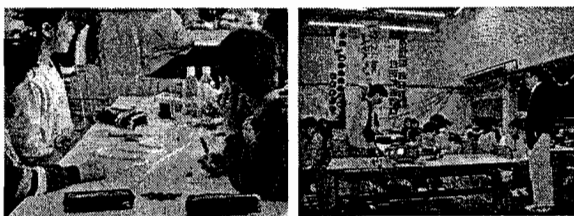
## 「人間発達科」の各学年の主な学習

### 5年生：感情についての学習



## 「人間発達科」の各学年の主な学習

### 6年生：思考の発達についての学習



## 第4学年の学習

### 「毎月赤ちゃん会で成長・発達を知ろう」

#### 学習目標

- 乳幼児に興味・関心をもつ。
- 乳幼児の成長・発達や生活を知り、成長・発達と家族のかかわりについて考える。
- 乳幼児の観察から乳幼児の特徴をつかみ、乳幼児と適切にかかわることができる。
- 乳幼児期のさまざまな成長・発達に気づき、成長・発達の意味や発達には家族のかかわりが深く関係していることを理解できる。

## 方法

対象児: 兵庫教育大学附属小学校4年生27名  
(男子18名女子9名)

学習時期・内容: 2002年6月～11月,  
学級担任が授業を実施。

学習状況の分析: 8台のビデオカメラでクラス全員の  
学習状況を録画。録画映像をコン  
ピューターに入力し児童の行動を分析。

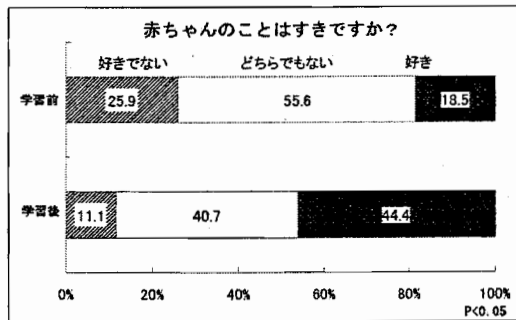
授業評価: 児童・授業者・参観者による評価。

児童の変容: 全学習後家族への調査。

## 学習過程

1. 赤ちゃんについて話し合い課題を持つ。(1時間)
2. 赤ちゃん会の準備をする。(2時間)
3. 赤ちゃん会をする。(1時間)
4. 赤ちゃんの発達や家族との関わりについてまとめる。(1時間)
5. 2—3—4の活動を3回繰り返す。
6. 発達の意味や発達と家族の関わりについてまとめる。(1時間)

## 乳児に対する関心



## 乳児に対する関心

### 家庭での児童の乳幼児に関する発言 (家族からの報告)

- 「まだ赤ちゃんやから、仕方がないなあ」
- 「もうちょっとしたらできるよになるよ」
- 「いつ歩くようになるのかなあ」
- 「赤ちゃんが喜んでくれるとうれしいなあ」

### 家庭において児童が乳幼児とかかわる姿 (家族からの報告)

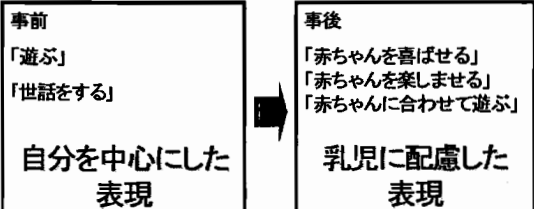
- 「実際に小さな子とかかわる」
- 「近所の小さな子に話しかける」
- 「幼児についてまわり危険からまもった」
- 「赤ちゃんの顔顔をみただがった」
- 「赤ちゃんの世話をした」

### 「乳幼児に関心を持つ」

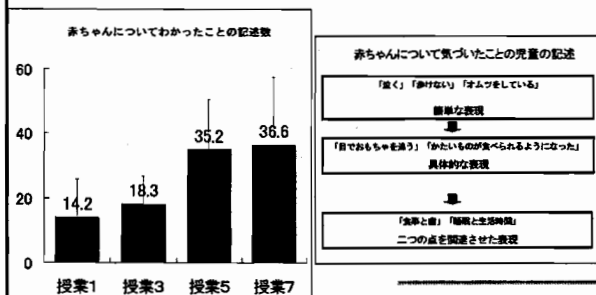
- 「乳幼児の出るテレビや本に興味を持った」
- 「本を見て赤ちゃん会の赤ちゃんと比べてみた」

## 乳児についての理解

赤ちゃんが学校に来たらどうしますか?



## 乳児の成長・発達についての理解



## 乳児とのかかわり方

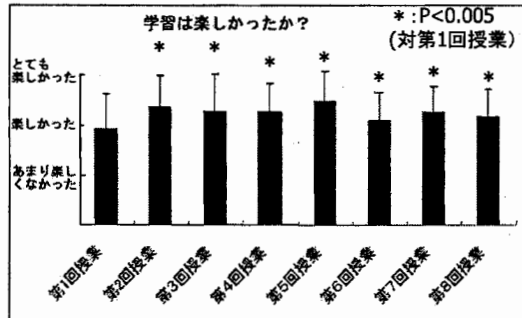
学習進行にともなって

- 乳児の発達段階を考えた交流の準備・実施
- 乳児の安全・衛生を考えた行動や発言
- 乳児を楽しませようとする意欲



乳児のことを考えた行動

## 学習意欲



## 「毎月赤ちゃん会」の学習効果

● 児童は相手の立場になって考える視点が見られた



共感性

● 乳幼児への興味・関心を高め、養護的な行動を行うようになった。



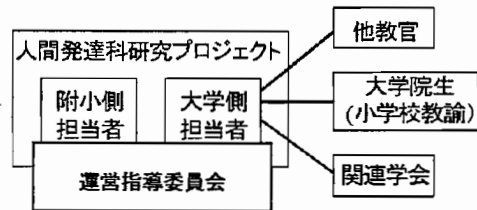
養護性

● 児童は、学習の楽しさを強く感じた。



学習意欲

## 研究体制





### 3. 総合的学習能力検査の作成・標準化

本研究は、学力発達支援の観点から研究を行ったものである。学力に限らず発達支援を行うには、その対象者の状態を把握（診断）することが、必要条件である。このような視点から、本研究は、年齢縦断的で簡便な総合的学習能力検査を作成し、標準化することを目的とした。アメリカで多く用いられている MBA (Mini-Battery of Achievement) をもとに、「読み」73 項目、「書き」58 項目、「算数」79 項目、「知識」59 項目で構成される学習能力検査を作成した。これを、小学校 1 年生から 6 年生までの児童 84 名に実施し、本検査の適用可能性について検討した。構成されている 4 領域（読み、書き、算数、知識）の各下位検査項目において、学年と共に得点が有意に上昇したことから、本検査は、児童の学力をよく反映していることが示唆された。本検査の信頼性（ $\alpha$  係数による）および妥当性（並存的妥当性）も、高い得点が得られた。これらの結果から、本検査を学習能力尺度として用いることの有用性が示唆された。

（今塩屋隼男・多田由紀子）

連合研究科共同研究勝野プロジェクト報告(2004年2月17日)

青少年の危険行動と学校教育  
—総合的発達支援及び養護性の育成—

## 総合的学習能力検査の作成・標準化に 関する研究

学校教育臨床連合講座

今塩屋準男

多田由紀子

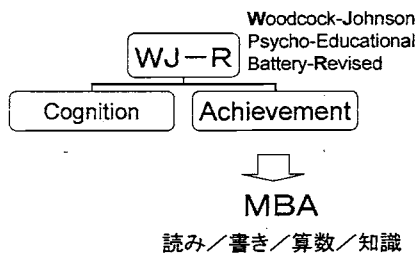
## 目的

- 学力に限らず発達支援を行うには、その対象者の状態を把握(診断)することが、必要条件である。



- 年齢縦断的で簡便な総合的学習能力検査を作成し、標準化することを目的とした。

## MBA (Mini-Battery of Achievement)



## MBAの領域と下位検査項目

領域	下位検査	項目数	計	合計
読み	語の一致	28	73	269
	語彙	22		
	理解	23		
書き	聞き取り	32	58	
	校正	26		
算数	計算	29	79	
	概念・推理	50		
知識		59		

## 下位検査の具体的内容

- 読み** 語の一致: 文字・単語を読む  
語彙: 反対の意味語を答える  
理解: 空欄に入る適語を答える
- 書き** 聞き取り: 指示通り文字・言葉を記入(ワークシート)  
校正: 文の表記の誤りを見つける
- 算数** 計算: 計算を解く(ワークシート)  
概念・推理: 図や問題に答える
- 知識** 歴史・科学・音楽などの知識

## 方法(日本版MBAの試作)

- 原盤に準拠することを基本
- 言語の問題(表音文字と表意文字)
- ひらがな・カタカナは、幼児の読み書き能力(国立国語研究所、1972)
- 漢字は、学習指導要領と教育基本語彙集(坂本、1984)
- 算数は、単位変更とそれに伴う桁数変更
- 知識は、絵図や質問を日本の学校教育に合わせる

## 原板MBAと日本版MBAの 試作品をご覧ください！

## 調査方法

■ 調査対象児：小学1年生～6年生、各学年14名  
(協力児童中から無作為に学級担任が抽出)

■ 手続き：個別方式(原盤準拠)により実施

- ・ 年齢相応の問題からはじめる
- ・ 最初に提示した頁の項目が全て誤答の場合は前頁に戻る。その頁もできなければさらに前へ
- ・ ワークシート(聞き書き取り、計算)と口頭
- ・ 時間制限なし(できないと判断した場合は次へ)
- ・ 4問連続無回答・誤答の場合は検査中止

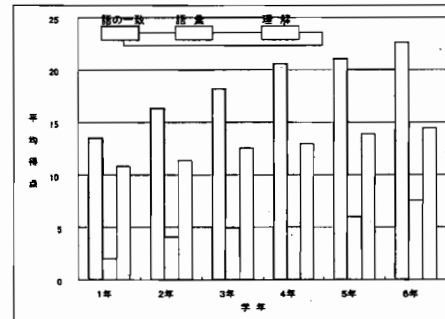
■ 採点法：正答は1点、無回答・誤答は0点

## 結果(項目得点分析)

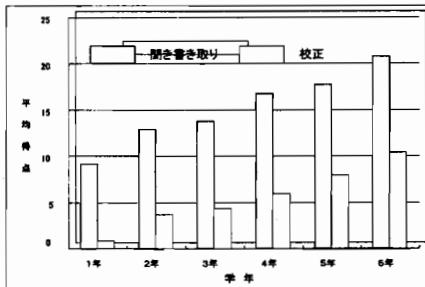
- 全下位検査の全学年で男女差なし
- 全下位検査とも、学年と伴に有意に得点上昇
- 読みの「理解」と書きの「校正」に難易度の逆転
- 全得点平均で2-3年、4-5年に差なし(下表)

	2年	3年	4年	5年	6年
1年	23.07*	31.50*	45.14*	53.14*	69.93*
2年		8.43	22.07*	30.07*	46.86*
3年			13.64*	21.64*	38.42*
4年				8.00	24.79*
5年					16.79*

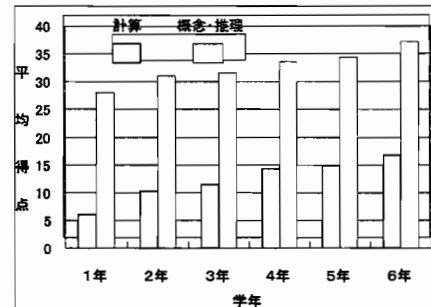
\*p<.05



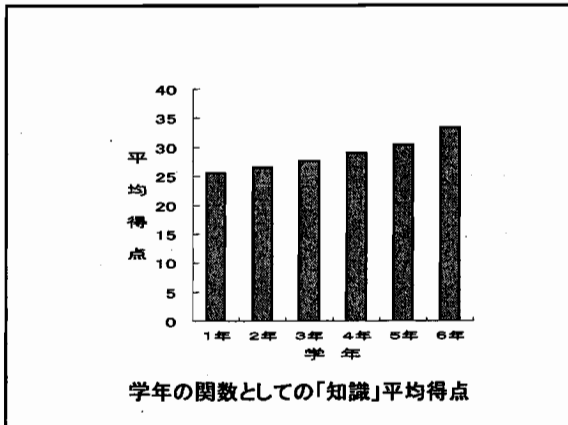
学年の関数としての「読み」下位検査平均得点



学年の関数としての「書き」下位検査平均得点



学年の関数としての「算数」下位検査平均得点



### 結果(信頼性)

■ 信頼性(α係数)

	日本版		原板	
	6-12歳		6歳	9歳
読み	.89	.97	.94	
書き	.92	.92	.92	
算数	.91	.90	.90	
知識	.82	.82	.87	

### 妥当性

■ 標準学力検査(教研式)との相関

		MBA								
		1年生			3年生			6年生		
		読み	書き	算数	読み	書き	算数	読み	書き	算数
教研式	国語	.63	.75		.72	.77		.63	.65	
	算数			.61			.72			.72

### まとめ

- 全下位検査とも、学年と伴に有意に得点上昇
- .82～.92の高い信頼性
- 標準学力検査による並存的妥当性

↓

本検査は、年齢縦断的な学習能力尺度として使用できる

- ### 今後に向けて
- サンプル数を増やす
  - 幼児(5歳以下)と13歳以上のサンプル
  - 一部項目の入れ替え  
(読みの「理解」と書きの「校正」の部分)
  - 再テスト法による信頼性の検討